

次期（第6次）N A C C S詳細仕様（中間報告）
説明会資料

平成 27 年 6 月

輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社

目 次

I	はじめに	P 1
II	第6次N A C C S開発コンセプトと詳細仕様	P 2
III	第6次N A C C S更改に向けた全体スケジュール	P 3
IV	これまでの検討経緯	P 4
V	第6次N A C C S更改の検討体制	P 5～6
VI	第6次N A C C Sにおける主要変更点の概要	P 6～9
VII	詳細仕様検討結果	P 10～122
	＜E D I仕様・システム全般編＞	P 11～24
	・第6次N A C C Sのシステムライフ及び移行処理	P 11
	・システム停止時間の短縮	P 12
	・第6次N A C C SにおけるE D I仕様	P 12～20
	・利用者I D体系の見直し	P 21
	・端末パッケージソフトの改善	P 21～23
	・搬入時申告起動時等におけるエラー通知の改善（パッケージソフト）	P 23～24
	＜業務共通編＞	P 24～35
	・システム制限値（D B保存期間）の見直し	P 25
	・We b N A C C S対象業務の拡大	P 25～26
	・海上システムにおける航空貨物の取扱いの廃止	P 27
	・N A C C S専用口座の廃止	P 28
	・廃止オンライン業務	P 28～29
	・廃止管理資料及び月報管理資料配信日の変更等	P 30
	・業務名称の変更	P 31
	・マイナンバー（法人番号）に係る対応	P 31～33
	・荷主業務と後続業務の連携強化	P 33～34
	・関係省庁用の汎用的な添付業務の新設	P 35
	＜通関関係業務編＞	P 36～64
	・輸出入申告業務における多欄申告対応	P 36
	・輸出入申告における入出力項目の見直し	P 37～39
	・輸出取止め再輸入手続のシステム化	P 40
	・通関士審査業務の新設	P 41～42
	・損害保険業務とN A C C Sの連携	P 43～45
	・ドキュメント通関（輸出入）のシステム化	P 45
	・関税割当制度適用輸出入申告における残数量等管理業務の新設	P 46～48
	・「機用品蔵入承認申請（C T A／C T C）」業務の海上貨物への対応	P 49～51
	・通関書類の添付対象手続きの見直し	P 51
	・リアルタイム口座振替完了通知の改善	P 52
	・輸出入申告官署の自由化の概要	P 53～54

・「本船・ふ中扱い承認申請（H F C）」業務における事項登録業務等の追加	P 54
・蔵出輸入申告におけるA E O対応機能の新設	P 55
・「輸出申告事項登録（E D A）」業務における大額・少額種別の入力簡素化	P 55
・輸出申告（少額）におけるH S品目コードの入力可能化	P 56
・「輸出自動車情報登録（M O A）」業務の改善	P 56～57
・「輸入申告事項登録（I D A）」業務における入港日のブランク化（自動補完）	P 57
・輸入申告事項登録における「他法令識別」欄の入力桁数拡大	P 58
・「輸入申告事項登録（I D A）」業務における包括保険等の期限管理	P 58～59
・特例申告納期限延長に係る据置担保、個別担保の併用可能化	P 59
・輸入予備申告における検査指定情報等の出力	P 60
・見本持出し関連業務の見直し	P 60～61
・「担保照会（I A S）」業務の改善	P 61
・「為替レート照会（I E R）」業務の改善	P 62
・口座使用明細書の出力内容の見直し	P 62
・輸入許可データ配信先の見直し	P 63
・別送品輸出許可通知情報等の二重出力の可能化	P 64
＜航空業務編＞	P 64～69
・1便あたりの旅客数の拡大	P 65
・スプリット便数の拡大（輸出入）	P 65
・1 M A W BあたりのH A W B件数の拡大	P 66
・「H A W B情報登録（輸入）（H C H 0 1）」業務の入力件数の拡大	P 66
・「混載仕立終了情報登録（H D E）」業務の複数件一括処理機能の追加	P 67
・R V A業務等の見直し	P 67～68
・L D Rにおける出力項目の見直し及びL D R情報の分割	P 68～69
・B I L L請求先欄の追加及びB I L L請求先情報の補完機能の改善	P 69
＜海上業務編＞	P 70～107
・出港前報告制度に係る関連業務の見直し	P 70～86
・海上における入出港業務の見直し	P 86～88
・B / L番号入力仕様の見直し	P 88～89
・1 B / Lあたりの入力可能コンテナ件数の拡大	P 89
・蔵入貨物の後続業務の可能化	P 90～91
・空コンテナの仮陸揚対応	P 92
・「積荷目録情報訂正（次船卸港の追加）（C M F 0 3）」業務の改善	P 92
・A C L業務の見直し	P 93～94
・C Y搬出入業務の改善	P 94～95
・船腹予約業務のシステム化	P 96～98
・危険物明細書のシステム化	P 99～101
・「輸出貨物情報登録（E C R）」業務における帳票出力日時を表示	P 101
・コンテナ番号のチェック機能の改善	P 102
・「貨物情報照会（I C G）」業務の改善	P 102～103
・「G01 輸入貨物搬出入データ」等の保税管理資料に影響のある業務の搬出入日チェックの実施	P 103～104

・「輸入コンテナ引取予定情報通知（ＩＤ通知）（ＲＳＳ０１）」業務における通知先誤入力への対応	・ ・ ・ ・ ・	P 104
・「保税運送申告（ＯＬＣ）」業務における事項登録業務等の新設	・ ・ ・ ・ ・	P 105
・保税運送承認番号の複数件入力	・ ・ ・ ・ ・	P 105
・仮陸揚貨物の市内運送時の「保税運送（ＯＬＣ）」業務における価格入力の任意化	・ ・ ・ ・ ・	P 106
・管理資料「Ｇ１１：卸コンテナリスト取扱一覧データ」等の出力項目の変更	・ ・ ・ ・ ・	P 106
・港湾統計データの配信方法及び収集項目の変更等	・ ・ ・ ・ ・	P 107
＜関係省庁編（海上入出港を除く）＞	・ ・ ・ ・ ・	P 108～122
・「検疫前通報（ＧＩＡ０１）」業務等にかかる改善	・ ・ ・ ・ ・	P 108～109
・「輸入畜産物検査申請（ＩＬＣ）」業務における到着後申請の自動起動化	・ ・ ・ ・ ・	P 110
・「輸入犬等検査申請事項登録（ＩＱＡ）」業務等の改善	・ ・ ・ ・ ・	P 111
・「植物等輸入検査申請事項登録（ＩＰＡ）」業務等の改善	・ ・ ・ ・ ・	P 112
・植物等輸入検査業務における木材検疫要綱「認可証明書」の交付	・ ・ ・ ・ ・	P 113
・輸出植物検査申請業務等のＮＡＣＣＳ-ＥＤＩ化	・ ・ ・ ・ ・	P 113
・「食品等輸入届出事項登録（ＩＦＡ）」業務等の改善	・ ・ ・ ・ ・	P 114～115
・食品等輸入届出業務等における「添付書類の有無」欄の追加	・ ・ ・ ・ ・	P 115
・連絡書に対する民間利用者からの返答機能（食品届出関係）	・ ・ ・ ・ ・	P 116～117
・「事前届出搬入連絡（ＩＦＧ）」業務後の検査命令書の自動発行	・ ・ ・ ・ ・	P 117
・医薬品医療機器等輸出入手続き業務に係る改善要望に基づく変更	・ ・ ・ ・ ・	P 118～122
Ⅷ 問合せ先	・ ・ ・ ・ ・	P 122

I はじめに

I はじめに

はじめに

本資料は、平成29年10月に予定している第6次NACCSの更改に向けて、平成26年8月から本年5月まで合計17回に亘って開催した航空／海上各ワーキンググループ（WG）において検討を行った詳細仕様／EDI仕様の検討結果について、中間取り纏めとして作成したものです。いずれも最終確定版となっているものではありません（ただし、本取り纏めの内容は、「情報処理運営協議会」あるいは「航空／海上更改専門部会」において了承を得たものとなっております。）。

詳細仕様／EDI仕様については、現在も引き続き検討を行っている段階であり、最終確定時期は平成28年3月を予定しております。従いまして、本資料の記載内容については、今後、変更することもあり得ますので、あらかじめご承知おき願います。

今回の説明会においては、自社システムに影響を及ぼす可能性がある項目、お客様の現在の業務処理に大きく影響を与える項目等、更改に向けてなるべく早い段階でお客様にお知らせしておくことが必要と思われる項目を中心に説明をさせていただきます。詳細仕様全体につきましては、平成28年3月の詳細仕様確定後、改めて説明会を開催のうえ説明させていただく予定としております。

お客様におかれましては、本資料を自社システムへの影響、或いは業務処理の見直しの有無等を確認・検討するための資料としてご活用いただければと考えております。

なお、本資料中の個別項目説明ページにはワーキンググループ（WG）の開催回を記載してありますので、詳細な内容を確認したい場合や検討過程を確認したい場合は、NACCS掲示板に掲載しているWG資料を参照いただきますようお願いいたします。

また、NACCS掲示板には、第6次NACCSの業務仕様書／EDI仕様書につきましても、（案）ベースではありますが、今後、随時掲載することを予定していますので、併せてご利用いただければと思います（いずれも最終確定版は平成28年3月以降となりますので、この点もご留意願います。）。

Ⅱ 第6次NACCS開発コンセプトと詳細仕様

Ⅱ 第6次NACCS開発コンセプトと詳細仕様

官民共同利用システムとして、 安定性・信頼性の高いシステム

- ・システムの安定性、信頼性を確保するシステム更改の実現
- ・情報の適正管理と情報セキュリティの確保
- ・平成22年12月10日に発生したシステム障害を踏まえ、バックアップ機能の改善等の検討

- ・空／海統合、関係省庁システム統合後の初めての更改であり、円滑なシステム移行を確保
- ・現行NACCSと同等の稼働率の継続
- ・セキュリティ機能の見直し
- ・バックアップ機能の改善
 - ⇒ 切替時間の短縮化
 - ⇒ 関係省庁手続のバックアップ機能の強化
 - ⇒ 切替方法の改善（利用者側の作業軽減）

- 空／海システム統合、関係省庁システム統合後の初めての更改

- システムの安定性・信頼性
 - ⇒ バックアップ機能の改善
 - ⇒ セキュリティ機能の見直し 等

- 税関手続関連の見直し
 - ⇒ 通関関係書類の電子化・ペーパーレス化の推進
 - ・添付ファイル容量の拡大 等
 - ・損害保険業務のシステム化
 - ⇒ システム対象手続の拡大
 - ・ドキュメント通関
 - ・輸出取止め再輸入手続 等

公共的インフラとして、効率性・ 経済性の高いシステム

- ・システムの効率性、経済性を確保するシステム構成、業務機能の見直し
- ・システム開発コストの低減化の実現
- ・関係省庁システムとの統合の見直し

- ・業務実態・利用者ニーズを踏まえた業務全般の最適化及び開発コストの低減化
- ・利用実態等を踏まえたオンライン業務、管理資料の一部統廃合
- ・利用者側システムへの影響を抑制したシステム開発
- ・一般競争入札による調達
- ・港湾サブシステム等のNACCS統合化

- 業務実態、利用者ニーズを踏まえた見直し

- ⇒ 海上業務フローの見直し
 - ・第5次からの参加業種の業務処理フローの見直し
- ⇒ 海上システムにおける航空貨物の取扱いの廃止
- ⇒ 蔵入後の後続処理可能化
- ⇒ 各種制限値の見直し
- ⇒ プロ変更（245件）の検討
- ⇒ 業務の統廃合等の実施
- ⇒ 専用口座の廃止
- ⇒ ユーザーインターフェースの見直し
- ⇒ システム停止時間の短縮化

総合物流情報プラットフォーム としての更なる機能の充実

- ・関係業界、利用者のニーズを業務仕様に反映
- ・貿易関連手続きの更なるペーパーレス化の進展
- ・BtoB、BtoGのポータルとして、国際的なシステム連携機能や民間システムとの連携強化の検討
- ・利用者インターフェース、ネットワークの充実

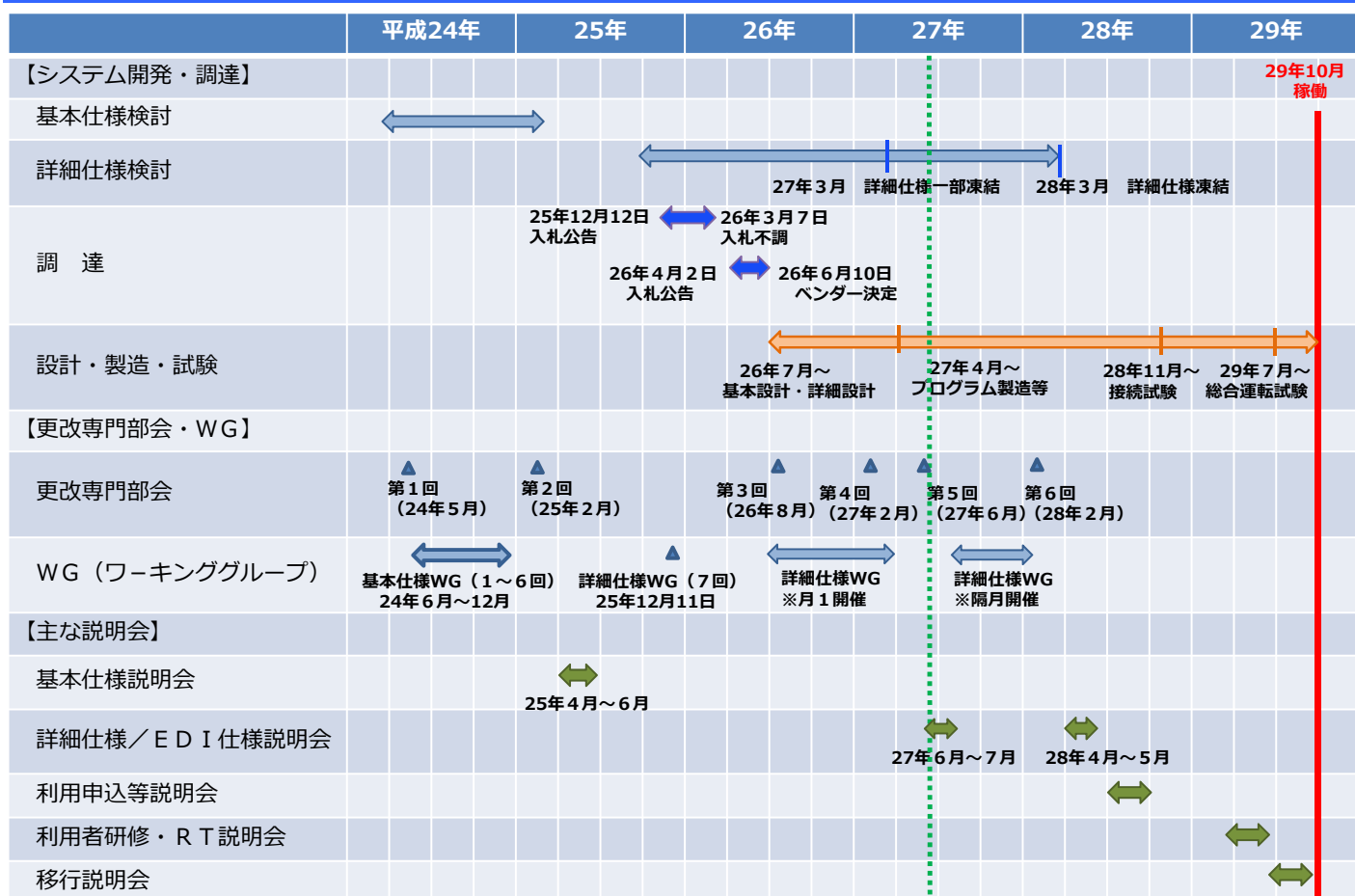
- ・利用者ニーズを十分に反映するためサブワーキングを設置
- ・損害保険業務とNACCSとの連携
- ・添付ファイル容量の拡大（3MB→10MB）
- ・EDI FACT、XML等の利用による国際標準への対応
- ・船腹予約業務、危険物明細書のシステム化の検討（海上）
- ・荷主の情報入力を最上流とする業務フローの見直し（海上）
- ・WebNACCSの対象範囲の拡大

- 総合物流情報プラットフォームとしての機能充実

- ⇒ 港湾サブシステム統合
 - ・入出港SW機能の拡充
- ⇒ 民業業務の拡充
 - ・船腹予約業務等のシステム化
 - ・ACL、CY搬出入業務の改善
- ⇒ 業種拡大
 - ・損害保険会社

Ⅲ 第6次NACCS更改に向けた全体スケジュール

Ⅲ 第6次NACCS更改に向けた全体スケジュール



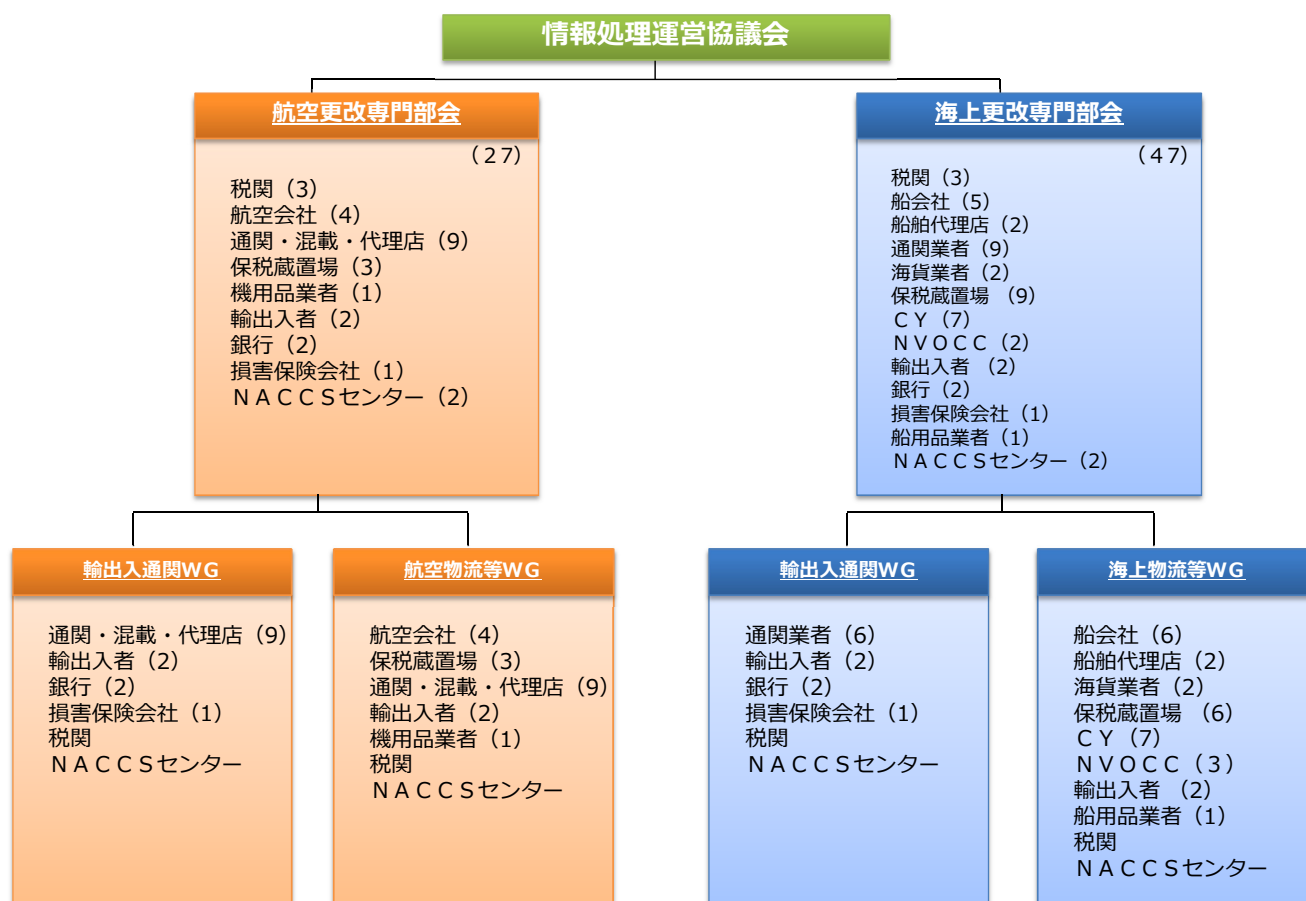
IV これまでの検討経緯

IV これまでの検討経緯

年 月 日	会議等開催実績	討議・決定事項等
平成24年 3月12日	第4回 情報処理運営協議会	・航空／海上更改専門部会の設置を承認
平成24年 5月28日	第1回 航空・海上（合同）更改専門部会	・第6次NACCS基本仕様書の検討開始 （主な検討事項の審議） ・基本仕様書の具体的検討はWGにおいて実施することの承認
平成25年 2月 7日	第2回 航空・海上（合同）更改専門部会	・第6次NACCS基本仕様書（案）の審議・承認
平成25年 3月22日	第5回 情報処理運営協議会	・第6次NACCS基本仕様書の承認
平成26年 8月 1日	第3回 航空・海上（合同）更改専門部会	・第6次NACCS詳細仕様の検討開始 （主な検討事項の審議） ・詳細仕様の検討体制の承認
平成27年 2月 3日	第4回 航空・海上（合同）更改専門部会	・第6次NACCS詳細仕様書 中間報告（案）の審議・承認
平成27年 3月 6日	第7回 情報処理運営協議会	・第6次NACCS詳細仕様書 中間報告（案）及び今後の 予定についての承認（決議事項詳細は、次ページ参照）
平成27年 6月 4日	第5回 航空・海上（合同）更改専門部会	・第6次NACCS詳細仕様書「中間報告後（案）における 追加検討状況について」の審議・承認

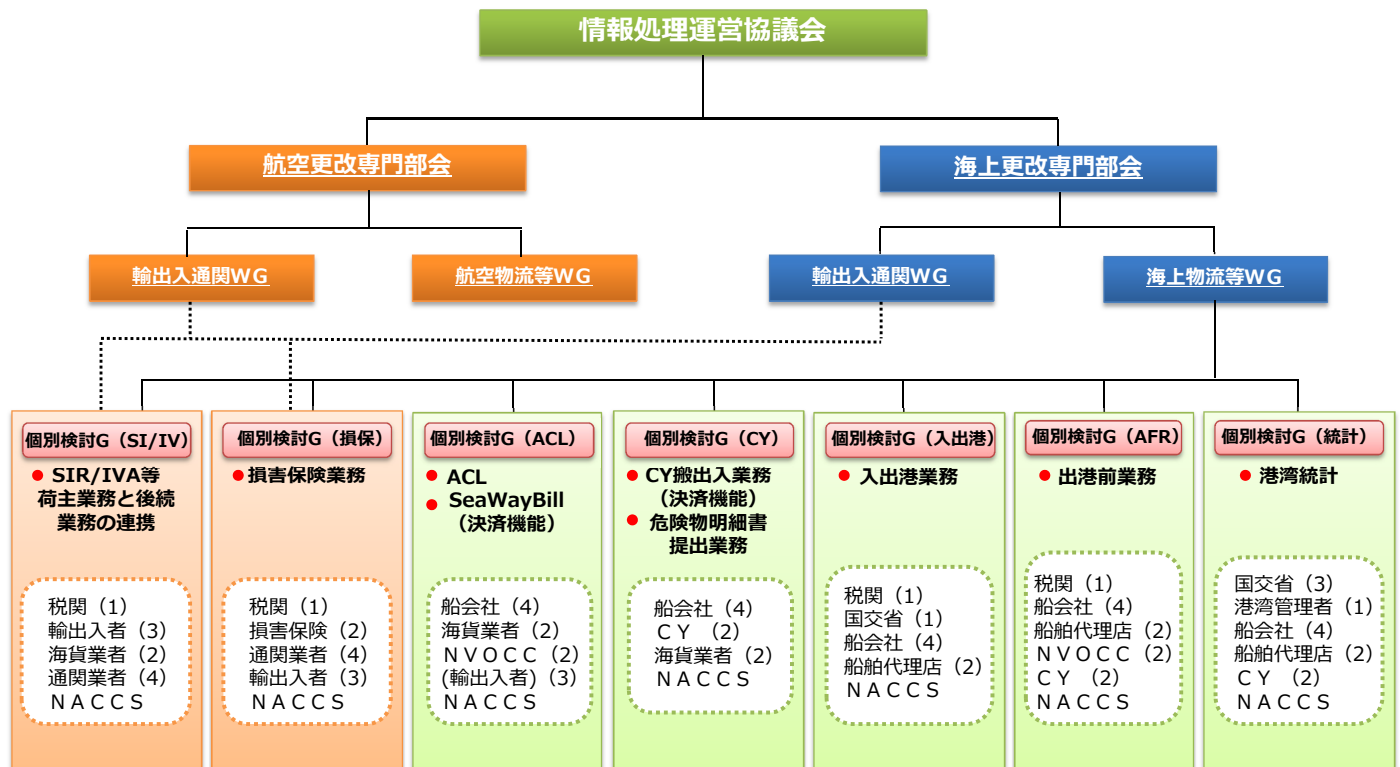
V 第6次NACCS更改の検討体制

V 第6次NACCS更改の検討体制（1）



V 第6次NACCS更改の検討体制（2）－サブワーキンググループの設置－

詳細仕様検討のうち、以下の検討項目についてはサブワーキンググループ（個別検討G）を設置し、検討を実施。



* () 内は参加人数

VI 第6次NACCSにおける主要変更点の概要

VI 第6次NACCSにおける主要変更点の概要（1）

類 別	項 目	概 要	資 料
E D I 仕様 システム全般	1. 第6次NACCSのシステムライフ	① 第6次NACCSのシステムライフは、平成29年10月から平成37年9月までの8年間とする。 ② システムライフ期間中、平成33年10月にハードウェアの更新（中年度更改）を実施する。（中年度更改における移行時間は、最大5時間程度を予定）	11
	2. 移行関係	・第6次NACCSへの移行は、第5次NACCSの機能、データを一括で移行することとし、移行に要する時間は5時間程度を予定	11
	3. システム停止時間の短縮	・年間6回程度（概ね隔月で1回程度、2～3時間程度、原則日曜日早朝）	12
	3. E D I 仕様の見直し	① パッケージソフト（メール処理方式）の廃止（ゲートウェイ配下の利用除く） ② オンライン処理方式の見直し ・航空におけるダイレクト・インターフェース方式の廃止 ③ NACCSネットワークの見直し ・ダイヤルアップ回線の廃止 ・大容量の回線メニューの新規提供 ④ バックアップ機能 ・大規模災害等を想定したバックアップセンターの設置場所の選定（非公表） ・関係省庁手続機能のバックアップ機能の強化 ・切替時間短縮化、利用者が意識しない切替方法の採用 ⑤ WebNACCSにおける電文受信ソフトの廃止 ⑥ 最大電文長の拡大（500KB→700KB） ⑦ 最大添付ファイル容量の拡大（3MB→10MB） ⑧ 入力共通項目におけるシステム識別の設定値変更 ⑨ セキュリティ対策の強化（パスワードを6文字以上8文字以下とする等）	12～20
	5. 利用者ID体系	・利用者ID体系は現行NACCSと同一（基本仕様で提案した10桁化は実施しない。）	21
	6. パッケージソフトの改善	・アップデート機能の見直し、プログラム変更要望に基づく機能改善 等	21～23

VI 第6次NACCSにおける主要変更点の概要（2）

類 別	項 目	概 要	資 料
業務共通	1. システム制限値の見直し	・業務における入力件数の拡大、データベース保存期間の見直し等（詳細は個別説明編を参照）	25
	2. WebNACCS対象業務の見直し	以下の業務についてWebNACCS対象として追加 ① 海上における入出港関連業務 ② 利用頻度の高い照会業務（航空・海上） ③ WebNACCSに適する新規業務（損害保険業務 等）	25～26
	3. 海上システムにおける航空貨物の取扱廃止	① 海上システムにおける航空貨物の取扱い機能を廃止し、航空貨物は航空システムで、海上貨物は海上システムで一貫して業務処理を行うこととする。 ② 以下のイレギュラーケースには対応 ・海上貨物として輸出予定の貨物を許可後に航空貨物として輸出する場合 ・船舶から仮陸揚した海上貨物を航空貨物として積み戻す場合	27
	4. NACCS専用口座廃止	・NACCS専用口座は、平成28年度末で廃止する。	28
	5. オンライン業務及び管理資料の一部廃止 等	① 業務実態等を踏まえ、一部オンライン業務及び管理資料を廃止する。 ② 一部管理資料について、配信日を変更する。	28～30
	6. マイナンバー（法人番号）対応	・「輸出入者コード」の入力を必要とする業務において、「法人番号」を取得している法人等の場合は、「輸出入者コード」に替えて「法人番号」を入力することを原則とする（現在の桁数（12桁）は変更となります。） （詳細は継続検討中）	31～33
	7. 荷主業務と後続業務の連携強化	・海上における物流業務フローは、荷主による情報入力を最上流として位置付け、後続業務における情報の流用や二重入力の排除を実現する。 （詳細は継続検討中）	33～34
	8. 関係省庁用の汎用的な添付業務の新設	・関係省庁（通関関係）用として、汎用的に利用可能となる添付業務を提供する。	35

VI 第6次NACCSにおける主要変更点の概要（3）

類 別	項 目	概 要	資料
通関関係	1. 輸出入申告における多欄対応	・輸出入申告業務等における入力欄数を現行50欄から次期では99欄に拡大する。	36
	2. 輸出入申告項目の見直し	・輸出入申告項目の見直しを実施する。（詳細は継続検討中）	37～39
	3. 輸出取止め再輸入手続のシステム化	・輸出取止め再輸入手続のシステム化を実施する。	40
	4. 通関士審査業務の新設	・通関士が輸出入申告等を行う前に当該申告に係る内容の審査を可能とする業務を新設する。	41～42
	5. 包括保険登録業務の新設	・包括保険に係る情報を損害保険会社が仮登録を行い、輸入者（海貨業者・通関業者）が本登録を行う業務を新設する。	43～45
	6. ドキュメント通関のシステム化	・航空におけるドキュメント通関について、汎用申請業務の対象として追加する。	45
	7. 関税割当品目に係る残数量管理業務の新設	・関税割当適用輸出入申告を行った際に、通関業者等が数量管理対象貨物に係る数量を登録し、税関は、当該申告の数量確認（裏落とし）を管理業務で行うこととする（詳細は継続検討中）。	46～48
	8. 機用品蔵入承認申請業務の海上貨物への対応等	① 海上貨物として到着した機用品に対しても「機用品蔵入承認申請（CTC）」業務等の利用を可能とする。 ② 機用品について総保入承認申請業務の利用を可能とする。	49～51
	9. 通関書類の添付対象手続の見直し	・通関書類の「申告添付登録（MSX）」業務に「修正申告」等も対象手続として追加する。	51
	10. リアルタイム口座振替完了通知の改善	・IDA業務で入力される「記事（荷主）」欄、「荷主リファレンス番号」及び「荷主セクションコード」欄の内容をリアルタイム口座振替完了通知に反映	52
	11. 輸出入申告官署の自由化対応	・以下の対応について検討する（詳細は継続検討中） ① AEO輸出入者に係る輸出入申告等について非蔵置場官署への申告を可能とする。 ② 上記①を実現するため、輸出入申告項目に新たな項目を追加する。	53～54

VI 第6次NACCSにおける主要変更点の概要（4）

類 別	項 目	概 要	資料
航空関係	1. システム制限値の見直し	① 入出港業務における1便あたりの登録可能旅客数の拡大（700人→999人） ② スプリット便数の拡大（20便→30便） ③ 1MAWBあたりのHAWB件数の拡大（3,000件→9,999件） ④ HAWB情報登録業務の件数拡大（10欄→20欄） ⑤ 混載仕立終了情報登録業務の登録可能MAWB件数の拡大（1件→20件）	65～67
	2. RVA業務の見直し	・税関が認めた保税蔵置場に限り、RVA業務等とEXM業務等の併用を可能とする見直しを実施する。	67～68
	3. LDRの見直し	① LDR情報に新たに「搬出総個数」の表記を追加する。 ② 1MAWBあたりのHAWB件数の拡大に伴い、LDR情報の分割出力を可能とする。	68～69
	4. BIL請求先情報の補完機能改善	・「輸入申告事項登録（IDA）」業務等に「蔵置料金請求先」欄を新設し、当該欄に入力された場合は、「搬出確認登録（OUT）」業務実施時の請求先に反映（自動補完）する。（詳細は継続検討中）	69

VI 第6次NACCSにおける主要変更点の概要（5）

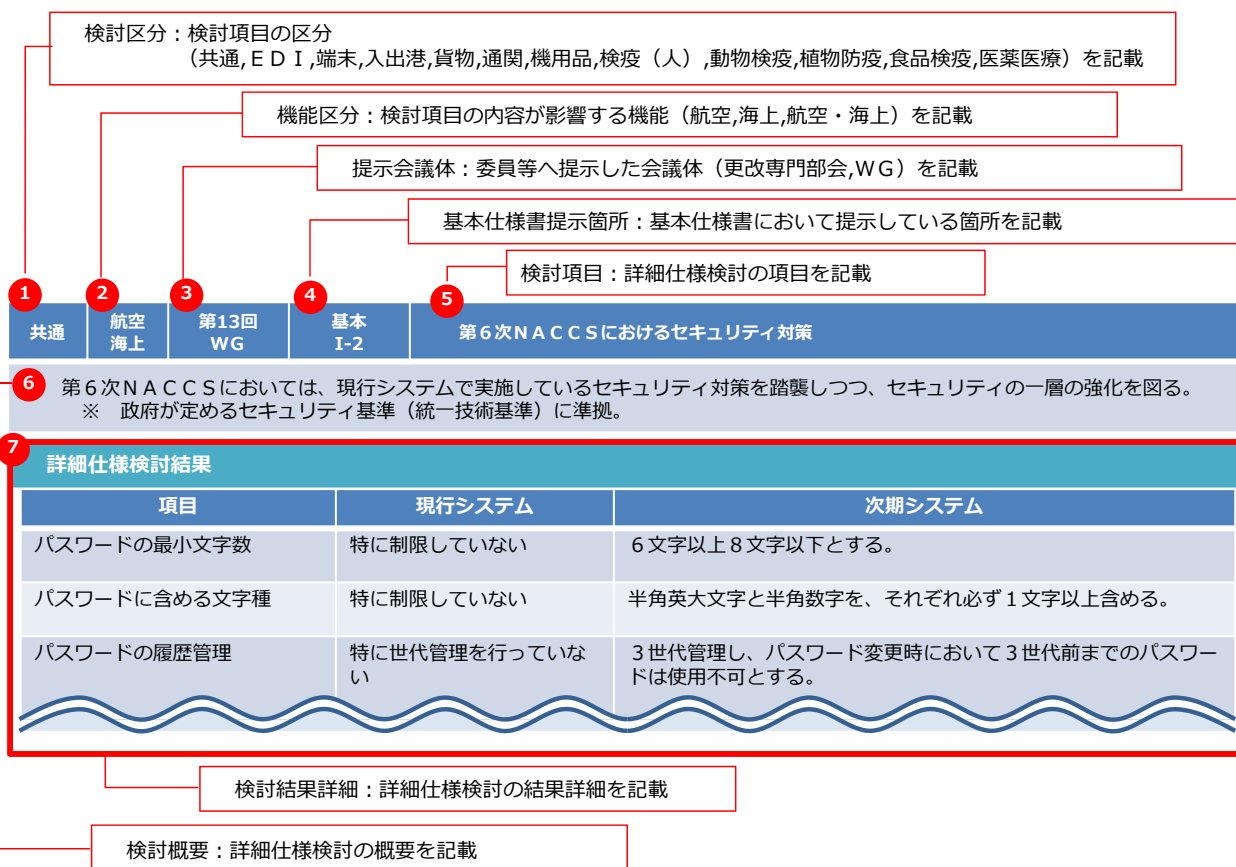
類 別	項 目	概 要	資料
海上関係	1. 出港前報告制度関連業務の見直し	・出港前報告制度関連業務に関するプログラム変更要望等を踏まえ必要な改善を実施する。（詳細は継続検討中）	70～86
	2. 入出港業務の改善（港湾サブシステム統合）	① 港湾サブシステムのNACCS統合、乗員上陸許可支援システムの一部機能のNACCS移管による入出港シングルウィンドウ機能の拡充を実施する。 ② 入出港業務のWeb化を実施する。	86～88
	3. B/L番号の入力仕様の見直し	① B/L番号の35桁化（NACCS用船会社コード（4桁）+31桁） ② 仕分け（仕合せ）時のB/L番号枝番体系の見直し ③ 内取りの可能化	88～89
	4. 蔵入貨物の後続業務可能化	・蔵入承認済貨物に関する搬出入管理、改装・仕分け等を可能とする（後続業務の利用可否については保税蔵置場による選択制とする。）。	90～91
	5. 仮陸揚関連処理の改善	① 空コンテナの仮陸揚処理の追加 ② 「積荷目録情報訂正（次船卸港の追加）（CMF03）」業務の改善	92
	6. ACL業務の見直し	・現行ACL01/02業務を廃止し、ACL03/04業務を次期におけるACL業務とする（プログラム変更要望を踏まえ、ACL03/04業務の改善を併せて実施する。）。	93～94
	8. CY搬出入業務の見直し	・現行CY搬出入業務に係るプログラム変更要望を踏まえ、必要な改善を実施する。	94～95
	9. 船腹予約業務のシステム化	・BKR/SIR業務等の先行業務として、船腹予約業務を新設する。（詳細は継続検討中）	96～98
	10. 危険物明細書作成業務のシステム化	・危険物明細書の作成業務等のシステム化を実施する。（詳細は継続検討中）	99～101

VI 第6次NACCSにおける主要変更点の概要（6）

類 別	項 目	概 要	資料
関係省庁 手続関係	1. 検疫（人）手続き業務の見直し（航空）	・「検疫前通報（GIA01）」業務における記事欄の桁数拡大、日本語入力の可能化等の改善を実施する。	108～109
	2. 動物検疫手続き業務の見直し	・「輸入畜産物検査申請（ILC）」業務において到着後申請の自動起動を可能とする等の機能改善を実施する。	110～111
	3. 植物防疫手続き業務の見直し	・「植物等輸入検査申請事項登録（IPA）」業務における卸下（しゃか）場所のコード化、検査申請控への申請年月日の出力等の機能改善を実施する。	112～113
	4. 食品検疫手続き業務の見直し	・「食品等輸入届出事項登録（IFA）」業務における「品目名」等の項目について英名から和名での出力に変更、連絡書に対する返答機能の追加等の改善を実施する。	114～117
	5. 医薬品医療機器等輸出入手続き業務の改善	・関係者に対する電子メール通知機能の追加等、改善要望を踏まえた見直しを実施する。	118～122

VII 詳細仕様検討結果

VII 詳細仕様検討結果 の見方



EDI仕様・システム全般編

Ⅶ 詳細仕様検討結果

共通	航空 海上	第13回 第16回 WG 第17回	基本 Ⅱ	第6次NACCSのシステムライフ及び移行処理
----	----------	-------------------------	---------	------------------------

- ・第6次NACCSのシステムライフ及び移行処理は以下のとおりとする。

詳細仕様検討結果

1. 第6次NACCSのシステムライフ

第6次NACCSのシステムライフは、平成29年10月から平成37年9月までの8年間とするが、システムライフ期間中、平成33年10月にハードウェアの更新（中年度更改）を実施する。中年度更改における移行時間は、「第5次NACCSから第6次NACCSへの更改時と同程度の移行時間」を想定しており、最大5時間程度とすることを目標とする。

2. 移行処理

第5次NACCSから第6次NACCSへの移行について、第5次NACCSの機能、データを一括で移行する。移行時期は平成29年10月を予定している（ただし、第6次NACCSの設計・開発の状況によっては変更があり得る。）。

なお、移行時間については、利用者様への影響を考慮し、短時間での移行を目指すこととし、第5次NACCSにおける航空システムの移行時間と同程度を目標とする。具体的には移行に要する時間を5時間程度とすることを目標とする。

具体的な移行時間については、今後の検討の結果を踏まえて決定する。

VII 詳細仕様検討結果

共通	航空 海上	第13回 第16回 WG 第17回	基本 Ⅱ	システム停止時間の短縮
現行システムでは、月1回、定期メンテナンスを目的としたシステム停止を行っているが、第6次NACCSでは、定期メンテナンスによる停止回数、停止時間の削減を図る。				

詳細仕様検討結果

○ メンテナンスによるシステム停止

- 第5次NACCSにおいても既に24時間365日の連続運転を前提としているが、現行では月1回（日曜日早朝）、定期メンテナンスを目的として、あらかじめ周知の上で計画的なシステム停止が行われている。
- 第6次NACCSの基本仕様書においては、第6次NACCSの定期メンテナンス（定期保守）について、システム構成やメンテナンス方法の見直しにより、停止回数、停止時間の削減を図ることとしている。
- 具体的には、下表に示すとおり、第6次NACCSにおいては、定期メンテナンスを目的としたシステム停止回数及び停止時間の削減を図る。なお、定期メンテナンスについては、現行同様、日曜日早朝に実施する。

	第5次NACCS	第6次NACCS ※1
年間の総システム停止回数	原則12回程度 (月1回程度)	原則6回程度 (概ね隔月で1回程度) ※2
年間の総システム停止時間	24～36時間程度 (1回あたり2～3時間程度)	12～18時間程度 (1回あたり2～3時間程度)

※1：上記はメインセンターで運用中におけるシステムの停止回数、停止時間である。バックアップセンターに運用が切り替わった場合は、上記より多くのシステム停止が発生することが想定される。

※2：第6次NACCSにおける定期メンテナンスは、原則として隔月に1回の実施を予定しているが、システムのメンテナンス要否（プログラム変更や制度改正、緊急パッチ適用等）の状況により、実施月に変更があり得る。

VII 詳細仕様検討結果

EDI	航空 海上	第12回 第16回 WG 第17回	基本 Ⅱ-1 Ⅲ-1	第6次NACCSにおけるEDI仕様
第6次NACCSにおけるEDI仕様について必要な見直しを実施する。				

詳細仕様検討結果

【第6次NACCSにおけるEDI仕様の基本方針】

- 第6次NACCSにおけるEDI仕様は、NACCSの安定的な継続利用を考慮し、原則として、第5次NACCSの仕様を踏襲する。ただし、これまでのWGにおける議論の内容を踏まえ、主に以下に示す項目について仕様の見直しを実施する。

注：見直し後のEDI仕様書は後日、NACCS掲示板又はNACCSホームページに掲載予定。

項番	主な見直し項目	主な変更点の概要
1	パッケージソフト（メール処理方式）の原則提供終了	NACCSパッケージソフトのうち、ゲートウェイ配下での利用の場合を除き、メール処理方式の提供を終了する。
2	オンライン処理方式の見直し～D/I処理方式の廃止～	自社システムとNACCSとの接続方式のうち、ダイレクト・インターフェース（D/I）処理方式を廃止する。
3	NACCSネットワークにおけるダイヤルアップ回線の廃止	NACCSネットワークにおける利用者アクセス回線のうち、ダイヤルアップ回線の提供を終了する。
4	バックアップ機能の改善～メイン・バックの切替方式の変更～	メインセンター及びバックアップセンター間の切替えについて、IPアドレスを手動で変更する方法から、DNSを使用した自動切替方法に変更する。
5	WebNACCSにおける電文受信ソフトの廃止	WebNACCSの利便性向上を図るため、電文受信ソフトなしで帳票を取得できるようにするとともに、電文受信ソフトを廃止する。
6	最大電文長の拡大	NACCS-EDI電文の最大電文長を500KBから700KBに拡大する。
7	最大添付ファイルサイズの拡大	添付ファイルの最大ファイルサイズを10MBまで拡大する。ただし、最大ファイルサイズは10MBの範囲で業務ごとに定めるものとする。
8	入力共通項目におけるシステム識別の設定値の変更	入力共通項目の中のシステム識別の設定値を、一部の業務の実施において変更する。

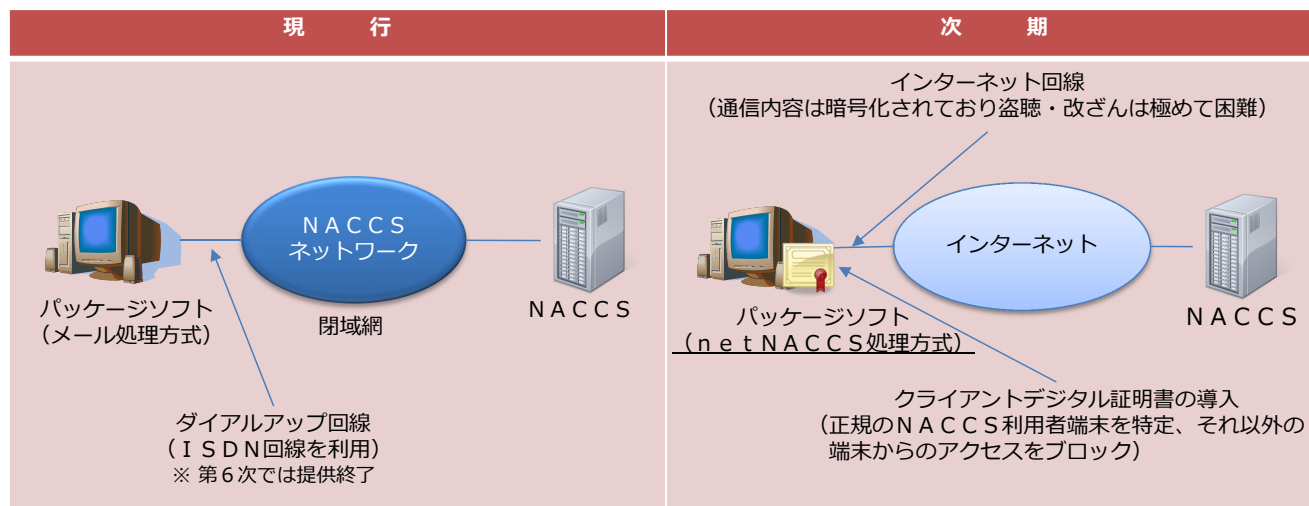
VII 詳細仕様検討結果

EDI	海上	第12回 第16回	WG	基本 Ⅲ-1	第6次NACCSにおけるEDI仕様 1. パッケージソフト（メール処理方式）の原則提供終了（1）
-----	----	--------------	----	-----------	---

- 第6次NACCSにおいては、ゲートウェイ配下での利用の場合を除き、パッケージソフト（メール処理方式）の提供を終了する。

詳細仕様検討結果

- パッケージソフト（メール処理方式）については、ゲートウェイ配下での利用の場合を除き（注）、提供を終了する。
（注）ゲートウェイ配下での利用者に対しては、従来通り、パッケージソフト（メール処理方式）の提供を継続。
- 現在、パッケージソフト（メール処理方式）を利用している利用者様には、netNACCS処理方式への切替えをお願いする。
（注）netNACCSは、インターネット使用となるがデジタル証明書の導入や通信の暗号化といった適切なセキュリティ対策を施しておりセキュリティを低下することなく、昨今ではコストメリットも得られる。



VII 詳細仕様検討結果

EDI	海上	第12回 第16回	WG	基本 Ⅲ-1	第6次NACCSにおけるEDI仕様 1. パッケージソフト（メール処理方式）の原則提供終了（2）
-----	----	--------------	----	-----------	---

詳細仕様検討結果

パッケージソフト（メール処理方式）の提供終了に際して検討を要する課題に対する対応方法は、それぞれ以下のとおり。

WG委員から提起のあった 課 題	対 応 方 法
「通関士証票番号登録（UTB）」業務が自社システムに入っておらず、メール処理方式の端末により行っており、パッケージソフト（メール処理方式）の提供が終了すると、通関士証票番号の変更等ができない。	現行UTB業務は、通関士本人の利用者ID（8桁）により当該利用者IDで利用可能な処理方式からでなければ、通関士証票番号の登録、修正、削除が行えない。このため、第6次NACCSにおいては、利用者IDの先頭5桁（利用者コード）が同一であれば本人以外の通関士の利用者ID及び処理方式からでも、UTB業務を実施できるように次期では業務仕様を改善する。
自社システムの障害時対策のためパッケージソフト（メール処理方式）を導入しているが、弊社の場合、netNACCSに切り替えると、全て社内LAN経由の接続となる為、社内LANに不具合が発生した場合netNACCSも使用ができない。	- 社内LANを経由しない形でNACCSネットワークの専用線又はブロードバンド回線を導入し、NACCSパッケージソフト（インタラクティブ処理方式）を組み合わせる。 - ゲートウェイ処理方式やSMTP双方向処理方式を利用している場合は、既に専用線が利用可能であるため、NACCSパッケージソフト（インタラクティブ処理方式）を導入する。
現行のメール処理方式で受信している電文についてnetNACCS経由の場合、受信が端末固定になると、都度、出力要請が必要となるのではないかと、また他の端末から出力要請をする場合、現行の方法だと、論理端末名及び端末アクセスキーを都度設定が必要となる事から負荷が大きい。また、社内LANが使用できない場合、電文の出力ができない。	以下の設定を行うことにより、従来のパッケージソフト（メール処理方式）と同様の処理をnetNACCSでも可能となる。 - 宛先管理設定により、取得したい出力情報（帳票電文）をnetNACCSを利用する論理端末名宛に出力するよう設定する。 - netNACCSの自動タイムによる帳票取出機能により定期的に自動で帳票電文を取り出すように設定する。 ②の設定により、定期的に自動で帳票電文がnetNACCS端末に出力される。これにより、メール処理方式の動きと同様となるため、当該電文の受信を契機に業務を実施することが可能となる。
メール処理方式の電文受信を契機として業務が動く場合がある為、都度出力要請では対応できない。	なお、他の端末から帳票電文を取り出す場合は、論理端末名及び端末アクセスキーによる取出しを行う。他の端末からの取出しが長期に及ぶ場合はU業務を使用して、出力先の論理端末名を変更する。

VII 詳細仕様検討結果

EDI	航空 海上	第12回 第17回 WG	基本 Ⅲ-1	第6次NACCSにおけるEDI仕様 2. オンライン処理方式の見直し／EDIFACT電文及びXML電文
-----	----------	-----------------	-----------	--

- ・ 現行の接続方式のうち、ダイレクト・インターフェース（D/I）方式は、廃止する。
- ・ NACCS業務におけるe b M S処理方式の対応業務の見直しを実施する。
- ・ EDIFACT電文及びXML電文で利用可能な業務については限定する。

詳細仕様検討結果

- ・ 第6次NACCSにおけるオンライン処理方式は次のとおりとする。

処理方式		ネットワーク	利用プロトコル	電文形式	パッケージソフト
インタラクティブ処理方式	会話型	NACCS ネットワーク	HTTP	NACCS-EDI 電文	○
	SMTP 双方向		SMTP	NACCS-EDI 電文	－
				XML 電文	－
メール処理方式			SMTP / POP3	NACCS-EDI 電文	○
				EDIFACT 電文	－
				XML 電文	－
e b M S 処理方式	インターネット	HTTP(S)	NACCS-EDI 電文	－	
			XML 電文	－	
n e t NACCS 処理方式		HTTP(S)	NACCS-EDI 電文	○	
W e b NACCS 処理方式		HTTP(S)	ブラウザ電文	－	

注1：EDIFACT電文及びXML電文で利用可能な業務については限定する。

注2：WebNACCS処理方式で利用可能な業務については限定する。

- ・ 第6次NACCSにおけるEDIFACTのメッセージバージョン等は、次のとおりとする。
 - (1) メッセージバージョン：D98B
 - (2) シンタクスルールのバージョン：Ver.3
 - (3) 文字セット：レベルA（UNOA）、「#」、「@」が使用可能
 - (4) 対象業務：WG資料参照
- ・ 第6次NACCSにおけるe b M Sのメッセージバージョン等は、次のとおりとする。
 - (1) メッセージバージョン：e b XML Message Service v2.0及びe b XML CPPAv2.0
 - (2) 対象業務：WG資料参照（継続検討中）



VII 詳細仕様検討結果

EDI	航空 海上	第16回 第17回 WG	基本 Ⅲ	第6次NACCSにおけるEDI仕様 3. ダイヤルアップ回線の廃止
-----	----------	-----------------	---------	--------------------------------------

- ・ 第6次NACCSネットワークにおいては、ダイヤルアップ回線の提供を終了する。また、大容量の回線メニューを新たに提供する。

詳細仕様検討結果

- ・ 第6次NACCSネットワークにおいては、下表の回線の提供を予定しており、ダイヤルアップ回線については、提供を終了する。
- ・ 現在、ダイヤルアップ回線を使用しているお客様については、基本的には、**netNACCS処理方式への切替**（※）をお願いしたい。

（※）netNACCS 処理方式への切替にあたって

- 利用者様においてインターネット回線の設置に係る手間が発生するものの、それを上回る運用コスト上のメリットがあると考えられる。
- netNACCS処理方式への切替により、インターネットを使用することになるが、netNACCS処理方式ではクライアントデジタル証明書の導入や通信の暗号化といった適切なセキュリティ対策が施されており、セキュリティが低下することはない。

【ダイヤルアップ回線の廃止理由】

- ダイヤルアップ回線は、NTTのISDN回線を使用しているが、NTTよりISDN回線は2020年頃より順次廃止することが発表されており、将来的にNACCSネットワークにおいてダイヤルアップ回線は提供できなくなる。
- 現在では常時接続型の高速回線が安価に利用できるため、NACCSセンターが独自にダイヤルアップ回線を提供する必然性は薄れている。
- 第6次NACCSでは最大業務電文長の拡大や添付ファイルサイズの拡大を検討しており、ダイヤルアップ回線はNACCSを利用する回線として必ずしも適当ではなくなっていると考えられる。

◎ 次期において提供予定の新回線メニュー

回線種別	回線速度
専用線	64kbps
	128kbps
	1Mbps
	3Mbps
	5Mbps
ブロードバンド回線（ADSL）	10Mbps
	上り5Mbps,下り47Mbps（ベストエフォート）
ブロードバンド回線（光）	100Mbps（ベストエフォート）

（注）上表に示す各回線の利用料金は、現在検討中。



VII 詳細仕様検討結果

EDI	航空 海上	第12回 第17回 WG	基本 II-1	第6次NACCSにおけるEDI仕様 4. 第6次NACCSにおけるバックアップ機能（1）
・ 第6次NACCSでは、現行同様、メインセンターが地震等の大規模災害の被害を受けメインシステムでのオンライン業務の提供が不可能になった場合においても、継続してサービスの提供を可能とするため、全てのオンライン業務を対象としてバックアップ機能を構築する。また、メインシステムにおいて長時間のシステム障害が発生した場合における代替機能としての利用についても考慮し、メインシステムとバックアップ機能との切り替え手段（切り替え時間の短縮化、利用者側における切り替え作業の省略化等）等の機能向上を図る。				

詳細仕様検討結果

1. 切り替え時間等の短縮化

項 目	改善内容	
メインセンター ～ バックアップセンター間の切替え及び切戻し時間の短縮	メインセンターからバックアップセンターに切り替える時間（切替時間）、及びバックアップセンターからメインセンターに再度切り替える時間（切戻し時間）の短縮を図る。	
作 業 内 容	現 行 シ ス テ ム	次 期 シ ス テ ム
メインセンター から バックアップセンターへの切替時間	概ね 1 時間を要する。	切替作業方法の見直し等を行うことにより、切替時間の短縮を図る。
バックアップセンター から メインセンターへの切戻し時間	1 日あたり概ね 4 時間の停止が 2 日間必要となるため、計 8 時間の停止が必要となる。	切戻し作業方法の見直し等を行うことにより、切戻し時間の短縮を図る。

2. 関係省庁手続のバックアップ機能の強化

項 目	改善内容
関係省庁に係る手続に関するバックアップ機能の強化	- 動物検疫関連手続、植物検疫関連手続及び輸入食品に関連する手続についてバックアップ機能の強化を図る。 - 港湾サブシステムについては、NACCSへの完全統合を図ることに伴いバックアップ機能を設け、大規模災害や大規模障害への対応を可能とする。

VII 詳細仕様検討結果

EDI	航空 海上	第12回 第17回 WG	基本 II-1	第6次NACCSにおけるEDI仕様 4. 第6次NACCSにおけるバックアップ機能（2）
-----	----------	-----------------	------------	---

詳細仕様検討結果

3. 切替方法の改善

第6次NACCSにおいては、利用者は処理形態に応じ以下の設定を行うのみで、利用者が切替作業を行うことなく、メインセンターからバックアップセンターへの切替を可能とするよう見直しを実施する（原則として、切替作業は全てセンター側の設備で行う。）。

処理形態	設 定 方 法
パッケージソフト インタラクティブ処理方式 net NACCS処理方式	パッケージソフトのオプション設定画面における「接続先サーバ」を常に「本番環境」に設定。
自 社 シ ス テ ム	自社システムを、常に以下の手順でNACCSに接続。 ① センターは予め各フロントサーバのドメイン名とDNSサーバ等のIPアドレスを通知。 ② 自社システムは、DNSサーバ等に対して各フロントサーバのドメイン名を用いて、ドメイン名に対応するIPアドレスを問合せ（備考）。 ③ 自社システムは、DNSサーバ等から返されるIPアドレスに対して電文の送受信を実施。 （参考）メインセンターからバックアップセンターへの切替は、センター側でDNSサーバ内の各フロントサーバのIPアドレスを、メインセンターのIPアドレスからバックアップセンターのIPアドレスに切り替えることにより実施。
e b M S 処理方式	e b M S におけるC P A 情報を常に「本番環境」のものを使用。 （注）メインセンターからバックアップセンターへの切替時においてもC P A 情報は変更しない。

備考、上記切替の実現のため、自社システムでは、NACCSとの接続に先立ち、必ずDNSサーバ等に各フロントサーバのIPアドレスの問合せを行うように変更し、DNSサーバ等から返された各フロントサーバのIPアドレスに対して、電文の送受信を行うことになる。

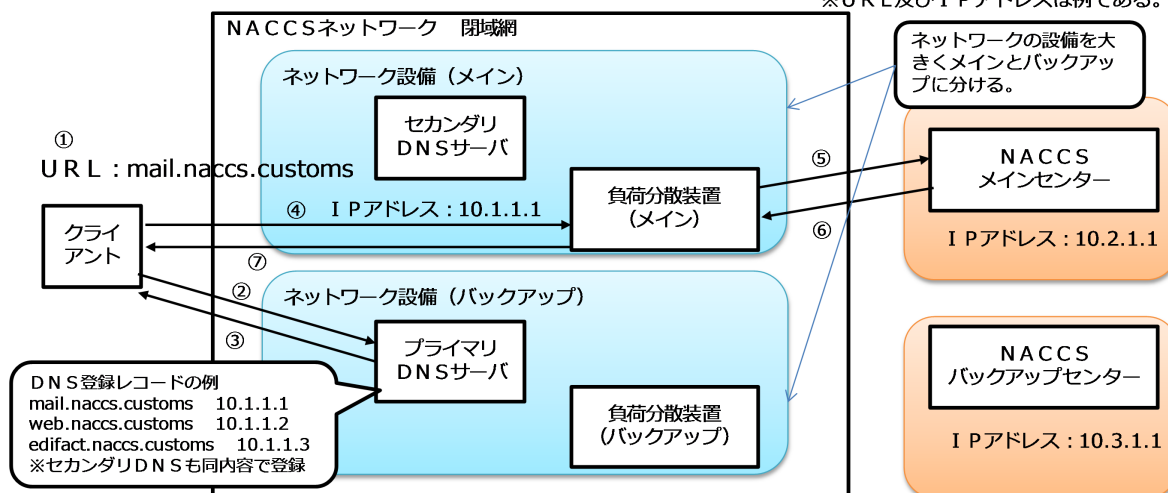
Ⅶ 詳細仕様検討結果

EDI	航空 海上	第12回 第17回	WG	基本 Ⅱ-1	第6次NACCSにおけるEDI仕様 4. 第6次NACCSにおけるバックアップ機能（3）
-----	----------	--------------	----	-----------	---

詳細仕様検討結果

- ・メインセンター～バックアップセンター間の切替作業について、IPアドレスを手動で変更する方法から、DNSを用いた自動的な切替を行う方法に変更する。
- ・NACCS側のIPアドレスを直接指定して通信を行うことを希望されるご利用者様は別途ご相談ください。
- ・以下に第6次NACCSにおけるメインセンター～バックアップセンター間の切替方法の具体的な流れ（正常時）を示す。

※URL及びIPアドレスは例である。



- ① SMTP/POP3処理方式における宛先URLをmail.naccs.customsとする。
- ② クライアントは、予めNACCSセンターより指定されたプライマリDNSサーバに対して、mail.naccs.customsのIPアドレスを問い合わせる。
- ③ プライマリDNSサーバからIPアドレスは10.1.1.1であると返される。
- ④ クライアントは10.1.1.1（負荷分散装置（メイン））に対してIPパケットを送信する。
- ⑤ 負荷分散装置（メイン）はNACCSメインセンターに対してIPパケットを送信する。
- ⑥ NACCSメインセンターは戻りのIPパケットを負荷分散装置（メイン）に送信する。
- ⑦ 負荷分散装置（メイン）はクライアントに対して戻りのIPパケットを送信する。

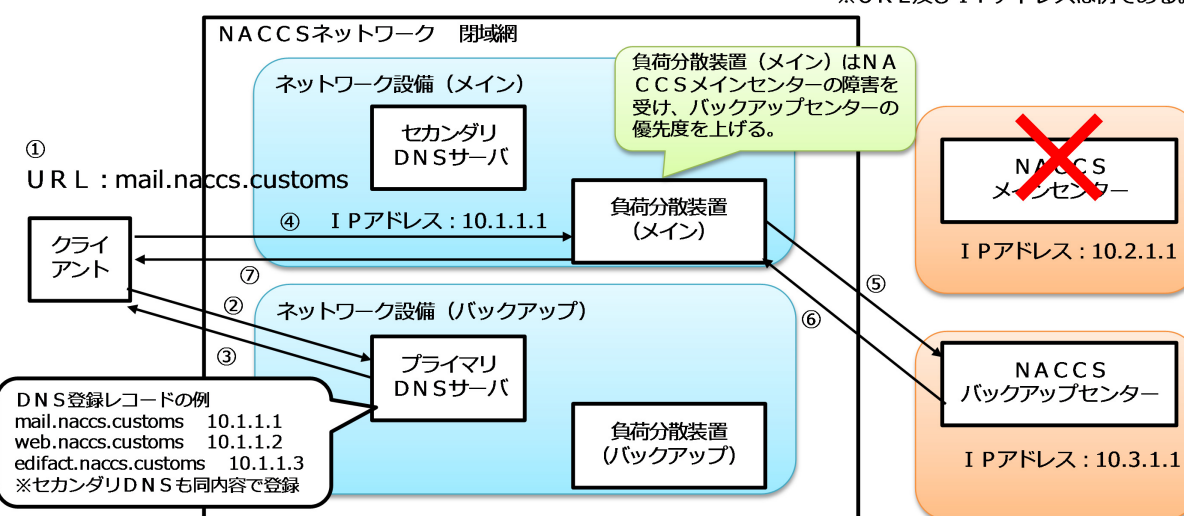
Ⅶ 詳細仕様検討結果

EDI	航空 海上	第12回 第17回	WG	基本 Ⅱ-1	第6次NACCSにおけるEDI仕様 4. 第6次NACCSにおけるバックアップ機能（4）
-----	----------	--------------	----	-----------	---

詳細仕様検討結果

- ・以下にメインセンター障害時におけるNACCSとの通信方法を示す。

※URL及びIPアドレスは例である。



- ① SMTP/POP3処理方式における宛先URLをmail.naccs.customsとする。このURLは正常時と同様とする。
- ② クライアントは、予めNACCSセンターより指定されたプライマリDNSサーバに対して、mail.naccs.customsのIPアドレスを問い合わせる。
- ③ プライマリDNSサーバからIPアドレスは10.1.1.1であると返される。
- ④ クライアントは10.1.1.1（負荷分散装置（メイン））に対してIPパケットを送信する。
- ⑤ 負荷分散装置（メイン）はNACCSバックアップセンターに対してIPパケットを送信する。
- ⑥ NACCSバックアップセンターは戻りのIPパケットを負荷分散装置（メイン）に送信する。
- ⑦ 負荷分散装置（メイン）はクライアントに対して戻りのIPパケットを送信する。

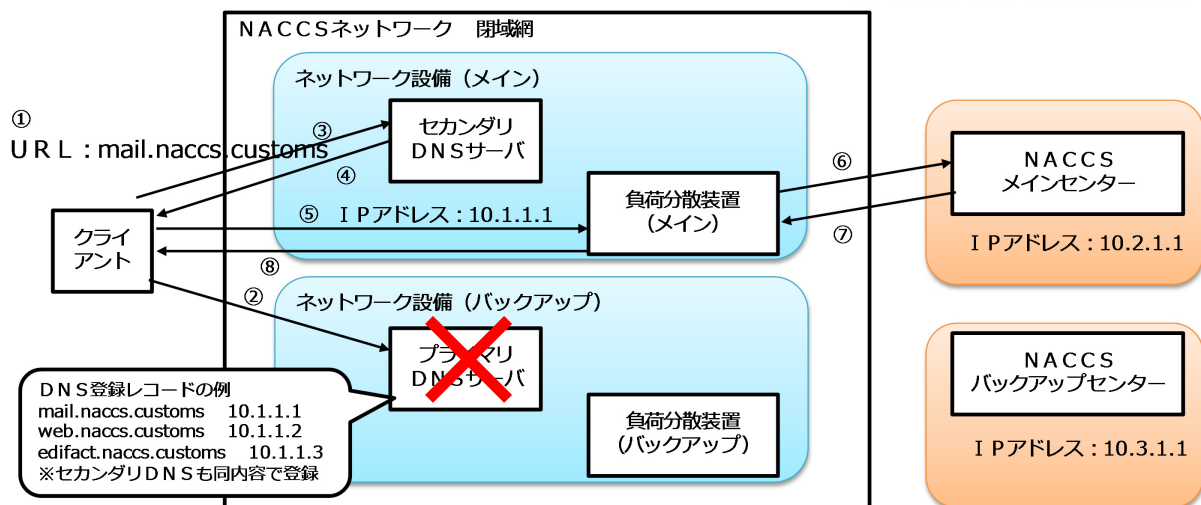
Ⅶ 詳細仕様検討結果

EDI	航空 海上	第12回 第17回 WG	基本 Ⅱ-1	第6次NACCSにおけるEDI仕様 4. 第6次NACCSにおけるバックアップ機能（5）
-----	----------	-----------------	-----------	---

詳細仕様検討結果

- 以下にプライマリDNSサーバ障害時におけるNACCSとの通信方法を示す。

※URL及びIPアドレスは例である。



- SMT P / P O P 3 処理方式における宛先URLをmail.naccs.customsとする。
- クライアントは、予めNACCSセンターより指定されたプライマリDNSサーバに対して、mail.naccs.customsのIPアドレスを問い合わせる。このとき障害のため、プライマリDNSサーバからの応答はない。
- プライマリDNSサーバからの応答がない場合、クライアントは、予めNACCSセンターより指定されたセカンダリDNSサーバに対して、mail.naccs.customsのIPアドレスを調べる。
- セカンダリDNSサーバからIPアドレスは10.1.1.1であると返される。
- クライアントは10.1.1.1（負荷分散装置（メイン））に対してIPパケットを送信する。
- 負荷分散装置（メイン）はNACCSメインセンターに対してIPパケットを送信する。
- NACCSメインセンターは戻りのIPパケットを負荷分散装置（メイン）に送信する。
- 負荷分散装置（メイン）はクライアントに対して戻りのIPパケットを送信する。

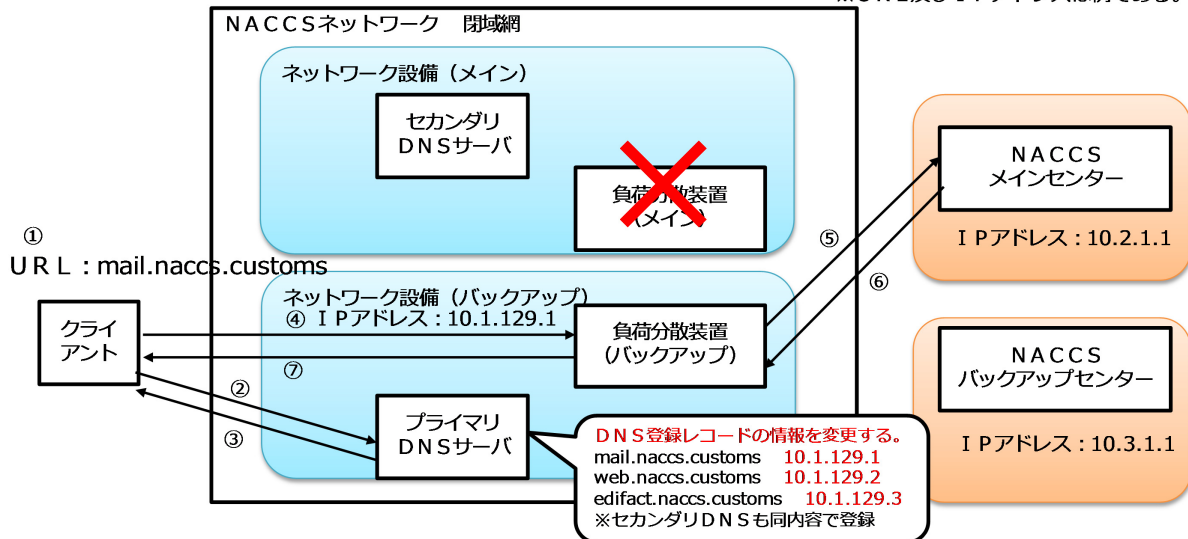
Ⅶ 詳細仕様検討結果

EDI	航空 海上	第12回 第17回 WG	基本 Ⅱ-1	第6次NACCSにおけるEDI仕様 4. 第6次NACCSにおけるバックアップ機能（6）
-----	----------	-----------------	-----------	---

詳細仕様検討結果

- 以下に負荷分散装置（メイン）障害時におけるNACCSとの通信方法を示す。

※URL及びIPアドレスは例である。



※プライマリDNSサーバにおいて、負荷分散装置の宛先を10.1.1.1（メイン）から10.1.129.1（バックアップ）に書き換える。

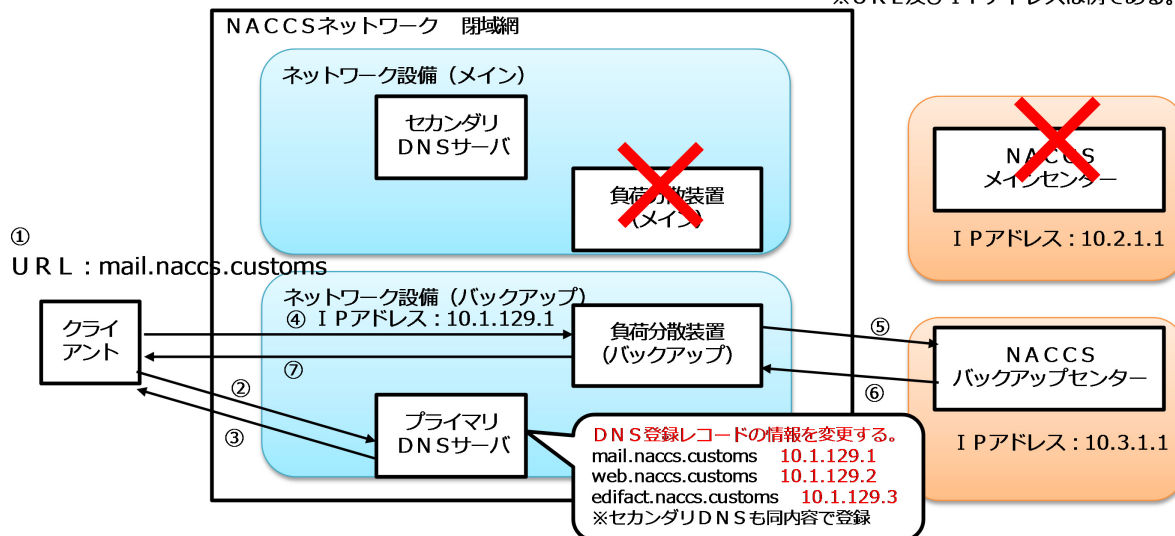
- SMT P / P O P 3 処理方式における宛先URLをmail.naccs.customsとする。
- クライアントは、予めNACCSセンターより指定されたプライマリDNSサーバに対して、mail.naccs.customsのIPアドレスを問い合わせる。
- 負荷分散装置（メイン）の障害を受け、プライマリDNSサーバからIPアドレスは10.1.129.1であると返される。
- クライアントは10.1.129.1（負荷分散装置（バックアップ））に対してIPパケットを送信する。
- 負荷分散装置（バックアップ）はNACCSメインセンターに対してIPパケットを送信する。
- NACCSメインセンターは戻りのIPパケットを負荷分散装置（バックアップ）に送信する。
- 負荷分散装置（バックアップ）はクライアントに対して戻りのIPパケットを送信する。

VII 詳細仕様検討結果

EDI	航空 海上	第12回 第17回	WG	基本 II-1	第6次NACCSにおけるEDI仕様 4. 第6次NACCSにおけるバックアップ機能（7）
-----	----------	--------------	----	------------	---

詳細仕様検討結果

- 以下にメインセンター及び負荷分散装置（メイン）障害時におけるNACCSとの通信方法を示す。
※URL及びIPアドレスは例である。



※プライマリDNSサーバにおいて、負荷分散装置の宛先を10.1.1.1（メイン）から10.1.129.1（バックアップ）に書き換える。

- SMTP/POP3処理方式における宛先URLをmail.naccs.customsとする。
- クライアントは、予めNACCSセンターより指定されたプライマリDNSサーバに対して、mail.naccs.customsのIPアドレスを問い合わせる。
- 負荷分散装置（メイン）の障害を受け、プライマリDNSサーバからIPアドレスは10.1.129.1であると返される。
- クライアントは10.1.129.1（負荷分散装置（バックアップ））に対してIPパケットを送信する。
- 負荷分散装置（バックアップ）はNACCSメインセンターの障害を受け、バックアップセンターに対してIPパケットを送信する。
- NACCSバックアップセンターは戻りのIPパケットを負荷分散装置（バックアップ）に送信する。
- 負荷分散装置（バックアップ）はクライアントに対して戻りのIPパケットを送信する。

VII 詳細仕様検討結果

EDI	航空 海上	第12回 第17回	WG	基本 III-2	第6次NACCSにおけるEDI仕様 5. WebNACCSにおける電文受信ソフトの廃止
-----	----------	--------------	----	-------------	--

- WebNACCSについては、電文受信ソフトを廃止し、同ソフトをインストールすることなく帳票を取得できるように変更する。

詳細仕様検討結果

第6次NACCSにおいては、WebNACCSの対象業務の拡大等に伴い、WebNACCS利用者における利便性の向上を目的として、電文受信ソフトを廃止し、PDFファイルのダウンロード等により帳票を取得できるようにすることとしている。

一方、電文受信ソフトの廃止により、第6次NACCSにおいて、WebNACCSのみを利用する場合はEXC電文を受信できなくなる。

しかしながら、第6次NACCSにおけるWebNACCS対象業務は限定的であり（主に照会業務や海上入出港に係る業務）、WebNACCSのみを利用する利用者自体も限定されること（基本的には他の処理方式を併用することが考えられる。）から、実質的には影響は無いと考えられる。

注：ただし、WebNACCSのみを利用している者に対してEXC電文が送信される可能性もあるため、WebNACCSのみを利用する者宛てEXC電文が送信される業務については、エラーとする等の対応を図ることとする。

具体例を示すと、内航船のみの入出港業務をWebNACCSで利用する場合は、EXC電文そのものが存在しないことから、何らの影響は生じないが、外航船と内航船の両方の入出港業務を行う場合は、外航船手続においてはEXC電文が存在するため、WebNACCS以外にパッケージソフト等の利用が必須となる。

参考：WebNACCSのみの利用で問題が生じないと考えられる業種（EXC電文が存在しない）

- 船会社／船舶代理店（いずれも内航船業務のみを行う者に限る。）
- 損害保険会社

上記業種以外の場合は、EXC電文の受信が想定されるため、WebNACCSと他の方式（パッケージソフト、自社システム）の併用が必須となる。

Ⅶ 詳細仕様検討結果

EDI	航空 海上	第12回 第17回	WG	基本 Ⅲ-2,6	第6次NACCSにおけるEDI仕様 6. 及び7. 最大電文長 及び 添付ファイル最大サイズの見直し
-----	----------	--------------	----	-------------	---

- 第6次NACCSにおける最大電文長 及び 添付ファイル最大サイズについて見直しを実施する。

詳細仕様検討結果

1. 最大電文長の見直し

NACCS－EDI電文の最大電文長（添付ファイルを除く。）を700,000バイト（700KB）とする。

【参考】

- ① 第6次NACCSの業務見直し（登録可能制限値の拡大等）により、出力電文が分割されることがあるため、可能な限り最大電文長を拡大することが望ましい。
- ② 第6次NACCSの業務見直し（1便あたりの旅客数の拡大等）により、旅客氏名表等の電文長が500,000バイトを超えることが想定される。
- ③ 最大電文長を実際の電文長を考慮せず、無制限に長くした場合、DBなどのハード設計が非効率となるおそれがある。

2. 添付ファイル最大サイズの見直し

	現行システム	次期システム
添付ファイルの最大サイズ	3,000,000バイト (3MB) ※1	10,000,000バイト (10MB) ※3
1度に添付できる添付ファイルの最大数	各業務仕様による※2	同左

※1 動物検疫業務及び植物検疫業務については、業務によって1～3MBを添付ファイルの最大サイズとしている。

※2 複数の添付ファイル全体の合計サイズが、添付ファイルの最大サイズを超えないこと。

※3 動物検疫業務及び植物検疫業務については、1～5MBを最大サイズとする。

(注) 厚生労働省検疫所（食品）、農林水産省動物検疫所、同植物防疫所に対する手続で汎用的に利用可能な添付ファイルの仕組みについては、後記35ページを参照。



Ⅶ 詳細仕様検討結果

EDI	航空 海上	第12回 第17回	WG	基本 Ⅲ-1	第6次NACCSにおけるEDI仕様 8. 入力共通項目におけるシステム識別の設定値の変更（1）
-----	----------	--------------	----	-----------	--

- 自社システム接続（SMTP双方向処理方式及びメール処理方式（ただし、EDIFACTを除く））から送信される入力共通項目の中のシステム識別欄について見直しを実施する。

詳細仕様検討結果

- 第5次NACCSにおける自社システム接続（SMTP双方向処理方式及びメール処理方式（ただし、EDIFACTを除く））においては、右表のとおり入力共通項目の中のシステム識別欄に、実施する業務に応じた値を設定し、処理要求電文を送信している。
- 第6次NACCSにおいては、一部の業務（次頁参照）において、システム識別欄に設定する値が変更となる。このため、自社システム接続において該当する業務を実施する場合は、システム識別欄に適切な値を設定し、処理要求電文を送信する必要がある。
- EDIFACT利用者は、システム識別を設定していないため本件について対応する必要はない。

参考 入力共通項目

項番	項目名	桁
1	制御情報	3
2	業務コード	5
3	(予約エリア)	21
4	利用者コード	5
5	識別番号	3
6	利用者パスワード	8
7	(予約エリア)	174
8	電文引継情報	26
9	(予約エリア)	8
10	入力情報特定番号	10
11	索引引継情報	100
12	(予約エリア)	1
13	システム識別	1
14	(予約エリア)	27
15	電文長	6
16	合計	398

NACCS: (航空: 1 海上: 2)
輸入食品監視支援業務: 4
植物検疫関連業務: 5
動物検疫関連業務: 6
貿易管理サブシステム: 7
港湾関連業務: 8
乗員上陸許可支援システム: 9

Ⅶ 詳細仕様検討結果

EDI	航空 海上	第12回 第17回 WG	基本 Ⅲ-1	第6次NACCSにおけるEDI仕様 8. 入力共通項目におけるシステム識別の設定値の変更（2）
-----	----------	-----------------	-----------	--

詳細仕様検討結果

- 以下の表中にある業務を第6次NACCSで実施する場合、「新システム識別」欄に示す値を使用する必要がある（自社システムにおいてシステム識別欄に新システム識別にて示した値を設定する）。
- なお、各業務において設定すべきシステム識別の値はEDI仕様書の付録にて提示する予定である。

参考 システム識別が変更となる業務の一覧

項番	業務名	第5次 NACCS 業務コード	第6次 NACCS 業務コード	現行 識別	次期 識別	項番	業務名	第5次 NACCS 業務コード	第6次 NACCS 業務コード	現行 識別	次期 識別
1	船舶基本情報登録	VBX	同左	2	8	14	入港前統一申請呼出し	—	VPX11	—	8
2	船舶基本情報訂正	VBY	同左	2	8	15	入港届等	VIX	同左	2	8
3	船舶基本情報訂正呼出し	VBY11	同左	2	8	16	入港届等呼出し	—	VIX11	—	8
4	船舶運航情報登録	VTX01	同左	2	8	17	移動届	VMR	同左	2	8
5	乗組員情報登録	VTX02	同左	2	8	18	移動届呼出し	VMR11	同左	2	8
6	旅客情報登録	VTX03	同左	2	8	19	出港届等	VOX	同左	2	8
7	船用品情報登録	VTX04	同左	2	8	20	出港届等呼出し	—	VOX11	—	8
8	船舶運航情報登録呼出し	VTX11	同左	2	8	21	入出港届等照会	IVS	同左	2	8
9	乗組員情報登録呼出し	VTX12	同左	2	8	22	届出申請一覧呼出し	CRW01	IVS へ統合	9	8
10	旅客情報登録呼出し	VTX13	同左	2	8	23	届出申請情報照会	CRW02	IVS へ統合	9	8
11	船用品情報登録呼出し	VTX14	同左	2	8						
12	入港前統一申請	VPX	同左	2	8						
13	乗員上陸許可申請	CRW03	VPX へ統合	9	8						



Ⅶ 詳細仕様検討結果

EDI	航空 海上	第13回 WG	基本 I-2	第6次NACCSにおけるEDI仕様 9. セキュリティ対策の強化
-----	----------	------------	-----------	-------------------------------------

- 第6次NACCSにおいては、現行システムで実施しているセキュリティ対策を踏襲しつつ、セキュリティの一層の強化を図る。※政府が定めるセキュリティ基準（統一技術基準）に準拠。

詳細仕様検討結果

項 目	現行NACCS	第6次NACCS
パスワードの最小文字数	特に制限していない	6文字以上8文字以下とする。
パスワードに含める文字種	特に制限していない	半角英大文字と半角数字を、それぞれ必ず1文字以上含める。
パスワードの履歴管理	特に世代管理を行っていない	3世代管理し、パスワード変更時において3世代前までのパスワードは使用不可とする。
パスワード変更機能	URY業務を使用する	現行と同様とする。
パスワードのキャッシュ不可	特に制御していない	WebNACCSにおいてブラウザのパスワードキャッシュ機能を不可とする。
前回ログイン情報の通知	特に通知していない	NACCSパッケージソフト及びWebNACCS使用時において前回ログイン時の情報を表示する。
システム利用に関する規約等の提示	NACCS掲示板にて提示	NACCS掲示板での提示に加え、WebNACCSのログインページから規約等の表示ページに移動できるようにする。
緊急時における特定利用者のシステムの利用制限	NACCSセンターにて制限可能	現行と同様とする。

netNACCS及びWebNACCSにおいては、インターネットを使用してNACCSにアクセスするため、上記対策に加え以下のセキュリティ対策を実施する。

- SSL（Secure Socket Layer）による通信の暗号化（盗聴・改ざん防止）
- クライアントデジタル証明書による端末の特定（正規端末以外からの利用制限）

なお、WebNACCSは携帯端末からも利用可能であるが、携帯端末からの利用においても上記と同様の対策を実施する。

Ⅶ 詳細仕様検討結果

EDI	航空 海上	第8回 第10回 第13回 WG	基本 Ⅲ-5	利用者ID体系の見直し
-----	----------	---------------------------	-----------	-------------

- 基本仕様の段階では、第6次NACCSにおいて利用者ID体系を10桁（「利用者コード7桁」＋「利用者識別番号3桁」）とする提案を行ったが、WGにおける検討の結果、現行体系（8桁）を維持することとした。

詳細仕様検討結果

NACCSの利用者IDについては、一部利用者において営業所コードが枯渇するおそれがあること、加えて、出港前報告制度の申請者IDについても、海外利用者の増加が想定されたことから、当初10桁化への変更を提案した。

しかしながら、実際には申請者IDの発給件数が想定ほど進んでおらず、また、利用者ID等の付与基準を見直す等により第6次NACCSにおいても必要な発給可能枠を確保できる見通しが立ったことから、桁数拡大は実施しないこととした。

なお、第6次NACCSにおける利用者IDの付与基準は次のとおりとする。

第6次NACCSにおける利用者コード体系は、現行同様「英数字（2桁）＋企業略称（3桁）」の5桁で構成する。

- ① 営業所コードが枯渇する可能性が現時点で最も高い管轄税関（大阪）の先頭1桁に新たに「I（アイ）」を追加する。また、それ以外の管轄において枯渇が生じる場合は、管轄税関に拘らずにランダムに付与する方法を採用する。

支店・営業所等の 所在地の管轄税関	先頭1桁	支店・営業所等の 所在地の管轄税関	先頭1桁	支店・営業所等の 所在地の管轄税関	先頭1桁
函館税関	8、H、Z	名古屋税関	5、N、E、R	門司税関	6、M、F、U、X
東京税関	1、T、A、J	大阪税関	4、S、D、I	長崎税関	7、G
横浜税関	2、Y、B、L	神戸税関	3、K、C、P	沖縄地区税関	9、W

- ② 企業略称3桁は、1の会社（法人単位）に一つを英字により付与するが、英字による付与が枯渇する場合は、企業略称の2桁目、3桁目に「数字」を付与する。
- ③ 申請者IDについては、申請者IDの先頭3桁目から5桁目までが、全て英字となる申請者IDも払い出すこととする。

Ⅶ 詳細仕様検討結果

端末	航空 海上	第12回 WG	基本 Ⅲ-7	端末パッケージソフトの改善（1）
----	----------	------------	-----------	------------------

- 現行のパッケージソフトについては、①ダウンロード作業に長時間を要する、②利用業種にかかわらずダウンロードする必要がある、といった問題が存在するため、新たな提供方法を導入する。

詳細仕様検討結果

1. アップデートにおける新たな提供方法

（1）通常のバージョンアップ（随時）の改善

バージョンアップは、共通機能の更新及び実際に使用する業務の端末資材の更新が必要な場合のみを対象とする方式に変更する（必要なファイルのみダウンロードすることで、バージョンアップ時間の短縮化等が図られる。）。

また、あらかじめ「自動更新」を選択（デフォルトは自動）することによって、利用者が業務画面を表示しようとする時や帳票を出力しようとする時に、自動でバージョンアップが行われる仕組みとする。

（2）利用者による明示的な一括バージョンアップ（任意）

上記以外に利用者が任意のタイミングで、一括バージョンアップを行うことも可能とする。

（3）年1回程度の最新バージョンのパッケージソフト配布

NACCS掲示板に、年1回程度、最新版のバージョンとなっているパッケージソフトを掲載することによって、必要に応じて、利用者が最新版をインストールすることを可能とする。

2. パッケージソフトの種類の集約

現行のパッケージソフトは種類が多く管理・運用面で煩雑となっていることから、集約化を図る（19→2種類）。

3. プログラム変更要望に基づく改善（詳細は次ページ以降を参照）

→ 仕様変更後における、過去データの外部ファイルから再利用を可能とする。

→ ゼロとオーの区別を容易にするため、ZSゴシック化を採用する。

→ 電文保存期間のデフォルト日数を10日に変更する。等

4. netNACCSにおけるデジタル証明書のインストール及び更新作業の簡略化を行う。（継続検討中）

Ⅶ 詳細仕様検討結果

端末	航空 海上	第12回 WG	基本 Ⅳ-6-他	端末パッケージソフトの改善（２）：プログラム変更要望に基づく機能改善①
----	----------	------------	-------------	-------------------------------------

- ・ 現行NACCSに対するプログラム変更要望のうち、第6次NACCSでは以下のとおり対応する。

詳細仕様検討結果

	内 容	現 行 仕 様	第6次NACCSにおける対応
1	パッケージソフトのアップデート方法の改善	① アップデート対象の端末テンプレートのダウンロード作業に時間を要する。 ② 他業種の利用者に関連する端末テンプレートである場合でも利用業種にかかわらずダウンロードする必要がある。	パッケージソフトのアップデートについては、前頁：端末パッケージソフトの改善（１）のとおりに改善する。
2	外部ファイルに保存した過去データの再利用	仕様変更後に入力項目の変更等があると外部ファイルに保存していた過去データが使用できなくなる。	仕様変更後においても、過去データの外部ファイルから再利用を可能とする。
3	パッケージソフトの集約化	① パッケージソフトの種類が多過ぎて、どれをインストールしてよいのかが分からない。 ② テンプレートが無いため出力帳票の表示ができない。	インストール時に選択が容易となるよう、パッケージソフトを集約化する（集約により出力帳票の表示も可能となる。）。 （詳細は継続検討中）
4	デジタル（クライアント）証明書の取得等	① 新規取得や更新の方法が煩雑である。 ② 新規取得や更新後にパッケージソフトへの設定を手動で行わなければならない。	デジタル証明書の更新手続等の簡素化を実施する。 （詳細は継続検討中）
5	メニュー構成の見直し	メニュー内の項目について、どのカテゴリの場所にあるのかが分かりにくい。	メニュー構成について、分かりやすさに配慮のうえ見直しを実施する。
6	ファイル添付時の操作性改善	添付ファイルを業務画面に貼付する際にパッケージソフト上で1ファイルずつ選択しなければならない。	ファイルのコピー＆ペースト機能により複数ファイルをまとめての添付を可能とする。
7	ツールバーのカスタマイズ化	ツールバーについて、現状「標準」と「業務」でしか設定ができない。また、古い電文の一覧表示について、場所がわかりづらい。	ツールバーのカスタマイズ設定機能を新たに設ける。
8	表示文字の大きさ設定の可能化	パッケージソフトにおいて、表示文字を大きくするには表示「送受信電文一覧文字サイズで大・小・元の大きさしかない。	パッケージソフトの表示文字の大きさ設定を新たに設ける。なお、表示の崩れが起きないようにフォントサイズの上限值・下限値を設ける仕様とする。
9	業務単位での確認画面設定の可能化	関係省庁に申告・申請する業務について、送信時に送信内容を事前に確認できる画面が無い。	誤送信防止のため、業務単位での確認画面設定機能を新たに設け、利用者が業務単位で任意に設定することを可能とする。

Ⅶ 詳細仕様検討結果

端末	航空 海上	第12回 WG	基本 Ⅳ-6-他	端末パッケージソフトの改善（３）：プログラム変更要望に基づく機能改善②
----	----------	------------	-------------	-------------------------------------

詳細仕様検討結果

	内 容	現 行 仕 様	第6次NACCSにおける対応
10	添付ファイル拡張子の 大文字使用の可能化	添付ファイルの拡張子に大文字を使用すると、チェックでエラーとなる。	添付ファイルの拡張子に大文字小文字を問わず、使用することを可能とする。
11	オプション画面における自動印刷の設定方法	自動保存の設定とは異なり、自動印刷を行うものを個別に設定できない。	オプション画面において、自動印刷を行うものを個別に設定可能とする。
12	オートコンプリートの表示サイズの調整	オートコンプリートでリストを表示する際の横幅が狭く、履歴の文字列が表示しきれない場合がある。	オートコンプリートのリスト横幅を拡大して、表示を可能とする。併せて不要な履歴の削除を可能とする。
13	送受信キャンセル時の二重受信防止対応	メール処理方式において、送受信中にキャンセルすると二重に電文を受信する場合がある。	電文の二重受信を防止できるように改善する。
14	印刷方法設定の可能化	出力情報の印刷について、例えば、5枚ものを2部出力させるとき、現行では、1／5、2／5、3／5、4／5、5／5を1部として、2部出力することができない。	印刷方法設定の中で部単位印刷／ページ単位印刷のいずれかの選択を可能とする（利用者が任意に設定）。
15	Z Sゴシック化の採用	利用者 I D やメールボックス I D 等がメイン画面及び送受信電文一覧画面においてゼロとオーとの区別ができない。	ゼロとオーの区別を容易にするため、業務画面と同様の Z S ゴシック化を採用する。 (ZS: ZeroSlash 0 (ゼロ) に斜線を入れたもの)
16	アラーム音設定の改善	パッケージソフトの設定でアラーム音を鳴らすようにしていたのに、Windows7から鳴らなくなってしまった。	現行の O S 及び P C に依存する B E E P 音の利用を廃止し、依存しない W A V ファイルによるアラーム音を採用する。
17	電文保存期間のデフォルト日数	インストール時は1日がデフォルト設定されており、翌日には電文が消えてしまう。	電文保存期間のデフォルト日数を10日に変更する。
18	自動バックアップの設定	インストール時は自動バックアップ機能にチェックが入っていないため、自動バックアップが機能しない。	バックアップ機能のデフォルトを「自動」に設定して提供する。
19	自動バージョンアップの設定	インストール時は自動バージョンアップ機能にチェックが入っていないため、自動バージョンアップが機能しない。	バージョンアップ機能のデフォルトを「自動」に設定して提供する。

Ⅶ 詳細仕様検討結果

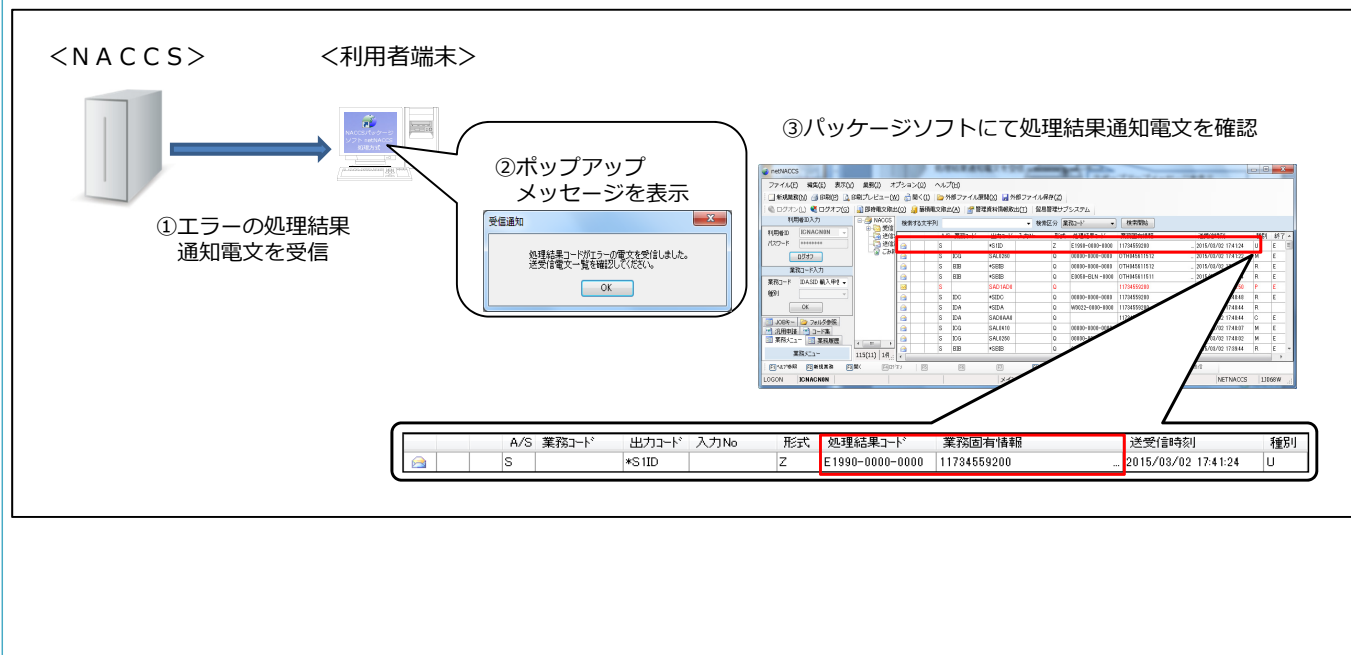
端末	航空 海上	第12回 WG	基本 IV-6-他	端末パッケージソフトの改善（４）：プログラム変更要望に基づく機能改善③
詳細仕様検討結果				
	内 容	現 行 仕 様	第6次NACCSにおける対応	
20	印刷プレビューサイズの設定	印刷プレビューのサイズのデフォルトが「100%」に設定されていない。	印刷プレビューサイズのデフォルトを「100%」に設定して提供する。利用者が設定値を変更した場合は、以後変更した値で表示する。	
21	プロキシサーバー設定の改善	プロキシサーバー設定が手動となっており、社内でのインターネット設定を変更するとプロキシサーバー設定を手動で変更しないとパッケージソフトが使えなくなる。	利用者がインターネット環境を変更した際、当該環境に合わせてプロキシサーバーの設定が自動で変更等されるようにする。	
22	トレースログの保存	トレースは最大1MBで2世代まで保存されるが、業務量によっては数十秒しかトレースログが残らない。	ログについては、日付単位で7日間分保持するように変更する。	
23	ログオン機能の改善	インタラクティブ処理方式とnetNACCS処理方式のパッケージソフトで、アカウント（利用者ID、パスワード）を取り違えてもログオンができてしまう。	誤って入力した場合は、ログオン時点でエラーとなるように改善する。	
24	管理資料取出し・再取 出しの操作性改善	管理資料取出し・再取し画面を閉じないと保存先フォルダを開けない。	管理資料取出し・再取し画面を開いた状態で保存先フォルダの展開を可能とする。	
25	初期画面の「検索区 分」の操作性改善	デフォルトが業務コードとなっており、パッケージソフトの起動の度にデフォルトの業務コードに戻ってしまう。	利用者が選択した検索区分を次回利用時にも維持するように改善する。	
26	検索する文字列長の変 更	検索枠が半角29桁になっているが、B/L番号35桁化に伴い、表示枠を拡大する必要がある。	検索する文字列の最大入力桁数について、半角で64桁に変更する。	
27	業務エラー内容の見直 し	エラー内容や対処方法がわかりにくく、内容が実態と合っていないことが多い。	業務エラーの内容については、分かりやすさを配慮のうえ、必要な見直しを実施する。	
28	入力項目ガイドの内容の 見直し	入力項目ガイドにある「入力方法は（本文）7.特記事項を参照」だけでは、業務仕様書にあることがわからない。	入力項目ガイドの内容については、分かりやすさを配慮のうえ、必要な見直しを実施する。	

Ⅶ 詳細仕様検討結果

端末	航空 海上	第15回 WG	基本 IV-6-他	搬入時申告起動時等におけるエラー通知の改善（パッケージソフト）（１）
搬入時申告等を行い自動起動時にエラーとなった場合、エラー通知が処理結果通知電文のみであり、エラーとなったことに気付にくい状況となっていることから、パッケージソフトにおける通知方法の改善を実施する。				

詳細仕様検討結果

即時電文取り出し（メール処理方式では送受信）を行った際、パッケージソフト側で、事前に設定した処理結果通知電文の出力情報コードがエラーだった場合に、ポップアップ通知を行う機能を設ける。



VII 詳細仕様検討結果

端末

航空
海上

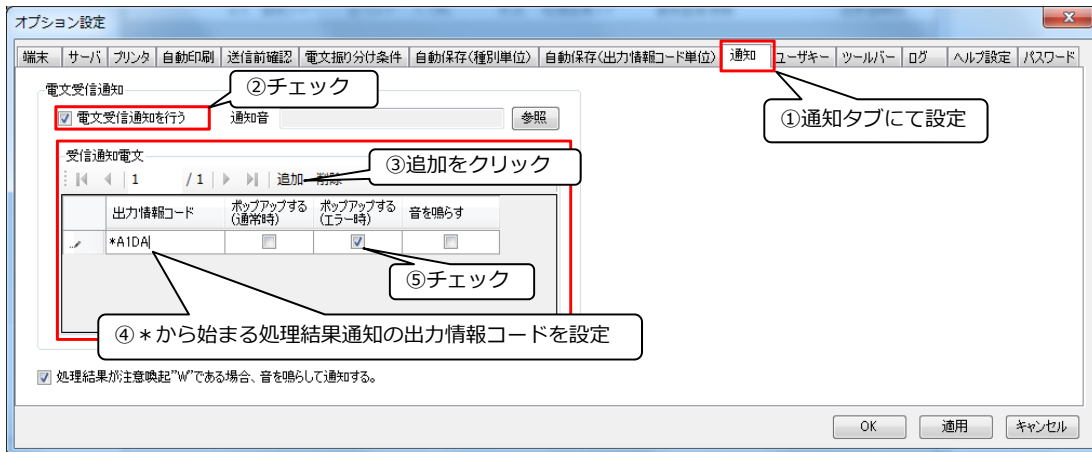
第15回
WG

基本
IV-6-他

搬入時申告起動時等におけるエラー通知の改善（パッケージソフト）（2）

詳細仕様検討結果

パッケージソフトにおけるポップアップ機能の設定方法



項 目	説 明
出力情報コード	通知対象とする電文の出力情報コードを指定する。
ポップアップする（通常時）	指定の出力情報コードの電文を受信した際にメッセージダイアログで通知するか否かを指定する。 “チェックあり”：通知する “チェックなし”：通知しない
ポップアップする（エラー時）	指定の出力情報コードの電文が処理結果通知電文（出力情報コードが*から始まる）であり、当該電文の処理結果コードにエラーが含まれる場合にメッセージダイアログで通知するか否かを指定する。 “チェックあり”：通知する “チェックなし”：通知しない
音を鳴らす	受信した際に音で通知するか否かを指定する。 “チェックあり”：通知する “チェックなし”：通知しない

Ⅶ 詳細仕様検討結果

共通	航空 海上	第13回 WG	基本 Ⅲ-4	システム制限値（DB保存期間）の見直し
----	----------	------------	-----------	---------------------

- ・ 航空海上申告情報及び海上貨物情報について、以下のとおりシステム制限値（DB保存期間）の見直しを実施する。

詳細仕様検討結果

項番	情報名	航空 海上	データ保存起算の契機	起算日	現行 ※1	次期 ※1	対 応 理 由
1	輸出申告 ※2	航空 海上	事項登録実施時	事項登録実施時	*6日	*10日	事項データが申告前に消えてしまうケースに対応する為。
2	輸入申告 ※3	航空 海上	事項登録実施時	事項登録実施時	*6日	*10日	事項データが申告前に消えてしまうケースに対応する為。
3	貨物	海上	「積荷目録提出（DMF）」 業務実施時	入港年月日	*6日	*14日	台風等でスケジュールが遅延し、入港日が遅れた場合に貨物情報が消えてしまうケースに対応する為。
4			①バラ貨物で輸入等許可時 ②コンテナ詰貨物で輸入等許可により 搬出時	①輸入等許可日 ②搬出日	*6日	*14日	1B/L複数コンテナの貨物に対して、輸入許可後、コンテナの引取り毎にDOR業務を複数回行う場合に、途中で貨物情報が消えてしまうケースに対応する為。
5			「輸出貨物情報登録（ECR）」 業務実施時	搬入予定日	*7日	*14日	搬入予定日から貨物の到着が遅れるケースに対応する為。
6	コンテナ	海上	①DMF業務実施時 ②実入コンテナで「船積情報登録（CLR）」業務の船積処理実施時	①入港年月日 ②CLR業務実施日	*6日	*14日	台風等で大幅にスケジュールが遅延し、入港日が遅れた場合に貨物情報が消えてしまうケースに対応する為。
7	修正申告	航空 海上	「修正申告事項登録（AMA）」 業務実施時	事項登録実施時	*6日	*10日	事項データが申告前に消えてしまうケースに対応する為。
8	関税等更正請求	航空 海上	「関税等更正請求事項登録（KKA）」業務実施時	事項登録実施時	*6日	*10日	詳細仕様の検討において追加。
9	輸出自動車	航空 海上	「輸出自動車情報登録（MOA）」 業務実施時	業務実施時	4日	10日	詳細仕様の検討において追加。

※1：*印は日曜・祝日を除く日

※2：別送品輸出申告を含む。また、添付ファイル管理も併せて延長する。

※3：移出輸入申告、輸入申告（沖縄特免制度）及び機用品蔵入承認を含む。また、共通管理番号輸入申告明細及び添付ファイル管理も併せて延長する。



Ⅶ 詳細仕様検討結果

EDI	航空 海上	第10回 WG	基本 Ⅲ-8	WebNACCS対象業務の拡大（1）
-----	----------	------------	-----------	--------------------

- ・ WebNACCS処理方式についてその対象業務の拡大を図るとともに、スマートフォン等での利用についても検討する。

詳細仕様検討結果

- ・ 第6次NACCSにおいては、WebNACCS対象業務として、既存の「利用者情報登録（URY）」業務等の他に、
 - ・ 入出港関連業務（海上）
 - ・ 利用頻度の高い照会業務（航空・海上）
 - ・ 第6次NACCSにおける新規業務で、WebNACCS処理方式が馴染むもの（航空・海上）

を追加する（詳細は次ページ以降を参照）。

なお、既存の対象業務である、動物検疫・植物検疫関連業務については引き続き対象業務とするが、バンブール業者向け業務及び電子決済関連業務については、今後も利用が見込めない、第6次NACCSにおいて業務自体が廃止される等の理由により、対象業務から除外する。

- ・ Webインターフェースについては、PC、タブレット及びスマートフォンにおける利用を検討するが、スマートフォン用に特化した画面の提供については実施しない。
- ・ 上記端末の利用については、現行NACCSと同等以上のセキュリティ（注）の確保を前提とする。

なお、具体的なセキュリティ対策については、ネットワーク提供ベンダーの決定を待って検討を進めることとし、検討の結果、端末の種類によってはセキュリティの確保が困難と判断されるケースも考えられるが、その場合は、一部端末の利用を認めないこととする。

（注）少なくとも、netNACCSにおいて採用している、デジタル証明書相当、利用者ID及びパスワードによるセキュリティレベル以上のセキュリティ



Ⅶ 詳細仕様検討結果

EDI	航空 海上	第10回 WG	基本 Ⅲ-8	WebNACCS対象業務の拡大（2）
-----	----------	------------	-----------	--------------------

詳細仕様検討結果

第6次NACCSにおけるWebNACCS追加対象業務（海上入出港関連業務）

業 務 名	現行 コード	Web NACCS	業 務 名	現行 コード	Web NACCS	業 務 名	現行 コード	Web NACCS
船舶基本情報登録	VBX	WBX	入港届等B呼出し	VIT11※	WIT	出港届等呼出し（内航船）	JOT11※	WOT
船舶基本情報訂正	VBY	WBX	移動届	VMR	WMR	入港料減免・還付申請	KIT※	WER
船舶基本情報訂正呼出し	VBY11	WBX	移動届呼出し	VMR11	WMR	入港料減免・還付申請呼出し	KIT11※	WER
船舶運航情報登録	VTX01	WBX	出港届等	VOX	WOT	船舶運航動静通知	KMT※	WER
乗組員情報登録	VTX02	WBX	出港届等呼出し	VOX11	WOT	船舶運航動静通知呼出し	KMT11※	WER
旅客情報登録	VTX03	WBX	出港届等B	VOT※	WOT	海側施設使用許可申請	KST※	WST
船用品情報登録	VTX04	WBX	出港届等B呼出し	VOT11※	WOT	海側施設使用許可申請呼出し	KST11※	WST
船舶運航情報登録呼出し	VTX11	WBX	入出港届等照会	IVS	WVS	陸側施設使用許可申請	KLT※	WLT
乗組員情報登録呼出し	VTX12	WBX	船舶基本情報登録（内航船）	JBX※	WBX	陸側施設使用許可申請呼出し	KLT11※	WLT
旅客情報登録呼出し	VTX13	WBX	船舶基本情報訂正（内航船）	JBY※	WBX	ファイル申請	KFT	WFT
船用品情報登録呼出し	VTX14	WBX	船舶基本情報訂正呼出し（内航船）	JBY11※	WBX	注：現行コードに※の付与されている業務 には、第6次NACCSではパッケージ ソフトによる提供は行わない。		
入港前統一申請	VPX	WPT	入港前統一申請等（内航船）	JPT※	WPT			
入港前統一申請呼出し	VPX11	WPT	入港前統一申請等呼出し（内航船）	JPT11※	WPT			
入港前統一申請B	VPT※	WPT	入港届等（内航船）	JIT※	WIT			
入港前統一申請B呼出し	VPT11※	WPT	入港届等呼出し（内航船）	JIT11※	WIT			
入港届等	VIX	WIT	移動届（内航船）	JMR※	WMR			
入港届等呼出し	VIX11	WIT	移動届呼出し（内航船）	JMR11※	WMR			
入港届等B	VIT※	WIT	出港届等（内航船）	JOT※	WOT			



Ⅶ 詳細仕様検討結果

EDI	航空 海上	第10回 WG	基本 Ⅲ-8	WebNACCS対象業務の拡大（3）
-----	----------	------------	-----------	--------------------

詳細仕様検討結果

第6次NACCSにおけるWebNACCS追加対象業務（その他）

空海	業 務 名	現行 コード	Web NACCS	空海	業 務 名	現行 コード	Web NACCS
海	貨物情報照会	ICG	ICG0W	空	輸入貨物情報照会	I AW	I AW0W
	コンテナ情報照会	ICN	ICN0W		輸出貨物情報照会	IGS	IGS0W
	積荷目録状況照会	IMI	IMI0W		混載貨物仕立状況照会	IMA	IMA0W
	輸入申告等照会	IID	IID0W		輸入申告等照会	IID	IID0W
	輸出申告等照会	IEX	IEX0W		輸出申告等照会	IEX	IEX0W
	輸入申告等一覧照会	IDI	IDI0W		輸入申告等一覧照会	IDI	IDI0W
	輸出申告等一覧照会	IES	IES0W		輸出申告等一覧照会	IES	IES0W
	とん税等納付申告	TPC	WPC				
	不開港出入許可申請	CPC	WCP				
	船舶コード照会	IVK	WVK	空海	包括保険仮事項登録	HHA	HHA0W
	船舶管理情報照会	IVC	WVC	空海	包括保険仮事項登録呼出し	HHB	HHB0W
	不開港出入許可申請照会	IPP	WPP	空海	包括保険仮登録	HHC	HHC0W
	入出港日別一覧照会	IVD	WVD	空海	包括保険照会	IIN	IIN0W
	船舶資格変更届	KPC01	WKC				
	船舶資格変更届呼出し	KPC	WKS				
	船舶資格変更届照会	KKP	WKP				



Ⅶ 詳細仕様検討結果

共通 貨物	航空 海上	第10回 WG	基本 Ⅳ-3	海上システムにおける航空貨物の取扱いの廃止（１）
----------	----------	------------	-----------	--------------------------

- 海上システムで航空貨物を取扱う機能を廃止し、海上貨物は海上システムで、航空貨物は航空システムで処理することを原則とする。（海上／航空システム間で情報連携機能が必要なイレギュラーケースについては、当該機能を提供する。）

詳細仕様検討結果

- NACCSは、上流～下流まで一連の業務を連携して処理することが大きなメリットであるが、航空貨物を海上システムで処理することを可能としているため、貨物情報の分断が生じる等、本来のメリットが損なわれる状況となっている。
- 現在、航空システムを導入していない空港地区において航空システムを導入することによって、電子化の進展による事務の効率化やペーパーレス化を図ることができる。等を踏まえ、第6次NACCSでは以下のとおり変更を実施する。

- 海上システムで航空貨物を取扱う機能を廃止し、海上貨物は海上システムで、航空貨物は航空システムで処理することとする。
- イレギュラーケースである以下の2ケースについては、情報の継続性を確保するため、新規業務により情報連携を可能とする。
 - 当初は海上貨物として輸出する予定であったが、許可後急遽、航空貨物として輸出する場合
 - 船舶から仮陸揚げされた海上貨物を、航空貨物として積み戻す場合

海上／航空システム間で情報連携を行うための 新規業務の概要（業務フローは次頁を参照）

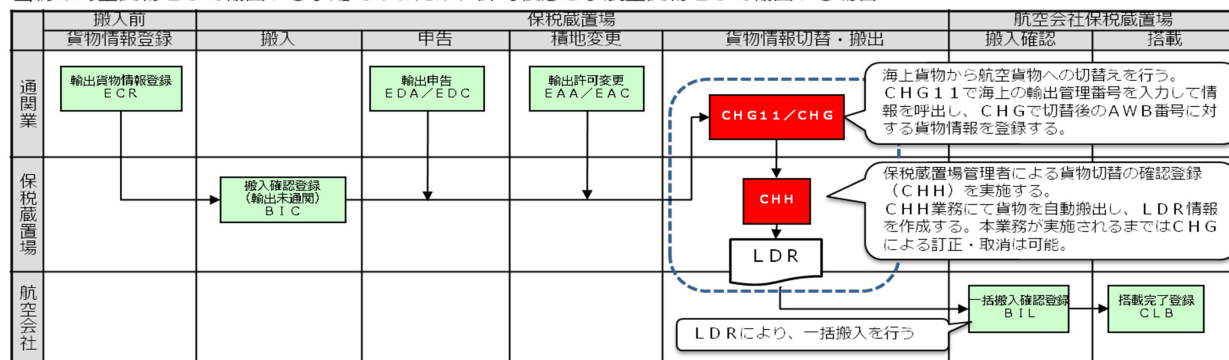
業務コード等	CHG11：貨物情報切替登録呼出し（入力者：CY、保税蔵置場、通関業、海貨業、NVOCC）
主 な 機 能	①新規登録時の呼出し：海上貨物（輸出管理番号）から切替後の航空貨物に必要な情報（個数、重量等）を呼び出す。 ②訂正・取消の呼出し：CHG業務にて登録した航空貨物（AWB番号）を入力して、情報を呼出す。
業務コード等	CHG：貨物情報切替登録（入力者：CY、保税蔵置場、通関業、海貨業、NVOCC）
主 な 機 能	①新規登録：輸出管理番号と切替後の航空貨物の情報を入力し、航空貨物情報を作成する。なお、航空貨物情報作成後は、海上貨物に対する業務更新を不可とし、航空貨物については『貨物情報切替確認情報（CHH）』業務が実施されるまで業務更新を不可とする。 ②訂正：CHG業務にて登録された航空貨物情報を入力し、航空貨物情報を更新する。なお、CHH業務が実施されるまでの間は訂正可能。 ③取消：輸出管理番号とCHG業務にて登録したAWB番号を入力し、航空貨物情報を削除する。なお、入力された海上貨物はCHG業務実施前の状態に戻し、CHH業務が実施されるまでの間は取消可能。
業務コード等	CHH：貨物情報切替確認情報（入力者：保税蔵置場）
主 な 機 能	CHG業務にて登録された情報を確認した旨を登録する。航空貨物情報についてはLDR情報を出力し、貨物の搬出を行う。また、CHH業務を契機にCHG業務での訂正・取消を実施不可として、海上貨物情報を削除する。

Ⅶ 詳細仕様検討結果

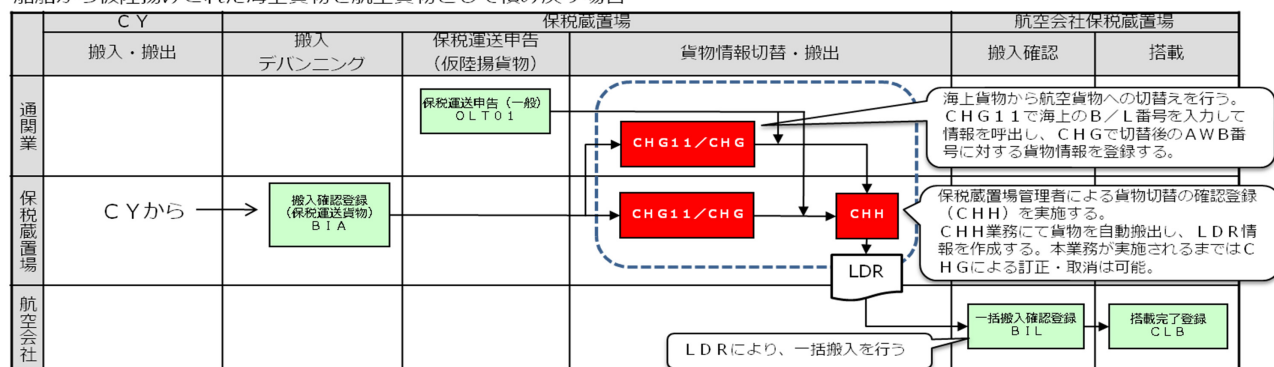
共通 貨物	航空 海上	第10回 WG	基本 Ⅳ-3	海上システムにおける航空貨物の取扱いの廃止（２）
----------	----------	------------	-----------	--------------------------

詳細仕様検討結果

- 当初は海上貨物として輸出する予定であったが、許可後急きょ航空貨物として輸出する場合



- 船舶から仮陸揚げされた海上貨物を航空貨物として積み戻す場合



VII 詳細仕様検討結果

共通	航空 海上	第8回 WG	基本 IV-4	NACCS専用口座の廃止
----	----------	-----------	------------	--------------

- NACCS専用口座について平成28年度末までに廃止する。※廃止に伴う留意事項はWG資料参照

詳細仕様検討結果

- NACCS専用口座については、平成28年度末までに廃止する。

1. NACCS専用口座とリアルタイム口座の比較等

(平成27年1月13日現在)

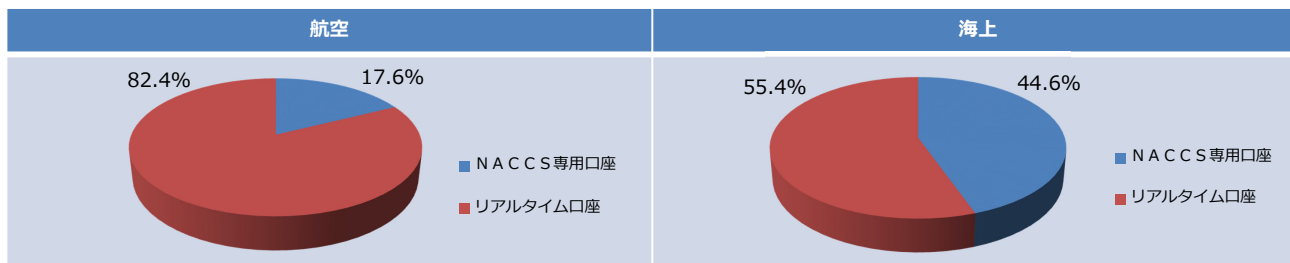
項目	専用口座振替	リアルタイム口座振替
サービス開始時期	昭和53年8月	平成20年10月
対応金融機関	銀行：44行55支店	銀行：67行全支店 信用金庫：196信用金庫
サービス提供時間（最大※1）	年中 06:00～21:00（※2）	年中 00:00～24:00（※3）
入出金	入金のみ可（出金不可）	入出金可
口座用途	NACCSによる関税等納付のみ	一般口座のため、NACCSによる関税等納付以外にも使用可能
口座残高の積増し	翌日反映	即時反映
領収証書	発行可能	マルチペイメントの仕組み導入に伴い、領収書の発行は省略（NACCSから振替完了通知書の出力が可能）

※1 NACCSが提供している時間帯の中で最長の時間帯を掲載。※2 銀行グループ毎に異なる。

※3 銀行毎に異なる。また、以下のMPNのサービス時間を除く。1月1日 20:15～1月2日 05:40 6月、9月の第3日曜日 00:00～05:40

2. NACCS専用口座とリアルタイム口座使用実績比

(平成26年11月6日～平成27年1月13日実績)



VII 詳細仕様検討結果

共通	航空 海上	第12回 WG	基本 IV-9	廃止オンライン業務（1）
----	----------	------------	------------	--------------

- 現行提供するオンライン対象業務のうち、利用実績のないもの等については、第6次NACCSにおいて廃止する。

詳細仕様検討結果

- 以下のオンライン業務については、第6次NACCSにおいて廃止する。

廃止オンライン業務（1）

項番	業務コード	業務名	航空	海上	廃止理由	項番	業務コード	業務名	航空	海上	廃止理由
1	CYB01	システム外CY搬入確認（コンテナ単位）（事前登録）		○	現行システムで利用実績のない業務の廃止	12	VIT11	入港届等B呼出し		○	Web NACCS対象化に伴いパッケージソフトによる提供を廃止
2	CYD11	システム外CY搬入確認呼出し（B/L単位）（事前登録）		○		13	VOT	出港届等B		○	
3	RPK	船卸予定登録		○		14	VOT11	出港届等B呼出し		○	
4	PAY	ペイメント情報照会	○	○	専用口座機能の廃止	15	JBX	船舶基本情報登録（内航船）		○	
5	BAA	口座残高証明額訂正（呼出し）	○	○		16	JBY	船舶基本情報訂正（内航船）		○	
6	BAA01	口座残高証明額訂正	○	○		17	JBY11	船舶基本情報訂正呼出し（内航船）		○	
7	IBA	口座照会	○	○		18	JPT	入港前統一申請等（内航船）		○	
8	DLS05	納付書情報（口座）再出力依頼情報登録・変更	○	○	Web NACCS対象化に伴いパッケージソフトによる提供を廃止	19	JPT11	入港前統一申請等呼出し（内航船）		○	
9	VPT	入港前統一申請B		○		20	JIT	入港届等（内航船）		○	
10	VPT11	入港前統一申請B呼出し		○		21	JIT11	入港届等呼出し（内航船）		○	
11	VIT	入港届等B		○							

Ⅶ 詳細仕様検討結果

共通	航空 海上	第12回 WG	基本 Ⅳ-9	廃止オンライン業務（2）
----	----------	------------	-----------	--------------

詳細仕様検討結果

廃止オンライン業務（2）

項番	業務 コード	業務名	航空	海上	廃止理由
22	J O T	出港届等（内航船）		○	WebNACC S対象化に伴い パッケージソフト による提供を 廃止
23	J O T 1 1	出港届等呼出し（内航船）		○	
24	J M R	移動届（内航船）		○	
25	J M R 1 1	移動届呼出し（内航船）		○	
26	K I T	入港料減免・還付申請		○	
27	K I T 1 1	入港料減免・還付申請呼出し		○	
28	K M T	船舶運航動静通知		○	
29	K M T 1 1	船舶運航動静通知呼出し		○	
30	K S T	海側施設使用許可申請		○	
31	K S T 1 1	海側施設使用許可申請呼出し		○	
32	K L T	陸側施設使用許可申請		○	
33	K L T 1 1	陸側施設使用許可申請呼出し		○	

項番	業務 コード	業務名	航空	海上	廃止理由
34	J S S	申請状態確認		○	I V S（入港届等 照会）業務との統 合に伴う廃止
35	C R W 0 1	届出申請一覧呼出し		○	
36	C R W 0 2	届出申請情報照会		○	
37	R S S	空コンテナ引取予定情報通知		○	P U R業務を提供
38	R S T	空コンテナ引取予定確認情報通知		○	P U A業務を提供
39	A C L 0 1	船積確認事項登録（コンテナ船用）		○	現行A C L 0 3業務 （新A C L 0 1業務） への統合に伴う廃止
40	A C L 0 2	船積確認事項登録（在来船用）		○	現行A C L 0 4業務 （新A C L 0 2業務） への統合に伴う廃止
41	S I R	船積指図書（S/I）情報登録		○	現行S I R 0 2業務 （新S I R業務）へ の統合に伴う廃止
42	S I R 0 1	船積指図書（S/I）情報登録（国際連携）		○	

Ⅶ 詳細仕様検討結果

共通	航空 海上	第12回 WG	基本 Ⅳ-9	廃止オンライン業務（3）
----	----------	------------	-----------	--------------

詳細仕様検討結果

廃止オンライン業務（3）

項番	業務 コード	業務名	航空	海上	廃止理由
43	E I R	S/I情報登録	○		現行E I R 0 2業務 （新E I R業務）へ の統合に伴う廃止
44	E I R 0 1	S/I情報登録（国際連携）	○		
45	I V A	インボイス・パッキングリスト情報登録	○	○	現行I V A 0 2業務 （新I V A業務）へ の統合に伴う廃止
46	W B I	SWB確定通知		○	決済機能の廃止
47	W B I 1 1	SWB確定通知呼出し		○	
48	W B S	SWB情報通知		○	
49	I W B	SWB情報照会		○	
50	I I S	SWB請求情報一覧照会		○	
51	P A S	支払選択登録		○	
52	P A S 1 1	支払選択登録呼出し		○	

項番	業務 コード	業務名	航空	海上	廃止理由
53	I P S	電子決済情報照会		○	A C L / C YサブW Gにて廃止を合意 （今後利用が見込め ない）
54	A C T	請求情報登録		○	
55	A C T 1 1	請求情報登録呼出し		○	
56	I A I	請求情報一覧照会		○	
57	I A T	請求情報照会		○	
58	C R W 0 3	乗員上陸許可申請		○	入港前統一申請業務 との統合に伴う廃止

Ⅶ 詳細仕様検討結果

共通	航空 海上	第12回 WG	基本 Ⅳ-12-他	廃止管理資料及び月報管理資料配信日の変更等（１）
- 第6次NACCSの機能変更に伴い、不要となる管理資料及び利用されていない管理資料を廃止する。 - 一部管理資料について配信日の変更を実施する。 - 外部媒体による提供を廃止する。				

詳細仕様検討結果

1. 以下の管理資料については、第6次NACCSにおいて廃止する。

項番	業務 仕様書 番号	業務仕様書名	共通	航空	海上	周期	配信先	廃止理由
1	I 0 7	納付書集計データ	○			日報	銀行	専用口座の廃止に伴う廃止
2	I 0 8	連記式領収済通知書情報	○			日報	銀行	
3	I 0 9	連記式領収控情報	○			日報	銀行	
4	I 1 0	歳入金等受入報告表情報	○			日報	銀行	
5	I 1 1	口座振替用納付書送付書情報	○			日報	銀行	
6	J 0 2	電子決済入金予定データ（請求者用）	○			半月報	船会社他	決済機能廃止
7	S 0 5	仕向地別混載仕立実績データ		○		月報	混載業	利用されていない
8	S 0 9	貨物取扱実績データ（荷送人別）		○		月報	航空代理店	
9	S 1 0	貨物取扱実績データ（航空会社別）		○		月報	航空代理店	
10	S 1 1	貨物取扱実績データ（営業所別）		○		月報	航空代理店	
11	S 1 2	搭載完了AWBデータ		○		日報	航空代理店	
12	T 0 6	BREAK BULK MONTHLY REPORT		○		月報	混載業	

（注）上記管理資料の廃止に伴い「管理資料情報配信要否登録（U K S）」業務についても変更を行うこととなる。

Ⅶ 詳細仕様検討結果

共通	航空 海上	第12回 WG	基本 Ⅳ-12-他	廃止管理資料及び月報管理資料配信日の変更等（２）
----	----------	------------	--------------	--------------------------

詳細仕様検討結果

2. 以下の管理資料については、第6次NACCSにおいて配信日を「毎月1日」に変更する。

項番	業務 仕様書 番号	業務仕様書名	共通	航空	海上	現行配信日	次期配信日
1	G 0 3	保税運送申告一覧データ			○	2日	1日
2	G 0 4	貨物取扱等実績データ			○	2日	
3	G 0 6	船積確認事項登録実績データ			○	4日	
4	G 1 1	卸コンテナリスト取扱一覧データ			○	3日	
5	G 1 2	積コンテナリスト取扱一覧データ			○	3日	
6	H 0 1	輸出申告一覧データ	○			4日	
7	H 0 2	輸出貨物許可承認等実績データ			○	2日	
8	I 5 1	輸入申告一覧データ	○			3日	
9	I 5 2	輸入貨物許可承認等実績データ			○	2日	
10	T 0 7	搬出貨物統計データ（輸入）		○		2日	

3. 管理資料の外部媒体提供の廃止

民間管理資料の配信において、管理資料のファイルサイズがシステム制限値（圧縮前6MB、圧縮後1MB）を超える場合には、外部媒体へ保存しその媒体を郵送することで管理資料を配信しているが、第6次NACCSにおいては、原則、以下のとおりとする。

- ① 外部媒体の運用を廃止する。
- ② ファイルサイズに関係なく全ての管理資料について、システム配信処理により送付する。

Ⅶ 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第12回WG	基本Ⅳ-8	業務名称の変更
----	----	--------	-------	---------

- ・ 現在提供してる業務について、業務実態に合わない業務名があるため、業務実態を反映した名称に変更する。

詳細仕様検討結果

以下のオンライン業務について、「第6次NACCS」欄に記載のとおり、業務名称を変更する。

項番	現行NACCS		第6次NACCS	
	業務コード	業務名	業務コード	業務名
1	ACL01	船積確認事項登録（コンテナ船用）	ACL01	ACL情報登録（コンテナ船用）
2	ACL03	船積確認事項登録（コンテナ船用）（SWB用）		
3	ACL02	船積確認事項登録（在来船用）	ACL02	ACL情報登録（在来船・自動車船用）
4	ACL04	船積確認事項登録（在来船用）（SWB用）		
5	ACL11	船積確認事項登録呼出し	ACL11	ACL情報登録呼出し
6	ACL12	船積確認事項登録（ハウス単位）呼出し	ACL12	ACL情報登録（ハウス単位）呼出し
7	IAL	船積情報照会	IAL	ACL情報照会
8	IAC	船積情報登録状況照会	IAC	ACL情報登録状況照会
9	NVC01/02	混載貨物情報登録	NVC01/02	ハウスB/L貨物情報登録
10	NVC11	混載貨物情報登録呼出し	NVC11	ハウスB/L貨物情報登録呼出し
11	INV	混載貨物情報照会	INV	ハウスB/L貨物情報照会

Ⅶ 詳細仕様検討結果

共通	航空海上	第16回WG	基本Ⅳ-6-2	マイナンバー（法人番号）に係る対応（1）
----	------	--------	---------	----------------------

- ・ 現在、輸出入申告等の輸出入者コード欄等には、JASTPROコードまたは税関発給コードを入力しているが、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入に伴い、更改後は「法人番号」を入力することとする。また、法人番号導入に伴い、「輸入申告事項登録（IDA）」業務等における「識別符号」のあり方についても検討する。

詳細仕様検討結果

- ① 法人番号が付与されている輸出入者に係る輸出入申告等においては、「輸出入者コード」欄に、当該輸出入者の「法人番号」を入力することを必須とする。なお、個人や法人番号が付与されていない者の場合の取扱いは現行どおりとする。
注：法人番号とは、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）に基づいて、国税庁が法人・団体の識別番号として指定・通知する13桁の番号をいう。
- ② 「輸出入者コード」欄へ入力する法人番号は、支店・営業所等の判別を可能とするため、法人番号「13桁」に支店番号「4桁」を足した「17桁のNACCS用輸出入者コード」とする。ただし、支店番号を持たない場合には、「13桁」の入力を可能とする（継続検討事項）。
注：支店番号「4桁」については、決定ではなく、今後変更となる可能性がある。また、NACCSで利用する法人番号の提供方法等は、今後検討する。
- ③ NACCSが提供する業務において、「輸出入者コード」の入力を要する全ての業務について、原則として17桁（桁数は変更の可能性有り）のコードを入力可能とする仕様変更を実施する（関係省庁手続については、調整中）。
- ④ 法人番号が入力された場合は、これまでと同様に会社名・住所等の自動補完を可能とするサービスの提供についても検討する。また、包括評価、担保、口座番号等、現在登録済みの情報については、次期においても引き続き継続して利用可能となるような措置を検討する。
- ⑤ 「輸入申告事項登録（IDA）」業務等における「識別符号」欄について、見直しの要否も含めて検討する。

Ⅶ 詳細仕様検討結果

共通	航空 海上	第16回 WG	基本 IV-6-2	マイナンバー（法人番号）に係る対応（2）
----	----------	------------	--------------	----------------------

詳細仕様検討結果

1. 輸入者欄は法人番号「13桁」+支店番号「4桁」の「17桁」を入力する（継続検討事項）。

大額/少額* ☐ 申告等種別* ☐ 申告先種別 ☐ 貨物識別 ☐ 識別符号 ☐
 あて先官署 ☐ あて先部門 ☐ 申告等予定年月日
 輸入者
 住所
 電話

法人番号を13桁+支店番号4桁（支店番号が無い場合は「0000」をシステムで自動補完）で入力

※（例）IDA入力画面

2. 現在、「識別符号」欄への入力は下記のとおりとなっているが、法人番号導入に伴い見直しの要否も含めて検討する。

現在は下記の業務のみ識別符号の入力を必須としている。

1. 「輸入申告事項登録（IDA）」
※申告等種別「Y」のみ
2. 「輸入マニフェスト通関申告（MIC）」

大額/少額* ☐ 申告等種別* ☐ 申告先種別 ☐ 貨物識別 ☐ 識別符号 ☐
 あて先官署 ☐ あて先部門 ☐ 申告等予定年月日
 輸入者
 住所
 電話

現状における識別符号
 1. 個人から個人宛の荷物
 2. その他
 のいずれかを入力

※（例）IDA入力画面

Ⅶ 詳細仕様検討結果

共通	航空 海上	第16回 WG	基本 IV-6-2	マイナンバー（法人番号）に係る対応（3）-参考1-
----	----------	------------	--------------	---------------------------

詳細仕様検討結果

財務省関税局・税関

**平成29年10月から、税関長に提出する
輸出入申告等には、社会保障・税番号制度における
「法人番号」を記載していただく予定としております。**

- 平成29年10月（※）から、輸出入申告書等の輸出入者符号の欄には、JASTPROコード（法人）及び税関発給コード（法人）に代わって、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）における「法人番号」を記載（入力）していただく予定としております。
（※）平成29年10月に予定されているNACCSの更改に併せて、輸出入申告等に「法人番号」を記載していただくこととなります。

（参考1）「法人番号」とは、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）第2条第15項に規定する法人番号です。

（参考2）輸出入申告以外の税関手続についても、JASTPROコード（法人）及び税関発給コード（法人）に代わって「法人番号」を記載していただく予定としております。

- JASTPROコード及び税関発給コードから「法人番号」への切替に当たっての必要な手続きについては、追ってお知らせします。

法人番号の最新情報は、国税庁HP
<http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/mynumberinfo/index.htm>
 マイナンバー制度の最新情報は、内閣官房マイナンバー-HP
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>

注意：マイナンバー（個人番号）の記載は不要です。

Ⅶ 詳細仕様検討結果

共通	航空 海上	第16回 WG	基本 IV-6-2	マイナンバー（法人番号）に係る対応（3）-参考2-
----	----------	------------	--------------	---------------------------

詳細仕様検討結果

参 考

- 平成25年5月31日に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律」（以下「マイナンバー法」という。）及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（以下「番号法整備法」という。）が公布
⇒番号法整備法において「国税通則法第124条」を以下のとおり改正

（書類提出者の氏名、住所及び番号の記載等）
第二百二十四条 国税に関する法律に基づき税務署長その他の行政機関の長又はその職員に申告書、申請書、届出書、**調書**その他の書類を提出する者は、当該書類にその氏名（法人については、名称。以下この項において同じ。）及び住所又は居所及び**番号（番号を有しない者にあつては、その氏名及び住所又は居所）**を記載しなければならない。この場合において、その者が法人であるとき、納税管理人若しくは代理人（代理の権限を有することを書面で証明した者に限る。以下この条において同じ。）によつて当該書類を提出するとき、又は不服申立人が総代を通じて当該書類を提出するときは、その代表者（人格のない社団等の管理人を含む。次項において同じ。）、納税管理人若しくは代理人又は総代の氏名及び住所又は居所をあわせて記載しなければならない。
2 （略）
3 第一項に規定する番号とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項（定義）に規定する個人番号又は同条第十五項に規定する法人番号をいう。
- 平成27年4月3日に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行期日を定める政令」が公布
⇒ マイナンバー法の施行期日は平成27年10月5日とし、同法附則第1条第4号に掲げる規定の施行期日は平成28年1月1日とする。
- 輸出入申告において申告すべき事項は、関税法施行令第58条（輸出申告の手続）、第59条（輸入申告の手続）に規定されており、申告事項のうち「住所」等は「その他参考となるべき事項」として関税法基本通達、税関様式基本通達において規定されている。



Ⅶ 詳細仕様検討結果

共通	航空 海上	第11回 WG	基本 IV-6-3	荷主業務と後続業務の連携強化（1）
----	----------	------------	--------------	-------------------

- ・「船積指図書（S/I）情報登録（SIR）」業務等の荷主業務と後続業務の連携強化を図るための改善を実施する。

詳細仕様検討結果

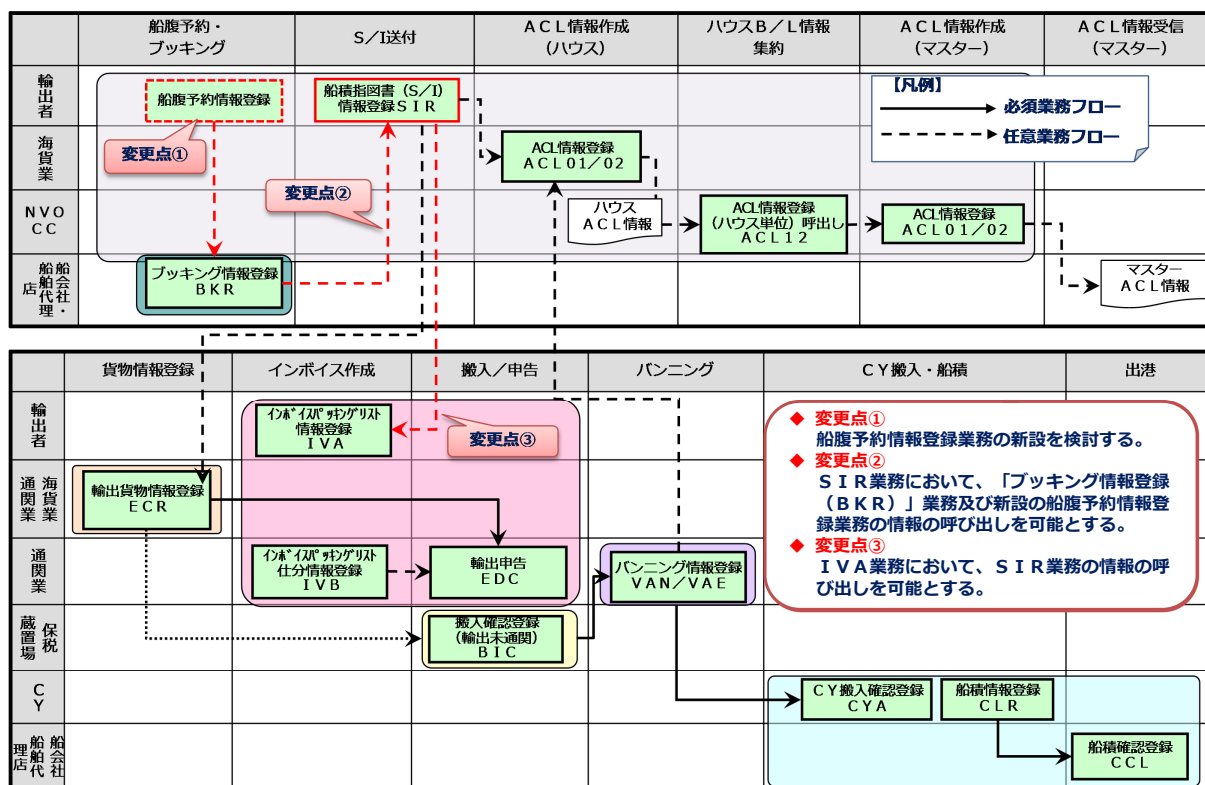
	航空 海上	検討項目	詳細仕様
1	海上	SIR業務と後続業務との業務フローの再整理	・海上における輸出については、「B/L関連」と「申告関連」を別の業務フローとして整理する。 ・「B/L関連」については、SIRをACLの上流情報と位置付け、SIRの項目はACLの項目に原則として合わせる。（SIRをACLの先行業務として必須化するものではない。） ・「申告関連」については、ECR-EDA（一部：IVA-IVB-EDA）を基本ルートとして、この間の業務項目は可能な限り統一性を持たせる。 ・SIRの情報のうち、ECR、IVAに利用可能な項目については、情報の流用（呼出し）を可能とする。（IVA業務時にSIRから情報を呼出す新規機能を追加）
2	海上	SIR業務と船腹予約情報登録業務及びブッキング情報登録との連携	・「ブッキング情報登録（BKR）」業務の項目のうち、SIRに流用可能な項目について、呼出しを可能とする。 ・BKR業務の先行業務として「船腹予約情報（荷主→船会社等）」登録業務の新設を検討する。
3	海上	IIR業務と後続業務の連携	・「輸入指示書登録（IIR）」業務と「輸入申告事項登録（IDA）」業務等との連携を可能とする。 ⇒IIR業務で送信される「荷主リファレンス番号」、「荷主セクションコード」について、IDA業務で流用可能とする見直しを実施する。
4	航空 海上	IVA業務の位置づけと情報連携の強化	・IVA業務は商業用インボイスとしての利用を最優先せず、プロフォーマインボイスとしての利用を前提とする。（商業用インボイスとしての利用を否定するものではなく、商業用として利用は引き続き視野に入れる。） ・PAA（Pan Asian e-Commerce Alliance）*フォーマットへの準拠は継続する。 （※PAA：東/南東アジア地域において、電子商取引又は貿易関連のシステムの構築・運用を通じて各種サービスを提供する事業者が集まった企業アライアンス） ・SIRの項目のうちIVAで利用可能な項目については、呼出しを可能とする（新規機能）。 ・IVA業務の荷主以外の利用については、継続検討とする。



Ⅶ 詳細仕様検討結果

共通	航空 海上	第11回 WG	基本 IV-6-3	荷主業務と後続業務の連携強化（2）
----	----------	------------	--------------	-------------------

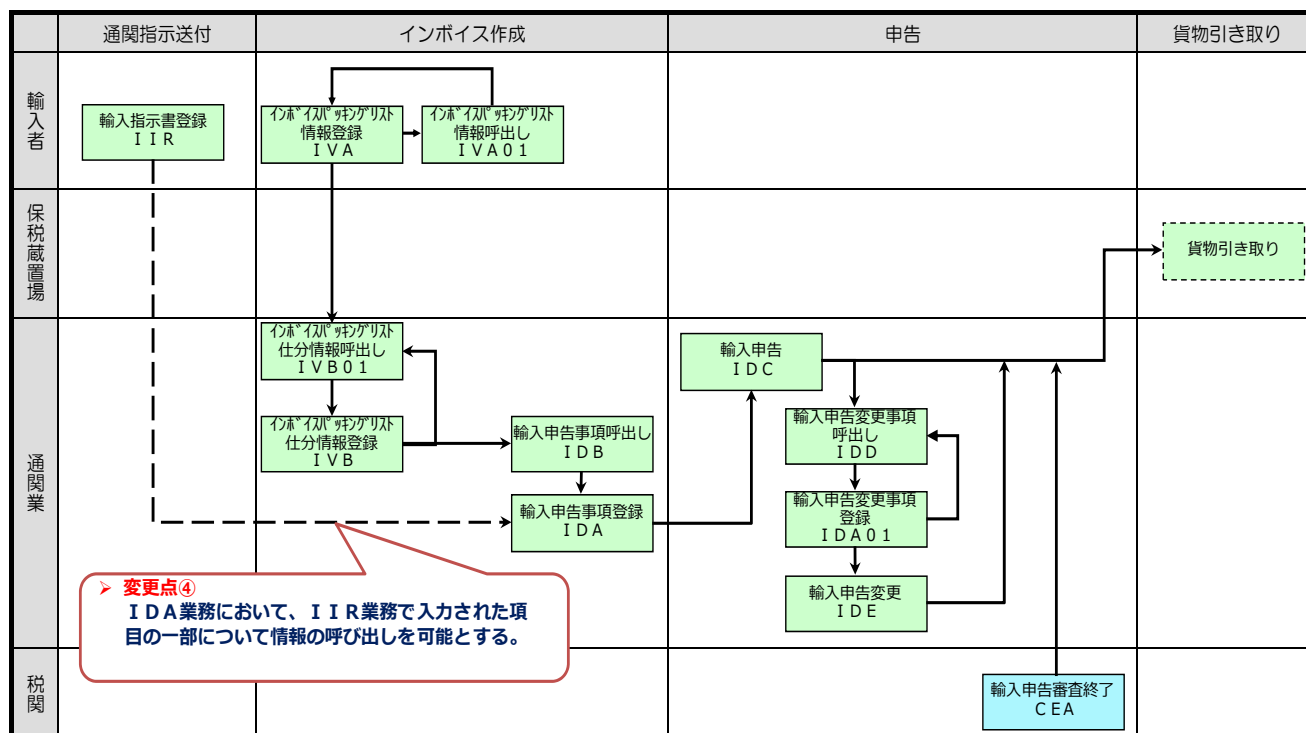
詳細仕様検討結果



Ⅶ 詳細仕様検討結果

共通	航空 海上	第11回 WG	基本 IV-6-3	荷主業務と後続業務の連携強化（3）
----	----------	------------	--------------	-------------------

詳細仕様検討結果



Ⅶ 詳細仕様検討結果

共通	航空 海上	第16回 WG	基本 Ⅲ-6	関係省庁用の汎用的な添付業務の新設（１）
----	----------	------------	-----------	----------------------

- 第6次NACCSにおいては、関係省庁（通関関係）用として、汎用的に利用可能となる添付業務を提供する。

詳細仕様検討結果

関係省庁（厚生労働省検疫所（食品）、農林水産省動物検疫所、同植物防疫所）に対する届出・申請に際して提出が求められる関係書類を電子的に提出可能とするため、汎用的な添付業務として「関係省庁添付登録（MSF）」業務を新設する。

【業務名】

- ・MSF01：関係省庁添付登録（検疫所（食品））
- ・MSF02：関係省庁添付登録（動物検疫所、植物防疫所）

【業務概要】

1. 関係省庁向けの届出・申請事項登録業務実施後に、当該届出・申請に係る添付ファイルを送付する。
2. 本業務で送付した添付ファイルを変更する場合は、本業務で変更ファイルを含む全添付ファイルを削除後、全ファイルを再度添付する。

▶添付対象となる届出・申請事項登録業務

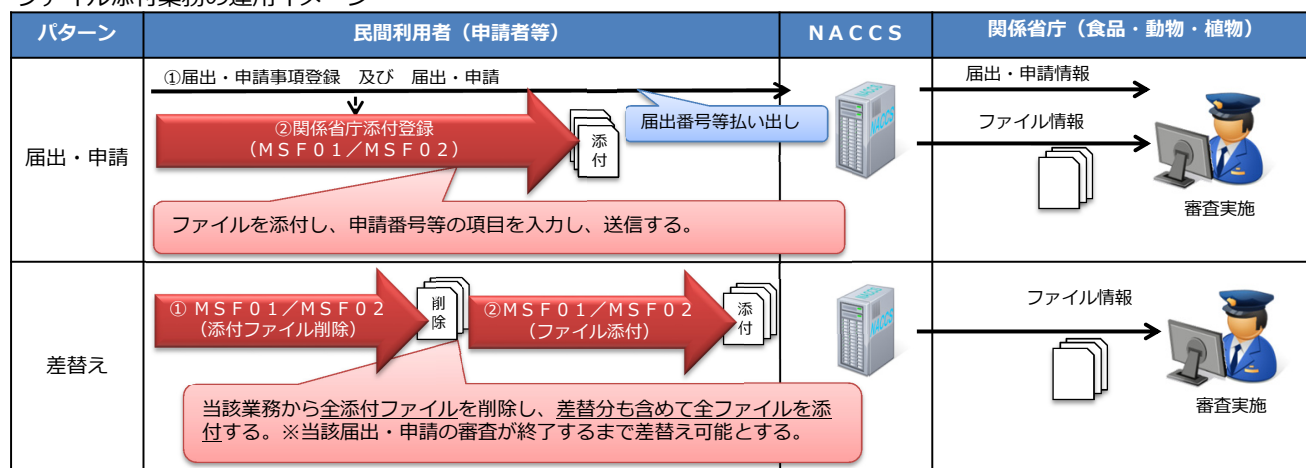
項番	業務コード	対象業務	添付業務コード	備考
1	IFA	食品等輸入届出事項登録	MSF01	輸入食品監視支援関連業務
2	ILA	輸入畜産物検査申請事項登録	MSF02	動物検疫関連業務
3	EMA	輸出畜産物検査申請事項登録		
4	IOA	輸入動物検査申請事項登録		
5	EOA	輸出動物検査申請事項登録		
6	IQA	輸入犬等検査申請事項登録		
7	IQA01	輸入犬等検査申請事項登録（試験研究用）		
8	EQA	輸出犬等検査申請事項登録		
9	IPA	輸入植物検査申請事項登録	MSF02	植物検疫関連業務
10	EPA（仮）	輸出植物検査申請事項登録		
11	SWA	シングルウィンドウ輸入申告事項登録	MSF01/MSF02	

Ⅶ 詳細仕様検討結果

共通	航空 海上	第16回 WG	基本 Ⅲ-6	関係省庁用の汎用的な添付業務の新設（２）
----	----------	------------	-----------	----------------------

詳細仕様検討結果

・ファイル添付業務の運用イメージ



▶添付ファイル等の仕様

最大添付可能ファイル数	5※
1業務当たりの最大添付ファイルサイズ	5MB※
添付ファイルの差替え	添付ファイル削除後、全て再添付
届出・申請事項登録時の入力	なし
申告情報等とのリンク	あり
届出・申請の変更時（申告等番号の末尾が繰り上がった場合）の引継ぎ	あり

※なお、MSF02（動物検疫所）の添付可能ファイル数および添付ファイルサイズの最大値は実施業務による。

通関関係業務編

VII 詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第8回 WG	基本 Ⅲ-3	輸出入申告業務における多欄申告対応
・ 「輸入申告（I D C）」業務等、「輸出申告（E D C）」業務等における品目コード等の入力欄数を現行の50欄から99欄に拡大する。				
詳細仕様検討結果				
・ 申告の多欄数化				
申告の多欄数化については、 <u>新規業務の提供によらず、既存の「輸入申告事項登録（I D A）」業務及び「輸出申告事項登録（E D A）」業務等の入力欄数を99欄とする</u> 改変により対応する。				
【参考】				
① 基本仕様の検討時点では、現行業務（I D A、E D A等）の入力欄数を拡大した場合、N A C C Sの処理能力低下が懸念されたため、50欄を超える入力欄数専用の業務を新たに作成することとしていたが、検証の結果、現行業務の入力欄数を100欄程度まで拡大しても、N A C C Sの処理能力に影響がないことが判明している。				
② 入力欄数の最大値を100欄とした場合、I D A業務等の出力情報（輸入申告入力控情報等）の「欄番号」欄の桁数を2桁から3桁に変更する必要が生じ、自社システムの開発に影響する可能性があるため99欄とした。				
※ 自社システム利用者が51欄以上の申告を行う場合は、自社システムを本仕様に合わせて改修する必要がある。				

Ⅶ 詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第11回 第17回	WG	基本 Ⅳ-6-2	輸出入申告における入出力項目の見直し（１）
----	----------	--------------	----	-------------	-----------------------

- 輸出入申告等における入出力項目の見直し（下記提示は現時点の案であり継続検討中）

詳細仕様検討結果

1. 輸出申告関連

（１）新規項目追加

項番	共通部／欄部	項目名	概要
1	共通部	税関事務管理人輸出入者番号 税関事務管理人受理番号 税関事務管理人名	制度上（関税法第95条等）入力が必要となる場合がある項目であるため追加（現状は「記事（税関）」欄等を使用している。）。
2	共通部	通知先（仮称）	非蔵置官署に申告し、検査することとなった場合、その旨を通知する先を入力する。
3	共通部	荷主リファレンスナンバー 荷主セクションコード	荷主における業務管理等の利便性向上を図るため、左記項目を追加する。

（２）既存項目の見直し

項番	共通部／欄部	内容	項目名	概要
1	共通部	欄数増	輸出承認証等識別 輸出承認証番号等	入力欄数を現状の5欄から15欄に増加。
2	共通部	条件付 必須化	バンニング場所コード バンニング場所名 バンニング場所住所1 ※ 都道府県 バンニング場所住所2 ※ 市町村等 バンニング場所住所3 ※ 町域名・番地 バンニング場所住所4 ※ ビル名ほか	（海上のみ） 税関審査に必要な項目であるため、システムから情報を引用できない場合のみ、必須項目とする。
3	共通部	項目 非表示	AWB番号	「海上システムで航空貨物を扱う機能の廃止」に伴い当該項目を出力しない。（海上のみ） ※許可内容変更申請（EAA、UAA）業務は見直し対象外。

Ⅶ 詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第11回 第17回	WG	基本 Ⅳ-6-2	輸出入申告における入出力項目の見直し（２）
----	----------	--------------	----	-------------	-----------------------

詳細仕様検討結果

2. 輸入申告関連

（１）新規項目追加

項番	共通部 欄部	項目名	概要
1	共通部	税関事務管理人輸出入者番号 税関事務管理人受理番号 税関事務管理人名	制度上（関税法第95条等）入力が必要となる場合がある項目であるため追加する。 （現状は「記事（税関）」欄等を使用している。）
2	共通部	事前教示（評価）	関税評価の照会に係る事前教示登録番号を入力する項目として2欄追加する。
3	欄部	事前教示（分類）	品目分類等の照会に係る事前教示登録番号を入力する項目として追加する。
4	欄部	事前教示（原産地）	原産地の照会に係る事前教示登録番号を入力する項目として追加する。
5	共通部	通知先（仮称）	非蔵置官署に申告し、検査することとなった場合、その旨を通知する先を入力する。
6	共通部	荷主リファレンスナンバー 荷主セクションコード	荷主における業務管理等の利便性向上を図るため、左記項目を追加する。
7	共通部	蔵置料金請求先	利便性向上の観点から、保税蔵置場の利用料金請求先の利用者コードを入力する項目として追加する。（航空のみ）

Ⅶ 詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第11回 第17回	WG	基本 IV-6-2	輸出入申告における入出力項目の見直し（3）
----	----------	--------------	----	--------------	-----------------------

詳細仕様検討結果

（2）既存項目の見直し

項番	共通部 欄部	項目名	見直し 内容	概 要
1	共通部	B／L 番号（海上のみ）	桁数増	入力可能な桁数を現状の20桁から35桁に増やす。
2	共通部	輸入承認証等識別 輸入承認証番号等	欄数増	入力可能な欄数を現状の5欄から10欄に増やす。
3	共通部	包括評価申告受理番号	欄数増	入力可能な欄数を現状の1欄から3欄に増やす。 ※課税価格の補正計算は、1欄目にのみ入力された場合に実施する。
4	欄部	原産地証明書識別	桁数増	現状の1桁を4桁に増やし、コード体系の見直しを行う。 ※4. 参照
5	共通部	包括保険番号	桁数増	「損害保険業務のシステム化」に伴い、入力可能な桁数を現状の6桁から8桁に増やす。

Ⅶ 詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第11回 第17回	WG	基本 IV-6-2	輸出入申告における入出力項目の見直し（4）
----	----------	--------------	----	--------------	-----------------------

詳細仕様検討結果

3. 輸出入申告における出力項目の見直し

輸出入申告控及び輸出入許可通知書等の帳票については、前記のEDA業務、IDA等における項目の見直し等に加え、以下の項目の見直し等を実施する。

項番	輸出入 区分	項目名	見直し 内容	概 要
1	輸出入 共通	審査区分	桁数増	現状の3桁表示から4桁表示に変更する。
2	輸出入 共通	蔵置税関（仮称）	新規項目	非蔵置官署に申告した場合、蔵置官署名が出力される。
3	輸出入 共通	蔵置税関部門（仮称）	新規項目	非蔵置官署に申告した場合、蔵置官署の通関担当部門が出力される。
4	輸入 のみ	包括評価標準式識別	欄数増	「包括評価申告受理番号」の3欄化に伴い、システムが自動補完する左記項目についても現状の1欄から3欄に増やす。
5	輸入 のみ	包括評価補正区分コード	欄数増	「包括評価申告受理番号」の3欄化に伴い、システムが自動補完する左記項目についても現状の1欄から3欄に増やす。
6	輸入 のみ	包括評価補正式	欄数増 桁数増	「包括評価申告受理番号」の3欄化に伴い、システムが自動補完する左記項目についても現状の1欄から3欄に増やす。加えて補完可能な補正式の桁数を現状の22桁から35桁に増やす。
7	輸入 のみ	輸出の委託者名	桁数増	システムが自動補完する左記項目について、出力可能な桁数を現状の39桁から72桁に増やす。

Ⅶ 詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第11回 第17回	WG	基本 Ⅳ-6-2	輸出入申告における入出力項目の見直し（５）
----	----------	--------------	----	-------------	-----------------------

詳細仕様検討結果

４．輸入申告等の入力項目である「原産地証明書識別」欄については、現行NACCSでは１桁で運用しているが、今後のコードの枯渇に対応するため、次期（第６次）NACCSでは以下のとおり４桁とする。

原産地証明書識別コード体系

原産地証明書識別（４桁）の体系＝原産地（申告）種別（２桁）＋原産地証明者等区分（１桁）＋貨物の種類（１桁）

原産地（申告）種別

WK	国定・WTO協定
GS	一般特惠
SG	日シンガポール経済連携協定(EPA)
MX	日メキシコ経済連携協定(EPA)
MY	日マレーシア経済連携協定(EPA)
PH	日フィリピン経済連携協定(EPA)
CL	日チリ経済連携協定(EPA)
TH	日タイ経済連携協定(EPA)
BN	日ブルネイ経済連携協定(EPA)
ID	日インドネシア経済連携協定(EPA)
VN	日ベトナム経済連携協定(EPA)
CH	日スイス経済連携協定(EPA)
IN	日インド包括的経済連携協定(EPA)
PE	日ペルー経済連携協定(EPA)
AU	日オーストラリア経済連携協定(EPA)
AS	日アセアン包括的経済連携協定(EPA)

原産地証明者等区分

T	輸出国当局が発給した原産地証明書（第三者証明）
A	認定輸出者による自己証明（原産地申告）
P	製造者による原産品申告書
E	輸出者による原産品申告書
I	輸入者による原産品申告書
O	原産地証明書等の提出が不要な場合

※「O（オー）」以外は、提出猶予申請を行う場合を含む

「貨物の種類」については、次ページ参照



Ⅶ 詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第11回 第17回	WG	基本 Ⅳ-6-2	輸出入申告における入出力項目の見直し（６）
----	----------	--------------	----	-------------	-----------------------

詳細仕様検討結果

		貨物の種類
一般 特惠	A	自国関与品（暫定令26条第2項該当）で、かつ、累積（暫定令26条第3項）適用【CO等、自国関与証明書及び累積加工製造証明書を提出】
	J	自国関与品（暫定令26条第2項該当）で、かつ、累積（暫定令26条第3項）非適用【CO等及び自国関与証明書を提出】
	B	自国関与品（暫定令26条第2項該当）以外で、かつ、累積（暫定令26条第3項）適用【CO等及び累積加工製造証明書を提出】
	P	自国関与品（暫定令26条第2項該当）以外で、かつ、累積（暫定令26条第3項）非適用【CO等を提出】
	C	税関長が貨物の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認めた貨物【CO等提出なし】
	T	少額貨物扱い【CO等提出なし】
	M	特惠用原産地証明書の提出猶予申請を行う貨物
EPA	1	EPA関税割当品目で、EPA関割証明書及び原産地証明書（若しくは原産品申告書）の提出があるもの【EPA関割証明書及びCO等を提出】
	2	EPA関税割当品目でEPA関割証明書があり、少額扱い貨物【EPA関割証明書提出、CO等提出なし】
	3	EPA関税割当品目で、税関長が貨物の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認めた貨物【EPA関割証明書提出、CO等提出なし】
	4	EPAに基づく原産地証明書（若しくは原産品申告書）の提出がある貨物【CO等を提出】
	5	少額扱い貨物【CO等提出なし】
	6	税関長が貨物の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認めた貨物【CO等提出なし】
	7	EPAに基づく原産地証明書（若しくは原産品申告書）の提出猶予申請を行う貨物
WTO 国定 協定	G	協定用原産地証明書の提出がある貨物【CO等を提出】
	R	貨物、インボイス等により原産地が確認できる貨物【CO等提出なし】
	S	輸入割当等公表告示三－8に規定する原産地証明書がある貨物【CO等を提出】
	N	原産地が確認できない貨物【CO等提出なし】

※CO等：原産地証明書又は原産品申告書

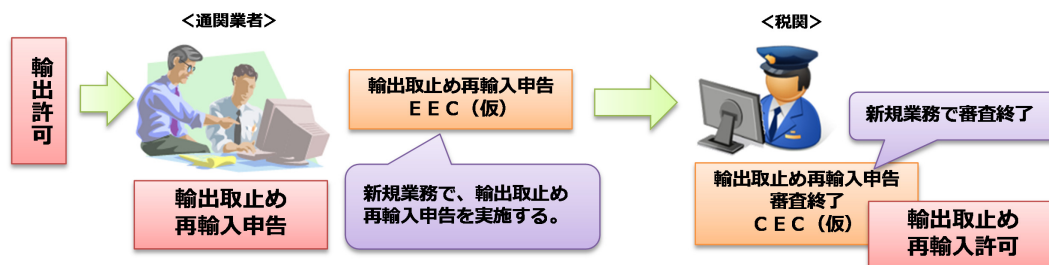
Ⅶ 詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第11回 WG	基本 IV-5-1-(1)	輸出取止め再輸入手続のシステム化（１）
----	----------	------------	------------------	---------------------

- ・ 輸出取止め再輸入手続について、新たにシステム化の対象とする。

詳細仕様検討結果

輸出取止め再輸入申告をNACCSで実施可能とする。

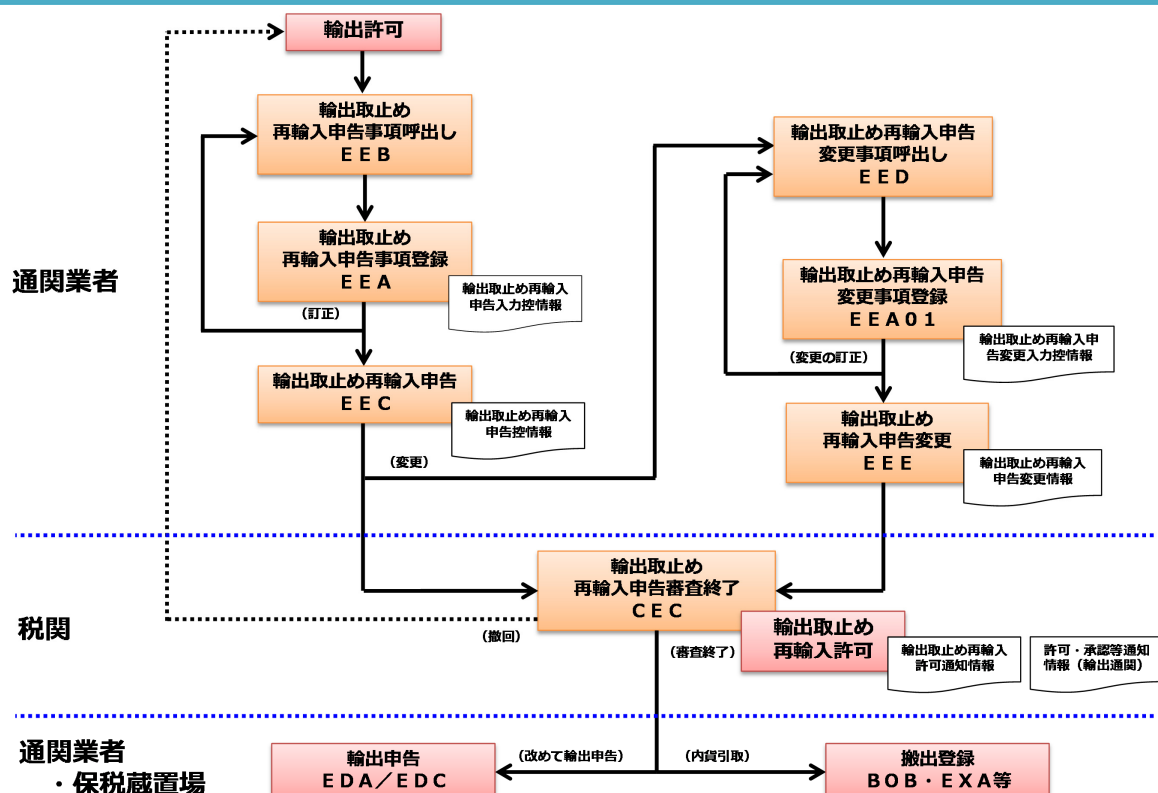


機能の概要	
1	輸出取止め再輸入の事項登録、呼出し、申告、申告変更事項登録、申告変更呼出し、申告変更及び当該申告等に対する税関の審査終了を新設する。なお、呼出し業務においては、輸出許可情報から事項登録に必要な情報を呼出し可能とする。
2	「申告添付登録（MSX）」業務の対象とする。
3	チェック及び処理は、現状の「許可・承認等情報登録（輸出）（PAE）」業務の種別「CEP：輸出取止め再輸入」と同様のものとする。 （例）・輸出取止め再輸入許可により、輸出取止め再輸入申告が許可された旨の「許可・承認等情報登録（輸出通関）」を蔵置場に配信する。 ・海上貨物においては、出港予定年月日以降は輸出取止め再輸入申告が実施できない。
4	輸出取止め再輸入申告が実施されることにより、船積み又は搭載がエラーとなるようにする。なお、当該輸出取止め再輸入申告が撤回された場合は、船積み又は搭載を再度可能にする。

Ⅶ 詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第11回 WG	基本 IV-5-1-(1)	輸出取止め再輸入手続のシステム化（２）
----	----------	------------	------------------	---------------------

詳細仕様検討結果

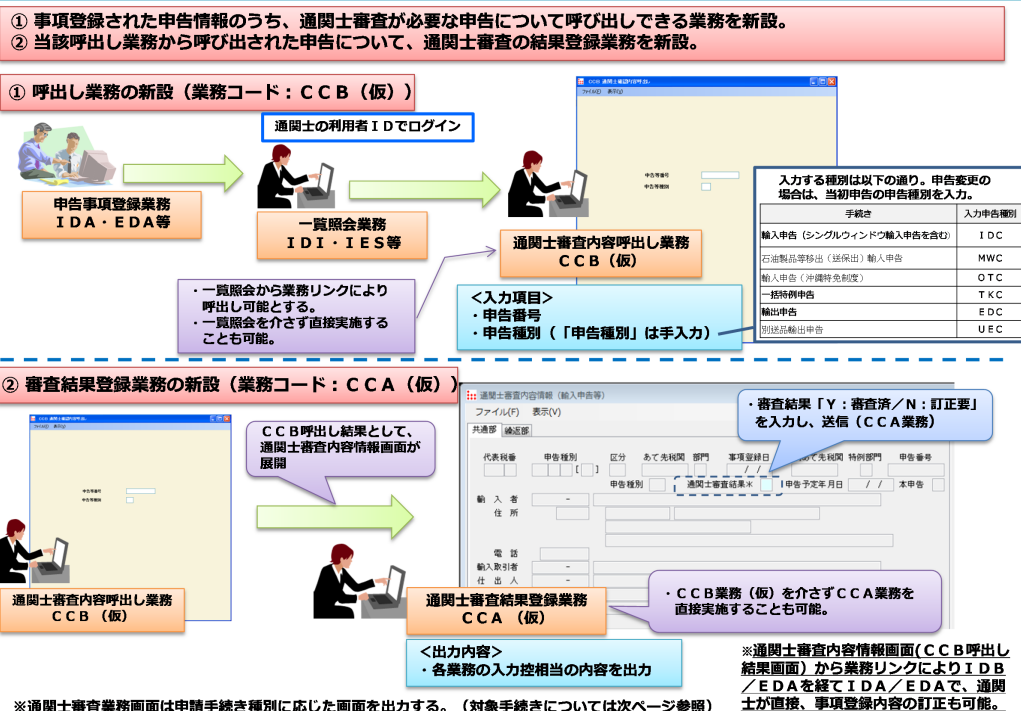


Ⅶ 詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第 9回 第13回 WG 第16回	基本 Ⅳ-5-1-(4)	通関士審査業務の新設（１）
----	----------	-------------------------	-----------------	---------------

- 通関士がその通関士識別符号を使用して輸出入申告等の業務を行う現状の仕組みに加え、利用者の選択により、通関士が輸出入申告等の業務を行う前に当該申告等に係る内容の審査を可能とする業務を新たに設ける。

詳細仕様検討結果



Ⅶ 詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第 9回 第13回 WG 第16回	基本 Ⅳ-5-1-(4)	通関士審査業務の新設（２）
----	----------	-------------------------	-----------------	---------------

詳細仕様検討結果

1. 通関士審査業務の対象となる申告等手続一覧

対象となる申告・申請手続き（案）	照会 対象
輸入申告（IDC）	○
シングルウィンドウ輸入申告（SWC）	○
石油製品等移出（総保出）輸入申告（MWC）	○
輸入申告（沖縄特免制度）（OTC）	○
一括特例申告（TKC01）	○
輸入申告変更（IDE）	○
石油製品等移出（総保出）輸入申告変更（MWE）	○
輸入申告変更（沖縄特免制度）（OTE）	○
輸出申告（EDC）	○
輸出許可内容変更申請（EAC）	○
別送品輸出申告（UEC）	○
別送品輸出許可内容変更申請（UAC）	○
輸出申告変更（EDE）	○
別送品輸出申告変更（UEE）	○

2. 「通関士審査内容呼出し（CCB）」業務に業務リンクする各種申告一覧照会業務（IDI、IES等）に、以下の機能を新設する。

- 通関士審査の必要な申告番号を抽出する為、照会種別に「K：通関士審査対象一覧」を追加する
- 一覧照会の出力画面に、通関士審査結果を表示する項目を追加する。

（一覧照会情報の出力画面イメージ）

新規出力項目②
通関士審査結果を出力する項目を追加。
「通関士審査結果」出力表示例

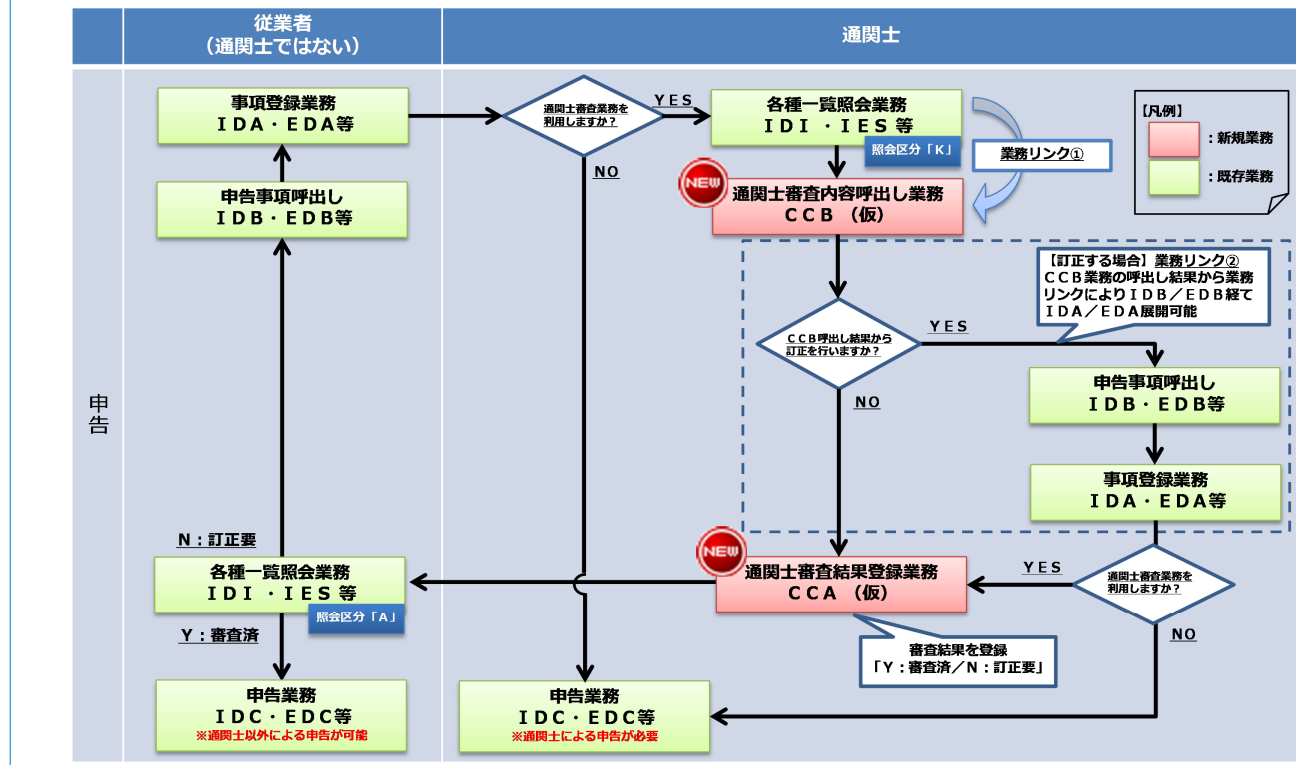
申告の状況	表示
未審査（事項登録済み）	スペース
審査済	Y
訂正要	N
申告済	D

Ⅶ 詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第 9回 第13回 WG 第16回	基本 Ⅳ-5-1-(4)	通関士審査業務の新設 (3)
----	----------	-------------------------	-----------------	----------------

詳細仕様検討結果

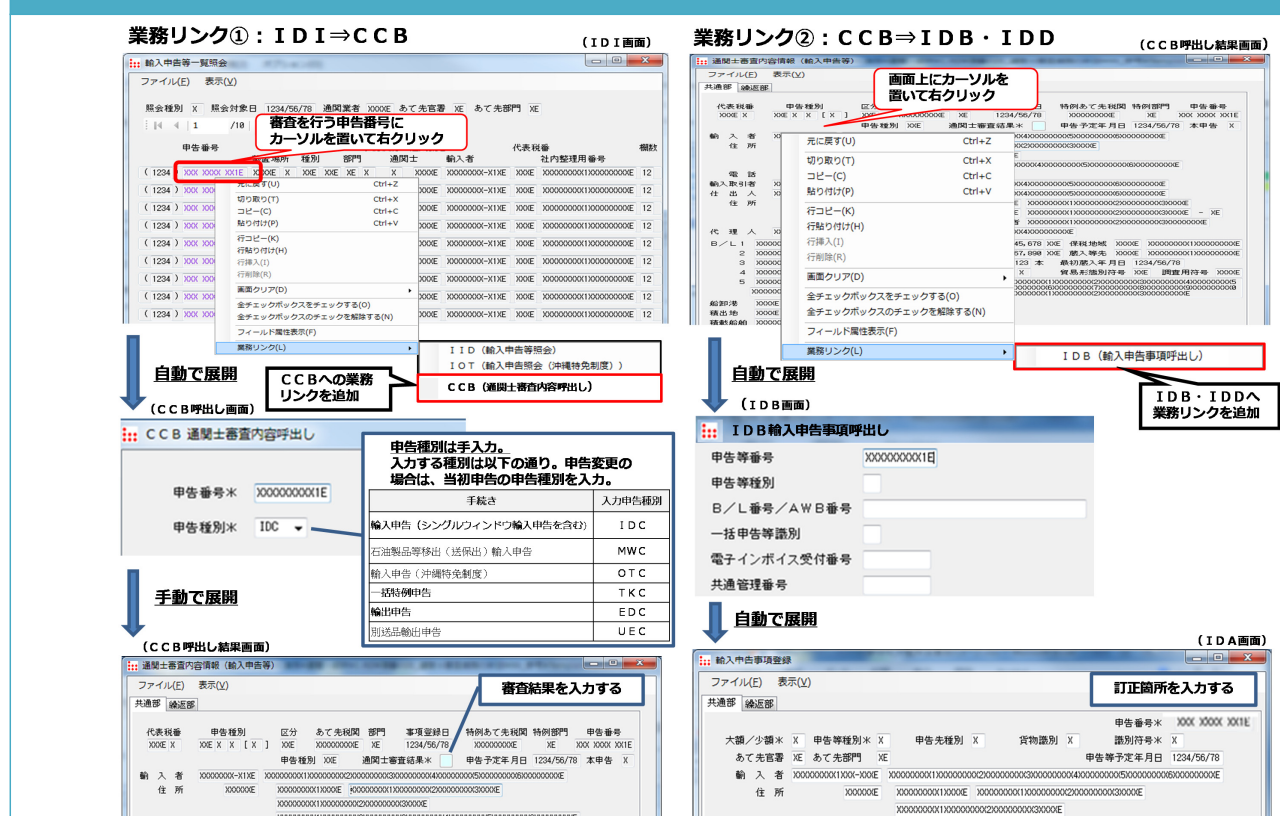
- 申告前に通関士審査業務を行う場合のフロー (案)



Ⅶ 詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第 9回 第13回 WG 第16回	基本 Ⅳ-5-1-(4)	通関士審査業務の新設 (4)
----	----------	-------------------------	-----------------	----------------

詳細仕様検討結果



Ⅶ 詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第11回 第16回	WG	基本 Ⅳ-5-3	損害保険業務とNACCSの連携（１）
----	----------	--------------	----	-------------	--------------------

- ・ 現在、紙ベースで行われている損害保険業務について、NACCSとのデータ連携による利便性向上について検討し、
① 包括保険申請手続のオンライン業務化、② 当該包括保険による輸入実績のデータ集計・提供 を実施する。

詳細仕様検討結果

1. 包括保険に係る情報を損害保険会社が仮登録、輸入者（海貨業者・通関業者）が本登録する仕組みを構築する。概要は以下のとおり。

※ 現行の書面による包括保険申請については、電子化推進の観点から、第6次NACCS更改後、そのあり方について検討する。

1. 第6次NACCS更改を機に、現行の「包括保険申請」業務手続のほかに、新たに「包括保険確認登録（HKA）（仮）」業務を新設し、包括保険指数を税関を通さずNACCSに直接登録して包括保険扱いを受けることを可能とする。当該登録手続は以下のとおり。
 - ① 輸入者より包括保険扱いの依頼を受けた損害保険会社は、包括保険に係る情報を「包括保険仮事項登録（HHA）（仮）」業務によりNACCSに登録（送信）する。その際、e-mailアドレス（5つまで）を入力しておけば、登録内容・受理番号等を③仮登録時に通知することができる。（保険契約者＝輸入者へ通知することを想定）
 - ② ①の事項登録に基づき、包括保険指数を自動計算のうえ、包括保険受理番号等を返信する。
 - ③ 損害保険会社は、返信の内容を確認し問題が無ければ、「包括保険仮登録（HHC）（仮）」業務を実施すると、①で入力したe-mailアドレス宛に受理番号を含む保険情報が送信される。
 - ④ e-mail で保険情報の通知を受けた輸入者は、保険情報の内容を確認する。輸入者は、確認した保険情報に問題が無ければ、自ら又は通関業者に委託のうえ、受理番号を使い「包括保険確認登録呼出し（HKB）（仮）」業務により損害保険会社が登録した仮情報を呼出す。
 - ⑤ 輸入者、海貨業者又は通関業者は、呼び出した仮情報に対して「包括保険確認登録（HKA）（仮）」業務を実施すると、①で入力したe-mailアドレス宛に登録完了の旨が送信される。
2. 上記手続により登録が行われる場合、包括保険証明書等の税関への提出等は不要となる。
3. システム登録を利用した場合、原則有効期限管理は不要とするが、運用上期限管理が必要なときは有効期限を設定可能とし、設定時には「輸入申告事項登録（IDA）業務」等の実施時点で有効期限の2週間前を過ぎていると、注意喚起メッセージを出力する。
4. 「包括保険仮事項登録（HHA）（仮）」業務について、新規、料率変更、訂正の区分を設ける。
5. 「包括保険照会（IIN）」業務（個別照会、一覧照会）を新設する。

2. 包括保険に係る輸入実績報告において、輸入者に対し輸入実績データを集約して電子情報で提供する仕組みを構築する。

＜NACCSから輸入実績データを提供する者＞

→ データの提供は、NACCS→輸入者とし、海貨業者、通関業者、損害保険会社に直接提供しない。

＜提供するデータの項目・提供方法等について＞

→ データの提供は、1ヶ月分をまとめて月1回とする。提供するデータの項目・提供方法は、今後検討する。



Ⅶ 詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第11回 第16回	WG	基本 Ⅳ-5-3	損害保険業務とNACCSの連携（２）
----	----------	--------------	----	-------------	--------------------

詳細仕様検討結果

3. 新規業務一覧

業務コード	業務名	業務概要	入力者	入力者チェック	Web NACCS	NACCS パッケージ ソフト
HHA	包括保険仮事項登録	HHC業務に先立ち、包括保険情報を新規登録、料率変更、訂正する。	損害保険会社	新規登録：なし 料率変更：包括保険番号、パスワード及び輸入者コード 訂正：包括保険番号、パスワード及び輸入者コード	○	○
HHB	包括保険仮事項登録呼出し	登録されている包括保険情報を呼び出す。呼び出された情報は、引き続きで遷移するHHA業務にて、料率変更、訂正を行うことができる。	損害保険会社	包括保険番号、パスワード及び輸入者コード	○	○
HHC	包括保険仮登録	HHA業務により登録された包括保険情報について、内容に問題が無ければ、損害保険会社の確認が行われた旨の登録を行う。	損害保険会社	包括保険番号、パスワード及び輸入者コード	○	○
HKA	包括保険確認登録	HKB業務により呼び出した包括保険情報について、内容に問題が無ければ、輸入者の確認が行われた旨の登録を行う。	輸入者 海貨業 通関業	包括保険番号、パスワード及び輸入者コード	×	○
HKB	包括保険確認登録呼出し	損害保険会社により仮登録された包括保険情報を呼び出す。呼び出された情報は、引き続きで遷移するHKA業務により、本登録を行うことができる。	輸入者 海貨業 通関業	包括保険番号、パスワード及び輸入者コード	×	○
IIN	包括保険照会	一覧照会	損害保険会社	なし	○	○
		個別照会	損害保険会社 輸入者 海貨業 通関業	包括保険番号、パスワード及び輸入者コード		



Ⅶ 詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第11回 第16回 WG	基本 Ⅳ-5-3	損害保険業務とNACCSの連携（3）
----	----------	-----------------	-------------	--------------------

詳細仕様検討結果

4. 主要業務概要

(1) 「包括保険仮登録（HHA）」業務

- ① 「包括保険仮登録（HHC）」業務に先立ち、包括保険情報を新規登録、料率変更、訂正する。
- ② 処理区分は「1：新規登録」「2：料率変更」「3：訂正」とする。
- ③ 料率変更及び訂正の場合は「包括保険仮登録呼出し（HHB）」業務で情報を呼出して行う。
- ④ 処理区分「2：料率変更」の場合は、新たに包括保険番号を払い出す。処理区分「3：訂正」の場合は、新たに包括保険番号は払い出さない。
- ⑤ 料率変更は「包括保険確認登録（HKA）」業務実施前は処理区分「3：訂正」で行い、HKA業務実施後は処理区分「2：料率変更」で行う。
- ⑥ 処理区分「3：訂正」の場合は、既存の包括保険番号の情報を入力内容で上書きする。HKA業務を1度でも実施した場合は、パスワード、コメント欄、仮登録完了・登録完了メール送信先アドレスまたは送信先名称の訂正のみ可能とする。
- ⑦ 登録した包括保険情報はHHC業務が行われない場合、一定期間経過後システムから削除される。
- ⑧ 登録した包括保険情報は、輸入者、海貨業又は通関業によるHKA業務実施までは、輸入申告系業務で使用できない。
- ⑨ HHC業務実施時に出力する「包括保険仮登録情報控」（PDF帳票）の宛先として、「e-mailアドレス」を5送信先登録可能とする。（登録者である損害保険会社用含む。）
- ⑩ 包括保険指数を登録する各業務及び「包括保険照会（IIN）」業務の入力項目の1つである「パスワード」を英数字（大文字のみ）4桁で登録する。
パスワードは「包括保険仮登録情報控」で通知する。パスワードの訂正は当業務の処理区分「3：訂正」で実施する。
- ⑪ net 保険料指数を算出する。
- ⑫ WebNACCSにおいても次の機能を実装する。
 - ・Web画面上に入力したデータを外部ファイルとして保存する機能。
 - ・外部ファイルを入力画面に展開する機能。

(2) 「包括保険仮登録（HHC）」業務

- ① HHA業務で登録された包括保険情報について内容に問題が無ければ、損害保険会社の確認が行われた旨の登録を行う。
- ② 「包括保険仮登録情報控」（PDFファイル）を、HHA業務で登録したメールアドレス宛にe-mailで送信する。
e-mail出力内容については次ページのとおり。



Ⅶ 詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第11回 第16回 WG	基本 Ⅳ-5-3	損害保険業務とNACCSの連携（4）
----	----------	-----------------	-------------	--------------------

詳細仕様検討結果

【e-mail出力内容】

情報名	仕様	設定内容
宛先		「仮登録完了・登録完了メール送信先アドレス」へ入力したアドレス宛（最大5宛先）
メール 件名	日本語 30桁	① 新規登録の場合 “【包括保険仮登録通知（新規）】”+“包括保険番号（7桁）”+“_”+“業務実施者（5桁）” 例）【包括保険仮登録通知（新規）】H000001_1ANAC ② 料率変更の場合 “【包括保険仮登録通知（料率変更）】”+“包括保険番号（7桁）”+“_”+“業務実施者（5桁）” 例）【包括保険仮登録通知（料率変更）】H000001_1ANAC ③ 訂正の場合 “【包括保険仮登録通知（訂正）】”+“包括保険番号（7桁）”+“_”+“業務実施者（5桁）” 例）【包括保険仮登録通知（訂正）】H000001_1ANAC ※HKA業務実施時は【包括保険確認登録通知】
メール 本文	日本語 150桁	本文は現在検討中であるが、以下の内容を本文に記載する。 ・ZIP形式のファイルを添付ファイルとする。 ・ZIP形式のファイルのパスワードは「輸入者コード（下8桁）+処理月日（MMDD）」とする。
圧縮 ファイル名	英数字 60桁	“包括保険番号（7桁）”+“_”+“処理月日時分（MMDDhhmm）”.zip 例）H000001_12031000.zip
PDF ファイル名	日本語 25桁	“包括保険仮登録情報控”+“_”+“包括保険番号（7桁）”+“_”+“処理月日時分（MMDDhhmm）”.pdf 例）包括保険仮登録情報控_H000001_12031000.pdf ※HKA業務実施時は “包括保険本登録情報控”
圧縮 パスワード	英数字 12桁	“輸入者コード（下8桁）”+“処理月日（MMDD）” 例）P01234561203

Ⅶ 詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第11回 第16回 WG	基本 Ⅳ-5-3	損害保険業務とNACCSの連携（５）
----	----------	-----------------	-------------	--------------------

詳細仕様検討結果

（３）「包括保険確認登録（HKA）」業務

- ① HKB業務により呼び出した包括保険情報について内容に問題が無ければ、輸入者の確認が行われた旨の登録を輸入者、海貨業又は通関業が行う。
- ② 本業務実施後、登録した包括保険情報を輸入申告系業務で使用可能とする。
- ③ 入力項目は「包括保険番号」「パスワード」「輸入者コード」「適用開始年月日」「適用終了年月日」「料率変更前包括保険番号適用終了年月日」とする。
- ④ 「包括保険本登録情報控」（PDFファイル）を、HHA業務で登録されたメールアドレス宛にe-mailで送信する。
- ⑤ HHA業務で料率変更した際は、「料率変更前包括保険番号適用終了年月日」を本業務で入力する。

（４）「包括保険照会（IIN）」業務

- ① 入力者は輸入者、海貨業、通関業、損害保険会社とする。
- ② 個別照会機能と一覧照会機能を設ける。照会できるのは新規業務で包括保険情報を登録した分のみとする。
 - （a）個別照会について
 - ・入力項目は「包括保険番号」「照会区分」「パスワード」「輸入者コード」とする。
 - （b）一覧照会について
 - ・入力者は損害保険会社のみとする。
 - ・1回での照会件数は最大100件とし、100件を超える場合は照会情報を再度送信することにより次の100件を照会する。
 - ・入力者の利用者コード単位（営業所単位に発行されることを想定）にHHC業務実施日が新しい順に出力する。
 - ・一覧照会情報のCSVダウンロード機能を追加する。

５．期限管理

- （１）システム登録を利用した場合、有効期限管理は不要とするが利用者が運用上期限管理を必要とする際は有効期限設定を可能とする。
- （２）期限管理の設定方法は以下のとおり。
 - ① 有効期限を設定する場合
 - HHA業務の処理区分「１：新規登録」で「適用終了年月日」を入力する。
 - HKA業務で「適用終了年月日」を入力する。
 - ② 後から有効期限を設定する場合、または有効期限を変更する場合
 - HKA業務で「適用終了年月日」を入力する。「適用終了年月日」を上書きすることで変更も可能。
 - ③ 無期限の場合は「適用終了年月日」は入力不要とする。

Ⅶ 詳細仕様検討結果

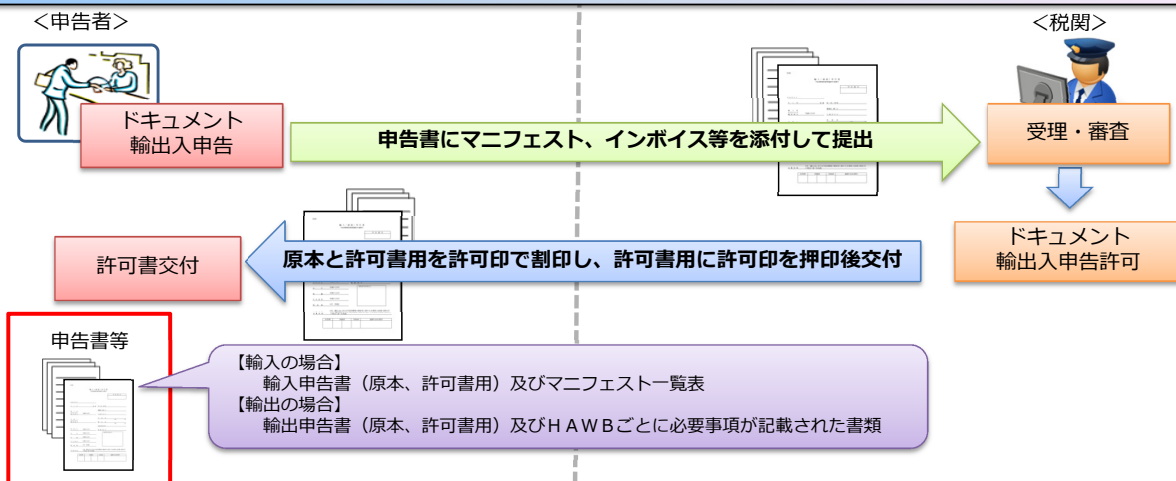
通関	航空	第12回 WG	基本 Ⅳ-5-5-(2)	ドキュメント通関（輸出入）のシステム化
----	----	------------	-----------------	---------------------

- ・ NACCSにおいて利用可能な輸出入申告について、以下の対象貨物を新たに追加する。
 - ① 航空貨物として輸入される、課税価格の合計が1万円以下の書類（ドキュメント）
 - ② 航空貨物として輸出される、申告価格が20万円以下の書類（ドキュメント）

詳細仕様検討結果

第6次NACCSでは、ドキュメント通関を汎用申請業務の対象として追加する。

＜参考＞ 現状、1万円以下の書類（ドキュメント）の輸入通関については、任意の輸入申告書にマニフェストを添付し、複数HAWBの貨物について一括で輸入申告を行うことを認めており、複数HAWBをまとめたMAWB単位毎にマニュアルによる輸入申告を行っている。また、輸出通関においても、簡易輸出申告として、20万円以下の書類（ドキュメント）については、マニュアルによる複数HAWBの一括申告を認めている。



VII 詳細仕様検討結果

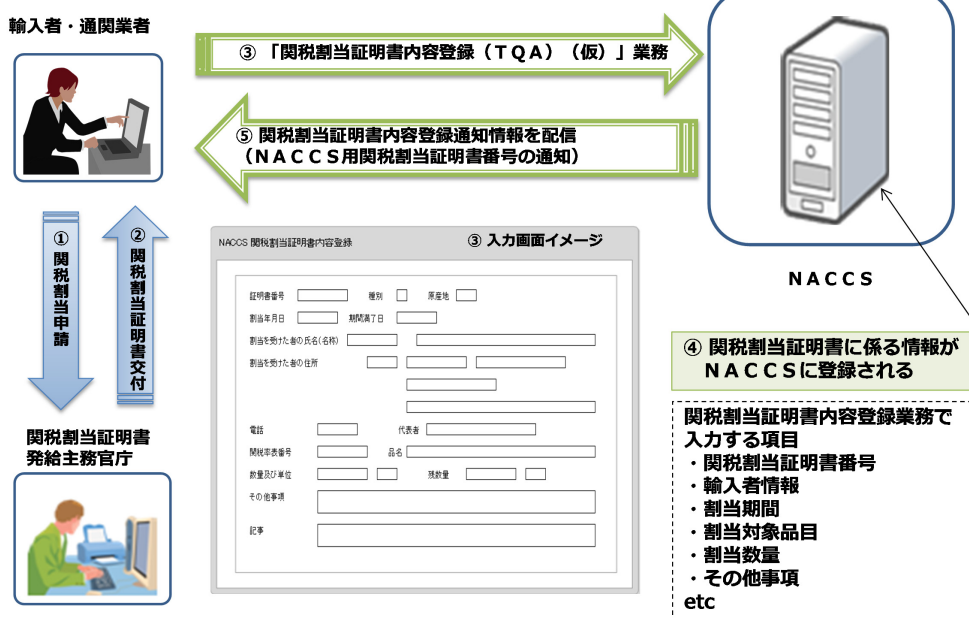
通関	航空 海上	第16回 WG	基本 IV-5-5(2)	関税割当制度適用輸出入申告における残数量等管理業務の新設（１）
----	----------	------------	-----------------	---------------------------------

- 関税割当制度適用輸出入申告を行った際に、通関業者等が数量管理対象貨物に係る数量を登録し、税関は、当該申告の数量確認（裏落とし）を数量管理業務で行うこととする（詳細は継続検討中）。

詳細仕様検討結果

関税暫定措置法及びEPAにおける関税割当を対象とする数量管理業務を設け、輸出入申告を行った際に、通関業者等が数量管理対象貨物に係る数量を登録し、税関は、当該申告の数量確認を数量管理業務で行うこととする。

1. 関税割当証明書のNACCSへの登録

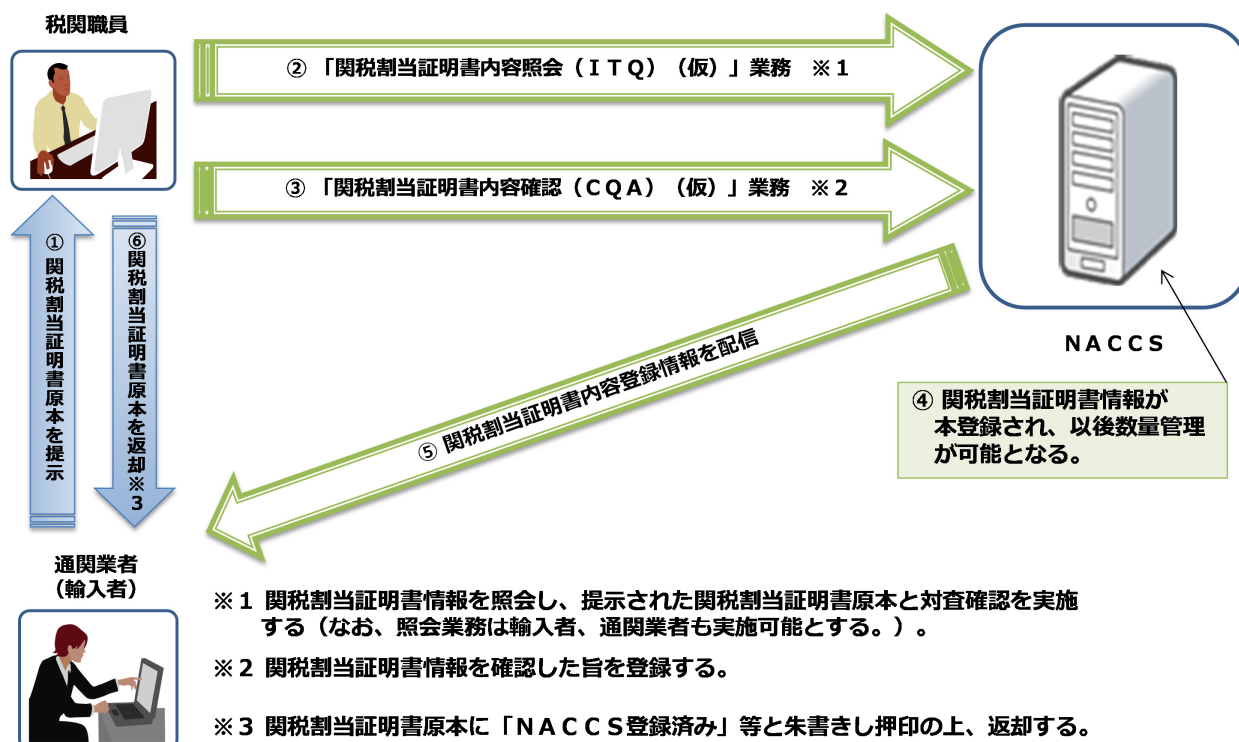


VII 詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第16回 WG	基本 IV-5-5(2)	関税割当制度適用輸出入申告における残数量等管理業務の新設（２）
----	----------	------------	-----------------	---------------------------------

詳細仕様検討結果

2. 関税割当証明書の税関による内容確認



VII 詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第16回 WG	基本 IV-5-5(2)	関税割当制度適用輸出入申告における残数量等管理業務の新設（3）
----	----------	------------	-----------------	---------------------------------

詳細仕様検討結果

3. 輸入申告及び関税割当裏落数量情報の登録



VII 詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第16回 WG	基本 IV-5-5(2)	関税割当制度適用輸出入申告における残数量等管理業務の新設（4）
----	----------	------------	-----------------	---------------------------------

詳細仕様検討結果

関税割当裏落数量仮登録（TQC）画面（イメージ）

The screenshot shows the NACCS TQC screen with various input fields and a table of data. Red boxes and arrows highlight specific areas and annotations.

Annotations:

- 使用可能な残数量が表示される。
- 輸入申告で使用する通関数量等を入力する。※税関が確認するまでは訂正可能とする。
- 裏落数量の登録に係る状況が表示される。（※状況コード及び名称は仮のもの）
R：仮登録済み
C：仮登録取消し済み
Y：税関確認済み
N：税関確認後の訂正登録済み
T：税関確認後訂正の税関確認済み
- 裏落数量仮登録を取消す場合は、取消しのコードを入力する。
- 税関の了承を得た上で、裏落数量税関確認後の訂正も可能とする。

Table Data (Approximate):

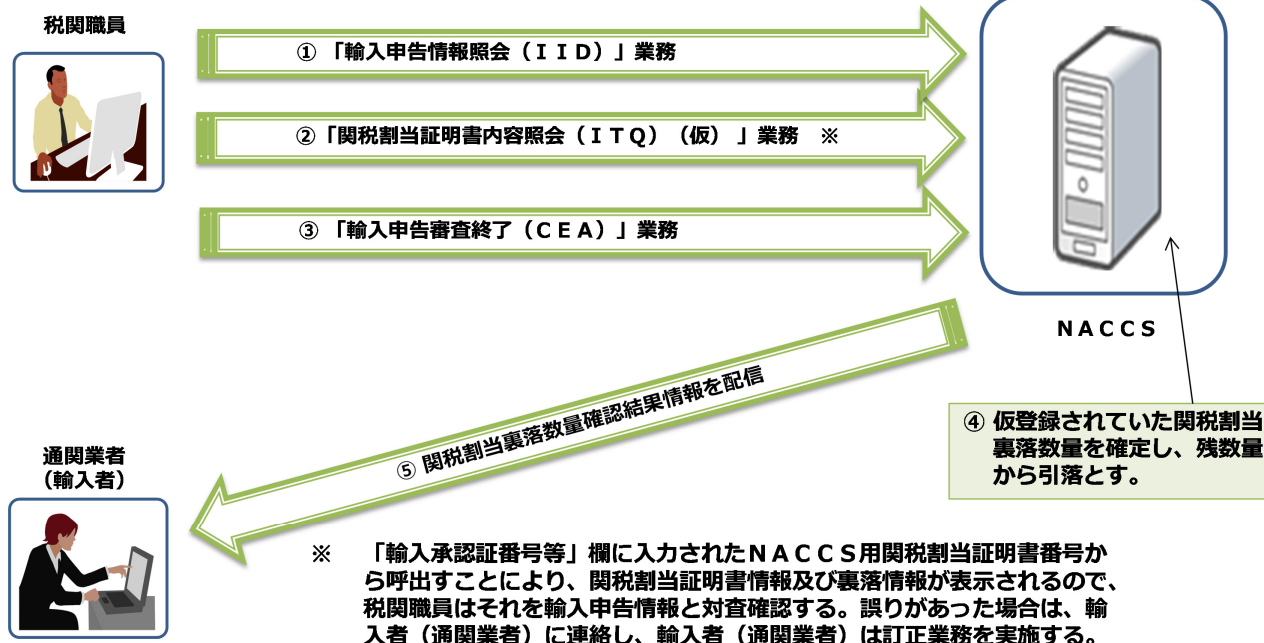
申告番号	通関数量	確認	官署
1001	100 0000 0000	2014/04/21	50 PR
1002	100 0000 0000	2014/04/21	200 PR
1003	100 0000 0000	2014/04/21	150 PR
1004	100 0000 0000	2014/04/21	150 PR
1005	100 0000 0000	2014/04/21	150 PR

Ⅶ 詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第16回 WG	基本 Ⅳ-5-5(2)	関税割当制度適用輸出入申告における残数量等管理業務の新設（５）
----	----------	------------	----------------	---------------------------------

詳細仕様検討結果

4. 関税割当裏落数量確認情報の登録

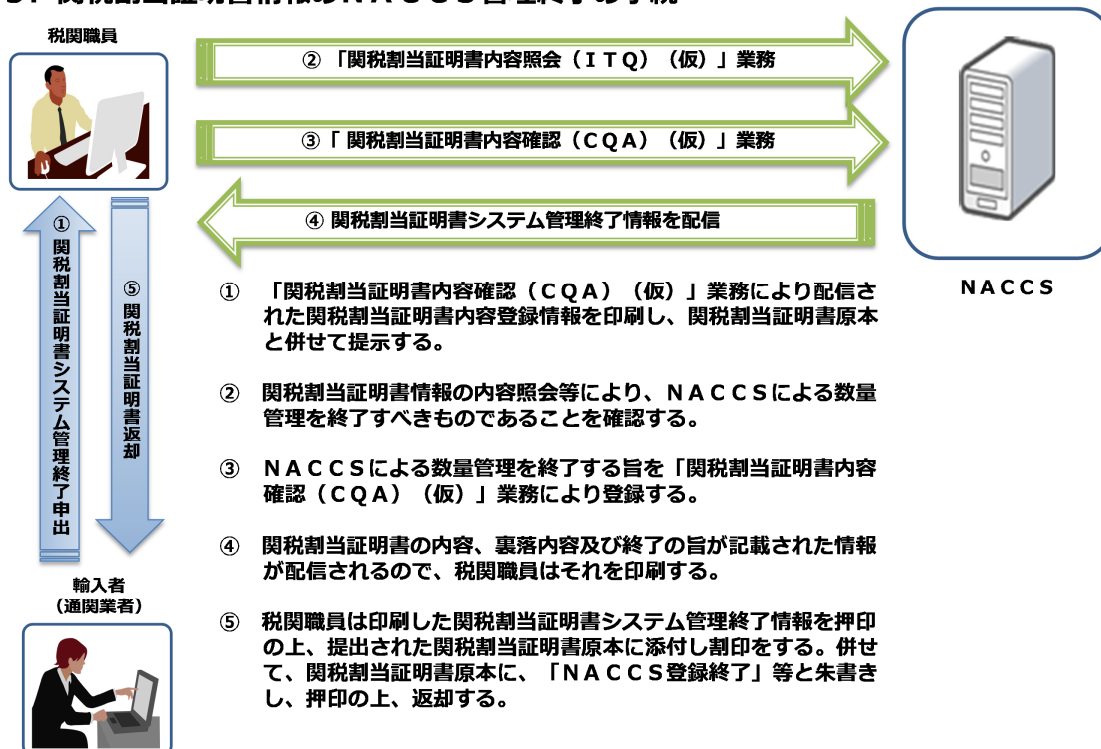


Ⅶ 詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第16回 WG	基本 Ⅳ-5-5(2)	関税割当制度適用輸出入申告における残数量等管理業務の新設（６）
----	----------	------------	----------------	---------------------------------

詳細仕様検討結果

5. 関税割当証明書情報のNACCS管理終了の手続



VII 詳細仕様検討結果

機用品	航空海上	第16回WG	基本 IV-6-13	「機用品蔵入承認申請（CTA／CTC）」業務の海上貨物への対応（1）
-----	------	--------	---------------	------------------------------------

- ・ 海上貨物として登録される機用品について、「機用品蔵入承認申請（CTA／CTC）」業務を行えるようにする。また、機用品について、総保入承認申請業務を可能とする。

詳細仕様検討結果

【現 行】

1. 海上貨物として登録される機用品について、「機用品蔵入承認申請（ＣＴＡ／ＣＴＣ）」業務を行うことができないため、「蔵入承認申請（ＩＤＡ／ＩＤＣ）」業務を行った後、「機用品在庫管理情報登録（品名単位）（ＣＩＢ）」業務にて在庫登録を行っている。登録する際にはＣＩＦ価格等を手計算している。
2. 機用品の総保入承認申請業務が機用品関連業務と連携できないため、「機用品在庫管理情報登録（品名単位）（ＣＩＢ）」業務にて在庫登録を行っている。



【次 期】

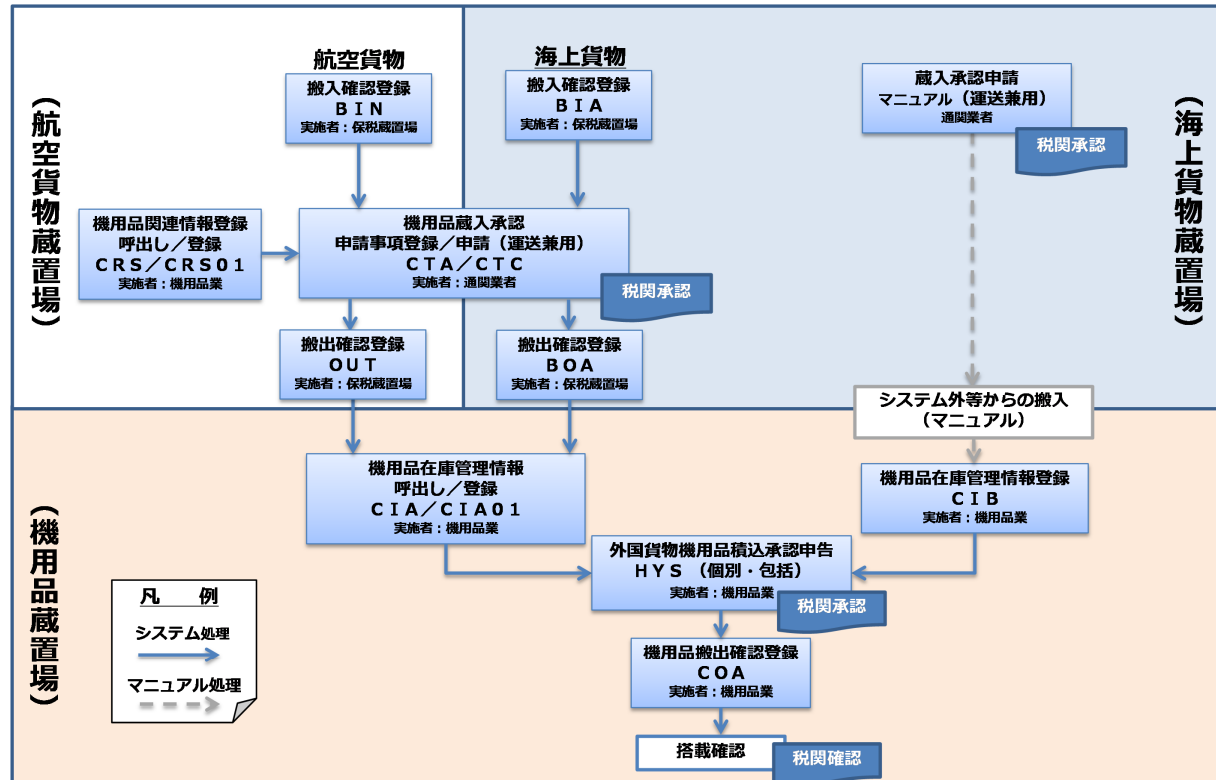
1. 海上貨物で登録されてる機用品について、「機用品蔵入承認申請（CTA／CTC）」業務を行えるようにする。
2. 機用品について、総保入承認申請業務を「機用品蔵入承認申請（CTA／CTC）」業務を可能とする。

VII 詳細仕様検討結果

機用品	航空海上	第16回WG	基本 IV-6-13	「機用品蔵入承認申請（CTA／CTC）」業務の海上貨物への対応（2）
-----	------	--------	---------------	------------------------------------

詳細仕様検討結果

1. 機用品関連業務の次期業務フロー（航空・海上貨物蔵置場にてCTA／CTCを実施した場合）

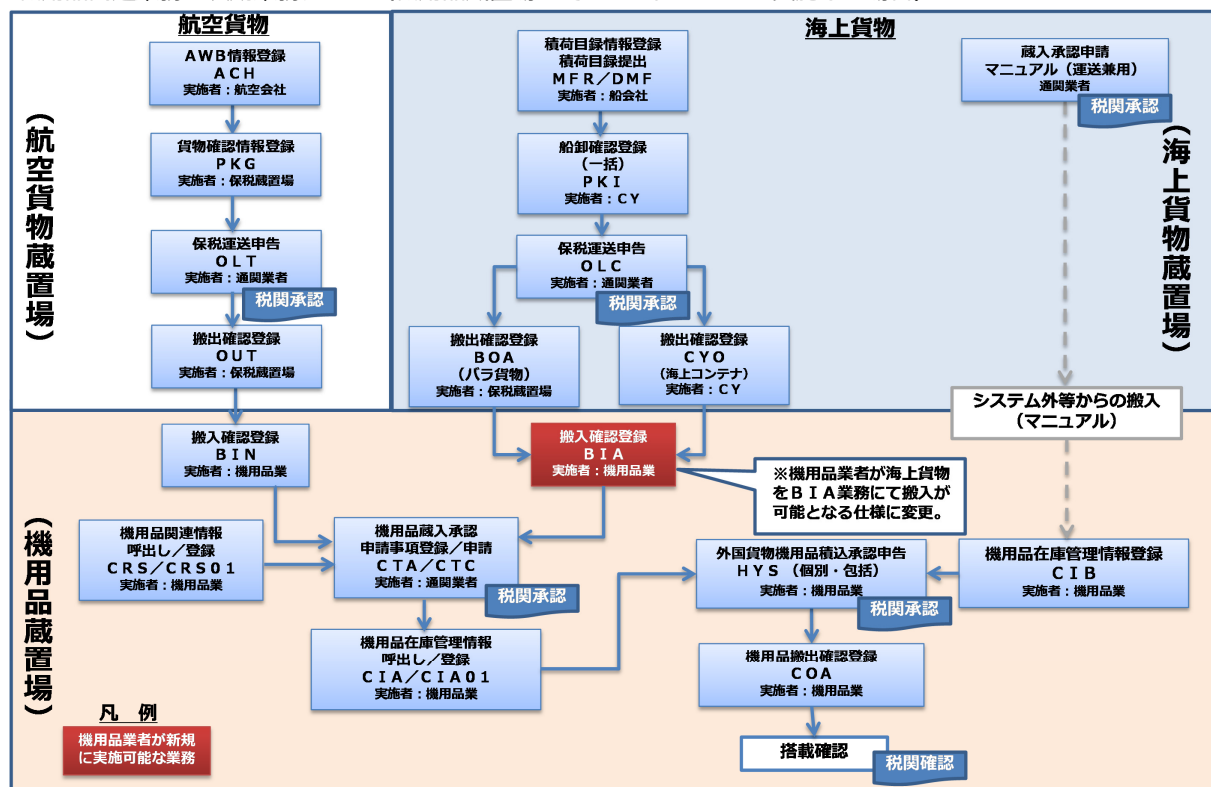


Ⅶ 詳細仕様検討結果

機用品	航空 海上	第16回 WG	基本 Ⅳ-6-13	「機用品蔵入承認申請（CTA/CTC）」業務の海上貨物への対応（3）
-----	----------	------------	--------------	------------------------------------

詳細仕様検討結果

2. 機用品関連業務の次期業務フロー（機用品蔵置場にてCTA/CTCを実施した場合）

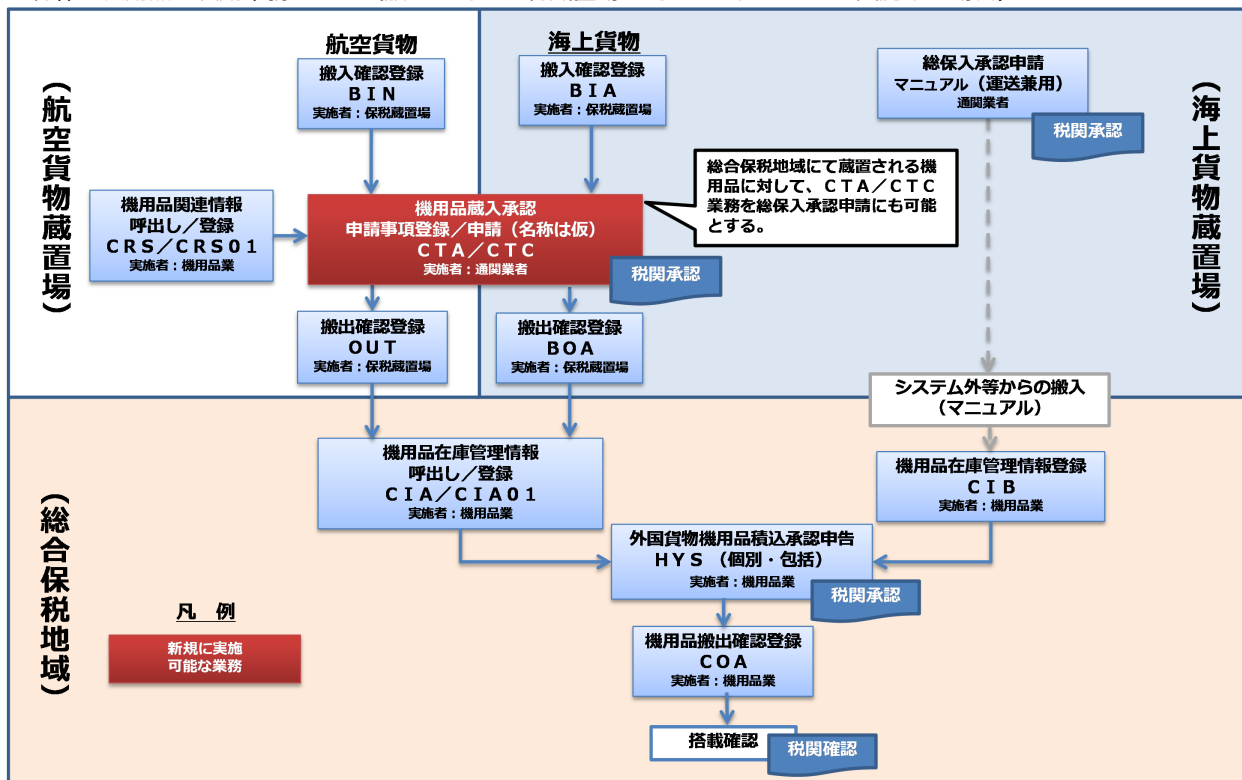


Ⅶ 詳細仕様検討結果

機用品	航空 海上	第16回 WG	基本 Ⅳ-6-13	「機用品蔵入承認申請（CTA/CTC）」業務の海上貨物への対応（4）
-----	----------	------------	--------------	------------------------------------

詳細仕様検討結果

3. 総保入機用品の次期業務フロー（航空・海上貨物蔵置場にてCTA/CTCを実施した場合）

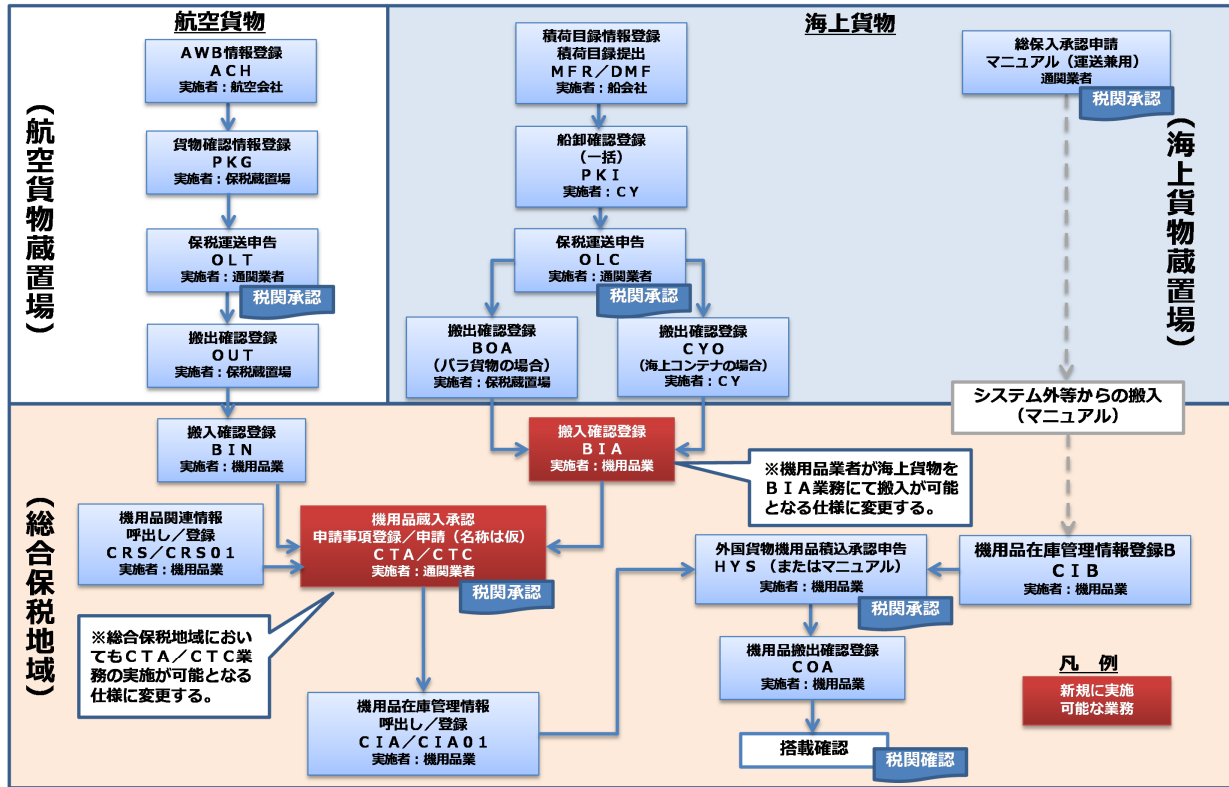


Ⅶ 詳細仕様検討結果

機用品	航空 海上	第16回 WG	基本 Ⅳ-6-13	「機用品蔵入承認申請（CTA／CTC）」業務の海上貨物への対応（5）
-----	----------	------------	--------------	------------------------------------

詳細仕様検討結果

4. 総保入機用品の次期業務フロー（総合保税蔵置場にてCTA／CTCを実施した場合）



Ⅶ 詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第12回 WG	基本 Ⅳ-6-他	通関書類の添付対象手続きの見直し
----	----------	------------	-------------	------------------

- 通関書類の「申告添付登録（MSX）」業務について、利用可能となる対象申告等を追加する。

詳細仕様検討結果

1. 第6次NACCSにおけるMSX業務の追加対象手続

項番	第6次NACCSで追加となる対象申告・申請手続き	
1	輸入	修正申告（AMC）
2		関税等更正請求（KKC）
3		一括特例申告（TKC01）
4	輸出	輸出取止め再輸入申告（EEC（仮）） ※ 第6次NACCSで新規追加

2. 参考（現在のMSX業務の対象手続）

項番	現行対象申告・申請手続き（輸入）	項番	現行対象申告・申請手続き（輸出）
1	輸入申告（IDC／SWC）	1	輸出申告（EDC）
2	輸入マニフェスト通関申告（MIC）	2	輸出許可内容変更申請（EAC）
3	石油製品等移出（総保出）輸入申告（MWC）	3	輸出マニフェスト通関申告（MEC）
4	機用品蔵入承認申請（CTC）	4	輸出マニフェスト通関申告許可内容変更申請（MAF）
5	本船・ふ中扱い承認申請（輸入）（HFC）	5	本船・ふ中扱い承認申請（輸出）（HFC）
		6	別送品輸出申告（UEC）
		7	別送品輸出許可内容変更申請（UAC）

VII 詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第14回 WG	基本 IV-6-他	リアルタイム口座振替完了通知の改善（1）
----	----------	------------	--------------	----------------------

- リアルタイム口座振替完了通知の出力項目に「記事（荷主）」欄等の項目を新たに追加する。

詳細仕様検討結果

- IDA業務等において入力される「記事（荷主）」欄、「荷主リファレンス番号」及び「荷主セクションコード」を、リアルタイム口座振替完了通知に出力するように変更する。
ただし、特例申告については、特定日後の特例申告の場合のみ出力対象とする（理由：特定日前の特例申告については、特定日に一括納付されることから、各申告毎のリアルタイム口座振替完了通知が存在しないため。）。
- 追加される「記事」欄の出力対象となる事項登録業務及びその対象の入力欄は、下表のとおりとする。

業務コード	業 務 名	対象入力欄	特記事項
IDA	輸入申告事項登録	記事（荷主）	特定日前の特例申告は除く
IDA01	輸入申告変更事項登録	記事（荷主）	特定日前の特例申告は除く
MWA	石油製品等移出（総保出）輸入申告事項登録	記事（荷主）	
MWA01	石油製品等移出（総保出）輸入申告変更事項登録	記事（荷主）	
OTA	輸入申告事項登録（沖縄特免制度）	記事（その他）	
SWA	シングルウィンドウ輸入申告事項登録	記事（荷主）	特定日前の特例申告は除く
TKA01	一括特例申告事項登録	記事（荷主）	特定日前の特例申告は除く

VII 詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第14回 WG	基本 IV-6-他	リアルタイム口座振替完了通知の改善（2）
----	----------	------------	--------------	----------------------

詳細仕様検討結果

- 出力イメージ（記事欄の反映イメージ。荷主Ref No.等の反映イメージは別途提示予定）

出力項目として「記事」欄を新規追加する。

VII 詳細仕様検討結果

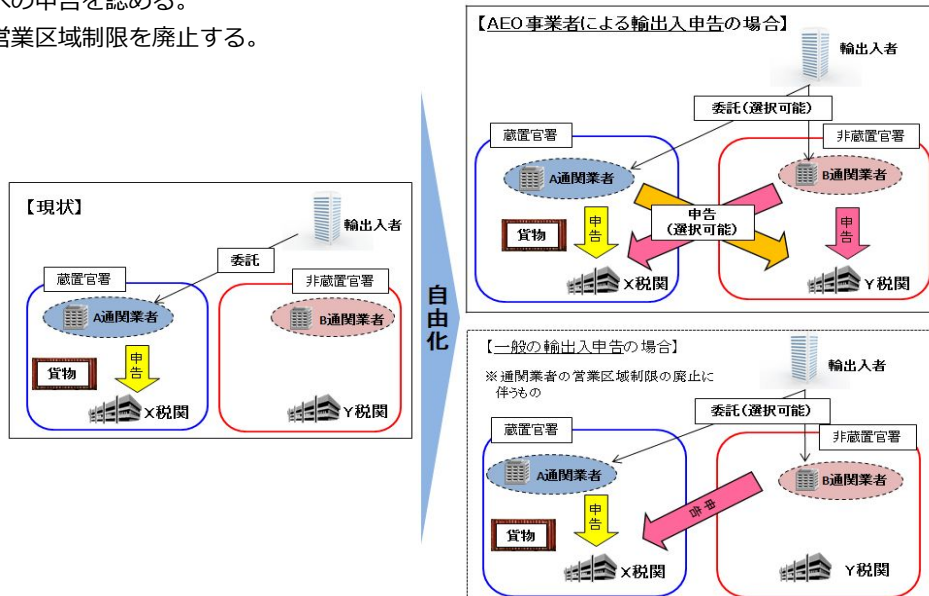
通関	航空 海上	第17回 WG	基本 IV-13	輸出入申告官署の自由化の概要（１）
----	----------	------------	-------------	-------------------

- 輸出入申告官署の自由化に対応するために必要となるシステム仕様の改変を実施する。（継続検討中）

詳細仕様検討結果

輸出入申告官署の自由化の概要

- 適正通関の確保の観点から蔵置官署を申告官署とする原則は、維持する。
- A E O 輸出者に係る輸出申告及び A E O 輸入者に係る輸入申告並びに A E O 通関業者が取り扱う輸出入申告について、非蔵置官署への申告を認める。
- 通関業者の営業区域制限を廃止する。

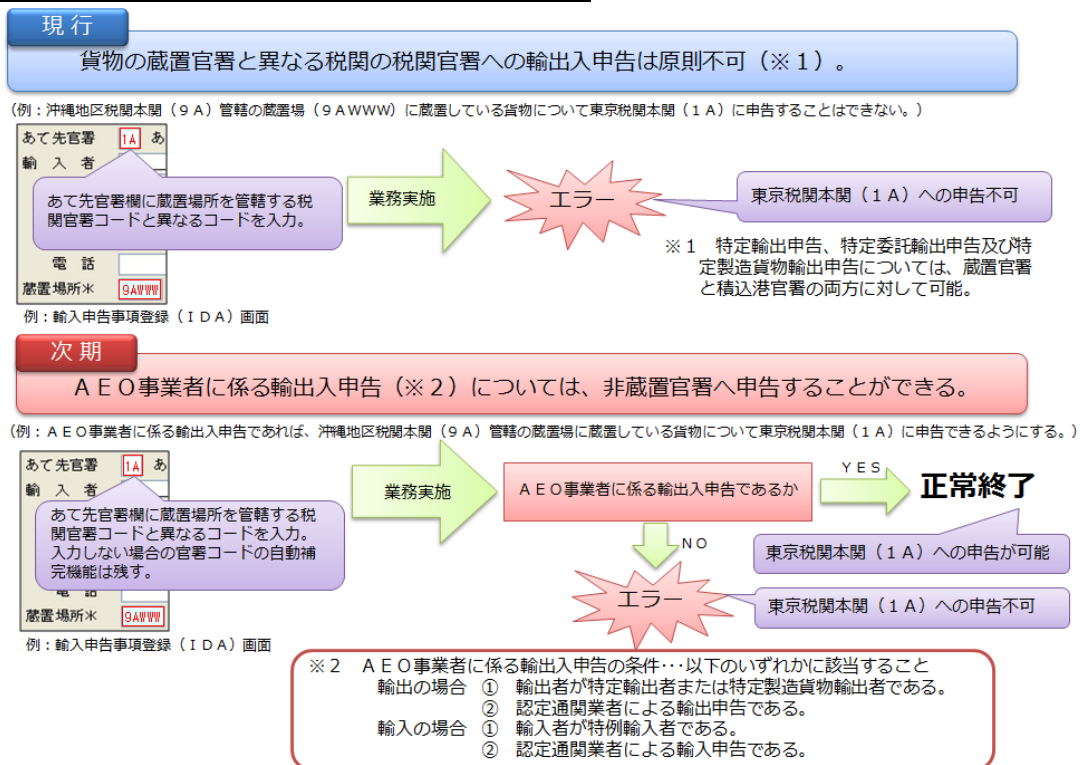


VII 詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第17回 WG	基本 IV-13	輸出入申告官署の自由化の概要（２）
----	----------	------------	-------------	-------------------

詳細仕様検討結果

システムにおける輸出入申告官署の自由化の対応について



VII 詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第17回 WG	基本 IV-13	輸出入申告官署の自由化の概要（3）
----	----------	------------	-------------	-------------------

詳細仕様検討結果

新たに追加される入出力項目について

輸出入申告官署の自由化に伴い、輸出入申告における入出力項目に以下3項目を追加する。

項番	入力／出力	項目名	概要
1	入力／出力	通知先 (仮称)	非蔵置官署に申告し、検査することとなった場合、その旨を通知する先を入力する。
2	出力	蔵置税関 (仮称)	非蔵置官署に申告した場合、蔵置官署名が出力される。
3	出力	蔵置税関部門 (仮称)	非蔵置官署に申告した場合、蔵置官署の通関担当部門が出力される。

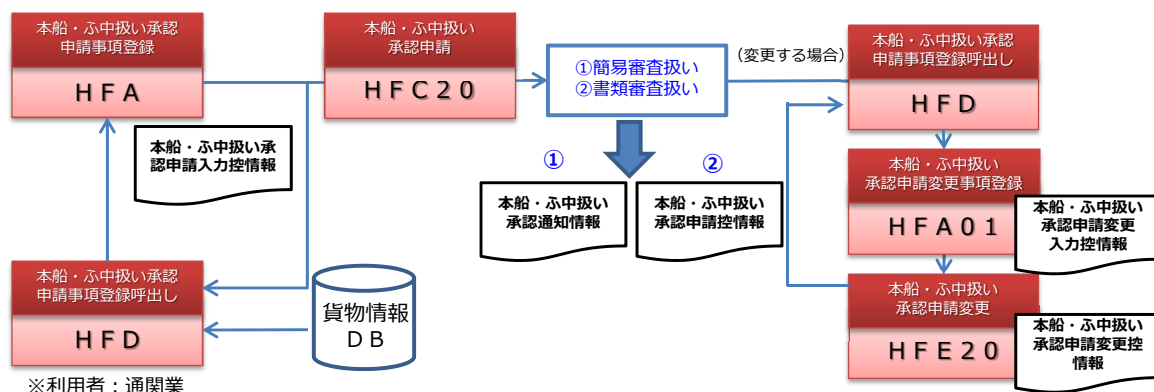
VII 詳細仕様検討結果

通関	海上	第10回 WG	基本 IV-5-1-(2)	「本船・ふ中扱い承認申請（HFC）」業務における事項登録業務等の追加
----	----	------------	------------------	------------------------------------

詳細仕様検討結果

「本船・ふ中扱い承認申請（HFC）」業務における事項登録業務等の追加イメージ

次期においては現行の業務に加え事項登録業務及び呼出し業務を新たに作成し、申請内容を事前に確認できるようにする。



	業務仕様の概要
1	事項登録業務を新設し、申請情報の事前登録・保存を可能とする。
2	新規業務を利用するかどうかは選択可能とし、従来どおりの業務の実施も可能とする。
3	呼出し業務を新設し、申請業務実施前に、事項登録業務でシステムに登録済みの申請情報、またはシステムに登録されている貨物情報の呼出しを可能とする。
4	事項登録業務用の申請業務を新設し、事項登録内容を利用した申請を可能とする。
5	事項登録業務を用いて登録した申請情報は、申請業務実施までの間、訂正可能とする。 なお、訂正においては、従来どおりの呼出し業務及び申請業務も実施可能とする。
6	事項登録業務で登録した内容は、従来の照会業務において照会可能とする。

VII 詳細仕様検討結果

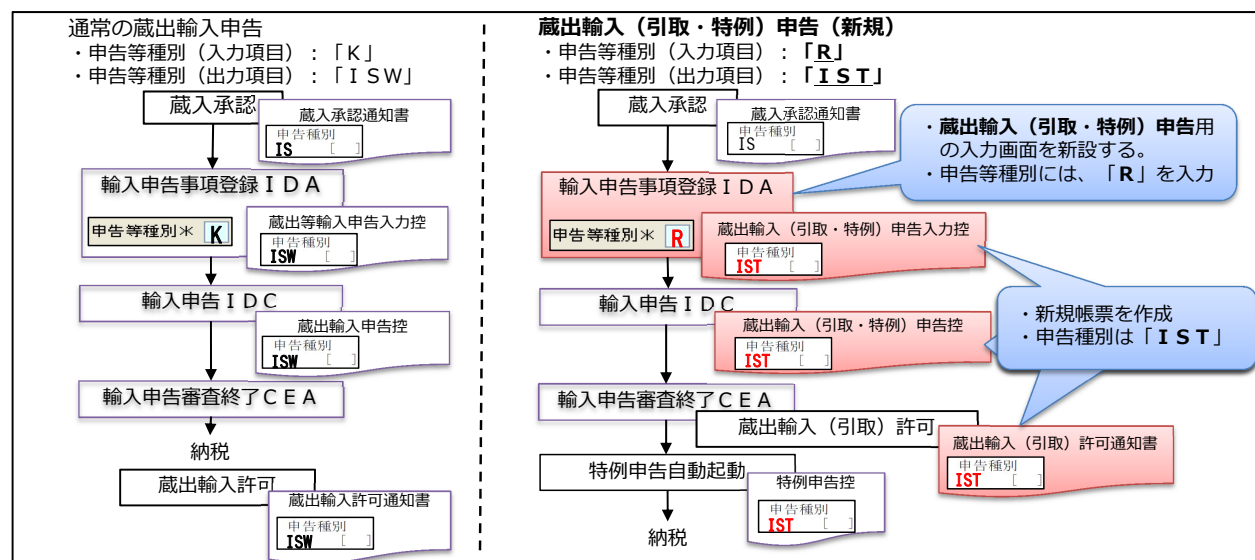
通関	航空 海上	第15回 WG	基本 IV-6-他	蔵出輸入申告におけるAEO対応機能の新設
----	----------	------------	--------------	----------------------

- ・ 蔵出輸入申告（申告納税）において、特例輸入申告制度に対応した機能を追加する。

詳細仕様検討結果

蔵出輸入申告の際に、特例輸入申告制度が適用可能となるよう、「輸入申告事項登録（IDA）」業務及び「輸入申告変更事項登録（IDA01）」業務において、以下の申告等種別を追加する。

種別コード（入力）	種別コード（出力）	種別名称	種別概要
R	IST	蔵出輸入（引取・特例）申告	蔵出輸入（引取）許可で特例申告を自動起動



VII 詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第15回 WG	基本 IV-6-他	「輸出申告事項登録（EDA）」業務における大額・少額種別の入力の簡素化
----	----------	------------	--------------	-------------------------------------

- ・ 輸出申告事項登録の展開画面において、「大額・少額識別」欄を自動補完することにより入力の省略を可能とする。

詳細仕様検討結果

「輸出申告事項登録（EDA）」業務の展開画面において、業務コード入力画面で選択した種別（画面コード）に基づき「大額・少額識別」を自動で補完する仕様に変更する。

変更イメージ

< 業務コード入力画面 >

< 輸出申告事項登録画面 >

業務コード入力

業務コード EDA

種別

- SEL (輸出・特定委託・特定製造・積戻し/大額)
- SEL (輸出・特定委託・特定製造・積戻し/大額)
- STL (特定輸出申告/大額)
- SGL (展示等積戻し申告/大額)
- SES (輸出・特定委託・特定製造・積戻し/少額)
- STS (特定輸出申告/少額)
- SOS (展示等積戻し申告/少額)
- ATL (輸出・特定委託・特定製造・積戻し/大額)
- AGL (展示等積戻し申告/大額)
- AES (輸出・特定委託・特定製造・積戻し/少額)
- ATS (特定輸出申告/少額)
- AGS (展示等積戻し申告/少額)

SEL等大額の種別（画面コード）を選択した場合は自動的に「L」が補完される。

共通部 繰返部

大額・少額識別※ L

EDA.SES 輸出申告事項登録（輸出・積戻し申告/少額）

ファイル(E) 表示(Y)

大額・少額識別※ S 申告等種別※ 申告先種

SES等少額の種別（画面コード）を選択した場合は自動的に「S」が補完される。

VII 詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第15回 WG	基本 IV-6-他	輸出申告（少額）におけるHS品目コードの入力可能化
----	----------	------------	--------------	---------------------------

- 「輸出申告事項登録（EDA）」業務の少額申告（及び展示等積戻し申告）において、HSコード9桁を入力することにより品名の自動払い出し（大額申告と同様）を可能とする。

詳細仕様検討結果

少額申告等においても大額申告と同様に、輸出統計品目番号9桁での入力を可能とし、9桁で入力された場合は、システムに登録されている品名を自動補完する（先頭4桁で入力された場合は、現行と同様に品名を必須入力とする）。

【入力イメージ】

輸出統計品目番号 851712000

9桁入力を可能とする。

輸出品目DB

【出力イメージ】

統計品目番号 8517.12-000

品名 MOBILE & WIRELESS PHONE

9桁が入力された場合、システムに登録されている品名を自動補完する。

○ 変更となるパターン

申告種別	大額 少額	現 行		次 期	
		輸出統計品目番号	品 名	輸出統計品目番号	品 名
E：輸出申告 R：積戻し申告 N：特定委託輸出申告 M：特定製造貨物輸出申告 T：特定輸出申告	大額	9桁入力	任意入力 (自動補完)	9桁入力	任意入力（自動補完）
	少額	4桁入力	必須入力	4桁入力	必須入力
				9桁入力	任意入力（自動補完）
G：展示等積戻し申告	大額	4桁入力	必須入力	4桁入力	必須入力
				9桁入力	任意入力（自動補完）
	少額	4桁入力	必須入力	4桁入力	必須入力
				9桁入力	任意入力（自動補完）

VII 詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第15回 WG	基本 IV-6-他	「輸出自動車情報登録（MOA）」業務の改善（1）
----	----------	------------	--------------	--------------------------

- 「輸出自動車情報呼出し（MOB）」業務及び「輸出自動車情報照会（IMO）」業務において出力される 輸出自動車情報の出力順について、輸出整理番号の昇順から「輸出自動車情報登録（MOA）」業務実施時の入力順に変更する。
- MOA業務実施時に登録結果の確認が可能となるように輸出整理番号や車両特定番号を処理結果画面に出力する。

詳細仕様検討結果

- 輸出自動車情報の出力順を、「輸出自動車情報登録（MOA）」業務実施時の入力順に変更する。
【変更対象業務：「輸出自動車情報呼出し（MOB）」業務、「輸出自動車情報照会（IMO）」業務】
- MOA業務を実施した際、輸出自動車情報登録番号及び輸出自動車情報が記載されている「輸出自動車情報登録結果」を新たに出力する。【変更対象業務：「輸出自動車情報登録（MOA）」業務】

- 輸出自動車情報の出力順を「輸出自動車情報登録（MOA）」業務実施時の入力順に変更する。

<入力時>

処理区分	輸出整理番号	車両特定番号
01	505000000000012	TEST-505
02	101000000000003	TEST-101
03	606000000000004	TEST-606
04	303000000000002	TEST-303-1
05	303000000000013	TEST-303-2
06	303000000000024	TEST-303-3
07	202000000000006	TEST-202

<出力時>

処理区分	輸出整理番号	車両特定番号
01	505000000000012	TEST-505
02	101000000000003	TEST-101
03	606000000000004	TEST-606
04	303000000000002	TEST-303-1
05	303000000000013	TEST-303-2
06	303000000000024	TEST-303-3
07	202000000000006	TEST-202

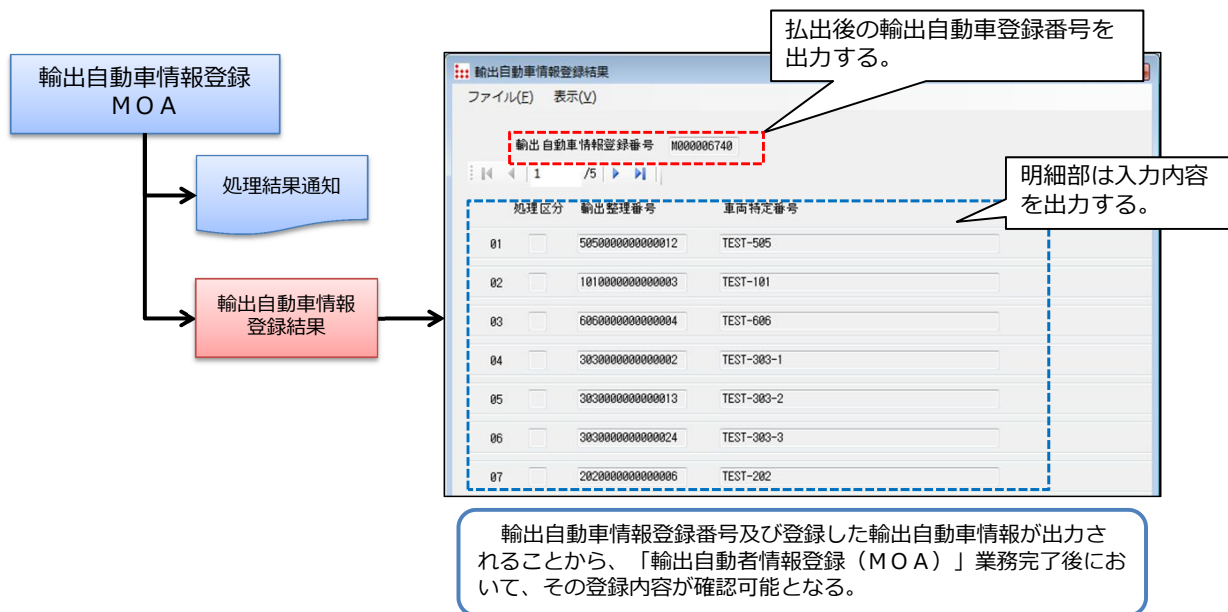
現行では輸出整理番号の昇順で出力されるが、次期では並び替えを行わず、入力時の順番のまま出力する。

VII 詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第15回 WG	基本 IV-6-他	「輸出自動車情報登録（MOA）」業務の改善（2）
----	----------	------------	--------------	--------------------------

詳細仕様検討結果

2. MOA業務を実施した際、輸出自動車情報登録結果を新規に出力する。



VII 詳細仕様検討結果

通関	海上	第15回 WG	基本 IV-6-他	「輸入申告事項登録（IDA）」業務における入港日のブランク化（自動補完）
----	----	------------	--------------	--------------------------------------

- 海上における「輸入申告事項登録（IDA）」業務等において、「入港年月日」欄のブランク化を可能とし、申告時点で「入港年月日」を自動補完する機能の追加を実施する。

詳細仕様検討結果

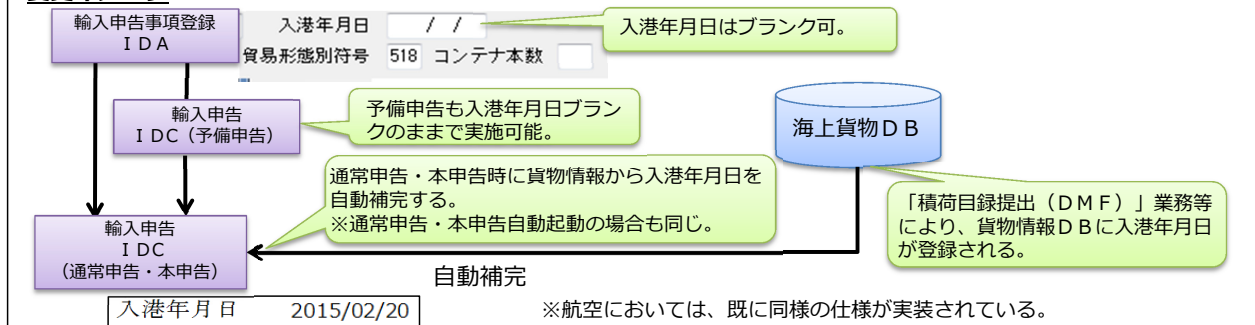
海上においても、「入港年月日」欄をブランクのまま輸入申告事項登録及び後続の予備申告を実施することを可能とし、通常申告又は本申告時に、貨物情報から入港年月日を自動補完することとする。対象業務は以下のとおり。

- ①「輸入申告事項登録（IDA）」業務
- ②「シングルウィンドウ輸入申告事項登録（SWA）」業務
- ③「輸入申告変更事項登録（IDA01）」業務（予備申告中のみ）
- ④「輸入申告（IDC）」業務
- ⑤「シングルウィンドウ輸入申告（SWC）」業務

変更となるパターン

IDA業務時の処理結果		海上	
		現行	次期
貨物DBあり	入港年月日の登録無し	エラー	正常終了
	入港年月日の登録有り	正常終了（申告時に補完）	正常終了（自動補完）
貨物DBなし		エラー	正常終了

変更イメージ



Ⅶ 詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第17回 WG	基本 Ⅳ-6-他	輸入申告事項登録における「他法令識別」欄の入力件数拡大
----	----------	------------	-------------	-----------------------------

- 「輸入申告事項登録（IDA）」業務等における他法令（食品衛生・植物防疫・動物検疫）証明識別欄における入力件数の拡大を実施する。

詳細仕様検討結果

他法令（食品衛生・植物防疫・動物検疫）識別欄における入力可能件数を、現行の届出・申請件数合計7件から合計9件に拡大する変更を行う。

各届出・申請の識別欄の入力を合計7件から9件に拡大
 (1) 1申請の場合は「Y」を入力
 (2) 2申請以上の場合は「2～9」の数字を入力
 (3) 他法令手続きの証明をシステムにより行う旨を取消す場合は「N」を入力

<変更対象業務>

- 「輸入申告事項登録（IDA）」業務
- 「輸入申告変更事項登録（IDA01）」業務
- 「輸入申告（IDC）」業務
- 「関連省庁申告・申請状況照会（IXX）」業務

<変更対象帳票>

- 他法令未済等確認情報
(SAD437・AAD437)
- 関連省庁申告・申請状況照会情報
(SAD716・AAD716)

Ⅶ 詳細仕様検討結果

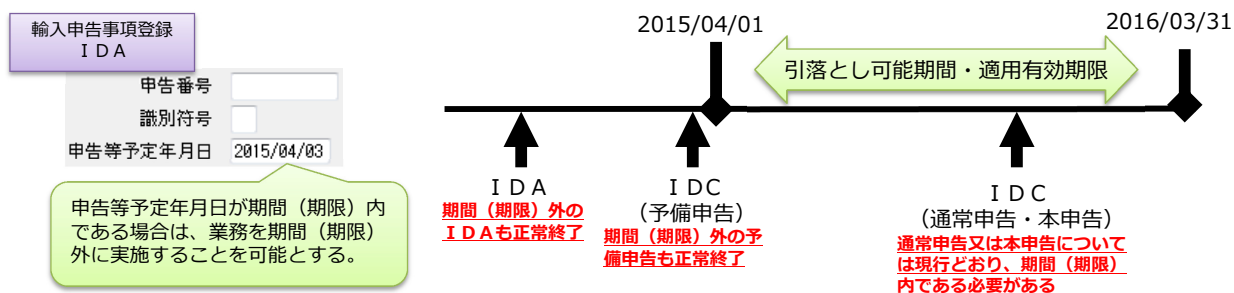
通関	航空 海上	第15回 WG	基本 Ⅳ-6-他	「輸入申告事項登録（IDA）」業務における包括保険等の期限管理（1）
----	----------	------------	-------------	------------------------------------

- 担保及び包括保険について、IDA業務の「申告等予定年月日」欄に入力がある場合は、当該年月日で有効可能期間・期限のチェックを行う仕様に変更する等、IDA業務における包括保険等の期限管理の見直しを実施する。

詳細仕様検討結果

- 担保及び包括保険について、「輸入申告事項登録（IDA）」業務の「申告等予定年月日」欄に入力がある場合は、当該年月日で有効可能期間・期限のチェックを行う仕様に変更する。
- 包括保険及び包括評価申告について、「輸入申告事項登録（IDA）」業務の実施日が有効期限終了の2週間前から、適用終了間近である旨の注意喚起メッセージを出力する仕様に変更する。
- 上記変更の対象となる業務は以下のとおり。
 - 「輸入申告事項登録（IDA）」業務
 - 「シングルウィンドウ輸入申告事項登録（SWA）」業務
 - 「輸入申告変更事項登録（IDA01）」業務
 - 「輸入申告（IDC）」業務
 - 「シングルウィンドウ輸入申告（SWC）」業務

- 「申告等予定年月日」が担保引落し可能期間及び包括保険の有効期限内である場合は、輸入申告事項登録業務及び予備申告業務を実施可能とする。



※ 通常申告又は本申告時には、現行の仕様どおり業務実施日でチェックを行う。

VII 詳細仕様検討結果

通関	航空海上	第15回WG	基本IV-6-他	「輸入申告事項登録（I D A）」業務における包括保険等の期限管理（2）
----	------	--------	----------	--------------------------------------

詳細仕様検討結果

2. 包括保険及び包括評価について、輸入申告事項登録を実施した日が適用終了（有効期限）年月日の2週間前を過ぎている場合は、注意喚起メッセージを出力する。



適用終了（有効期限）間近の注意喚起メッセージ出力期間中に I D A 業務を実施した場合、以下の注意喚起メッセージを登録結果情報である I D C 業務「輸入申告入力控情報」に出力する。なお、包括保険・包括評価とも同様の形式の注意喚起メッセージを出力する。

コード	内容	処理	項目ID
COMPLETE			
W0018	入力された包括評価申告受理番号の有効期限が2週間を過ぎている。	包括評価申告受理番号を確認する。	0000

(注意喚起メッセージ出力時の I D C 輸入申告入力控イメージ)

VII 詳細仕様検討結果

通関	航空海上	第12回WG	基本IV-6-他	特例申告納期限延長に係る据置担保、個別担保の併用可能化
----	------	--------	----------	-----------------------------

- 特例申告納期限延長において、「関税等」及び「その他の内国消費税」はいずれも据置担保から優先して引き落とされるため、据置担保と個別担保を使い分けた引落しができない場合があることから、優先順位を見直して改善を実施する。
- ※関税等…関税、特殊関税、消費税及び地方消費税 ※その他の内国消費税…関税等以外の内国消費税（酒税、たばこ税、揮発油税、石油石炭税等）

詳細仕様検討結果



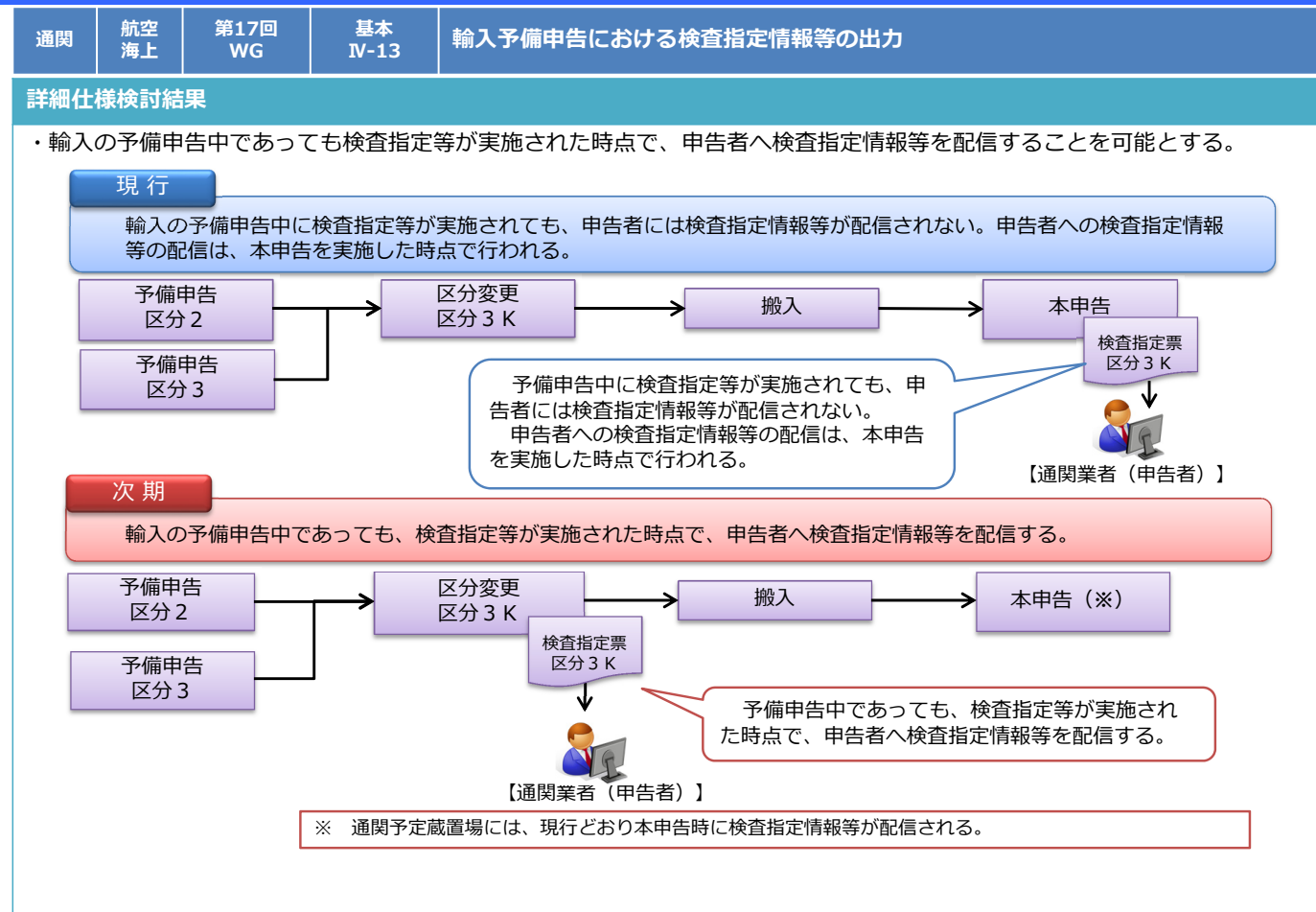
＜問題点＞ 現行においては、「関税等」及び「その他の内国消費税」とも、**「据置担保」から優先して引落とされる仕様となっている**。従って、税額の合計が据置担保残高以下の場合、個別担保が登録されていても**全て据置担保から引落されてしまう**事象が発生する。

＜対応案＞ 担保の引落とし順序を「関税等」と「その他の内国消費税」とで異なるものとし、特例申告納期限延長に係る据置担保、個別担保を使い分けた引き落としを可能にする。

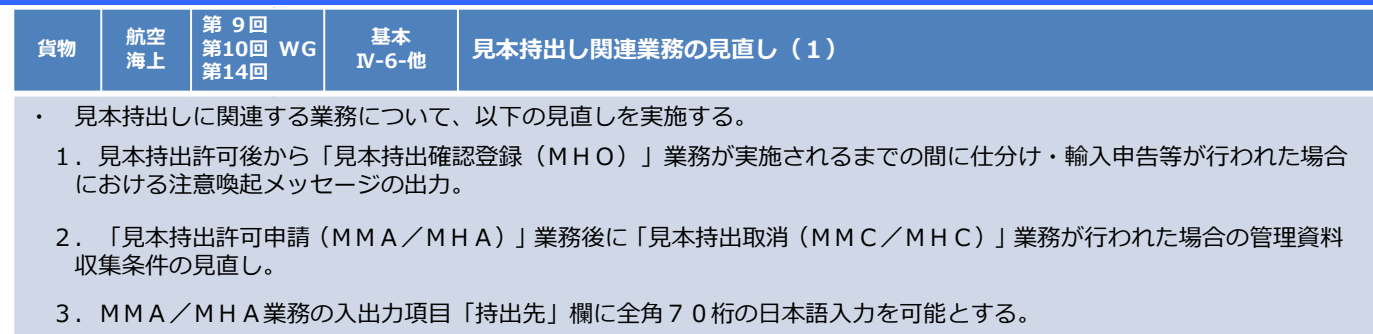
「関税等」の引落としは「据置担保⇒個別担保」のままとし、「その他の内国消費税」の引落とし順序を以下のとおり変更する。

(現行) **据置担保 ⇒ 個別担保** → (第6次) **個別担保 ⇒ 据置担保**

Ⅶ 詳細仕様検討結果



Ⅶ 詳細仕様検討結果



詳細仕様検討結果

1. 見本持出し関連業務の見直し

現行では、見本持出許可後に仕分け・輸入申告等の業務が行われると、MHO業務が実施できなくなるため、見本持出許可後にMHO業務が実施されていない場合は、「輸入申告事項登録（IDA）」又は「輸出申告事項登録（EDA）」業務等の実施時に、ワーニング表示を行うことによって注意喚起を促すこととする。

2. 管理資料収集条件の見直し

見本持出許可後にMMC/MHC業務が行われた場合は、貨物取扱等管理資料の「S13 航空輸出貨物取扱等一覧データ」、「T20 航空輸入貨物取扱等一覧データ」及び「G05 貨物取扱等一覧データ」において、見本持出許可取消日を出力する。

貨物取扱等一覧データ

貨物取扱等種別	登録許可日	登録許可番号	...	見本持出日	許可取消日	持出先	...
M	xxx	A		20140901	20140902	xxx	xxx
M	xxx	B				xxx	xxx
M	xxx	C				xxx	xxx

枠部分が新規出力項目

Ⅶ 詳細仕様検討結果

貨物	航空 海上	第 9 回 第10回 WG 第14回	基本 Ⅳ-6-他	見本持出し関連業務の見直し（2）
----	----------	--------------------------	-------------	------------------

詳細仕様検討結果

3. 「持出し」欄の日本語入力可能化

次の業務、帳票及び管理資料において、日本語の入出力を可能とする変更を実施する。

- ① 業 務：「見本持出し許可申請（MMA）」業務、「見本持出し許可申請（MHA）」業務
- ② 帳 票：AAL510_見本持出し許可申請控情報／AAL511_見本持出し許可通知情報／AAL512_見本持出し許可貨物情報／
SAL014_見本持出し許可申請控情報／SAL015_見本持出し許可通知情報／SAL016_見本持出し許可情報／
SAL017_見本持出し許可貨物情報
- ③ 管理資料：G05_貨物取扱等一覧データ／S13_航空輸出貨物取扱等一覧データ／T20_航空輸入貨物取扱等一覧データ

（MMA業務の入力画面）

（MHA業務の入力画面）

（出力帳票例：見本持出し許可申請控情報）

Ⅶ 詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第14回 WG	基本 Ⅳ-6-他	「担保照会（IAS）」業務の改善
----	----------	------------	-------------	------------------

- ・ 照会結果画面からそのまま次に照会する 担保登録番号 及び 担保提供者コードの入力を可能とすることにより、繰返しによる照会ができるように変更する。

詳細仕様検討結果

（IAS 入力画面）

（IAS 照会結果画面）

（IAS 照会結果画面）

（IAS 照会結果画面）

VII 詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第14回 WG	基本 IV-6-他	「為替レート照会（IER）」業務の改善
----	----------	------------	--------------	---------------------

- ・ 照会結果画面からそのまま次に照会したい為替コードの入力を可能とすることにより、繰返しによる照会ができるように変更する。

詳細仕様検討結果

(I E R 入力画面)

(I E R 照会結果画面)

(I E R 照会結果画面)

(I E R 照会結果画面)

VII 詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第14回 WG	基本 IV-6-他	口座使用明細書の出力内容の見直し
----	----------	------------	--------------	------------------

- ・ 口座使用明細データ（出力情報コード：C B F 7 6 2）における「AWB番号／社内整理用番号」欄の出力内容について見直しを実施する。

詳細仕様検討結果

1. 「AWB番号／社内整理用番号」欄を、「AWB番号」欄と「社内整理用番号」欄に分割して出力するように変更する。
2. 航空については、「AWB番号」欄にAWB番号、「社内整理用番号」欄に社内整理用番号を出力するように変更する。
3. 海上については、「AWB番号」欄はスペース、「社内整理用番号」欄に社内整理用番号を出力するように変更する。
4. 「修正申告事項登録（AMA）」業務で入力された社内整理用番号を「社内整理用番号」欄に出力するように変更する。

口座使用明細フォーマットイメージ（次期）

	A	B	C	D	E	F
1	(出力共通項目)					
2	99999999					
3	口座使用明細データ（貿易用別集積簿）					
4	口座番号	XXXXXXXXXXXX	NNNNNNNNNNNN			
5						
6	卸荷番号	輸入申告書の番号	AWB番号	社内整理用番号	納税番号	納税番号
7	XXXXX	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX
8	XXXXX	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX
9	XXXXX	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX
10						
11						
12	XXXXX	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX
13	XXXXX	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX
14	XXXXX	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX
15	NN					
16	卸荷件数	納付件数	引当金			
17	22229	22229	22229	22229		
18	輸入科目	輸入科目	引当金			
19	X	22229	22229	22229		
20	X	22229	22229	22229		

VII 詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第15回 WG	基本 IV-6-他	輸入許可データ配信先の見直し（1）
----	----------	------------	--------------	-------------------

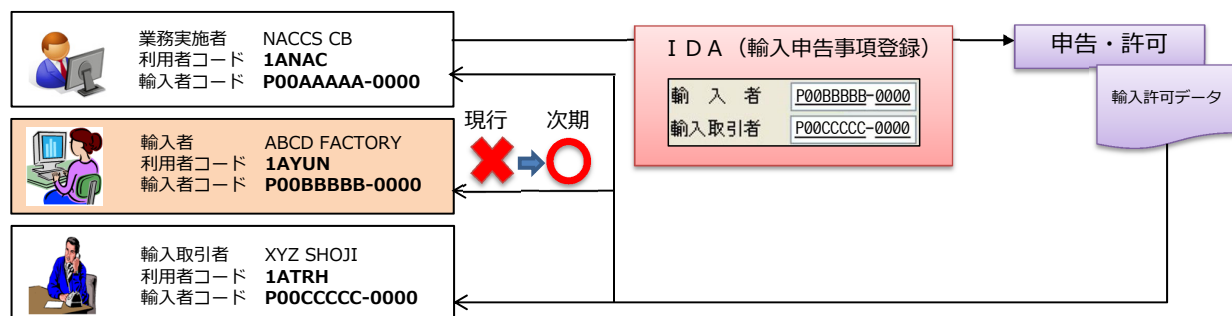
- ・ 輸入申告等において、輸入者コード欄及び輸入取引者コード欄の双方に入力がある場合、輸入者及び輸入取引者の双方に輸入許可データを配信可能とする仕様に変更する。

詳細仕様検討結果

輸入申告等において、輸入者コード欄及び輸入取引者コード欄に入力がある場合は、双方が輸入許可データの配信を受けることが可能となるよう仕様を変更する。変更対象となる業務は以下のとおり。

- ① 「輸入申告（IDC）」業務
- ② 「シングルウィンドウ輸入申告（SWC）」業務
- ③ 「一括特例申告（TKC01）」業務
- ④ 「輸入申告変更（IDE）」業務

パターン① 輸入者コード及び輸入取引者コードを入力し、通関業者が輸入申告業務を実施した場合

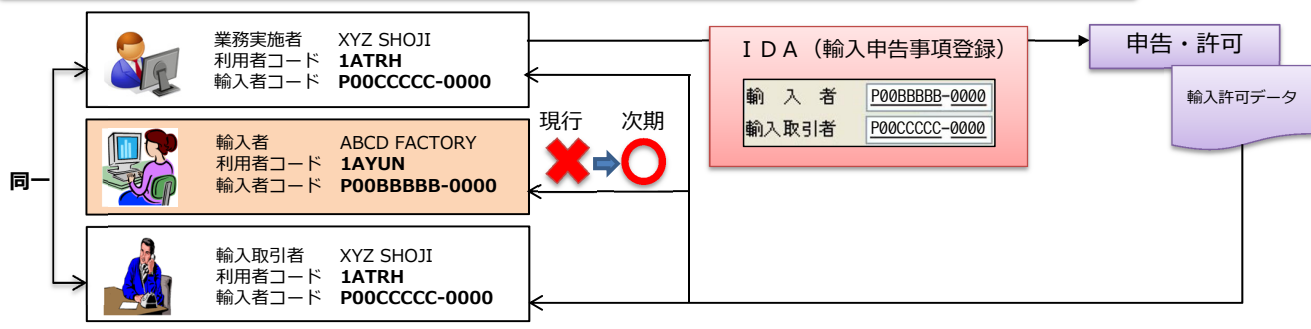


VII 詳細仕様検討結果

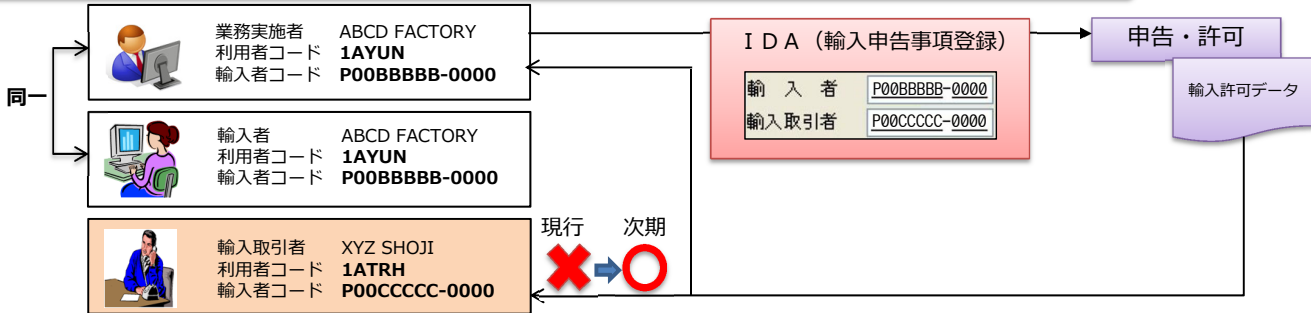
通関	航空 海上	第15回 WG	基本 IV-6-他	輸入許可データ配信先の見直し（2）
----	----------	------------	--------------	-------------------

詳細仕様検討結果

パターン② 輸入者コード及び輸入取引者コードを入力し、輸入取引者が輸入申告業務を実施した場合



パターン③ 輸入者コード及び輸入取引者コードを入力し、輸入者が輸入申告業務を実施した場合



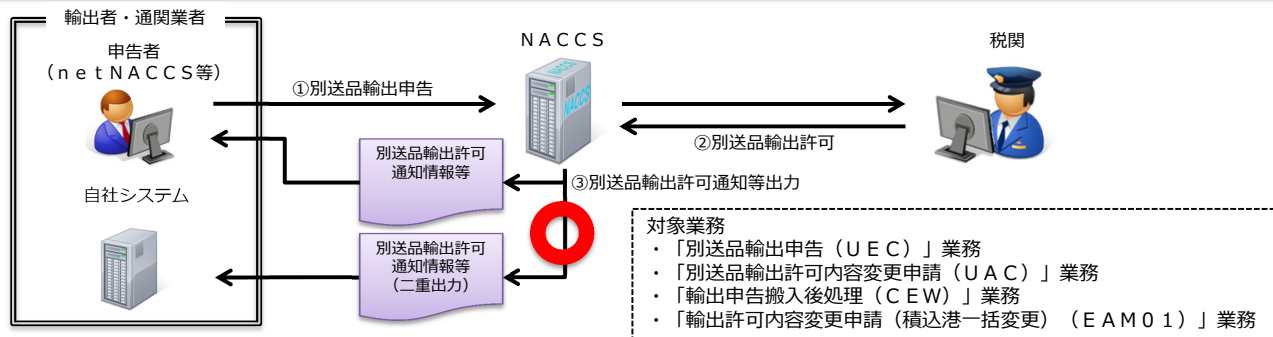
VII 詳細仕様検討結果

通関 航空 海上 第15回 WG 基本 IV-6-他 別送品輸出許可通知情報等の二重出力の可能性

- ・ 別送品輸出許可通知情報等について、二重出力用の出力情報コードを追加する。

詳細仕様検討結果

二重出力用の出力情報コードを設定し、申告者の自社システム宛への出力を可能とする。



出力情報	海 上		航 空	
	出力情報コード (既存)	二重出力用出力情報コード	出力情報コード (既存)	二重出力用出力情報コード
別送品輸出許可通知情報 (簡易)	SAE1KF	SA <u>Y</u> 1KF	AAE1KF	AA <u>Y</u> 1KF
別送品輸出許可通知情報 (書類・検査)	SAE2KF	SA <u>Y</u> 2KF	AAE2KF	AA <u>Y</u> 2KF
別送品輸出許可内容変更通知情報 (簡易)	SAE461	SA <u>Y</u> 461	AAE461	AA <u>Y</u> 461
別送品輸出許可内容変更通知情報 (書類・検査)	SAE462	SA <u>Y</u> 462	AAE462	AA <u>Y</u> 462

航空業務編

Ⅶ 詳細仕様検討結果

入出港	航空	第12回WG	基本Ⅲ-3	1便あたりの旅客数の拡大
-----	----	--------	-------	--------------

- ・ 航空入出港業務における1便あたりの旅客数の制限値について、700人から999人に変更する。

詳細仕様検討結果

航空入出港業務における1便あたりの登録可能な旅客数を700人から999人に拡大する。
これに伴い、以下の変更を実施する。

1. オンライン業務の変更

- ① 旅客情報繰返数を最大999件に変更する。
- ② 出力情報において、旅客情報繰返数を最大999件に変更する。

2. 変更対象業務

- ① 「旅客氏名表報告呼出し（PLR）」業務
- ② 「旅客氏名表報告（PLR01）」業務
- ③ 「入出港届等情報照会（IGD）」業務

3. EDIFACT電文のマッピングの変更

以下の2件について、旅客情報相当部分の繰返数を最大999件に変更する。

- ① PLR110
- ② PLR210

Ⅶ 詳細仕様検討結果

貨物	航空	第12回WG	基本Ⅲ-3	スプリット便数の拡大（輸出入）
----	----	--------	-------	-----------------

- ・ 航空輸出入業務における1MAWBあたりの登録可能なスプリット便数の制限値について、20便から30便に変更する。

詳細仕様検討結果

航空輸出入業務における1MAWBあたりの登録可能なスプリット便数を20便から30便とする。
これに伴い、入出力画面・帳票の変更及び制限値チェックを行っている業務についても併せて変更を実施する。

（対象業務は下表のとおり）

輸 入			輸 出		
業 務	制限値 チェック の変更	画面・帳票 の変更	業 務	制限値 チェック の変更	画面・帳票 の変更
AWB予備情報登録（AAW）	●		搭載便割当情報登録呼出し（FLI）	●	
積荷目録事前報告（ADM01）	●		搭載便割当情報登録（FLI01）	●	
AWB情報登録（輸入）（ACH）	●	●	搭載便割当情報訂正呼出し（FLF）	●	
貨物確認情報登録（PKG）	●	●	搭載便割当情報訂正（FLF01）	●	
AWB情報訂正（CAW）	●	●	搭載完了登録（便単位）呼出し（CLA）	●	
貨物確認情報訂正（CPK）		●	搭載完了登録（便単位）（CLA01）	●	
ULD引取情報登録呼出し（UDA）	●		搭載完了登録（AWB単位）呼出し（CLB）	●	
ULD引取情報登録（UDA01）	●		搭載完了登録（AWB単位）（CLB01）	●	
混載貨物確認情報登録（HPK）	●		FCM作成・送信（FCM）	●	
混載貨物確認情報訂正（CHP）	●		搭載完了強制終了登録呼出し（CLF）		●
搬入確認情報登録（システム対象外保税運送）（OIN）	●	●	搭載完了強制終了登録（CLF01）		●
輸入貨物情報変更登録（CAI01）	●	●	輸出貨物情報照会（IGS）		●
輸入貨物情報変更登録呼出し（CAI）		●			
輸入貨物情報照会（IAW）		●			

Ⅶ 詳細仕様検討結果

貨物	航空	第9回 第11回	WG	基本 Ⅲ-3	1MAWBあたりのHAWB件数の拡大
----	----	-------------	----	-----------	--------------------

- 航空輸出入業務における1MAWBあたりのHAWB件数の制限値について、現行の3,000件から見直しを実施する。

詳細仕様検討結果

航空輸出入貨物における1MAWBで登録可能なHAWB件数を最大3,000件から9,999件に拡大する。

【輸入】変更対象業務

業務コード	業務名
HCH01	HAWB情報登録
HPK	混載貨物確認情報登録
CHA	HAWB情報訂正
1HA01	HAWB貨物本申告自動起動1

また、下記の業務から自動起動されるHAWB本申告自動起動の件数も最大9,999件へ拡大する。

業務コード	業務名
ADM01	積荷目録事前報告
ACH	AWB情報登録
CAW	AWB情報訂正
OIN	搬入確認登録（システム対象外保税運送）
OUT	搬出確認登録（一般）
KAM01	貨物移動情報登録

【輸出】変更対象業務

業務コード	業務名
HDF01	混載仕立情報登録
BII01	個別搬入確認登録
ULA	積付結果登録（AWB・HAWB単位）
ULM01	積付結果登録（MAWB単位）
EXA01	搬出確認登録（AWB・HAWB単位）
EXM01	搬出確認登録（MAWB単位）
EXR02	搬出確認登録（輸入保税蔵置場）輸出情報登録
1BL ^注	搬入確認（多数件処理）
1XU ^注	搬出確認登録（ULD単位多数件処理）
1XC ^注	搬出確認取消（多数件処理）
1CU ^注	搭載完了B（多数件処理）

※ HAWB登録件数制限値チェック件数が最大9,999件に変更となることでLDR情報の電文長がシステム制限値（700K）を超える場合がある。その際は超過分を分割して出力する仕様とする。

注）多数件処理で最大件数の入力があると数十分の処理時間が必要。



Ⅶ 詳細仕様検討結果

貨物	航空	第14回 WG	基本 Ⅲ-3 Ⅳ-6-他	「HAWB情報登録（輸入）（HCH01）」業務の入力件数の拡大
----	----	------------	--------------------	---------------------------------

- 「HAWB情報登録（輸入）（HCH01）」業務及び「HAWB情報訂正（CHA）」業務において、1業務で入力可能なHAWB件数の見直しを実施する。

詳細仕様検討結果

- 「HAWB情報登録（輸入）（HCH01）」業務及び「HAWB情報訂正（CHA）」業務において、1業務で入力可能なHAWB件数を10欄から20欄に拡大する。なお、これに併せて、以下の出力情報もHAWB件数欄を20欄に拡大する。

業務コード	出力情報名	出力情報コード	出力先業種		
			保税蔵置場	通関業	混載業
HCH01	搬入状況通知情報（輸入）	AAS011	○		○
CHA	搬入状況通知情報（輸入）	AAS011	○		○
	訂正（保留）控情報B	AAS028			○
	不一致情報B	AAS022		○	

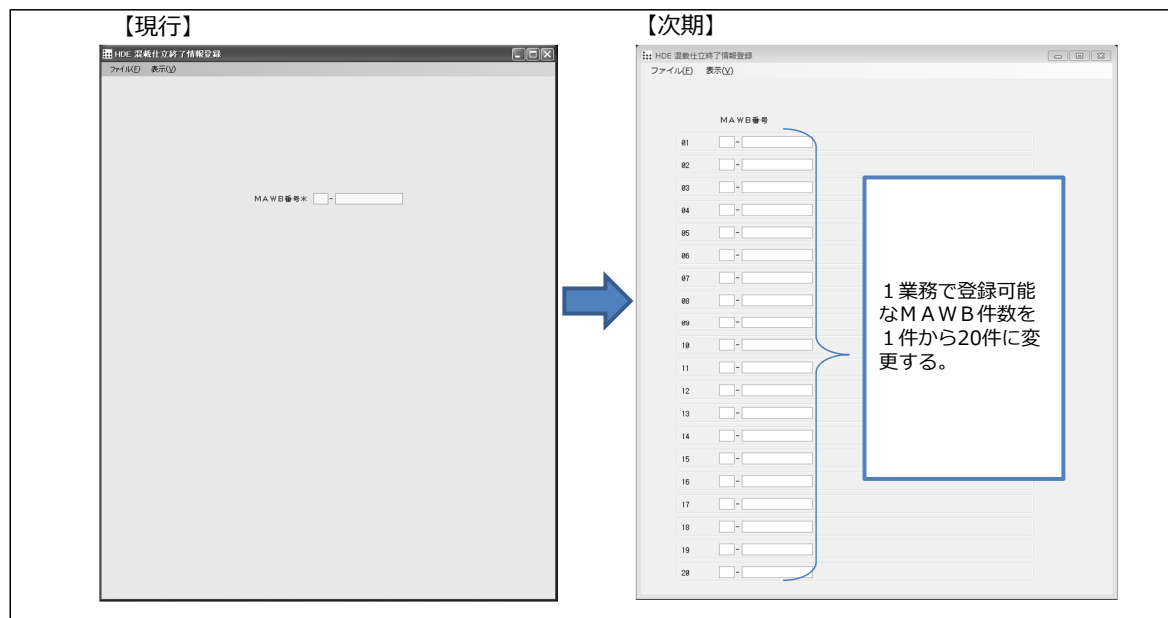
VII 詳細仕様検討結果

貨物	航空	第14回WG	基本 Ⅲ-3 Ⅳ-6-他	「混載仕立終了情報登録（HDE）」業務の複数件一括処理機能の追加
----	----	--------	--------------------	----------------------------------

- 「混載仕立終了情報登録（HDE）」業務において、1業務で登録可能なMAWB件数の見直しを実施する。

詳細仕様検討結果

混載仕立終了情報登録（HDE）」業務において、1業務で登録可能なMAWB件数を1件から20件に変更する。なお、欄数の複数化に伴い、途中欄のMAWB番号の取り消しを可能とするため、欄の途中における空欄の入力を可能とする。



VII 詳細仕様検討結果

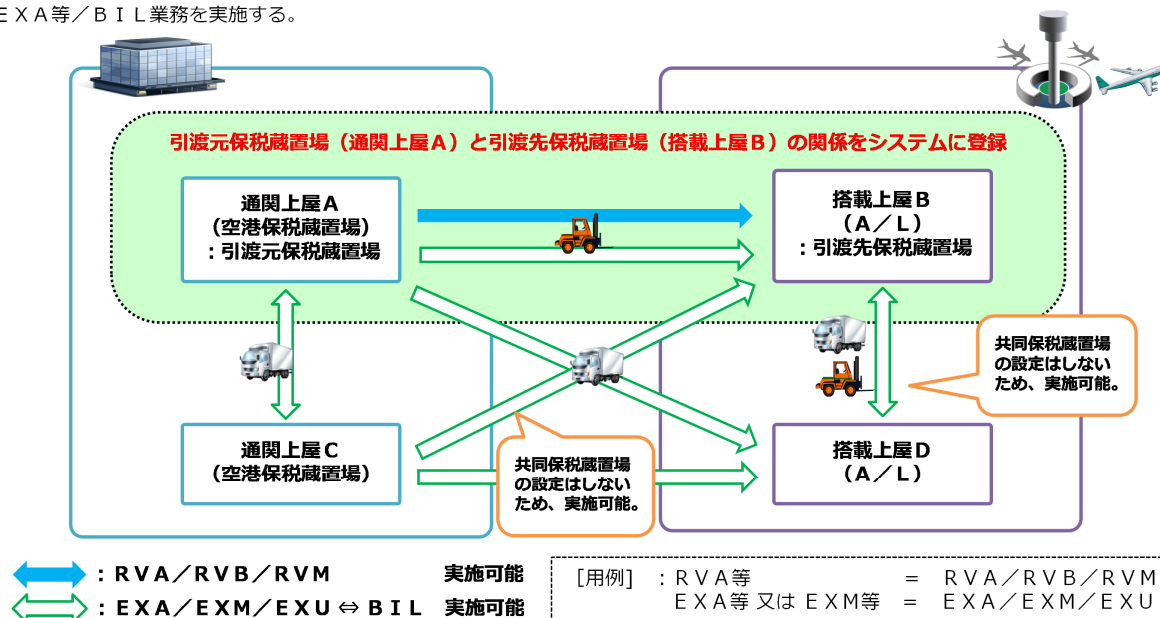
貨物	航空	第16回WG	基本 Ⅳ-6-12	RVA業務等の見直し（1）
----	----	--------	--------------	---------------

- 一部の空港地区において、RVA等業務と通常のEXM等業務の併用を希望する利用者がいるが、現状では、RVA等業務を利用可能とする設定を実施した場合、通常の搬出入業務の利用が制限されるため、これを改善する。

詳細仕様検討結果

税関が認めた場合に限り、あらかじめ指定した引渡元保税蔵置場と引渡先保税蔵置場の関係をシステムに登録することで、RVA等業務（注）と通常の搬出入業務の併用を可能とし、従来の共同保税蔵置場における利用制限を解消する。また、「航空輸出貨物搬出入データ（S14）」に反映するため、上記の関係がシステムに登録されている場合における編集処理について見直しを行う。

（注）現在、共同保税蔵置場で利用可能なRVX業務は不可とし、搭載上屋から通関上屋への移動が必要となった際は、従来どおり不積返送承認後にEXA等／BIL業務を実施する。



Ⅶ 詳細仕様検討結果

貨物	航空	第16回 WG	基本 IV-6-12	RVA業務等の見直し（2）
----	----	---------	------------	---------------

詳細仕様検討結果

1. オンライン業務の変更

前記のシステム登録をした保税蔵置場間において、以下の貨物引渡し登録業務を可能とする。

「航空会社向貨物引渡し登録（航空会社単位）呼出し（RVA）」業務
「航空会社向貨物引渡し登録（航空会社単位）（RVA01）」業務
「航空会社向貨物引渡し登録（AWB・HAWB単位）呼出し（RVB）」業務
「航空会社向貨物引渡し登録（AWB・HAWB単位）（RVB01）」業務
「航空会社向貨物引渡し登録（MAWB単位）呼出し（RVM）」業務
「航空会社向貨物引渡し登録（MAWB単位）（RVM01）」業務

2. 管理資料収集条件の変更

前記のシステム登録をした保税蔵置場間において貨物引渡し登録業務が行われた場合、以下の管理資料へ反映する。

S14 航空輸出貨物搬出入データ	S08 引渡し貨物状況データ
------------------	----------------

3. 「輸出貨物情報照会（IGS）」業務

前記のシステム登録をした保税蔵置場間において貨物引渡し業務が行われた場合、「輸出共同蔵置場」欄には何も出力しないこととする。

輸出貨物情報照会情報（搬入情報1）（AAT131）	輸出貨物情報照会情報（蔵置情報）（AAT135）
輸出貨物情報照会情報（搬入情報2）（AAT132）	

Ⅶ 詳細仕様検討結果

貨物	航空	第13回 第16回 WG	基本 IV-6-他	LDRにおける出力項目の見直し及びLDR情報の分割（1）
----	----	-----------------	-----------	------------------------------

- ・「搬出確認登録呼出し（EXM又はEXA）」業務で処理されたLDR単位の搬出総個数の表記を可能とする。
- ・1MAWBあたりのHAWB件数の拡大に伴い、LDR情報の分割出力を可能とする。

詳細仕様検討結果

1. LDR単位の搬出総個数を出力するように以下のとおり変更する。

- ①「搬出確認登録（AWB・HAWB単位）（EXA01）」業務等で出力されるLDR情報について、「搬出総個数」の項目を追加し、LDR情報に紐づくULD、AWB及びHAWBの搬出個数の合計を出力する。
- ② ULDの場合は搬出された積み付け個数を、バラ貨物の場合はAWB又はHAWBの搬出個数の合計を出力する。

<変更対象業務>

- ・「搬出確認登録（AWB・HAWB単位）（EXA01）」業務
- ・「搬出確認登録（MAWB単位）（EXM01）」業務
- ・「搬出確認登録（ULD単位）（多数件処理）（1XU）」業務
- ・「搬出確認登録（輸入保税蔵置場）輸出情報登録（EXR02）」業務

<変更対象出力情報>

- ・LDR情報（AAT032）

（参考）LOCAL DELIVERY RECEIPT 出力イメージ

<AIR/EXP>											yyyy/MM/dd HH:mm 1 / 2	
LDR XXXXXE												
LOCAL DELIVERY RECEIPT												
TO	XXXXE	FROM	XXXXE	PORT	XXE	DATE	yyyy.MM.dd	END	X	TRK	XXXXE	TRM XXXXXXXXE
			(XXXXE)									TPCS 123,456
B	AWB	PCL	LED	A/L	FLT	PCS	ZPCS	WT(KGM)	COMMODITY			
	SPC							ULP	DST			
X	X	XXX	XXXXXXXXXXXXXXXXXX	XE	123,456	123,456	X	12,345,678	XXXX	ここへ総個数を表示		
	XXE	X	XXE		XXXXXE /	XXXXXE		XXE	XXE			
X	X	XXX	XXXXXXXXXXXXXXXXXX	XE	123,456	123,456	X	12,345,678	XXXXXXXXXX1	XXXXXXXXXX2E		
	XXE	X	XXE		XXXXXE /	XXXXXE		XXE	XXXXE	X	X	
X	X	XXX	XXXXXXXXXXXXXXXXXX	XE	123,456	123,456	X	12,345,678	XXXXXXXXXX1	XXXXXXXXXX2E		
	XXE	X	XXE		XXXXXE /	XXXXXE		XXE	XXXXE	X	X	

ここへ総個数を表示

Ⅶ 詳細仕様検討結果

貨物	航空	第13回 第16回 WG	基本 IV-6-他	LDRにおける出力項目の見直し及びLDR情報の分割（2）
----	----	-----------------	--------------	------------------------------

詳細仕様検討結果

2. LDR情報の分割

1 MAWBあたりのHAWB件数を最大3,000件から最大9,999件に拡大することにより、LDR情報が700KBを超える電文となるケースがあることから、以下のとおり分割して出力する。

1通目（LDR情報_AAT032）

先頭ページ

分割電文番号（仮）を追加。

M/dd HH:mm 1/230

LDR XXXXXX XE LOCAL DELIVERY RECEIPT

TO XXXX FROM XXXX PORT XE DATE yyyy.MM.dd KND X TRK XXXX TRN XXXXXXXX
(XXXX) TPCS 12,345,678

B	ARB	SPC	PCL	LED	A/L	FLT	PCS	ZPCS	WT(KG)	ULP	COMMODITY	DST	AG/CD	RMK
X	X	XXX	XXXXXX	XXXXXXXXXX	XE	XXXXXX	123,456	123,456	12,345,678	XXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXXXX	XXXXXX
X	X	XXX	XXXXXX	XXXXXXXXXX	XE	XXXXXX	123,456	123,456	12,345,678	XXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXXXX	XXXXXX
X	X	XXX	XXXXXX	XXXXXXXXXX	XE	XXXXXX	123,456	123,456	12,345,678	XXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXXXX	XXXXXX
X	X	XXX	XXXXXX	XXXXXXXXXX	XE	XXXXXX	123,456	123,456	12,345,678	XXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXXXX	XXXXXX

最終ページ

yyyy/MM/dd HH:mm 230/230

LDR XXXXXX

B	ARB	SPC	PCL	LED	A/L	FLT	PCS	ZPCS	WT(KG)	ULP	COMMODITY	DST	AG/CD	RMK
X	X	XXX	XXXXXX	XXXXXXXXXX	XE	XXXXXX	123,456	123,456	12,345,678	XXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXXXX	XXXXXX
X	X	XXX	XXXXXX	XXXXXXXXXX	XE	XXXXXX	123,456	123,456	12,345,678	XXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXXXX	XXXXXX
X	X	XXX	XXXXXX	XXXXXXXXXX	XE	XXXXXX	123,456	123,456	12,345,678	XXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXXXX	XXXXXX
X	X	XXX	XXXXXX	XXXXXXXXXX	XE	XXXXXX	123,456	123,456	12,345,678	XXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXXXX	XXXXXX

2通目（LDR情報_AAT032）

先頭ページ

分割電文番号（仮）を追加。

dd HH:mm 1/227

LDR XXXXXX XE LOCAL DELIVERY RECEIPT

TO XXXX FROM XXXX PORT XE DATE yyyy.MM.dd KND X TRK XXXX TRN XXXXXXXX
(XXXX) TPCS 12,345,678

B	ARB	SPC	PCL	LED	A/L	FLT	PCS	ZPCS	WT(KG)	ULP	COMMODITY	DST	AG/CD	RMK
X	X	XXX	XXXXXX	XXXXXXXXXX	XE	XXXXXX	123,456	123,456	12,345,678	XXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXXXX	XXXXXX
X	X	XXX	XXXXXX	XXXXXXXXXX	XE	XXXXXX	123,456	123,456	12,345,678	XXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXXXX	XXXXXX
X	X	XXX	XXXXXX	XXXXXXXXXX	XE	XXXXXX	123,456	123,456	12,345,678	XXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXXXX	XXXXXX
X	X	XXX	XXXXXX	XXXXXXXXXX	XE	XXXXXX	123,456	123,456	12,345,678	XXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXXXX	XXXXXX

最終ページ

yyyy/MM/dd HH:mm 227/227

LDR XXXXXX

B	ARB	SPC	PCL	LED	A/L	FLT	PCS	ZPCS	WT(KG)	ULP	COMMODITY	DST	AG/CD	RMK
X	X	XXX	XXXXXX	XXXXXXXXXX	XE	XXXXXX	123,456	123,456	12,345,678	XXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXXXX	XXXXXX
X	X	XXX	XXXXXX	XXXXXXXXXX	XE	XXXXXX	123,456	123,456	12,345,678	XXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXXXX	XXXXXX
X	X	XXX	XXXXXX	XXXXXXXXXX	XE	XXXXXX	123,456	123,456	12,345,678	XXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXXXX	XXXXXX
X	X	XXX	XXXXXX	XXXXXXXXXX	XE	XXXXXX	123,456	123,456	12,345,678	XXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXXXX	XXXXXX

1通目と同じ出力情報コードで出力する。

搬出総個数の項目を追加。

HAWB5,051件まで分のページ番号が表示される。

HAWB5,052件以降分のページ番号が表示される。

（留意点）

- ・帳票印刷時に右上に表示されるページ番号は1通目、2通目で通番にはならない。例えば、HAWB最大件数9,999件の登録が行われた場合、1通目（230ページ）と2通目（227ページ）で合計457ページとなるが、1/457とは表示されず、1通目、2通目の繰り返し件数に応じたページ番号が表示される。



Ⅶ 詳細仕様検討結果

共通	航空	第17回 WG	基本 IV-6-他	BILL請求先欄の追加及びBILL請求先情報の補完機能の改善
----	----	------------	--------------	--------------------------------

- ・「輸入申告事項登録（IDA）」業務等に「蔵置料金請求先」欄を新規追加し、同欄に入力された場合、OUT業務の際「F」を入力すると請求先を補完する仕様とする。（詳細は継続検討中）

詳細仕様検討結果

次期（第6次）NACCSにおける対応

- ✓「輸入申告事項登録（IDA）」業務等（※1）の共通部に「蔵置料金請求先」を新規項目追加する。

記事（税関）

記事（通関）

記事（荷主）

荷主セクションコード 荷主Ref No.

社内整理番号 蔵置料金請求先

入力画面の最下段へ追加する（航空のみ）

（※1）対象業務 「輸入申告事項登録（IDA）」業務
「シングルウィンドウ輸入申告事項登録（SWA）」業務
「輸入申告変更事項登録（IDA01）」業務
「輸入マニフェスト通関申告（MIC）」業務
「輸入マニフェスト通関申告変更（MIE）」業務

- ✓「輸入申告事項登録（IDA）」業務等の実施時に「蔵置料金請求先」を入力し、「搬出確認登録（一般）（OUT）」業務実施時に「代理店」欄に「F」を入力することで「蔵置料金請求先」が補完される仕様とする。

通関業

- ・申告者と蔵置料金請求先が異なる場合 → IDA業務等時に「蔵置料金請求先」欄に入力
- ・申告者と蔵置料金請求先が同一の場合 → 入力不要

OUT業務実施者

- ・OUT業務時は「代理店」欄に「F」を入力すると、「蔵置料金請求先」に入力された利用者コードが補完される。
- ・IDA業務等時に「蔵置料金請求先」欄が入力されていない場合は、現行同様に申告者コードが補完される。
- ・現行同様「代理店」欄に蔵置料金請求先の利用者コードを任意入力することも可能。



海上業務編

VII 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第17回 WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（１）
----	----	---------	-----------	-----------------------

- ・ 出港前報告制度導入後における業務実態、プログラム変更要望等を踏まえ、同制度の関連業務仕様の見直しを実施する。

詳細仕様検討結果

項番	項目	内容
1	主な検討課題	出港前報告制度関連業務の見直しについて検討する。
2	検討概要	以下の項目等について検討を実施する（検討項目の詳細は次ページ以降参照） 1. 「出港前報告（AMR）」業務と「積荷目録情報登録（MFR）」業務でほぼ同一内容の報告となっていることから、この簡素化について検討する。 2. 欧州→釜山（トランシップ）→日本のような航路の場合における、トランシップ発生時における業務処理の見直しを検討する。 3. 「出港前報告訂正（CMR）」業務及び「出港前報告訂正（ハウスB/L）（CHR）」業務は、「出港日時報告（ATD）」業務後に実施できないため、この改善を検討する。 4. 「出港前報告（AMR）」業務と「積荷目録情報登録（MFR）」業務及び「出港前報告（ハウスB/L）（AHR）」業務と「ハウスB/L情報登録（NVC01）」業務との入力項目の統一化を検討する。 5. その他プログラム変更要望に対する検討を実施する。 等
3	検討結果	次ページ以降参照

Ⅶ 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第17回WG	基本 Ⅳ-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（2）
----	----	--------	-------------	-----------------------

詳細仕様検討結果

1. 出港前報告制度にかかる関連業務の検討項目と検討結果

No.	検討事項	現行仕様／問題点	検討結果
①	「積荷目録情報登録（MFR）」業務の省略可能化	「出港前報告（AMR）」業務と「積荷目録情報登録（MFR）」業務で同一の内容を報告しており、冗長であるため、AMRの情報を利用して積荷目録提出（MFR→DMF）まで完了させてほしい。	現行フローの他に、出港前報告（AMR）情報を利用しMFRを実施することなくDMFの実施を可能とする新規フローを可能とする。 なお、MFRにおける必須項目がAMRにて未登録の場合は、DMF前までにCMRによって訂正登録しておく必要がある。
②	「積荷目録情報登録（一括）（MFI）」業務におけるCY一括登録機能	海外の出港前報告者は、コンテナオペレーション会社（利用者コード5桁）を把握することが困難であるため、出港前報告時に当該項目の登録ができない。この場合、本邦利用者によるMFIが実施できない。	MFIにコンテナオペレーション会社の入力項目を追加し、出港前報告（AMR）情報にコンテナオペレーション会社の登録がない場合でも当該項目に入力がされている場合はエラーとせず、入力値に基づき、貨物情報の登録が行えるように変更する。
③	船舶情報の変更に伴う再報告の簡素化	①トランシップ等による船舶情報の変更に伴う再報告は、船舶情報以外のすべての項目を再入力する必要があるため、煩雑である。 ②欧州→釜山（トランシップ）→日本のような航路の場合、欧州の出港前に報告をしていたとしても、船会社は釜山において船舶情報の変更に伴う再報告（トランシップ登録）を行う必要がある。また、NVOCCも船会社同様、欧州の出港前に報告をしていたとしても、船会社から連絡を受けて船舶情報の変更に伴う再報告を行う必要があるが、船会社⇔NVOCC間の連絡不備等により、NVOCCによる釜山での再報告が実施できず、結果的に船舶情報不一致、出港日時報告未済となるケースがある。	①本船利用船会社および船積港の単位に船舶情報を一括して訂正できる業務を新設する。また、個別にB/L番号を指定して訂正することも可能とする。なお、従来どおり、AMR等の船舶情報の変更に伴う再報告機能は維持する。 ②AHR（CHR）の登録時点において、報告する積荷のトランシップ等による船舶情報の変更有無が判断できる場合で、変更後の船舶情報が不明である場合に、船会社が報告するマスターの船舶情報に準ずる旨をあらかじめ登録できるよう、AHR（CHR）に入力項目の追加を行う。 例えば、欧州→釜山（トランシップ）→日本のような航路の場合で、欧州出港前に欧州から釜山向けの船舶情報でAHRの報告を行った際、マスターの船舶情報に準ずる旨を登録した場合は、船会社が釜山の出港前に釜山から日本向けの船舶情報でAHRの報告を行ったとしても、システムによるハウス、マスター間の船舶情報不一致判定を実施しないこととする。
④	「出港日時報告（ATD）」業務後のCMR、CHRの可能化	「出港前報告訂正（CMR）」業務および「出港前報告訂正（ハウスB/L）（CHR）」業務は、「出港日時報告（ATD）」業務後に実施できない。	ATD後、DMF前までのCMR（CHR）等を可能とする。なお、ATDに先行してDMFが実施されている場合は、現行通り、ATD前までCMR（CHR）を可能とする。 ただし、税関による事前通知に従いCMRを行う場合は、ATDおよびDMFが実施されている場合でも訂正を可能とする（※現行通り）。



Ⅶ 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第17回WG	基本 Ⅳ-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（3）
----	----	--------	-------------	-----------------------

詳細仕様検討結果

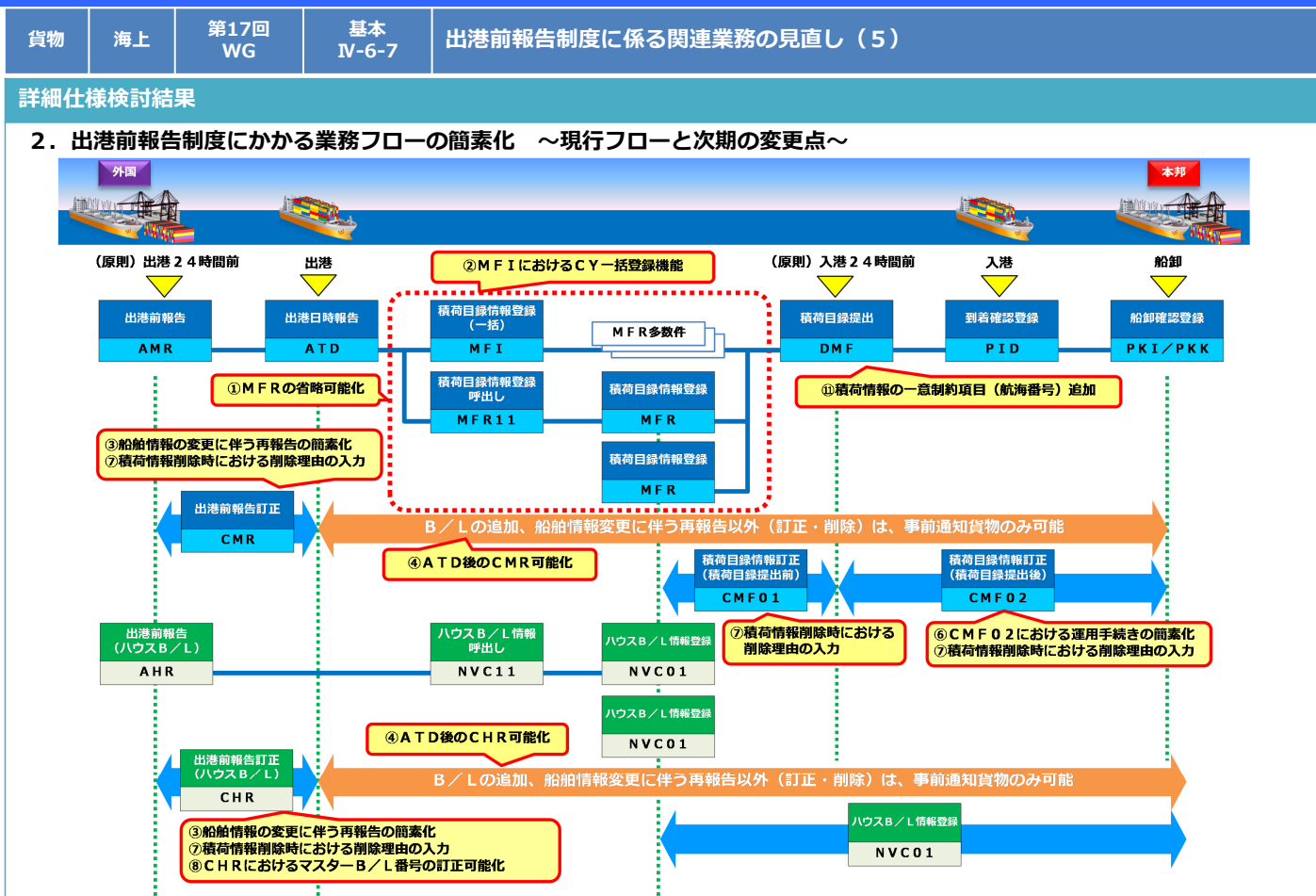
No.	検討事項	現行仕様／問題点	検討結果
⑤	「関連ハウス事前通知（DNU）」の改善	船会社にマスターB/L単位で出力する「関連ハウス事前通知（DNU）」について、該当するハウスB/L番号や個々の事前通知コードが記載されていないため、どのような対応をすればよいかわからない。	「関連ハウス事前通知（DNU）」について、該当するハウスB/L番号、事前通知コード、件名を一覧に記載した通知に変更する。なお、通知内容の詳細を確認する場合は、「出航前報告照会（IAR）」業務を利用する。
⑥	「積荷目録情報登録訂正（積荷目録提出後）（CMF02）」業務における運用手続きの簡素化	CMF02は、あらかじめ積荷目録を提出した税関（監視担当部門）の窓口で訂正等の理由を申し出た上で行う必要があり、手続きが煩雑である。	税関の窓口への訂正等理由の申出をNACCSで行うことができるよう、CMF02において入力項目に「訂正等理由コード」、「訂正等理由（210桁）」欄を新設する。
⑦	積荷情報削除時における削除理由の入力	CMR、CHR、CMF01において積荷情報が削除される場合、削除理由が不明である。	CMR、CHR、CMF01、CMF02において入力項目に「削除理由コード」、「削除理由（210桁）」欄を新設する。
⑧	「出港前報告訂正（ハウスB/L）（CHR）」業務におけるマスターB/L番号の訂正可能化	現行のCHRではマスターB/L番号の訂正ができないため、登録した情報を削除したのち、再度、AHRまたはCHRにて登録を行う必要がある。	CHRにおいて、登録した情報を削除することなくマスターB/L番号の訂正を可能とする。
⑨	出港前報告不一致B/Lの一覧照会の可能化	入港前報告（DMF）までに、出港前報告未済による不一致を解消する必要があるが、AMR（CMR）で登録したB/Lと、MFRで登録したB/Lの件数の差分を把握できる機能がない。	①IMIに新規の照会種別「S：B/L番号一覧（出港前報告不一致）照会」を追加する。 ②既存照会種別「B：B/L番号一覧照会」の照会項目に「出港前報告不一致（出港前報告未済、出港日時報告未済）」のステータスを項目追加し、B/L番号の繰り返し部分をグリッド表示とする。
⑩	マッチング判定結果の通知の改善	マスターB/Lに先行してハウスB/Lを報告した場合、マスターB/Lとのマッチングが不明なため報告期限を過ぎてからマスターB/L番号等の入力誤りに気づく場合がある。 上記のような場合においても、マッチング結果が分かるようにしてほしい。	<船会社への通知> ハウスB/L報告完了が先行した場合についても、その後のマスターB/Lの報告時に「ハウスB/L報告完了通知情報（SAS135）」を出力する。 <NVOCCへの通知> ハウスB/L報告完了の旨が登録されたのちに、マスターB/Lが報告された場合等において、マッチングを行い、新規帳票をマスターB/L単位に出力する。



Ⅶ 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第17回 WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（４）
詳細仕様検討結果				
No.	検討事項	現行仕様／問題点	検討結果	
⑪	積荷情報の一意制約項目（航海番号）追加	【プログラム変更要望】 MFR等で登録する積荷情報は「船舶コード+船会社コード+船卸港コード+船卸港枝番」のみで一意制約を設定している。そのため、近海航路の定期船においては、前航海の積荷情報と重複しないよう、船卸港枝番「1～9」を入力する仕様であるが、船卸港枝番の管理、関係者との共有は困難であり、実務において支障が出ている。	積荷情報の一意制約項目に航海番号を追加することで、船卸港枝番の入力を不要とする。 （*）同一航海番号で複数回同一港に寄港する場合には、積荷情報が重複しないよう、従来通り、船卸港枝番を入力する必要がある。 また、あわせて下記の仕様変更を行う。 ①MFR、CMF01、CMF02、CMF03の航海番号を必須入力化する。 ②CMF11、CMF12、CMF13の入力項目に航海番号（必須入力）を追加する。 ③MFAの入力項目に航海番号（必須入力）を追加する。 ④DMFの入力項目に航海番号（必須入力）を追加する。 ⑤PKIの入力項目に航海番号（必須入力）を追加する。 ⑥PIDの入力項目に航海番号（必須入力）を追加する。 ⑦DCL01の入力項目に航海番号（必須入力）を追加する。 ⑧IMIの入力項目に航海番号（任意入力）を追加する。	
⑫	B/Lセパレート等発生時における機能改善	セパレート等前のB/Lに対する出港前報告が期限内に行われている場合でも、セパレート等後のB/Lに対する出港前報告が期限超過の場合は、出港前報告期限超過による不一致になってしまう。また、セパレート等前のB/Lに対して出港前報告が適切に行われている場合でも、セパレート等後のB/L番号に対する出港前報告情報が登録されていないため、出港前報告未済による不一致になってしまう。また、結果的に税関によるSPD通知を受けるケースがある。	出港前報告においては、セパレート等前後のB/L番号の関連性を「BLL（出港前報告B/L関連付け）（仮）」（新設業務）にて予め登録したうえで、セパレート等後のB/L番号について出港前報告の追加報告（AMR、CMR、AHR、CHR）を行う。 入港前報告においては、セパレート等前後のB/L番号の関連性をBLLにて予め登録したうえで、セパレート等後のB/L番号について入港前報告（MFR、CMF01、CMF02）を行う。	
⑬	出港前報告制度および入港前報告制度にかかる業務における入力項目の変更点	後述のとおり	後述のとおり	

Ⅶ 詳細仕様検討結果

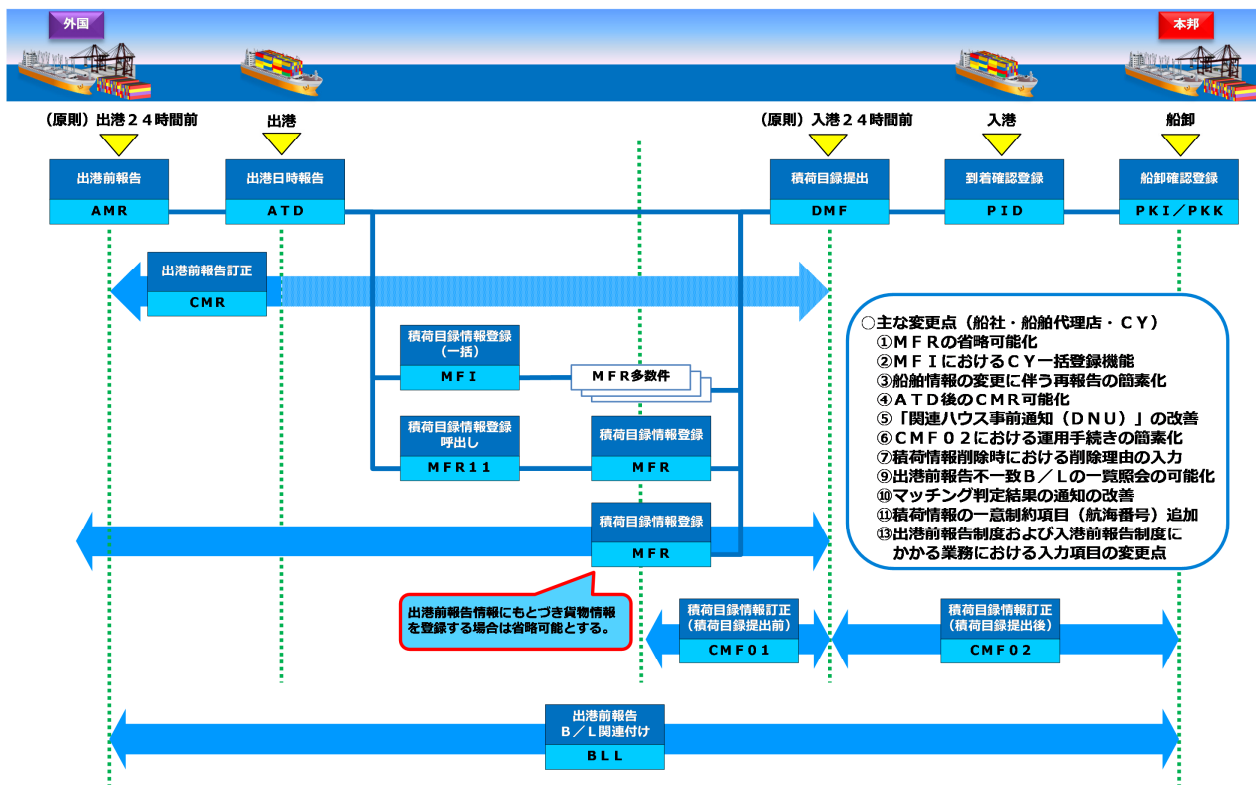


Ⅶ 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第17回 WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（6）
----	----	---------	-----------	-----------------------

詳細仕様検討結果

2. 出港前報告制度にかかる業務フローの簡素化 ～次期船会社フロー（案）～

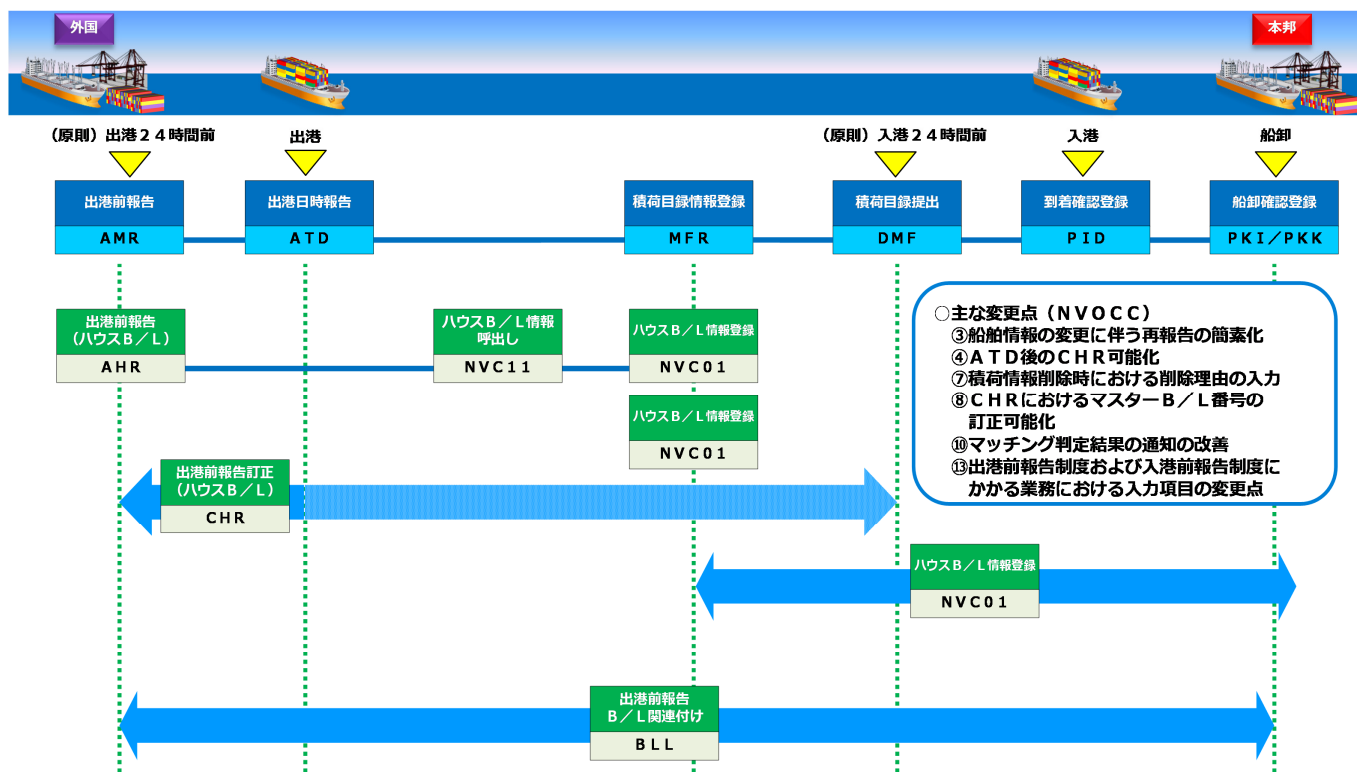


Ⅶ 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第17回 WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（7）
----	----	---------	-----------	-----------------------

詳細仕様検討結果

2. 出港前報告制度にかかる業務フローの簡素化 ～次期NVOCCフロー（案）～



Ⅶ 詳細仕様検討結果

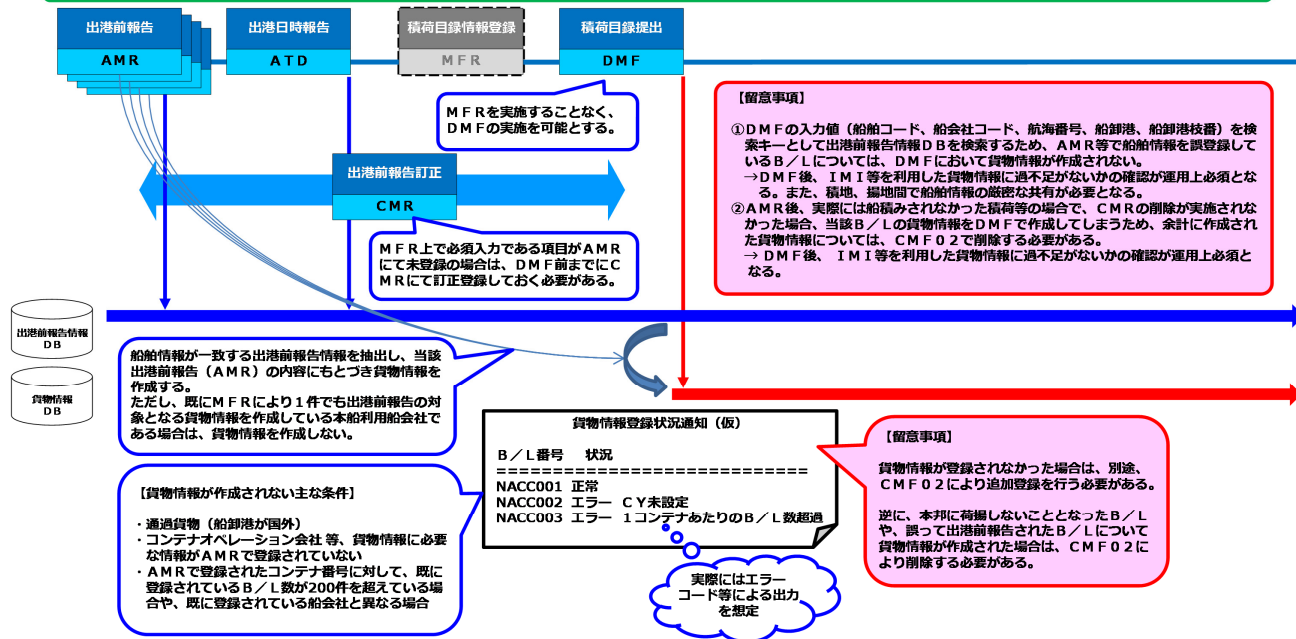
貨物	海上	第17回 WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（8）
----	----	---------	-----------	-----------------------

詳細仕様検討結果

3. 主な変更点 ① MFRの省略可能化

DMFの変更点

- ① 入力された船舶情報（船舶コード、船会社コード、航海番号、船卸港、船卸港枝番）と一致する出港前報告情報を抽出し、当該出港前報告の登録内容にもとづき貨物情報を作成する。ただし、既にMFRにより1件でも出港前報告の対象となる貨物情報を作成している本船利用船会社である場合は、貨物情報を作成しない。
- ② ①の貨物情報の作成は多数件処理で行い、当該処理結果は、一覧形式でDMF実施者宛てに帳票出力する。



Ⅶ 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第17回 WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（9）
----	----	---------	-----------	-----------------------

詳細仕様検討結果

3. 主な変更点 ② MFIにおけるCY一括登録機能

背景

海外の出港前報告者は、コンテナオペレーション会社（利用者コード5桁）を把握することが困難であるため、出港前報告時に当該項目の登録ができない。この場合、本邦利用者によるMFIが実施できない（エラーとなる）。

検討内容

MFIにコンテナオペレーション会社の入力項目を追加し、出港前報告情報にコンテナオペレーション会社の登録がない場合でも当該項目に入力がされている場合はエラーとせず、入力値に基づき、貨物情報の登録が行えるように変更することを検討する。

The screenshot shows the MFI (Master File Register) form with the following fields:

- 船舶* (Ship): VACMARU
- 航海番号* (Sailing Number): 001
- 船会社* (Ship Company): NACC
- 船積港 (Ship Port): CNSHA
- 船卸港 (Ship Discharge Port): JPOSA
- CY (Cargo): 1ANAC

項目追加。
コンテナオペレーション会社を入力する場合は、船卸港の入力を必須とする。

留意事項

- ① MFIの単位でコンテナオペレーション会社が登録できない場合（同一港で複数のCYに船卸しする場合）は、あらかじめ個別にCMRによる訂正を行う必要がある。
- ② コンテナオペレーション会社以外に、コンテナにかかる「荷渡形態コード」、「パンニング形態コード」、「コンテナ条約適用識別」が未登録である場合もMFIではエラーとなるため、あらかじめ個別にCMRによる訂正を行う必要がある。

Ⅶ 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第17回 WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（10）
----	----	---------	-----------	------------------------

詳細仕様検討結果

3. 主な変更点 ③ 船舶情報の変更に伴う再報告の簡素化（1）

背景

（1）船舶情報訂正業務の新設

トランシップ等による船舶情報の変更に伴う再報告は、船舶情報以外のすべての項目を再入力する必要があるため、煩雑である。

検討内容

（1）船舶情報訂正業務の新設

本船利用船会社および船積港の単位に船舶情報を一括して訂正できる業務の新設を検討する。また、個別に B / L 番号を指定して訂正することも可能とする（下図）。

なお、従来どおり、AMR等の船舶情報の変更に伴う再報告機能は維持する。

【留意事項】
コールサインのみの変更であっても、システムでは、物理的な船の変更なのか、コードだけの変更なのかの判断はできないため、一律再報告扱いとし、変更後の船舶情報に対する A T D も必要とする。

変更前の船舶にかかる B / L * に対し、変更後の船舶情報で出港前報告情報の上書きを行う。
* B / L 番号（最大 1 0 0 欄）が入力された場合は、入力された B / L のみを対象とする。

なお、当該 B / L の出港前報告日時は、本業務のシステム受理日時で上書きする（再報告扱いとする）。

また、訂正後の船舶情報に対して A T D が行われている場合は、出港前報告不一致判定（出港前報告期限超過）を行い、その結果を登録する。

Ⅶ 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第17回 WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（11）
----	----	---------	-----------	------------------------

詳細仕様検討結果

3. 主な変更点 ③ 船舶情報の変更に伴う再報告の簡素化（2）

（2）ハウス B / L における船舶情報の変更に伴う再報告の簡素化

例）欧州→釜山（トランシップ）→日本

上記のような航路の場合、欧州の出港前に報告をしていたとしても、船会社は釜山において船舶情報の変更に伴う再報告（トランシップ登録）を行う必要がある。また、NVOCCも、船会社同様、欧州の出港前に報告をしていたとしても、船会社からの連絡を受けて船舶情報の変更に伴う再報告を行う必要があるが、船会社⇔NVOCC間の連絡不備等により、NVOCCによる釜山での再報告が実施できず、結果的に船舶情報不一致、出港日時報告未済となるケースがある。

当該ケースのように、積荷の内容に変更が無いにも関わらず船舶情報の訂正を行うために再報告という作業が必要であること、更には、報告期限までにNVOCCでは船舶情報（トランシップ情報、航海番号 等）の正確な把握と報告が運用上困難であるため、改善策の検討を行う。

検討内容

（2）ハウス B / L における船舶情報の変更に伴う再報告の簡素化

① AHR（CHR）の登録時点において、報告する積荷のトランシップ等による船舶情報の変更有無が判断できる場合で、変更後の船舶情報が不明である場合に、船会社が報告するマスターの船舶情報に準ずる旨をあらかじめ登録できるよう、AHR（CHR）に入力項目の追加を行う。
なお、例えば、欧州→釜山（トランシップ）→日本のような航路の場合で、欧州出港前に欧州から釜山向けの船舶情報で AHR の報告を行った際、マスターの船舶情報に準ずる旨を登録した場合は、船会社が釜山の出港前に釜山から日本向けの船舶情報で A M R の報告を行ったとしても、システムによるハウス、マスター間の船舶情報不一致判定を実施しないこととする。

トランシップ後の船舶情報が不明な場合で、船会社が報告するマスターの船舶情報に準ずる場合は「Y」を入力。

Ⅶ 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第17回 WG	基本 Ⅳ-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（12）
----	----	------------	-------------	------------------------

詳細仕様検討結果

3. 主な変更点 ③船舶情報の変更に伴う再報告の簡素化（3）

検討内容

②ハウスB/Lの照会（IAR）において、マスターB/Lの出港前報告時に登録された船舶情報の照会が可能となるように出力項目の追加を行う（下图）。

Ⅶ 詳細仕様検討結果

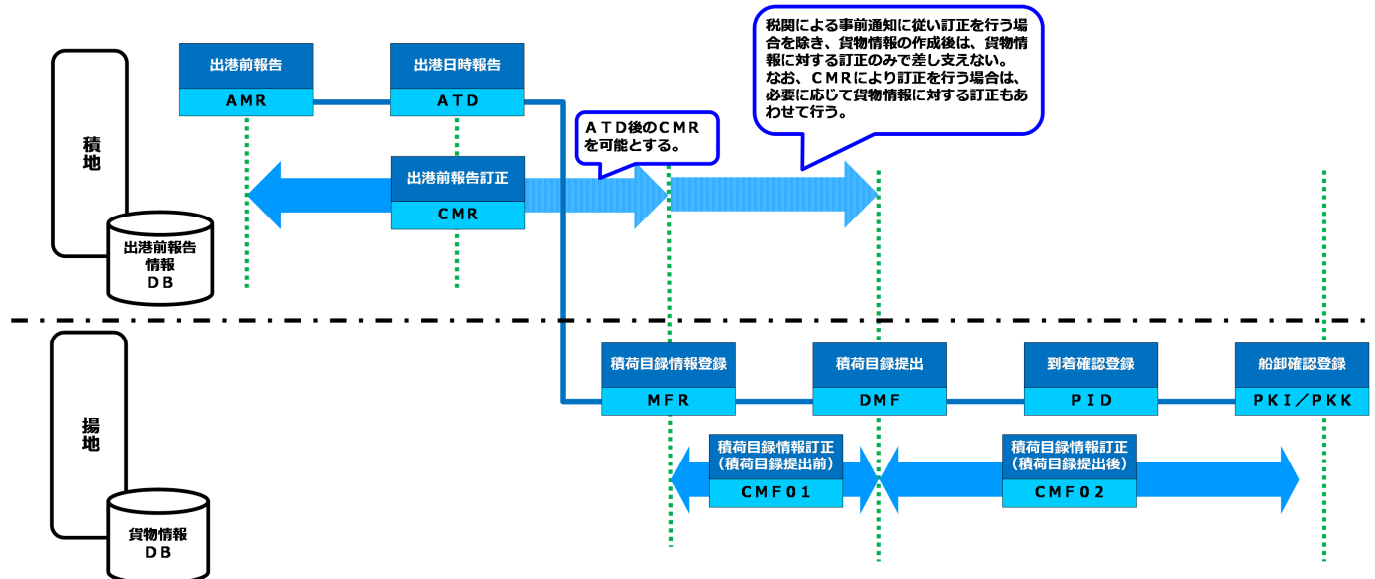
貨物	海上	第17回 WG	基本 Ⅳ-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（13）
----	----	------------	-------------	------------------------

詳細仕様検討結果

3. 主な変更点 ④CMR、CHRにおけるATD後の訂正可能性 ～ATD後のCMRの可能化～

CMRの変更点

ATD後、DMF前までのCMRを可能とする。なお、ATDに先行してDMFが実施されている場合は、現行通り、ATD前までCMRを可能とする。ただし、税関による事前通知に従いCMRを行う場合は、ATDおよびDMFが実施されている場合でも訂正を可能とする（※現行通り）。なお、税関による事前通知に従いCMRを行う場合を除き、入港前報告後（DMF後）は、貨物情報に対する訂正（CMF02）のみで差し支えない（※現行通り）。



Ⅶ 詳細仕様検討結果

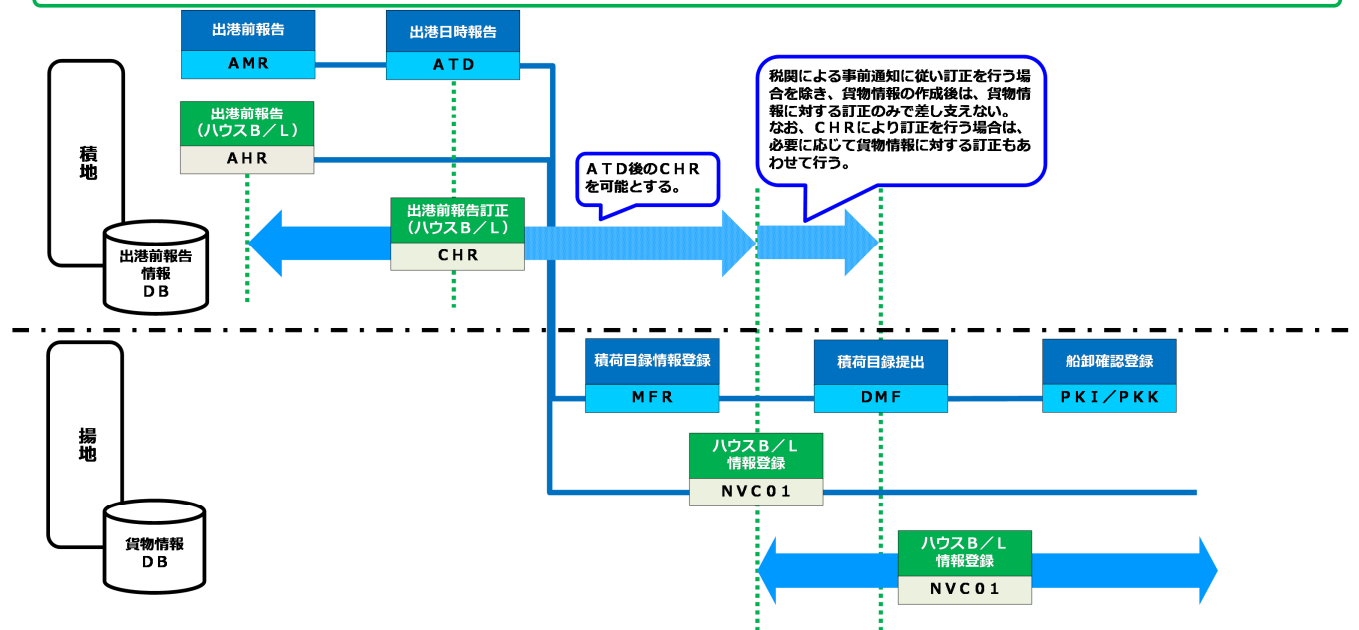
貨物	海上	第17回 WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（14）
----	----	---------	-----------	------------------------

詳細仕様検討結果

3. 主な変更点 ④ CMR、CHRにおけるATD後の訂正可能化 ～ATD後のCHRの可能化～

CHRの変更点

ATD後、DMF前までのCHRを可能とする。なお、ATDに先行してDMFが実施されている場合は、現行通り、ATD前までCHRを可能とする。ただし、税関による事前通知に従いCHRを行う場合は、ATDおよびDMFが実施されている場合でも訂正を可能とする（※現行通り）。なお、税関による事前通知に従いCHRを行う場合を除き、NVC01による貨物情報の作成後は、貨物情報に対する訂正（NVC01）のみで差し支えない（※現行通り）。



Ⅶ 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第17回 WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（15）
----	----	---------	-----------	------------------------

詳細仕様検討結果

3. 主な変更点 ⑤ 船会社に対する「関連ハウス事前通知（DNU）」の改善（1）

背景

船会社にマスターB/L単位で出力する「関連ハウス事前通知（DNU）」について、該当するハウスB/L番号や個々の事前通知コードが記載されていないため、どのような対応をすればよいかわからない。

<（参考）「関連ハウス事前通知（DNU）」の出力条件>

- ・関連するハウスB/Lの事前通知が解除されないまま、DMFが行われた場合、DMF実施者、および、AMR実施者に出力する。
- ・AMRに先行してAHRが行われている場合で、当該ハウスB/Lの事前通知が解除されないまま、AMRが行われた場合、AMR実施者に出力する。

検討内容

「関連ハウス事前通知（DNU）」について、該当するハウスB/L番号、事前通知コード、件名を記載した通知に変更する。

新規帳票レイアウトでマスターB/L単位にリスト出力する

Advance Notice of Risk Assessment Result
FOR THE RELEVANT HOUSE B/L HAS BEEN GIVEN
Master B/L Number M0000000

ハウスB/L毎の通知内容

ハウスB/L毎の通知内容

ハウスB/L毎の通知内容

VII 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第17回 WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（16）
----	----	------------	--------------	------------------------

詳細仕様検討結果

3. 主な変更点 ⑤船会社に対する「関連ハウス事前通知（DNU）」の改善（2）

検討内容

Advance Notice of Risk Assessment Result
For The Relevant House B/L Has Been Given

1 / 2

Master B/L Number MMMA000

Jurisdiction Customs Office 1A - TOKYO

Vessel NCMRU - NCCS MURU

Voyage Number 0001 Carrier NACC

Date of Advance Cargo Information Registration 2017/10/01 ~ 12:00

Date of Departure 2017/10/03 ~ 15:00

01 House B/L Number HHHH001

Notification Code HLD

Subject REQUIRE CORRECTING/ADDING CARGO INFORMATION

02 House B/L Number HHHH002

Notification Code HLD

Subject REQUIRE CORRECTING/ADDING CARGO INFORMATION

03 House B/L Number HHHH003

Notification Code HLD

Subject *CANCELLATION*

04 House B/L Number HHHH004

Notification Code HLD

Subject REQUIRE CORRECTING/ADDING C

05 House B/L Number HHHH005

Notification Code HLD

Subject REQUIRE CORRECTING/ADDING CARGO INFORMATION

06 House B/L Number HHHH006

Notification Code HLD

Subject REQUIRE CORRECTING/ADDING CARGO INFORMATION

07 House B/L Number HHHH007

Notification Code HLD

Subject REQUIRE CORRECTING/ADDING CARGO INFORMATION

<Contact>

Name

XXX

XXX

XXX

Telephone

XXXXXXXXXXXX FAX XXXXXXXXXX

E-mail

XXX

If e-mail address is used to send an e-mail, e-mail address output in capital letters should be unmodified.

In case "JAPAN-CUSTOMERSSTORE.GP" is output, e-mail address needs to be converted to "japan-customersstore" to send an e-mail.

先頭ページの上部にマスターB/L番号、船舶情報等出力する。

【留意事項】
通知（指示）内容は出力しないため、通知内容の詳細を確認する場合は、IARを利用する。

【解除の場合】
・コードの右に「*CANCELLATION*」を出力する。
・以降のリスト出力時はB/L番号自体出力しない。

先頭ページの下部に税関連絡先を出力する。

Advance Notice of Risk Assessment Result (Con't)

2 / 2

08 House B/L Number HHHH008

Notification Code HLD

Subject REQUIRE CORRECTING/ADDING CARGO INFORMATION

09 House B/L Number HHHH009

Notification Code HLD

Subject REQUIRE CORRECTING/ADDING CARGO INFORMATION

10 House B/L Number HHHH010

Notification Code HLD

Subject REQUIRE CORRECTING/ADDING CARGO INFORMATION

11 House B/L Number HHHH011

Notification Code HLD

Subject REQUIRE CORRECTING/ADDING CARGO INFORMATION

12 House B/L Number HHHH012

Notification Code HLD

Subject *CANCELLATION*

13 House B/L Number HHHH013

Notification Code HLD

Subject *DELETION*

14 House B/L Number HHHH014

Notification Code HLD

Subject REQUIRE CORRECTING/ADDING CARGO INFORMATION

15 House B/L Number HHHH015

Notification Code HLD

Subject REQUIRE CORRECTING/ADDING CARGO INFORMATION

16 House B/L Number HHHH016

Notification Code HLD

Subject REQUIRE CORRECTING/ADDING CARGO INFORMATION

17 House B/L Number HHHH017

Notification Code HLD

Subject REQUIRE CORRECTING/ADDING CARGO INFORMATION

【削除の場合】
・コードの右に「*DELETION*」を出力する。
・以降のリスト出力時はB/L番号自体出力しない。

本イメージはサンプルであり、「*CANCELLATION*」「*DELETION*」は2つ以上同時に出力することはない。（詳細は、次々頁参照）。

VII 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第17回 WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（17）
----	----	------------	--------------	------------------------

詳細仕様検討結果

3. 主な変更点 ⑤船会社に対する「関連ハウス事前通知（DNU）」の改善（3）

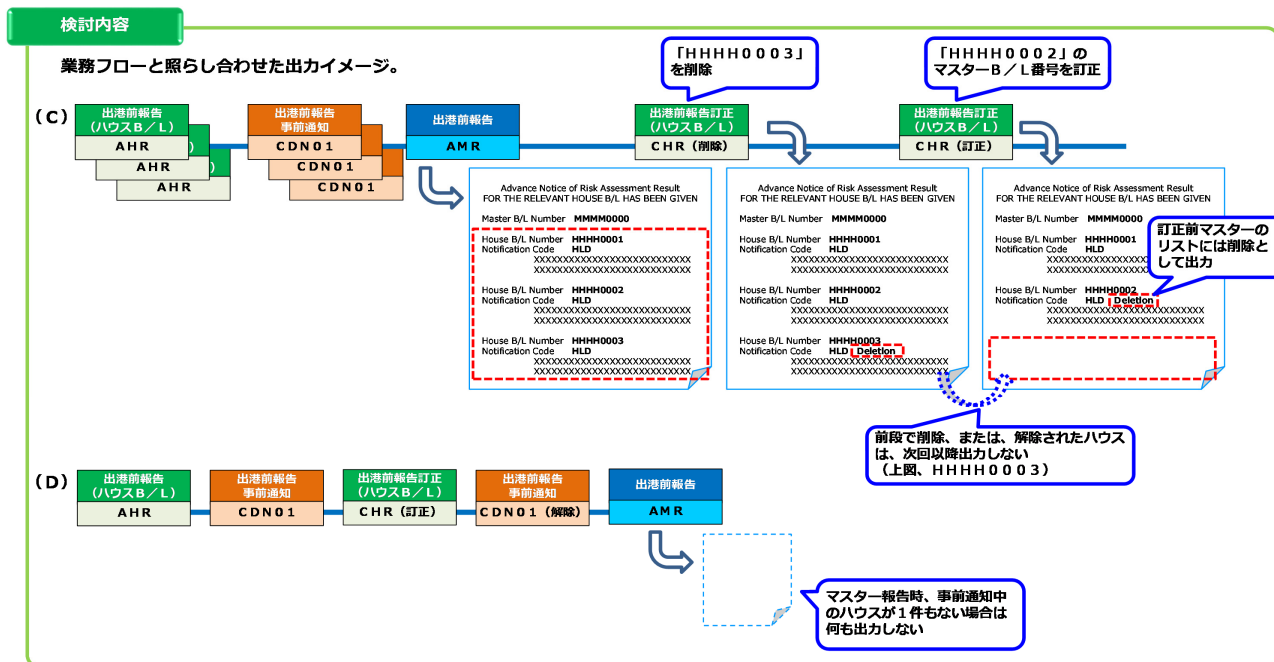
[illegible]

VII 詳細仕様検討結果

詳細仕様検討結果

詳細仕様検討結果

3. 主な変更点 ⑤船会社に対する「関連ハウス事前通知（DNU）」の改善（4）



留意事項

関連ハウスにかかる事前通知とそれ以外の事前通知で出力情報が異なるため、現行において事前通知情報を自社システム等に取り込んでいる利用者、ＳＰがある場合は、影響を確認していただく必要がある。



VII 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第17回 WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（19）
----	----	------------	--------------	------------------------

詳細仕様検討結果

3. 主な変更点 ⑥CMF02における運用手続きの簡素化

背景

CMF02は、あらかじめ積荷目録を提出した税関（監視担当部門）の窓口で訂正等理由を申し出た上で行う必要があり、手続きが煩雑である。

検討内容

- (1) 下記のとおり訂正等の理由を付すことで、税関への訂正等理由の申出をN A C C Sで行うことを可能とする。
- 入力項目に「訂正等理由コード」、「訂正等理由（210桁）」欄を新設する。
- ・「1：訂正（数量の変更）」
 - ・「2：訂正・追加（運送契約等の変更）」
 - ・「3：訂正・追加（荷繰り等の変更）」
 - ・「4：訂正・追加（B/L番号の変更）」
 - ・「5：訂正・追加（報告内容の誤り）」
 - ・「6：訂正・追加（その他）」←“その他”の場合は、「訂正等理由」欄への理由（英字）の入力を必須とする。
- (2) (1) で付される訂正等理由に加え、訂正の場合には、訂正箇所、訂正前後の内容を記した新規帳票を税関（監視担当部門）宛に通知する。



VII 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第17回 WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（20）
----	----	------------	--------------	------------------------

詳細仕様検討結果

3. 主な変更点 ⑦ 積荷情報削除時における削除理由の入力

背景

CMR、CHR、CMF01において積荷情報が削除される場合、削除理由が不明であるため、税関審査に支障がある。
また、CMF02で積荷情報を削除する場合には、あらかじめ積荷目録を提出した税関（監視担当部門）の窓口に削除理由を申し出た上で行う必要があり、手続きが煩雑である。

検討内容

入力項目に「削除理由コード」、「削除理由（210桁）」欄を新設する。

- ・「1：削除（積載取止）」
- ・「2：削除（荷揚取止）」←CMF01、CMF02の場合のみ
- ・「3：削除（B/L番号変更）」
- ・「4：削除（誤登録）」
- ・「5：削除（その他）」←“その他”の場合は、「削除理由」欄への理由（英字）の入力を必須とする。

VII 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第17回 WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（21）
----	----	------------	--------------	------------------------

詳細仕様検討結果

3. 主な変更点 ⑧ CHRにおけるマスターB/L番号の訂正可能化

背景

現行のCHRではマスターB/L番号の訂正ができないため、登録した情報を削除したのち、再度、AHRまたはCHRにて登録を行う必要がある。

検討内容

CHRにおいて、登録した情報を削除することなくマスターB/L番号の訂正を可能とする。

処理区分*	5	(2:追加 5:訂正 1:削除)
船舶*	NACCMARU	船舶国籍 JP
航海番号*	001	船会社* NACC 船積港* CNSHA
マスターB/L番号*	MMMM001	ハウスB/L報告完了
ハウスB/L番号	HHHH001	
出港日時	2017/10/01 10:00	出港時刻標準時差分 +0000 経緯度緯度計算単位

Ⅶ 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第17回 WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（22）
----	----	---------	-----------	------------------------

詳細仕様検討結果

3. 主な変更点 ⑨出港前報告不一致 B / L の一覧照会の可能化（1）

背景

入港前報告（DMF）までに、出港前報告未済による不一致を解消する必要があるが、AMR（CMR）で登録した B / L と、MFR で登録した B / L の件数の差分を把握できる機能がない。

（参考）IMI の実施可能者：船会社、船舶代理店、CY

検討内容

- IMI に新規の照会種別「S：B / L 番号一覧（出港前報告不一致）照会」を追加する。
- 既存照会種別「B：B / L 番号一覧照会」の照会項目に「出港前報告不一致（出港前報告未済、出港日時報告未済）」のステータスを項目追加し、B / L 番号の繰り返し部分をグリッド表示とする。

照会区分	照会名称	概要
A	概要照会	積荷目録の船会社単位の提出状況及び船卸状況、B / L 件数及びコンテナ本数等を照会する。また、CY 単位の船卸状況、B / L 件数及びコンテナ本数等も照会する。
B	B / L 番号一覧照会	当該本船に係る B / L 番号の一覧を照会する。
C	コンテナ番号一覧照会	当該本船に係るコンテナ番号の一覧を照会出力する。
D	積荷目録情報照会	本船に係る積荷目録情報を継続照会にて全情報を出力する。
E	未船卸コンテナ一覧照会	船卸しされていないコンテナ番号の一覧を照会する。
F	B / L 照会	指定された B / L 番号に対する積荷目録情報を照会する。
G	B / L 主要項目一覧照会	当該本船に係る B / L 番号に対する積荷目録情報の主要項目を照会する。
H	コンテナ主要項目一覧照会	当該本船に係るコンテナ番号に対する積荷目録情報の主要項目を照会する。
K	B / L 番号一覧（仮陸揚）照会	当該本船に係る仮陸揚である B / L 番号の一覧を照会する。
T	B / L 番号一覧（包括保税運送）照会	当該本船に係る包括保税運送承認番号登録済の B / L 番号の一覧を照会する。
R	B / L 番号一覧（事前通知）照会	当該本船に係るリスク分析結果の事前通知が登録されている B / L 番号の一覧を照会する。
S	B / L 番号一覧（出港前報告不一致）照会	当該本船に係る出港前報告不一致（出港前報告未済、出港日時報告未済）が登録されている B / L 番号の一覧を照会する。

照会項目に不一致ステータスを追加し、グリッド化する。

新規種別の追加

Ⅶ 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第17回 WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（23）
----	----	---------	-----------	------------------------

詳細仕様検討結果

3. 主な変更点 ⑨出港前報告不一致 B / L の一覧照会の可能化（2）

検討内容

- 新規照会種別「S：B / L 番号一覧（出港前報告不一致）照会」の照会画面イメージ

IMI 積荷目録状況照会情報（B / L 番号一覧（出港前報告不一致））

ファイル(E) 表示(V)

照会区分 X 船卸 X0000000E - X00000000X1X0000000X2X00000000X3X000E

船卸港 X000E - X 船会社 X00E 積荷目録情報登録者 X000E 航海番号 X00000000E 入港年月日 1234/56/78

1 / 4

B / L 番号	出港前報告未済	出港日時報告未済
001	X	X
002	X	X
003	X	X
004	X	X
005	X	X
006	X	X
007	X	X
008	X	X
009	X	X
010	X	X

出港前報告未済、出港日時報告未済が設定されている B / L のみを一覧で照会可能。

Ⅶ 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第17回 WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（24）
----	----	---------	-----------	------------------------

詳細仕様検討結果

3. 主な変更点 ⑨ 出港前報告不一致 B/L の一覧照会の可能化（3）

検討内容

② 既存照会種別「B : B/L 番号一覧照会」の変更イメージ

IMI 積荷目録状況照会情報（B/L 番号一覧）

ファイル(E) 表示(V)

照会区分 X 船舶 XXXXXXXE - XXXXXXXX1XXXXXXX2XXXXXXX3XXXXE

船卸港 XXXE - X 船会社 XXXE 積荷目録情報登録者 XXXXE 航海番号 XXXXXXXXXXE

入港年月日 1234/56/78 積荷目録提出 X B/L 件数 1234

不一致ステータスの項目を追加。

B/L 番号	C Y	仮陸揚	船卸済	コンテナ本数	申告状況	出港前報告未済	出港日時報告未済
XXXXXXXXXX1XXXXXXXXXX2XXXXXXXXXX3XXXXE	XXXXE	XXE	X	123	X	X	X
XXXXXXXXXX1XXXXXXXXXX2XXXXXXXXXX3XXXXE	XXXXE	XXE	X	123	X	X	X
XXXXXXXXXX1XXXXXXXXXX2XXXXXXXXXX3XXXXE	XXXXE	XXE	X	123	X	X	X
XXXXXXXXXX1XXXXXXXXXX2XXXXXXXXXX3XXXXE	XXXXE	XXE	X	123	X	X	X
XXXXXXXXXX1XXXXXXXXXX2XXXXXXXXXX3XXXXE	XXXXE	XXE	X	123	X	X	X
XXXXXXXXXX1XXXXXXXXXX2XXXXXXXXXX3XXXXE	XXXXE	XXE	X	123	X	X	X
XXXXXXXXXX1XXXXXXXXXX2XXXXXXXXXX3XXXXE	XXXXE	XXE	X	123	X	X	X
XXXXXXXXXX1XXXXXXXXXX2XXXXXXXXXX3XXXXE	XXXXE	XXE	X	123	X	X	X
XXXXXXXXXX1XXXXXXXXXX2XXXXXXXXXX3XXXXE	XXXXE	XXE	X	123	X	X	X
XXXXXXXXXX1XXXXXXXXXX2XXXXXXXXXX3XXXXE	XXXXE	XXE	X	123	X	X	X

欄外情報をグリッド表示に変更。→エクセル等への表貼り付けが可能。

IMI は1画面に最大50 B/L 出力する。50 B/L を超過する場合は継続照会となる。

留意事項

IMI の抽出対象は貨物情報であるため、AMR 済 MFR 未済の B/L 番号は出力しない。

Ⅶ 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第17回 WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（25）
----	----	---------	-----------	------------------------

詳細仕様検討結果

3. 主な変更点 ⑩ マッチング判定結果の通知の改善（1）

背景

マスター B/L とハウス B/L のマッチング判定結果の通知について、以下の懸案がある。

<船会社への通知>

マスター B/L の報告後にハウス B/L 報告完了の旨が登録した場合は、「ハウス B/L 報告完了通知情報（SAS135）」をマスターの報告者に出力するが、マスター B/L の報告に先行してハウス B/L 報告完了の旨が登録した場合は、「ハウス B/L 報告完了通知情報（SAS135）」の出力契機がない。

<NVOCC への通知>

マスター B/L の報告後にハウス B/L の報告がされた場合は、AHR または CHR の処理結果通知においてマスター B/L の報告有無を判断できるが、マスター B/L の報告に先行してハウス B/L の報告がされた場合は、マスター B/L の報告有無に関して通知を受ける契機がない。

検討内容

マスター B/L とハウス B/L のマッチング判定結果の通知について、以下の改善を行う。

<船会社への通知>

マスター B/L の報告に先行してハウス B/L 報告完了の旨が登録された場合は、その後のマスター B/L の報告（AMR または CMR（追加））において「ハウス B/L 報告完了通知情報（SAS135）」をマスター B/L の報告者へ出力する。

<NVOCC への通知>

- ① ハウス B/L 報告完了の旨が登録（AHR または CHR）された場合、新規帳票「マスター B/L 報告状況通知情報（SASXXX）※」を関連するハウス B/L の各報告者へマスター B/L 番号単位に出力する。
- ② ハウス B/L 報告完了以後にハウス B/L が追加、訂正、削除（CHR）された場合、新規帳票「マスター B/L 報告状況通知情報（SASXXX）※」を CHR の入力者へマスター B/L 番号単位に出力する。
- ③ マスター B/L の報告に先行してハウス B/L 報告完了の旨が登録された場合、その後のマスター B/L の報告（AMR または CMR（追加））において、新規帳票「マスター B/L 報告状況通知情報（SASXXX）※」を関連するハウス B/L の各報告者へマスター B/L 番号単位に出力する。
- ④ ハウス B/L 報告完了の旨が登録されたマスター B/L が削除（CMR（削除））された場合、新規帳票「マスター B/L 報告状況通知情報（SASXXX）※」を関連するハウスの各報告者へマスター B/L 番号単位に出力する。

※帳票イメージは次スライド参照。

留意事項

NVOCC への通知について、マスター B/L 番号を誤入力した場合は、「マスター B/L 報告状況通知情報（SASXXX）」が受信できないことをもってマスター B/L 番号の誤入力を判断するという運用を想定する。

Ⅶ 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第17回 WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（26）
----	----	---------	-----------	------------------------

詳細仕様検討結果

3. 主な変更点 ⑩ マッチング判定結果の通知の改善（2）

検討内容につき

ハウスの報告者が複数存在する場合は、各報告者へマスターB/L単位に出力する。

マスターB/L報告状況通知情報

マスターB/L番号 XXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE マスターB/L識別 X
 船舶 XXXXXXXXE - XXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE
 航海番号 XXXXXXXXE 船会社 XXXE 船積港 XXXE - X
 出港前報告日時 yyyy/MM/dd - hh:mm 削除日時 yyyy/MM/dd - hh:mm

ハウスB/L番号

01	XXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE	02	XXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE
03	XXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE	04	XXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE
05	XXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE	06	XXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE
07	XXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE	08	XXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE
09	XXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE	10	XXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE
11	XXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE	12	XXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE
13	XXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE	14	XXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE
15	XXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE	16	XXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE
17	XXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE	18	XXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE
	XXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE	20	XXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE
	XXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE	22	XXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE
	XXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE		

CMR（削除）の場合は、削除日時を出力する。

ハウスの報告者が複数存在する場合は、出力先の利用者が報告したハウスB/L番号のみを出力する。

Ⅶ 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第17回 WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（27）
----	----	---------	-----------	------------------------

詳細仕様検討結果

3. 主な変更点 ⑪ 積荷情報の一意制約項目（航海番号）追加

背景

MFR等で登録する積荷情報は「船舶コード+船会社コード+船卸港コード+船卸港枝番」のみで一意制約を設定している。そのため、近海航路の定期船においては、前航海の積荷情報と重複しないよう、船卸港枝番「1～9」を入力する仕様であるが、船卸港枝番の管理、関係者との共有は困難であり、実務において支障が出ている。

検討内容

積荷情報の一意制約項目に航海番号を追加することで、船卸港枝番の入力を不要*とする。また、あわせて下記の仕様変更を行う。
 （*）同一航海番号で複数回同一港に寄港する場合には、積荷情報が重複しないよう、従来通り、船卸港枝番を入力する必要がある。

- ①MFR、CMF01、CMF02、CMF03の航海番号を必須入力化する。
- ②CMF11、CMF12、CMF13の入力項目に航海番号（必須入力）を追加する。
- ③MFAの入力項目に航海番号（必須入力）を追加する。
- ④DMFの入力項目に航海番号（必須入力）を追加する。
- ⑤PKIの入力項目に航海番号（必須入力）を追加する（右図参照）。
- ⑥PIDの入力項目に航海番号（必須入力）を追加する。
- ⑦DCL01の入力項目に航海番号（必須入力）を追加する。
- ⑧IMIの入力項目に航海番号（任意入力）を追加する。

IMIの照会種別「A：概要照会」は、共同運航の場合に、船会社別のB/L件数等出力している。
 共同運航可能な船会社は20社であるため、現行は20欄の出力となっているが、本提案の結果として、航海番号を指定しない場合は、複数の航海情報出力するケースが発生する。
 そのため、当該照会種別の画面は、20欄→60欄程度（20船会社×最新の3航海情報）に増加することを検討する。

留意事項

上述の⑧IMIについて、航海番号を指定しない場合は、条件に合致した全ての航海情報が照会対象となるため、対象を絞る場合は、航海番号まで指定する必要がある。ただし、航海番号まで指定した場合で、船会社別に航海番号が異なる場合は、結果的に船会社別の照会となる。

Ⅶ 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第17回 WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（28）
----	----	---------	-----------	------------------------

詳細仕様検討結果

3. 主な変更点 ⑫ B/Lセパレート等発生時の現行における問題点と次期における改善内容（1）

項番	セパレート等発生時の対応パターン	現行		次期	
		実施する業務	問題点	実施する業務	改善内容
1	出港前報告で追加報告が行われるケース	セパレート等後のB/L番号について出港前報告の追加報告（AMR、CMR、AHR、CHR）を行う。	セパレート等前のB/Lに対する出港前報告が期限内に行われている場合でも、セパレート等後のB/Lに対する出港前報告が期限超過の場合は、 <u>出港前報告期限超過による不一致となってしまう。</u>	<u>セパレート等前後のB/L番号の関連性をB/L（新設業務）にて予め登録したうえで、</u> セパレート等後のB/Lについて出港前報告の追加報告（AMR、CMR、AHR、CHR）を行う。	予めセパレート等前後のB/L番号の関連性が登録されている場合には、 <u>出港前報告期限超過による不一致としない。</u> ※ただし、セパレート等前のB/Lが出港前報告期限超過である場合は、その旨を引き継ぐ。
2	入港前報告で追加報告が行われるケース	セパレート等後のB/L番号について入港前報告（MFR、CMF02）を行う。	セパレート等前のB/Lに対して出港前報告が適切に行われている場合でも、セパレート等後のB/L番号に対する出港前報告情報が登録されていないため、 <u>出港前報告未済による不一致となってしまう。</u> また、結果的に税関による <u>S.P.D通知を受ける</u> ケースがある。	<u>セパレート等前後のB/L番号の関連性をB/L（新設業務）にて予め登録したうえで、</u> セパレート等後のB/L番号について入港前報告（MFR、CMF01、CMF02）を行う。	予めセパレート等前後のB/L番号の関連性が登録されている場合には、 <u>出港前報告未済による不一致としない。</u>

Ⅶ 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第17回 WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（29）
----	----	---------	-----------	------------------------

詳細仕様検討結果

3. 主な変更点 ⑫ B/Lセパレート等発生時の現行における問題点と次期における改善内容（2）

～セパレートによるB/L番号変更時の入力イメージ～

＜変更理由＞

1. セパレート
2. コンバイン
3. スイッチ

＜変更理由＞

1. 運送契約等の変更
2. 荷役等の変更
3. 報告内容の誤り
4. その他

セパレート等後のB/L番号を入力

セパレート等前の出港前報告済B/L番号を入力

B/Lの実施可能利用者

対象B/L	入力者	登録可能条件
オーシャン、マスター	船会社	セパレート等前後のB/Lに登録されている船会社と同一。
	船舶代理店	セパレート等前後のB/Lに登録されている船舶代理店において本船利用船会社との受委託関係がシステムに登録されている。
ハウス	NVOCC	セパレート等前後のB/Lの報告者と同一、または、登録された通知先と同一。

Ⅶ 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第17回 WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し (30)
----	----	---------	-----------	-------------------------

詳細仕様検討結果

3. 主な変更点 ⑬出港前報告制度および入港前報告制度にかかる業務における入力項目の変更点 (1)

項目	変更内容	対象業務	変更理由
航海番号	任意入力から必須入力へ変更する。	MFR、CMF01、CMF02	航海番号を積荷目録情報の一意制約項目とすることで、実務上の管理が煩雑である船舶港枝番の入力機会を削減するため。
	入力項目 (必須入力) を追加する。	DMF	上に同じ。
B/L 番号 ハウスB/L 番号 マスターB/L 番号	35桁 (フル桁) の入力を可能とする。	AMR、CMR、AHR、CHR、MFR、CMF02	6次NACCS要件 (B/L 番号の35桁入力可能化)。
仕出港コード	国内港の入力を可能とする。	AMR、CMR、AHR、CHR	本邦からの出戻り貨物に対応するため。
荷送人コード 荷受人コード 着荷通知先コード	桁数を変更する。	AMR、CMR、AHR、CHR、MFR、CMF01、CMF02、NVC01	6次NACCS要件 (法人番号の入力可能化)。
荷送人名 荷受人名 着荷通知先名	①桁数を175桁から70桁に変更する。 ②住所をまとめて入力できる仕様を廃止する。	MFR、CMF01、CMF02、NVC01	出港前報告業務の入力仕様に合わせるため。
荷送人住所 (連続入力) 荷受人住所 (連続入力) 着荷通知先住所 (連続入力)	①桁数を105桁から175桁に変更する。 ②電話番号をまとめて入力できる仕様を廃止する。	AMR、CMR、AHR、CHR	①住所1/4～4/4の合計桁数に合わせるため。 ②官要件のため。
	桁数を105桁から175桁に変更する。	MFR、CMF01、CMF02、NVC01	住所1/4～4/4の合計桁数に合わせるため。
荷送人電話番号 荷受人電話番号 着荷通知先電話番号	任意入力から必須入力へ変更する。	AMR、CMR、AHR、CHR	官要件のため。
危険貨物等コード	項目名を「特殊貨物コード」に変更する。	AMR、CMR、AHR、CHR、MFR、CMF01、CMF02、NVC01	入力契機が危険貨物の場合に限らないため。

Ⅶ 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第17回 WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し (31)
----	----	---------	-----------	-------------------------

詳細仕様検討結果

3. 主な変更点 ⑬出港前報告制度および入港前報告制度にかかる業務における入力項目の変更点 (2)

項目	変更内容	対象業務	変更理由
品名	桁数を70桁から350桁に変更する。	MFR、CMF01、CMF02、NVC01	出港前報告業務の入力仕様に合わせるため。
代表品目番号	桁数を4桁から6桁に変更する。なお、先頭4桁のみの入力も可能とする。	MFR、CMF01、CMF02、NVC01	出港前報告業務の入力仕様に合わせるため。
IMDGクラス UN No.	入力欄を繰返し5欄に変更する。	AMR、CMR、AHR、CHR	複数入力が必要なケースがあるため。
コンテナ番号 等	入力欄を100欄から200欄に変更する。	AMR、CMR、AHR、CHR、MFR、CMF01、CMF02	6次NACCS要件 (1B/Lあたりのコンテナ本数拡大)。
船舶情報変更予定有識別	入力項目を追加する。 Y: トランシップ等による船舶情報の変更予定があり、変更後の船舶情報が不明な場合で、船会社、船舶代理店が報告するマスターの船舶情報に準ずる場合	AHR、CHR	船舶情報の変更に伴う再報告簡素化のため。
削除理由コード (数字1桁) 削除理由 (英字210桁)	入力項目を追加する。	CMR、CHR、CMF01、CMF02	官要件のため。
訂正理由コード (数字1桁) 訂正理由 (英字210桁)	入力項目を追加する。	CMF02	CMF02における運用手続きの簡素化のため。
コンテナオペレーション会社コード	入力項目を追加する。	MFI	コンテナオペレーション会社登録されないケースにおいてエラーとなることを回避するため。

Ⅶ 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第17回 WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（32）
----	----	---------	-----------	------------------------

詳細仕様検討結果

4. プログラム変更要望に係る対応

項番	業務	検討事項及び意見等	SW検討結果	検討要否
1	I M L	B / L 件数が表示されないため件数を確認するのに時間がかかる。このため AMR の報告漏れが発生した。 I M I のように B / L 件数が一目でわかるようにしてほしい。 (追記：AMR 業務で登録されたマスター・オーシャン B / L のみ出力させて欲しい)	B / L 件数を出力する方向で検討する。	○
2	A H R	ハウス B / L を報告してもマスター B / L とのマッチング不明なため、報告期限を過ぎてからマスター B / L 番号等の入力誤りに気づくため報告遅延になってしまう。 マスター B / L とのマッチングが分かるようにしてほしい。	新規出力帳票を追加し、ハウス B / L 報告完了「E」を条件にマスターの報告状況を関連するハウスの報告者に通知することとする。	○
3	A H R	A H R の「E」入力による「ハウス B / L 完了通知」は、船会社の AMR 後でなければ通知されない。 A H R の「E」入力が AMR 前であっても AMR 実施者に完了通知が出力できるようにしてほしい。	A H R の「E」入力が AMR 前であっても AMR 実施者に完了通知を出力することとする。	○
4	V C A	出港前報告制度の運用開始に伴い韓国 F e e d e r 船会社積トランシップ貨物の M F R / D M F 登録を各地方港に委託する案件増加のため、V C A の制限値が港別 100 件の登録を超え新しい港の追加登録ができない状態であるため、150 港（現在コード集に掲載されている港（開港）の数が 136 港）登録可能としてほしい。	200 港まで登録可能とする。	○
5	D M F	D M F は船卸港単位で実施しており、近海航路の船舶について前航海の貨物がシステムに残っている場合には、船卸港枝番の運用で対処しているが運用が難しいため航海番号の登録をできるようにしてほしい。	航海番号を積荷情報の一意制約項目とする（M F R 等における航海番号の入力を必須化し、D M F の入力項目に航海番号を追加する）。	○

Ⅶ 詳細仕様検討結果

入出港	海上	第11回 第12回 WG	基本 IV-5-5-(1)	海上における入出港業務の見直し（1）
-----	----	--------------	---------------	--------------------

- ・ 港湾サブシステムの N A C C S 統合（乗員上陸許可支援システムとの連携強化）によるシングルウィンドウ機能の改善、入出港業務の W e b インタフェースの導入、プログラム変更要望に基づく改善等を実施する。

詳細仕様検討結果

項番	検討事項	現行仕様／問題点	詳細仕様
1	港湾サブシステムの N A C C S 統合	港長、港湾管理者等に対する入出港手続きを処理するシステムとして、平成 20 年 10 月から港湾サブシステムを稼働しているが、同システムにはバックアップ機能が無いこと、N A C C S 本体と業務処理が分かれているために関係省庁等からの格納通知等の統一化が行われていないこと等の問題がある。	N A C C S 本体への統合を図り、効率的なハードウェアの利用、バックアップセンターの設置等を行う。また、本体への統合を機に業務処理の見直しを行い、更に利便性に優れたシングルウィンドウサービスを実現する。
2	入国管理局関連業務の N A C C S 統合化	入港前統一申請業務は入港前に必要な関係省庁等に対する申請をまとめてできる業務であるが、法務省（乗員上陸許可支援システム）向けの手続きは入港通報のみが対象であり、「乗員上陸許可申請（C R W 0 3）」業務は別業務で申請する必要がある。	乗員上陸許可申請（C R W 0 3）業務を、入港前統一申請業務の対象とする見直しを実施する。
3	システム統合等に伴う機能改善	1. 照会業務 現在は、N A C C S 本体と港湾サブシステムで別々の照会業務を提供している。更に、乗員上陸許可申請の情報を照会する際には、「届出申請一覧呼出し（C R W 0 1）」業務及び「届出申請情報照会（C R W 0 2）」業務を行う必要がある。 2. 書類番号等の見直し 現在、入出港に係る業務を実施した際、システムで複数の書類番号を払いだす仕組みとなっており、運用の複雑化を招いている。 3. 格納通知等の見直し 現行では、システム処理が分かれているため、1 業務の入力に対して複数の通知情報（処理結果通知、格納通知、受信確認通知）が申請者宛てに出力される。このため、申請結果の確認作業が煩雑となっている。	1. 照会業務 「申請状態確認（J S S）」業務、「届出申請一覧呼出し（C R W 0 1）」業務及び「届出申請情報照会（C R W 0 2）」業務を廃止し、「入出港届等照会（I V S）」業務に統合する。 2. 書類番号等の見直し 書類番号について統一化を図る。 3. 格納通知等の見直し 格納通知、受信確認通知を処理結果通知へ集約する。

Ⅶ 詳細仕様検討結果

入出港	海上	第11回 第12回 WG	基本 Ⅳ-5-5-(1)	海上における入出港業務の見直し（２）										
詳細仕様検討結果														
項番	検討事項	現行仕様／問題点	詳細仕様											
4	Webインターフェースの導入	海上の入出港業務は、パッケージソフトから利用が可能となっているが、利用者からは、Web化して欲しいとする要望が寄せられている。	下記の入出港業務についてWeb化を実現する。 ・ 現行内航船業務（JPT業務等（J業務）） ・ 現行外航船業務（VTX01業務等（B業務*）） ・ 港湾管理者業務（ファイル申請業務等（K業務）） * B業務は、事前情報を利用せず申請を行う業務 ※ 上記業務はパッケージソフトの提供は廃止する。											
5	呼出し機能の充実	入港前統一申請（VPX）、入港届等（VIX）、出港届等（VOX）業務で登録した情報は、入港前統一申請B（VPT）、入港届等B（VIT）、出港届等B（VOT）業務で呼び出すことができない。	VPX、VIX、VOX業務等により事前に登録した情報の呼び出しを可能とする業務を新設する。											
6	添付業務の見直し	添付業務である「ファイル申請（KFT）」業務で指定できる宛先は、港湾管理者のみである。	KFT業務の申請書類へのファイル添付機能で指定できる宛先について、検疫所、地方運輸局を追加する。 <table><tr><th>手続名</th><th>提出先</th></tr><tr><td>検疫通報</td><td>検疫所</td></tr><tr><td>入港通報</td><td>検疫所</td></tr><tr><td>入港届（明告書を含む）</td><td>検疫所</td></tr><tr><td>保障契約情報</td><td>地方運輸局</td></tr></table>		手続名	提出先	検疫通報	検疫所	入港通報	検疫所	入港届（明告書を含む）	検疫所	保障契約情報	地方運輸局
手続名	提出先													
検疫通報	検疫所													
入港通報	検疫所													
入港届（明告書を含む）	検疫所													
保障契約情報	地方運輸局													
7	出力レイアウトの見直し 【基本Ⅳ-6-10】	入出港・港湾関連手続業務において、官利用者と民利用者で出力される内容やレイアウトが異なっており、問い合わせ等において確認に時間を要する等の問題が生じている。	Webインターフェースの入出港・港湾関連手続業務の画面において、民利用者と官利用者で出力内容やレイアウトを合わせる。なお、NACCSパッケージソフトについては、レイアウト変更が難しいことから現行どおりとする。											
8	寄港順序入替方法の見直し 【基本Ⅳ-6-10】	VTX01の運航情報を訂正する場合は、変更となる寄港順序をすべて書き換える必要があるため、変更が簡単ではない。	本邦寄港順序の入力欄を追加し、寄港順に1から連番に入力することにより船舶運航情報に登録できるようにし、寄港順の変更がある場合は、当該連番を書き換えることで変更を可能とする。											

Ⅶ 詳細仕様検討結果

入出港	海上	第11回 第12回 WG	基本 Ⅳ-5-5-(1)	海上における入出港業務の見直し（3）
詳細仕様検討結果				
項番	検討事項	現行仕様／問題点	詳細仕様	
9	1船舶あたりの旅客数の拡大	1船舶で登録可能な旅客数は最大3,000人となっている。	登録可能な旅客数を8,000人までとする。	
10	VTX02業務等の入力項目の追加	「乗組員情報登録（VTX02）」業務等において性別を入力する項目がない。	VTX02業務等に性別を任意項目として追加する。	
11	保障契約書番号の桁数拡大	「入港前統一申請（VPX）」業務における保障契約書番号の入力可能桁数は20桁となっている。	入力可能桁数を30桁とする。	
12	保障契約情報における通貨コードの必須化	「入港前統一申請（VPX）」業務等において、保障契約情報の「保障限度額単位1,2」の通貨コードは任意入力項目となっている。	次のとおり入力項目の見直しを実施する。 ・ 保障限度額が入力された場合、保障限度額単位を必須とする。 ・ 保障限度額単位が入力された場合、保障限度額を必須とする。	
13	港長と港内管制信号所への同時申請の可能化	「入港前統一申請（VPX）」業務等において、申請先の入力欄が1つしかないため、港長宛と港内管制信号所宛の申請が同時にできない。	VPX業務等に「港内管制信号所」欄を追加する。当該変更に伴い、IVS業務にも「港内管制信号所」欄を追加する。	
14	危険物の作業種別のチェック変更	「入港前統一申請（VPX）」業務等において、危険物荷役許可申請と停泊場所指定願の届出を行う際に「危険物の作業種別」として「LLO：積み込み」が使用出来ない。	「危険物の作業種別」として「LLO：積み込み」についても使用可能とする。	
15	入国管理局宛での乗組員情報登録業務におけるマニュアル扱い	「入港前統一申請（VPX）」業務等による入国管理局への入港通報の際、乗組員情報処理識別欄で「システム」と「マニュアル」を選択できるが、入国管理局は「マニュアル」を受け付けていない。	VPX業務等による入国管理局への入港通報の際、乗組員情報処理識別欄について、「マニュアル」で送信した場合はエラーとする。	
16	過去申請情報の参照	申請情報のオンライン保存期間は30日となっている。	オンライン保存期間を30日から63日とする。	

Ⅶ 詳細仕様検討結果

入出港	海上	第11回 第12回 WG	基本 Ⅳ-5-5-(1)	海上における入出港業務の見直し（４）
詳細仕様検討結果				
項番	検討事項	現行仕様／問題点	詳細仕様	
17	外航バス、内航バスチェックの追加	「船舶運航情報登録（V T X 0 1）」業務等において、バスコードを入力する項目に対し、外航バスか内航バスのチェックを行っていないため、出港届提出時にエラーとなる場合がある。	V T X 01業務等において、バスコードを入力する際、使用可能なコードが否かのチェックを追加する。	
18	乗員情報、旅客情報の入力方法の改善	「乗組員情報登録（V T X 0 2）」業務等において、乗員情報や旅客情報を登録する際、途中行に空欄があると登録できない。	乗員情報や旅客情報の登録において、途中行に空欄があった場合もエラーとせず登録を可能とする。また、「旅客情報登録（V T X 0 3）」業務において、1,500人を超えたページまたがりの旅客情報の一部を削除した場合は、旅客明細を繰り上げて登録する。	
19	次航海における旅客情報や船用品情報が無い場合への対応	「旅客情報登録（V T X 0 3）」業務及び「船用品情報登録（V T X 0 4）」業務では削除ができない。	V T X 0 3 業務、V T X 0 4 業務で削除を可能とする。	
20	危険物荷役許可情報の英語表記	「入港前統一申請（V P X）」業務等の港長宛の申請に対する回答通知について、回答通知コードの一部が日本語表記となっている。	回答通知コードについて、英語表記となるよう変更する。	
21	1 船舶あたりの運航情報件数の拡大 【基本Ⅳ-6-10】	現在、運航情報は、船舶単位に一つのみ登録することができる。一方、短期間で複数の航海を行う船舶は、前航海が終わる前に次の運航情報を登録する必要があるが、システムでは対応できない状態となっている。	「船舶運航情報登録（V T X 0 1）」業務において、航海番号単位による複数の運航情報登録を可能とする。 「入港前統一申請（V P X）」、「入港届等（V I X）」、「出港届等（V O X）」業務を実行する場合は、使用したい運航情報に登録した航海番号を入力する。	
22	とん税等納付申告（T P C）業務におけるチェック機能の追加	事前申請を行わなければ、船舶運航者は申告者として認められないにも関わらず、T P C業務の船舶運航者の欄は必須入力になっていないため、事前申請を行わなくても送信が可能となっている。T P C業務画面で事前申請の有無を入力できる欄を追加し、事前申請をしていない状況で船舶運航者コードを入力した際にエラー表示が出るようにしてほしい。	T P C業務における入力チェックを変更する。 ①入力項目に「特別納税義務者の有無」の入力欄を追加する。 「入力項目／0：無し、1：有り」 ②特別納税義務者である場合、船舶運航者の入力を必須とする。	
23	C P C業務における船舶基本情報と純トン数との一致	「不開港出入許可申請（C P C）」業務において、船舶基本情報に登録されている純トン数と入力した純トン数とのチェック機能が無い。	入力された純トン数が、船舶基本情報に登録されている純トン数と同一でない場合、エラーとするよう変更する。	



Ⅶ 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第13回WG	基本Ⅳ-6-8	B／L番号入力仕様の見直し（１）： 35桁化	
・ B／L番号の入力について、現行20桁から「N A C C S用船会社コード（４桁）+31桁」の35桁に変更する。					
詳細仕様検討結果					
・ B／L番号の35桁入力が可能となる業務は、下表のとおり。					
項番	業務コード	業務名称	項番	業務コード	業務名称
1	C H J	貨物情報仕分け	13	S C R	簡易貨物情報登録
2	C H U	貨物取扱登録（仕合せ）	14	S O T	保税運送申告（承認）変更
3	S H S	貨物取扱登録（改装・仕分け）	15	A H R	出港前報告（ハウスB／L）
4	C P C	不開港出入許可申請	16	A M R	出港前報告
5	B I X	システム外搬入確認取消	17	C H R	出港前報告訂正（ハウスB／L）
6	B I B	システム外搬入確認（輸入貨物）	18	C M R	出港前報告訂正
7	C Y B	システム外C Y搬入確認（コンテナ単位）	19	C M F 0 1	積荷目録情報訂正（積荷目録提出業務前）
8	C Y D	システム外C Y搬入確認（B／L単位）	20	C M F 0 2	積荷目録情報訂正（積荷目録提出業務後）
9	C Y D 0 1	システム外C Y搬入確認（B／L単位）（事前登録）	21	M F R	積荷目録情報登録
10	N V C 0 1	ハウスB／L貨物情報登録（登録、訂正、削除）	22	I D A	輸入申告事項登録
11	N V C 0 2	ハウスB／L貨物情報登録（関連付け）	23	I D A 0 1	輸入申告変更事項登録
12	O L C	保税運送申告	24	S W A	シングルウィンドウ輸入申告事項登録



Ⅶ 詳細仕様検討結果

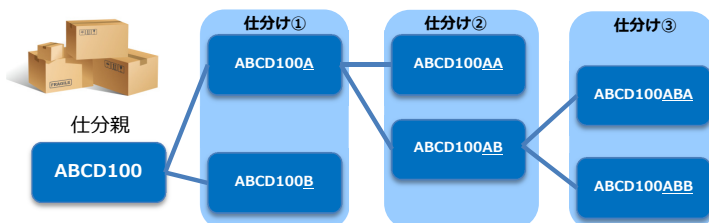
貨物	海上	第13回 WG	基本 IV-6-8	B / L 番号入力仕様の見直し (2) : 仕分け (仕合せ) ・内取り
----	----	---------	-----------	---------------------------------------

- ・仕分け (仕合せ) 業務を実施した際の取扱枝番について、仕分 (仕合) 親の取扱枝番を引き継ぐ仕様とする。
- ・「貨物取扱登録 (改装・仕分け) (SHS)」業務に新たに区分を設け、内取りを可能とする。

詳細仕様検討結果

- ・「貨物取扱登録 (改装・仕分け) (SHS)」業務は「仕分前貨物管理番号」、「貨物情報仕分け (CHJ)」業務は「仕分前 B / L 番号」を仕分親番号とし、直前の仕分親番号に対し取扱枝番が払い出される。

例：仕分けのフロー



枝番の付与はA→V、その後AA→VVの順

※枝番に I・O (オー)・W・X・Y・Z は使用しない。

- ・「貨物取扱登録 (仕合せ) (CHU)」業務についても、直前の先頭に入力された輸出管理番号に対し取扱枝番が払い出される。

内取仕様

- ・次期仕様においては、「貨物取扱登録 (改装・仕分け) (SHS)」業務で内取りの実施を可能とする。
SHS 業務、仕分数の項目に新たに「内取り：0 (ゼロ)」の区分を設ける。
- ・繰返し部に「内取元」と「内取りをする分」の2つの情報を入力する。
内取元については B / L 番号を変えず、内取りの度に 内取りをする分の貨物について、枝番を付与して貨物情報を作成する。

貨物取扱登録 (改装・仕分け) (SHS) 業務画面

共通部 繰返部

許可申請番号

仕分数※ (改装: 1 仕分け: 2~20)

取扱場所

取扱開始日時※

取扱終了日時※

仕分前貨物管理番号※

記事

Ⅶ 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第11回 WG	基本 III-3	1 B / L あたりの入力可能コンテナ件数の拡大
----	----	---------	----------	---------------------------

- ・海上輸出入業務における 1 B / L あたりの入力可能なコンテナ件数について、現行100件から200件に変更する。

詳細仕様検討結果

海上輸出入業務における 1 B / L で 指定可能なコンテナ件数を最大100件から200件に拡大する。
これに伴い、以下の変更を実施する。

オンライン業務の変更点

1. 入力画面において、1 B / L に紐づくコンテナ情報繰返部を100欄から200欄に変更する。(変更対象はWG資料を参照)
2. 出力情報において、1 B / L に紐づくコンテナ情報を出力している情報について、コンテナ情報繰返部を100欄から200欄に変更する。(変更対象はWG資料を参照)
3. 1 B / L に対して100コンテナの制限値チェックを行っている業務について、制限値を200コンテナに変更する。(変更対象はWG資料を参照)

管理資料における変更点

「K04 港湾統計用輸入貨物データ」、「K05 港湾統計用輸出貨物データ」及び「K06 港湾統計用仮陸揚貨物データ」において、コンテナ番号、空／実入識別、コンテナサイズ 及び コンテナタイプの繰返し数を100から200に変更する。

VII 詳細仕様検討結果

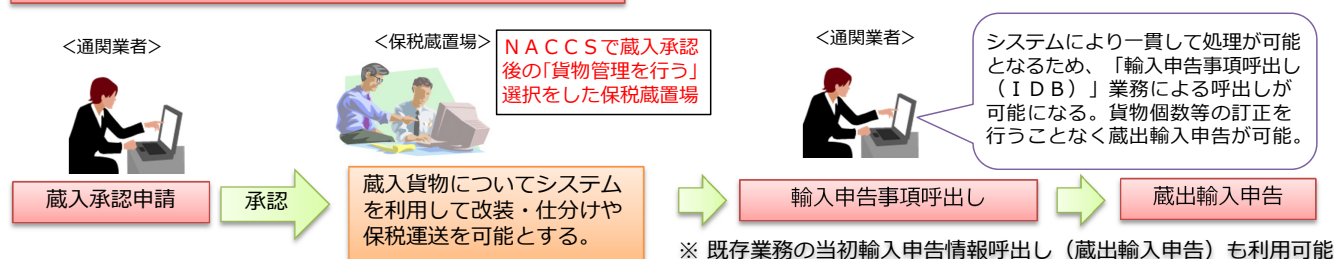
貨物 共通	海上	第12回 第15回 WG	基本 IV-5-1-(3)	蔵入貨物の後続業務の可能化（１）
----------	----	-----------------	------------------	------------------

- 海上における蔵入承認済貨物について、一定期間経過後であってもシステムによる後続業務を実施可能とする。

詳細仕様検討結果

- 蔵入後における後続業務の可能化については、実績の多い海上貨物を対象とし、実績の少ない航空貨物は対象外とする。
- 移入貨物については、在庫管理業務が複雑でありシステム化に馴染まないことから、対象外とする。
- 後続業務を可能とするため、その対象貨物については、蔵入後も貨物情報DBにおいて管理を行う。
- 保税蔵置場毎に、蔵入貨物についてNACCSで蔵入承認後の貨物管理を①「行う」、或いは、②「行わない」、のいずれかを選択ができる仕組みとし「行う」を選択した場合に、蔵入後も貨物情報DBにおける管理を行い、後続業務を可能とする。
なお、当該選択については、あらかじめNACCSに登録を行うことを必要とする。
- 上記４で「貨物管理を行う」選択をした保税蔵置場においては、蔵入後において、以下のシステム処理を可能とする。
 - 蔵入承認済貨物に関する搬出入
 - 蔵入承認済貨物の改装・仕分け
 - 蔵入承認済貨物情報の呼出し
 - 蔵入承認済貨物の保税運送申告
 - 蔵入承認済貨物情報の照会
- 上記４で「貨物管理を行う」選択をした保税蔵置場に蔵置されている貨物については、蔵出申告時に、蔵入申請時の申告情報の呼出しを可能とし、貨物情報のチェックを行う。

蔵入承認後におけるシステム処理イメージ

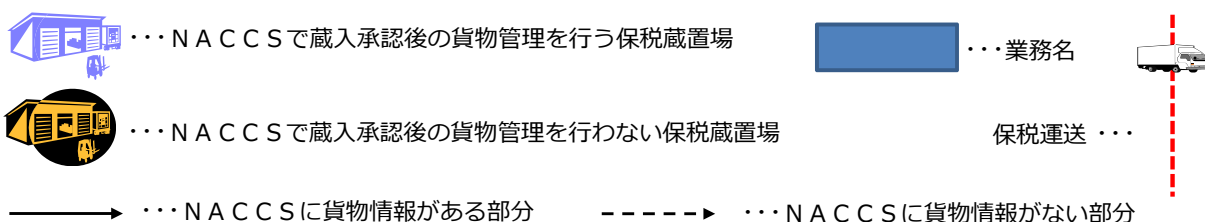


VII 詳細仕様検討結果

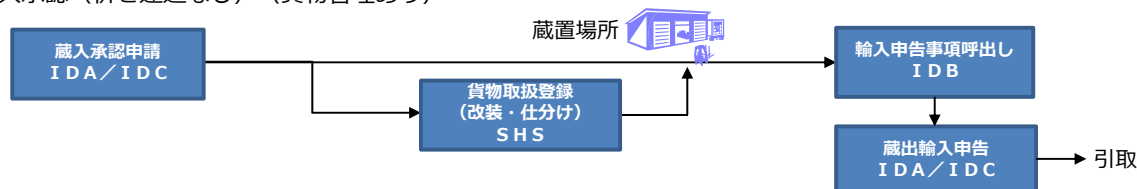
貨物 共通	海上	第12回 第15回 WG	基本 IV-5-1-(3)	蔵入貨物の後続業務の可能化（２）
----------	----	-----------------	------------------	------------------

詳細仕様検討結果

（凡例）



① 蔵入承認（併せ運送なし）（貨物管理あり）



② 蔵入承認（併せ運送なし）（貨物管理なし）

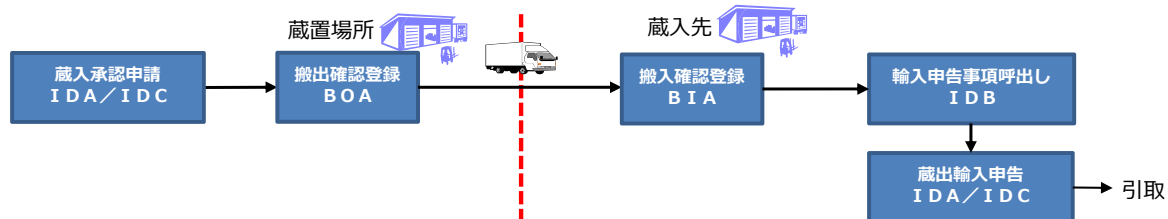


Ⅶ 詳細仕様検討結果

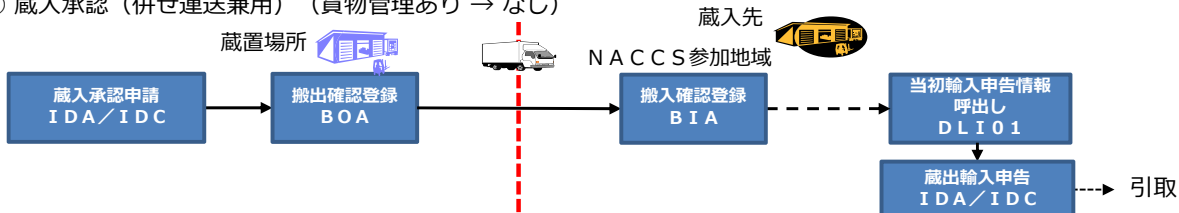
貨物 共通	海上	第12回 第15回	WG	基本 Ⅳ-5-1-(3)	蔵入貨物の後続業務の可能化（3）
----------	----	--------------	----	-----------------	------------------

詳細仕様検討結果

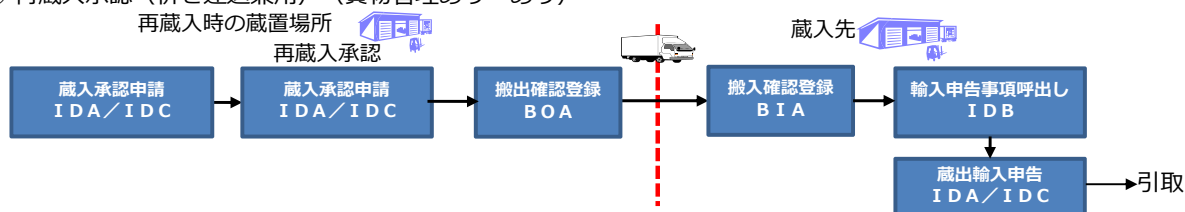
③ 蔵入承認（併せ運送兼用）（貨物管理あり→あり）



④ 蔵入承認（併せ運送兼用）（貨物管理あり→なし）



⑤ 再蔵入承認（併せ運送兼用）（貨物管理あり→あり）

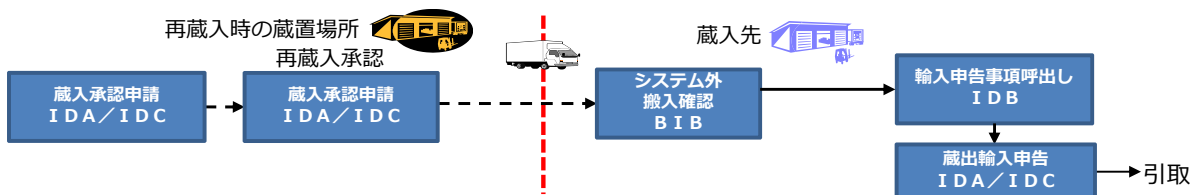


Ⅶ 詳細仕様検討結果

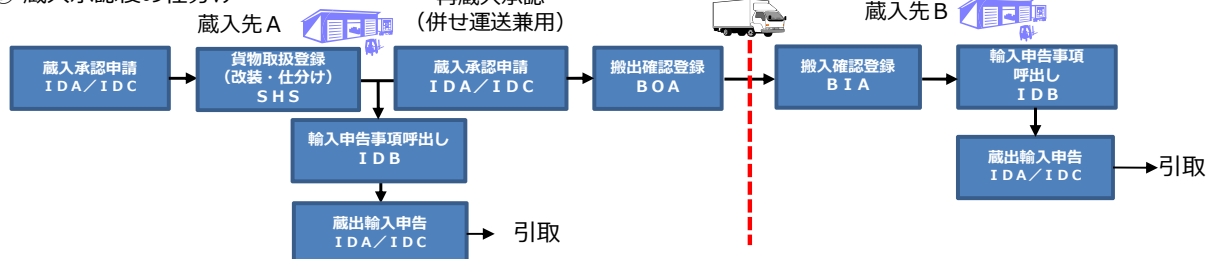
貨物 共通	海上	第12回 第15回	WG	基本 Ⅳ-5-1-(3)	蔵入貨物の後続業務の可能化（4）
----------	----	--------------	----	-----------------	------------------

詳細仕様検討結果

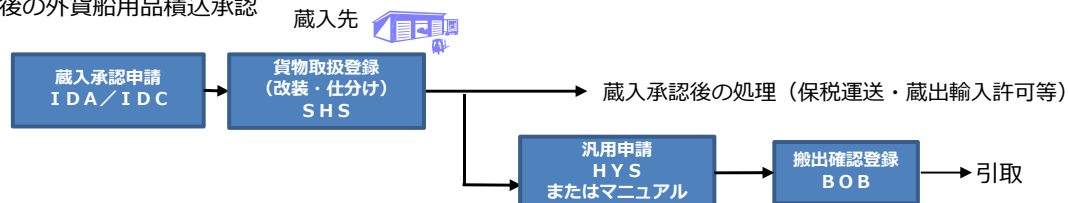
⑥ 再蔵入承認（併せ運送兼用）（貨物管理なし→あり）



⑦ 蔵入承認後の仕分け



⑧ 蔵入承認後の外貨船用品積込承認



Ⅶ 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第17回 WG	基本 IV-6-9	空コンテナの仮陸揚対応
----	----	---------	-----------	-------------

- 「MFR（積荷目録情報登録）」業務等*において空コンテナの仮陸揚届情報の登録を行うことにより、システムによる仮陸揚届の提出を可能とする。

詳細仕様検討結果

次期：①空コンテナと仮陸揚識別「28：仮陸揚貨物」の同時入力を可能とする。

仮陸揚識別 28 仮陸揚事由 TRS 仮陸揚期間 5

仮陸揚貨物の搬入時保税運送自動起動の旨の入力は不可

空/実識別 4 サイズ 20 タイプ GP

- ② MFR等により仮陸揚空コンテナが登録された場合に、当該コンテナ番号および仮陸揚届受理番号を記した仮陸揚届出情報をDMFを契機に出力する。
⇒ 出力先：船会社、CY、税関（監視）

* 「積荷目録情報登録（MFR）」業務
「積荷目録情報訂正（積荷目録提出業務前）（CMF01）」業務
「積荷目録情報訂正（積荷目録提出業務後）（CMF02）」業務

Ⅶ 詳細仕様検討結果

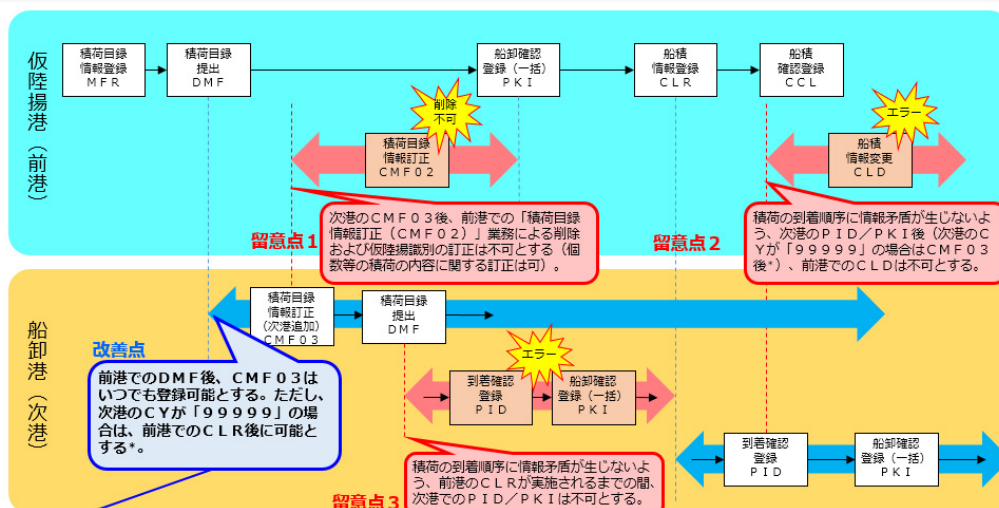
貨物	海上	第17回 WG	基本 IV-6-9	「積荷目録情報訂正（次船卸港の追加）（CMF03）」業務の改善
----	----	---------	-----------	---------------------------------

- 「積荷目録情報訂正（次船卸港の追加）（CMF03）」業務における次船卸港の追加について、登録可能なタイミングを見直し、前港でのDMF以降は次港におけるCMF03業務を実施可能とする。

詳細仕様検討結果

<現行>「積荷目録情報訂正（次船卸港の追加）（CMF03）」業務の実施可能なタイミングは、前港における船卸確認業務や、次港における積荷目録提出業務の実施の有無に影響されるため、実態に即した運用に支障をきたしている。

<次期> 海上仮陸揚貨物について、前港でのDMF後であればCMF03はいつでも登録可能とする。
ただし、次港のCYが「99999」の場合は、前港でのCLR後に可能とする*。



(*) コンテナオペレーション会社に「99999」が登録された積荷は、PKI/PKKによる船卸確認が実施されないため、DMF実施時点でシステム不参加のCY等に設置された状態であるとシステム上はみなす。その為、積荷の到着順序に情報矛盾が生じないよう、当該積荷については、次港でのCMF03実施時点で前港でのCLRが確実に実施されている必要がある。

Ⅶ 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第11回 WG	基本 IV-6-他	ACL業務の見直し（1）
----	----	---------	-----------	--------------

- ・ 現行ACL01/02業務を廃止し、ACL03/04業務を次期におけるACL業務とする。また、プログラム変更要望を踏まえてACL03/04業務の改善を実施する。

詳細仕様検討結果

項番	項 目	内 容							
1	A C L業務の統廃合 及び 名称変更	・ 現行A C L 0 1及びA C L 0 2は廃止し、現行A C L 0 3を新A C L 0 1、現行A C L 0 4を 新A C L 0 2とする。							
		・ 現行A C L「船積確認事項登録」の業務名を「A C L情報登録」に変更し、A C L 0 2業務の 業務名に「自動車船用」を追加する。（注：A C L = Acknowledgement of Cargo Loading）							
		業務コード		現行業務名		第 6 次業務名			
		A C L 0 1		船積確認事項登録（コンテナ船用）		A C L 情報登録（コンテナ船用）			
		A C L 0 2		船積確認事項登録（在来船用）		A C L 情報登録（在来船・自動車船用）			
		A C L 1 1		船積確認事項登録呼出し		A C L 情報呼出し			
		A C L 1 2		船積確認事項登録（ハウス単位）呼出し		A C L 情報登録（ハウス単位）呼出し			
		I A L		船積情報照会		A C L 情報照会			
		I A C		船積情報登録状況照会		A C L 情報登録状況照会			
2	決済関連業務の廃止	・ 現行決済業務については、即時性が無いことが利用が進まない大きな課題となっており、現時点で この解消手段はなく利用拡大は見込めないことから、次期においては、以下の決済業務を廃止する。							
		業務コード		業務名		業務コード		業務名	
		W B I		S W B 確定通知		P A S		支払選択登録	
		W B I 1 1		S W B 確定通知呼出し		P A S 1 1		支払選択登録呼出し	
		W B S		S W B 情報通知		I I S		S W B 請求情報一覧照会	
・ 決済関連業務の廃止に伴い、A C L業務の関連項目の「電子決済希望識別」欄、「請求先」欄 及び「請求先名」欄を削除する。									

Ⅶ 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第11回 WG	基本 IV-6-他	ACL業務の見直し（2）
----	----	---------	-----------	--------------

詳細仕様検討結果

項番	項 目	内 容																														
3	プログラム変更要望	・ ACL業務に対するプログラム変更要望のうち、要望が多かった項目について見直しを実施する。詳細は、次表のとおり。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務コード</th><th>プログラム変更要望</th><th>詳細仕様</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td>共通部のグロス重量/容積と繰返部（CLP）の各コンテナの重量/容積のチェック機能を追加してほしい。</td><td>共通部の合計グロス重量/容積と、繰返部（CLP）の各コンテナの重量/容積の合計を比較し不一致の場合はワーニング対応とする。</td></tr> <tr> <td>2</td><td>現行では、船会社/NVOCC欄のほかに3欄ある通知先欄を増やしてほしい。また、通知先としてCY・CFS欄を独立した入力項目としてほしい。</td><td>通知先を5欄に変更し、船会社/NVOCC欄、CY/CFS欄及びその他の通知先3欄の構成とする。</td></tr> <tr> <td>3</td><td>ACL業務を実施した者が分かるようにしてほしい。</td><td>ACL業務を実施した会社名等を新たに出力する。</td></tr> <tr> <td>4</td><td>記号番号欄のレイアウト（現行35桁×4行（繰返90））を変更してほしい。</td><td>記号番号欄について、35桁×20行（繰返18）の構成に変更する。</td></tr> <tr> <td>5</td><td>船会社が発行するMaster B/L No.を記載出来る欄を増やしてほしい。</td><td>Master B/L No. 欄の入力欄を追加する。</td></tr> <tr> <td>6</td><td>着荷通知先住所電話番号、荷受人住所電話番号の欄は105桁であるため、桁数を増やしてほしい。</td><td>荷受人、荷受人、着荷通知先の住所・電話番号欄について現行の105桁に70桁を追加し175桁とする。</td></tr> <tr> <td>7</td><td>シール番号欄を4欄にしてほしい。</td><td>シール番号欄を1欄追加し4欄に変更する。</td></tr> <tr> <td>8</td><td>内個数を10個くらいに増やしてほしい。</td><td>内個数の入力欄を追加し10欄とする。</td></tr> <tr> <td>9</td><td>I A L 船積情報照会（I A L）業務の照会結果に、ACL業務の送信履歴を出力してほしい。</td><td>送信履歴を5件出力する。</td></tr> </tbody> </table>	業務コード	プログラム変更要望	詳細仕様	1	共通部のグロス重量/容積と繰返部（CLP）の各コンテナの重量/容積のチェック機能を追加してほしい。	共通部の合計グロス重量/容積と、繰返部（CLP）の各コンテナの重量/容積の合計を比較し不一致の場合はワーニング対応とする。	2	現行では、船会社/NVOCC欄のほかに3欄ある通知先欄を増やしてほしい。また、通知先としてCY・CFS欄を独立した入力項目としてほしい。	通知先を5欄に変更し、船会社/NVOCC欄、CY/CFS欄及びその他の通知先3欄の構成とする。	3	ACL業務を実施した者が分かるようにしてほしい。	ACL業務を実施した会社名等を新たに出力する。	4	記号番号欄のレイアウト（現行35桁×4行（繰返90））を変更してほしい。	記号番号欄について、35桁×20行（繰返18）の構成に変更する。	5	船会社が発行するMaster B/L No.を記載出来る欄を増やしてほしい。	Master B/L No. 欄の入力欄を追加する。	6	着荷通知先住所電話番号、荷受人住所電話番号の欄は105桁であるため、桁数を増やしてほしい。	荷受人、荷受人、着荷通知先の住所・電話番号欄について現行の105桁に70桁を追加し175桁とする。	7	シール番号欄を4欄にしてほしい。	シール番号欄を1欄追加し4欄に変更する。	8	内個数を10個くらいに増やしてほしい。	内個数の入力欄を追加し10欄とする。	9	I A L 船積情報照会（I A L）業務の照会結果に、ACL業務の送信履歴を出力してほしい。	送信履歴を5件出力する。
業務コード	プログラム変更要望	詳細仕様																														
1	共通部のグロス重量/容積と繰返部（CLP）の各コンテナの重量/容積のチェック機能を追加してほしい。	共通部の合計グロス重量/容積と、繰返部（CLP）の各コンテナの重量/容積の合計を比較し不一致の場合はワーニング対応とする。																														
2	現行では、船会社/NVOCC欄のほかに3欄ある通知先欄を増やしてほしい。また、通知先としてCY・CFS欄を独立した入力項目としてほしい。	通知先を5欄に変更し、船会社/NVOCC欄、CY/CFS欄及びその他の通知先3欄の構成とする。																														
3	ACL業務を実施した者が分かるようにしてほしい。	ACL業務を実施した会社名等を新たに出力する。																														
4	記号番号欄のレイアウト（現行35桁×4行（繰返90））を変更してほしい。	記号番号欄について、35桁×20行（繰返18）の構成に変更する。																														
5	船会社が発行するMaster B/L No.を記載出来る欄を増やしてほしい。	Master B/L No. 欄の入力欄を追加する。																														
6	着荷通知先住所電話番号、荷受人住所電話番号の欄は105桁であるため、桁数を増やしてほしい。	荷受人、荷受人、着荷通知先の住所・電話番号欄について現行の105桁に70桁を追加し175桁とする。																														
7	シール番号欄を4欄にしてほしい。	シール番号欄を1欄追加し4欄に変更する。																														
8	内個数を10個くらいに増やしてほしい。	内個数の入力欄を追加し10欄とする。																														
9	I A L 船積情報照会（I A L）業務の照会結果に、ACL業務の送信履歴を出力してほしい。	送信履歴を5件出力する。																														

VII 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第11回 WG	基本 IV-6-他	A C L業務の見直し（3）	
詳細仕様検討結果					
	業務コード	プログラム変更要望		詳細仕様	
10	I A L	I A L業務による照会結果に、通知先コード1、2が表示されない ので、出力してほしい。また、A C L仮登録でも照会が可能となる ようにし、仮登録状態か本登録状態か、取り消し状態かを区別で きるようにしてほしい。		出力情報に通知先と登録の区分を追加する。 また、A C L仮登録状態でも仮登録者からの照会を可能とす る。	
11	A C L	記号番号欄及び品名欄に「SEE ATTACHED SHEET」と入力された 場合、エラーまたは注意喚起メッセージを出してほしい。		エラーまたは注意喚起メッセージによる対応はせず、 記号番号欄、品名欄に2欄以上入力があった場合の出力メッ セージを「SEE ANOTHER ACL DATA」に変更する。	
12		送信後の印刷でも、通知先を表示してほしい。		出力帳票に通知先を追加する。	
13		「記事」欄の桁数を増やしてほしい。		「記事」欄の桁数を280桁から350桁に拡大する。	

VII 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第11回 第17回	WG	基本 IV-6-他	C Y搬出入業務の改善（1）
----	----	--------------	----	--------------	----------------

・ C Y搬出入業務についてプログラム変更要望、業務実態等を踏まえ、必要な改善を実施する。

詳細仕様検討結果																														
項番	項 目	内 容																												
1	業務フローの確認 及び利用実態	・ 現行業務フローについては、基本的に問題は無いことが確認され、以下について改めて合意した。 ① 第6次N A C C Sにおいても、現行フローを踏襲することを原則とする。 なお、入出力項目の見直しについては、多数の意見が提出されたが、C YのT O S (注) 改修等への影響を考慮し、必要最低限の見直しとする。 ② 荷主等による船会社等に対する船腹予約業務を新たにシステム化し、B K R（ブッキング情報登録）業務での利用を可能とする。 (注) TOS : Terminal Operation System																												
2	デマレージ等の 決済業務	・ 現行決済業務については、即時性が無いことが大きな課題となっており、現時点では現行以上の決済機能を提供することは難しい状況にあることから、現行のままでは利用拡大は見込めない。 このため、次期においては次のオンライン業務及び管理資料「電子決済入金予定データ」を廃止する。 <table><tr><th>業務コード</th><th>業 務 名</th><th>業務コード</th><th>業 務 名</th><th>業務コード</th><th>業 務 名</th></tr><tr><td>A C T</td><td>請求情報登録</td><td>P A S</td><td>支払選択登録</td><td>I A I</td><td>請求情報一覧照会</td></tr><tr><td>A C T 1 1</td><td>請求情報登録呼出し</td><td>P A S 1 1</td><td>支払選択登録呼出し</td><td>I A T</td><td>請求情報照会</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>I P S</td><td>電子決済情報照会</td></tr></table>					業務コード	業 務 名	業務コード	業 務 名	業務コード	業 務 名	A C T	請求情報登録	P A S	支払選択登録	I A I	請求情報一覧照会	A C T 1 1	請求情報登録呼出し	P A S 1 1	支払選択登録呼出し	I A T	請求情報照会					I P S	電子決済情報照会
業務コード	業 務 名	業務コード	業 務 名	業務コード	業 務 名																									
A C T	請求情報登録	P A S	支払選択登録	I A I	請求情報一覧照会																									
A C T 1 1	請求情報登録呼出し	P A S 1 1	支払選択登録呼出し	I A T	請求情報照会																									
				I P S	電子決済情報照会																									
3	Web N A C C S 対象業務	・ C Y搬出入業務では、以下の業務を Web N A C C Sにより提供しているが、決済業務自体の廃止、また、各業務の利用実態等を踏まえて、次期においてはWeb N A C C Sでの提供を廃止する。 <table><tr><th>業務コード</th><th>業 務 名</th><th>業務コード</th><th>業 務 名</th><th>業務コード</th><th>業 務 名</th></tr><tr><td>P U L</td><td>空コンテナピックアップ一覧作成</td><td>P A S</td><td>支払選択登録</td><td>I A T</td><td>請求情報照会</td></tr><tr><td>P C D</td><td>空コンテナ引渡情報登録</td><td>P A S 1 1</td><td>支払選択登録呼出し</td><td>I P S</td><td>電子決済情報照会</td></tr><tr><td>I P U</td><td>ピックアップオーダー照会</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>					業務コード	業 務 名	業務コード	業 務 名	業務コード	業 務 名	P U L	空コンテナピックアップ一覧作成	P A S	支払選択登録	I A T	請求情報照会	P C D	空コンテナ引渡情報登録	P A S 1 1	支払選択登録呼出し	I P S	電子決済情報照会	I P U	ピックアップオーダー照会				
業務コード	業 務 名	業務コード	業 務 名	業務コード	業 務 名																									
P U L	空コンテナピックアップ一覧作成	P A S	支払選択登録	I A T	請求情報照会																									
P C D	空コンテナ引渡情報登録	P A S 1 1	支払選択登録呼出し	I P S	電子決済情報照会																									
I P U	ピックアップオーダー照会																													

Ⅶ 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第11回 第17回	WG	基本 Ⅳ-6-他	CY搬出入業務の改善（2）
詳細仕様検討結果					
4. プログラム変更について（1）					
業 務 名	概 要				
空コンテナピックアップ登録（PUR） 空コンテナピックアップ変更（PUH）	1. 入力項目の追加：①「湿度（数字2桁）」②「通知先（英数字5桁）」※ ※ 通知先コード欄に入力がある場合は、空コンテナピックアップオーダー申込先、又は、ピックアップ先利用者に出力される出力情報を、通知先コード欄の利用者に対して送信する機能を追加する（次項目において同じ）。 2. チェック機能の見直し：現在、PUR業務で入力した内容とブッキング情報の内容に差異がある場合は、注意喚起メッセージ及びブッキング・ピックアップオーダー差異通知情報を出力しているが、当該差異チェックの対象項目のうち、以下の11項目はチェック対象外に変更する。 ① 冷凍コンテナブレイクリング要表示 ② 設定温度（上限）③ 設定温度 ④ 設定温度（下限） ⑤ 温度単位コード ⑥ 通風孔 ⑦ 海洋汚染物質有表示 ⑧ 少量/微量危険物有表示 ⑨ I M O C L A S S ⑩ U N N o . ⑪ P K G G R O U P ※ ブッキング・ピックアップオーダー差異通知情報（S A T 0 8 4）の出力項目より対象外となった上記項目を削除。				
空コンテナピックアップ回答（PUA）	1. 入力項目の見直し （1）項目追加：①「湿度（数字2桁）」②「通知先（英数字5桁）」※ ③「搬入予定先CY名（日本語30桁）」 （2）桁数変更：「記事（申込者返信用／ピックアップ先連絡用）」⇒ 日本語140桁から同400桁に変更 （3）項目削除：「空コンテナピックアップオーダー情報訂正識別」欄を削除 ⇒ 同欄削除に伴い、PUA業務で入力された内容で空コンテナピックアップオーダー情報を上書き訂正する。 2. 送信電文形式の変更 PUA業務の回答結果をPUR実施者に出力する以下の電文について、EXC型からEXZ型に変更する。 ①空コンテナ搬出確認情報（S A T 0 8 9） ②空コンテナ搬出確認訂正情報（S A T 0 9 0） ③空コンテナ搬出確認訂正（詳細）情報（S A T 0 9 1） ④空コンテナピックアップ回答情報（S A T 0 9 5） ⑤空コンテナピックアップオーダー・回答取消情報（S A T 1 3 3）				

Ⅶ 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第11回 第17回	WG	基本 Ⅳ-6-他	C Y搬出入業務の改善（3）
詳細仕様検討結果					
4．プログラム変更について（2）					
業 務 名		概 要			
空コンテナ引渡情報登録（PCD）		1. <u>入力項目の追加</u> ：① 「シールNo」（6回繰返し） ⇒ 同欄の追加に伴い、機器受渡証（EIR）情報（SAT099）のフォームも併せて変更する。 2. <u>引渡日時の未来日入力可能化</u> ：PCD業務における入力項目である「引渡年月日」欄について、現行では、未来日の入力は不可としているが、次期においては、未来日についても入力を可能とするように変更する。 (事前に機器受渡証（EIR：Equipment Interchange Receipt）を発行することが可能となる。)			
C Y搬入票情報登録（CYH）		CYH業務で入力する「総重量」と「コンテナ自重と貨物重量の合計値」との一致チェックを行い、一致しない場合は、「不一致である」旨の注意喚起メッセージを新たに出力するよう変更する。 なお、入力された「コンテナ自重と貨物重量の合計値」は、総重量の単位に変換のうえチェックを行う。ただし、「コンテナ自重」と「貨物重量」のいずれかの項目に入力がない場合は、一致チェックの対象外とする。			
バンニング・C Y搬入票情報登録（VAH）		VAH業務で入力する「総重量」と「コンテナ自重および欄部のコンテナ重量の合計値」との一致チェックを行い、一致しない場合は、「不一致である」旨の注意喚起メッセージを新たに出力するよう変更する。 なお、「コンテナ自重および欄部のコンテナ自重の合計値」は、コンテナ自重および欄部のコンテナ重量を入力された総重量の単位に変換し総重量を算出のうえ、チェックする。			
ブッキング情報登録（BKR） ブッキング情報変更登録（BKC）		入力された「積出港C Yの利用者」及び「荷受地C Yの利用者」へ送信されるブッキング情報登録通知情報について、C Y側で受信要否の設定を可能とする機能を追加する。 なお、入力された通知先への送信については、現行と同様とする。			
注：IBL（ブッキング一覧照会）業務の改善については、実施を見送る（現在の利用状況下において、BCC業務等の改善が行われても自社システムで対応することは困難という意見が大勢であることを踏まえ、更改時期における対応は実施しない。）。					

Ⅶ 詳細仕様検討結果

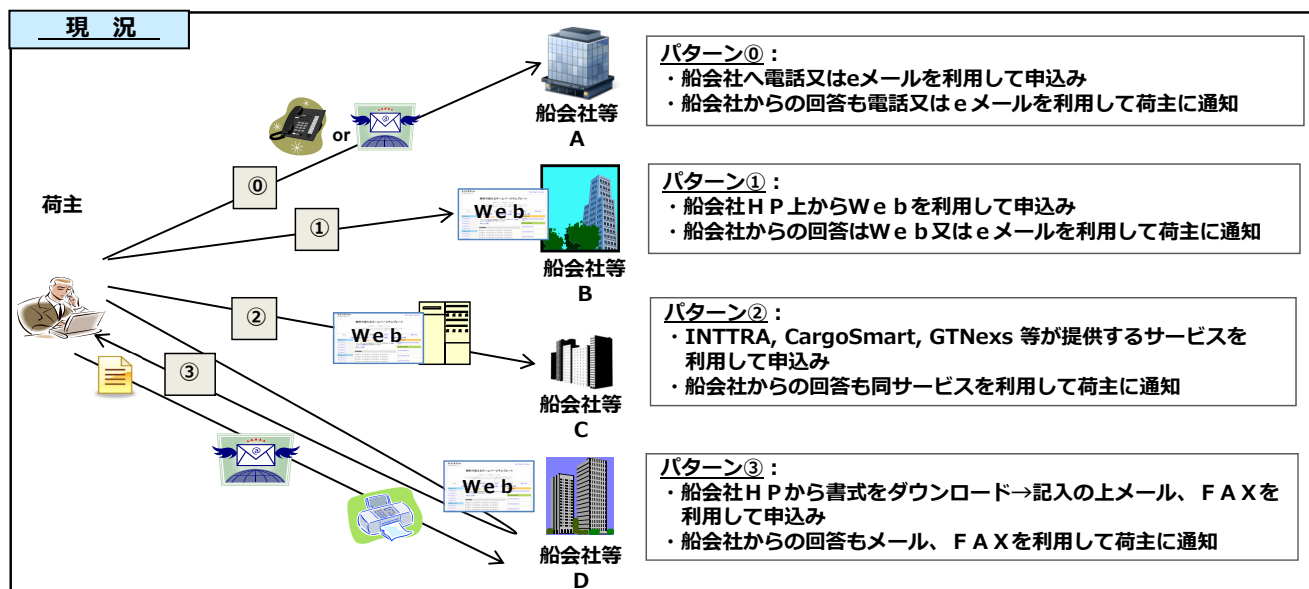
貨物	海上	第17回WG	基本 Ⅳ-6-他	船腹予約業務のシステム化（1）
----	----	--------	-------------	-----------------

- ・ 現在、荷主等から船会社（NVOCC）に対する船腹予約（ブッキング）業務はNACCSの対象外となっているが、第6NACCSにおいて、システム化を実施する。（継続検討中）

詳細仕様検討結果

現在、荷主等から船会社（NVOCC）に対する船腹予約（ブッキング）業務はNACCSの対象外となっているが、CYサブWG委員より 当該業務のシステム化を行うことにより、

- ① BKR（ブッキング情報登録）業務やSIR（船積指図書登録）業務等の後続業務との連携による業務処理の実現
 - ② ブッキングフォーマットの統一化による荷主、船社（NVOCC）等の事務負担の軽減
- 等のメリットが考えられる旨の提案があり、第6次NACCSにおいてシステム化を実施することとした。



Ⅶ 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第17回WG	基本 Ⅳ-6-他	船腹予約業務のシステム化（2）
----	----	--------	-------------	-----------------

詳細仕様検討結果

1. 船腹予約業務（新設）の開発に係る基本的な考え方

利用 者	現状と新規業務への想定されるニーズ	備 考
船 会 社 NVOCC	・ 自社やSPのホームページ、荷主とのシステム間接続（EDI）によりe-book ing を提供しているが利用は拡大していない。 ※ e-book ing の窓口が増えても、全体の利用率を上げたい（外船では本社の意向あり）。 ・ 荷主との間で事前に包括運送契約（コントラクト）を締結し、船積みの都度、船腹予約を受けるのが通常。 ※ 契約締結者の場合、貨物の内容・運搬先・航路等は経験上で承知しており、タイミングとロットのサイズだけを変更/確定することが多い。 ※ 上記のような荷主とのやり取りは、電話・e-mail・Faxが 太宗。 ・ 一見客は、rating など料金算定が必要となる等、e-book ing に馴染まない。	日本の利用率は1割にも満たない。（香港で6-7割、台湾で4割程度）
荷 主	・ 自社システムで船腹予約状況を管理する社では、取引船会社毎にEDI接続を構築する必要がありシステム構築が煩雑、船会社の選択を広げ難い。 ※ 自社システムと各船会社を接続する共通の通信インフラがあれば利用したい。 ・ 自社でシステム開発せずe-mailの再利用等をしている社も、過去情報の再利用、複数の船会社に対し同一操作で船腹予約、予約情報の保存が可能。 ・ 海貨業者（フォワーダー）も一般荷主と同じ立場（包括運送契約を締結後、個別運送毎に船積み本船・日付、コンテナ本数を予約）。 ※ 予約は電話・Fax等が太宗。	

検討結果

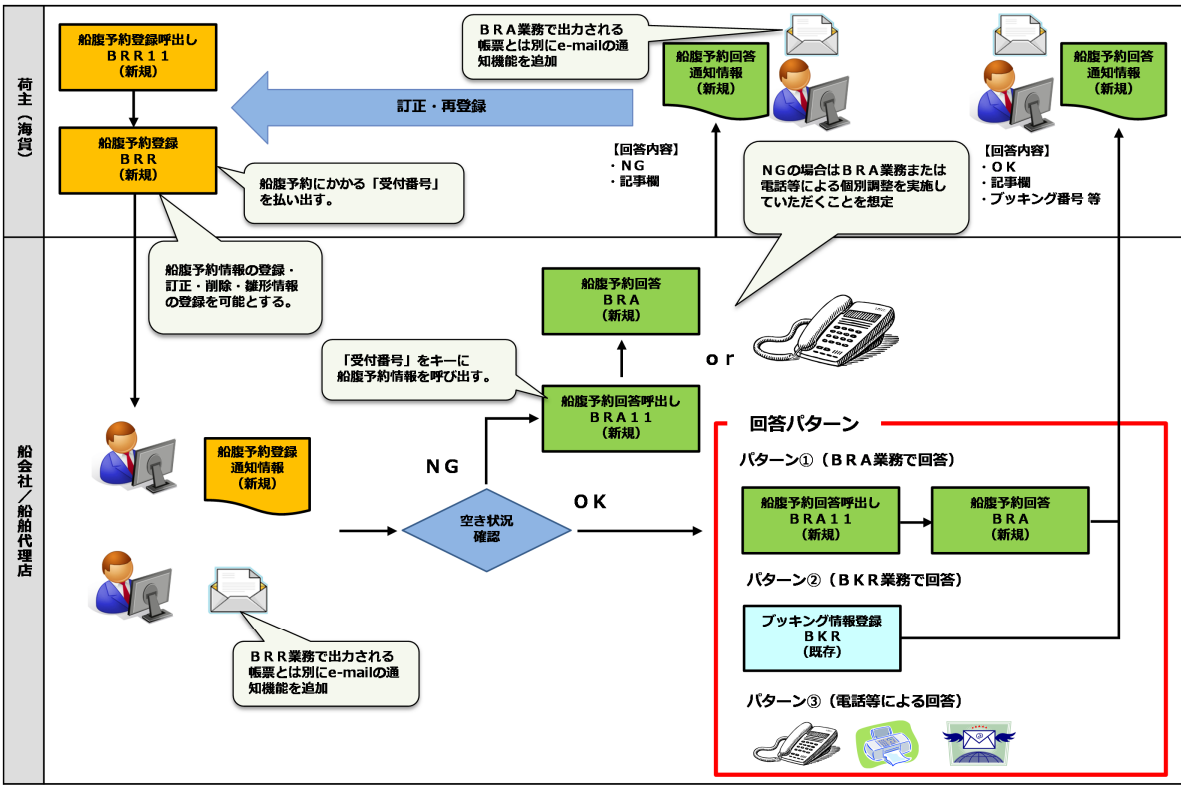
新業務は、事前に包括運送契約を締結している荷主、海貨業者およびNVOCCと、船会社（主に自社システム保有）との間での個別運送時の船腹予約をEDI化することを開発の標的とする。

VII 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第17回 WG	基本 IV-6-他	船腹予約業務のシステム化（3）
----	----	------------	--------------	-----------------

詳細仕様検討結果

2. 業務フロー①：荷主（海貨）⇔ 船会社／船舶代理店のパターン

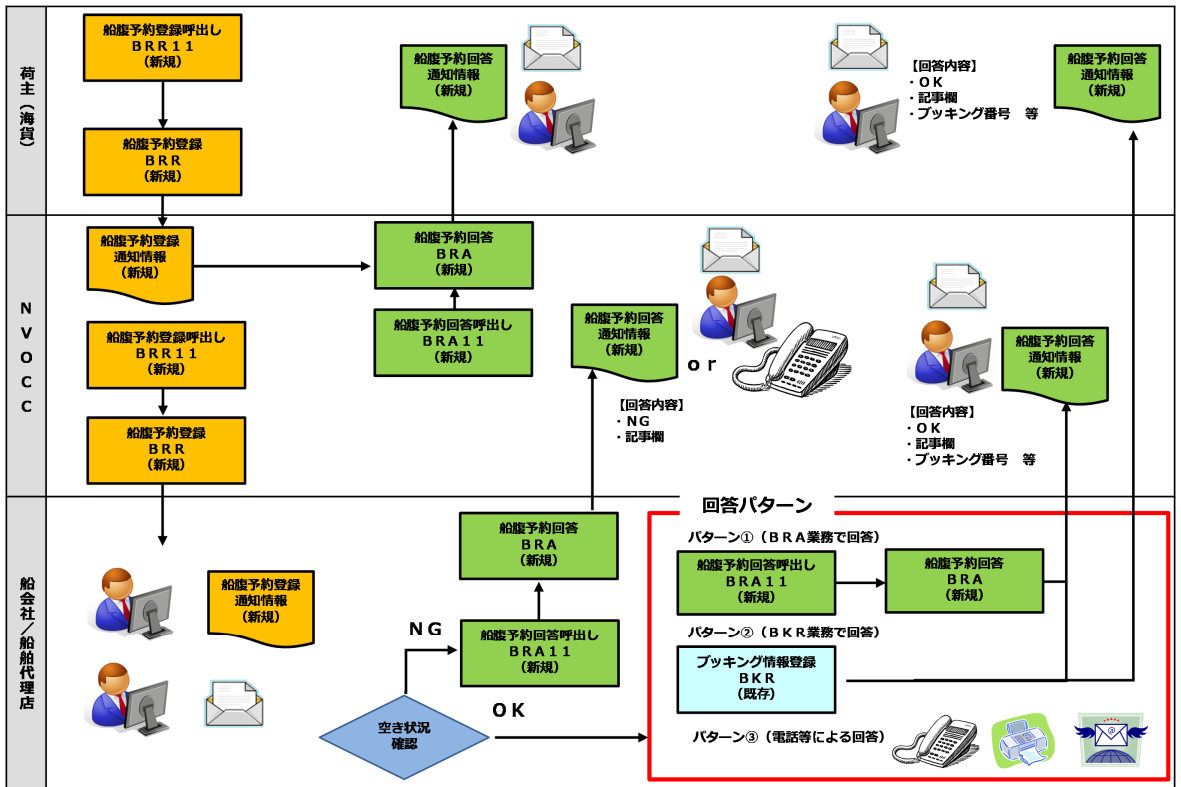


VII 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第17回 WG	基本 IV-6-他	船腹予約業務のシステム化（４）
----	----	------------	--------------	-----------------

詳細仕様検討結果

2. 業務フロー②：荷主（海貨）⇔ NVOCC ⇔ 船会社／船舶代理店のパターン



VII 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第17回 WG	基本 IV-6-他	船腹予約業務のシステム化（５）
----	----	------------	--------------	-----------------

詳細仕様検討結果

3. 業務概要 (案)

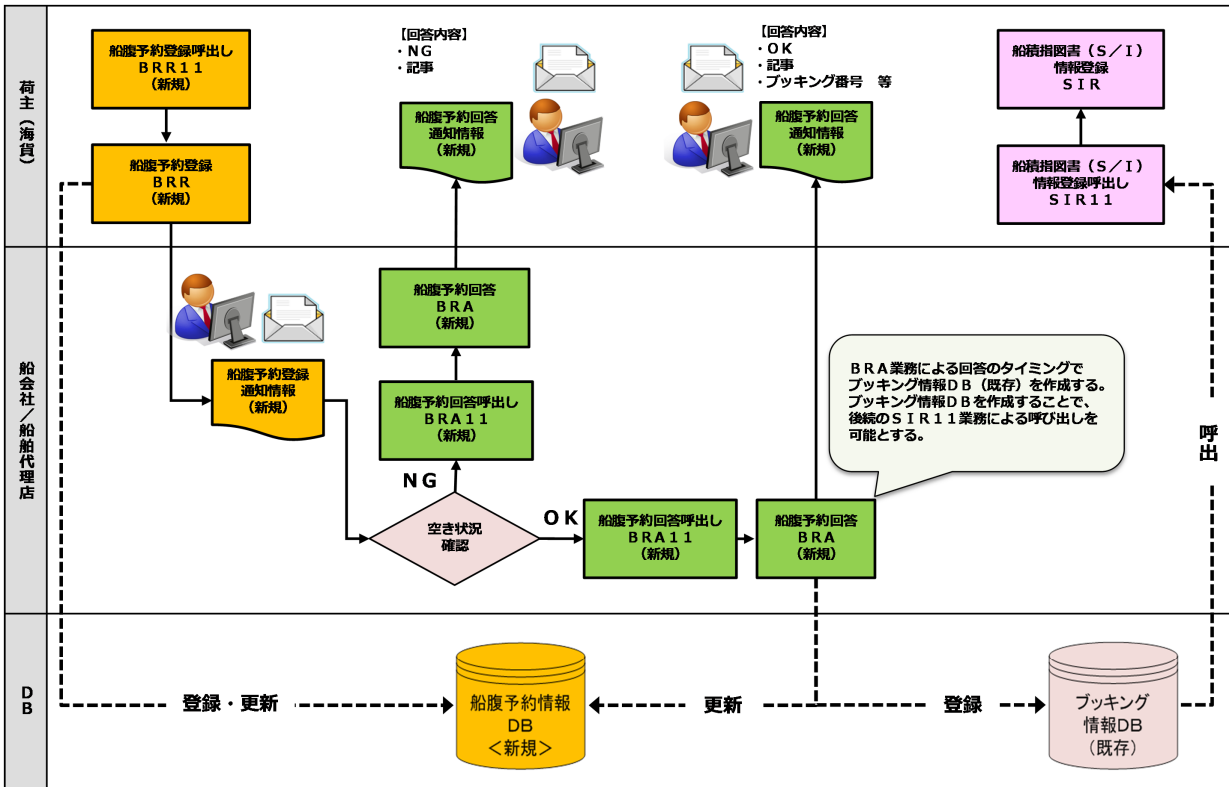
業 務 名	業 務 概 要
【新規】 船腹予約登録 (B R R)	・処理区分を設けて、船腹予約情報の訂正・削除を実施可能とする。 ・処理区分に雛形登録の区分を設け、雛形となる船腹予約情報の登録を可能とする。 (雛形登録データは通常よりも長い保存期間として長期間保存することを想定。) ・雛形登録の場合は通常の払出し番号とは別の体系で払出す。 番号は呼出し業務の最終実績から半年 o r 1 年間経過したら削除する。 ・船腹予約の受付番号をシステムで払い出し、新規 D B の船腹予約情報 D B に登録。 ・業務実施時に船会社宛てに e - m a i l による船腹予約登録の通知を行う。
【新規】 船腹予約登録呼出し (B R R 1 1)	・ B R R 業務で登録される受付番号をキーにして船腹予約情報 D B から情報を呼び出す。
【新規】 船腹予約回答 (B R A)	・回答方法は以下の 2 パターンを想定。処理区分で回答方法を選択可能とする。 ① 予約の「O K ・ N G」を回答。 ② 予約が O K の時は、ブッキング番号や船舶コード等を通知する。 ③ 予約が N G の時は、記事欄にその旨を回答できるようにする。 ・業務実施時に荷主宛てに e - m a i l による船腹予約回答の通知を行う。
【新規】 船腹予約回答呼出し (B R A 1 1)	・ B R A 業務の回答 (上記②) にあたり、受付番号をキーにして船腹予約情報 D B から情報を呼び出す。
【既存】 ブッキング情報登録 (B K R)	・ B K R 業務の入力項目に B R R 業務で払い出される「受付番号」を追加する等の船腹予約にかかる入力項目の見直しを行う。 ・船腹予約にかかる新規帳票を荷主宛てに出力する。

VII 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第17回 WG	基本 IV-6-他	船腹予約業務のシステム化（６）
----	----	------------	--------------	-----------------

詳細仕様検討結果

4. S I R業務におけるブッキング情報の活用について



Ⅶ 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第17回WG	基本 IV-5-1(6)	危険物明細書のシステム化（１）
----	----	--------	-----------------	-----------------

- ・ 現在マニュアルで作成している危険物明細書についてシステム化を行い、NACCSの上流情報の利用を可能とする改善を実施する。（継続検討中）

詳細仕様検討結果

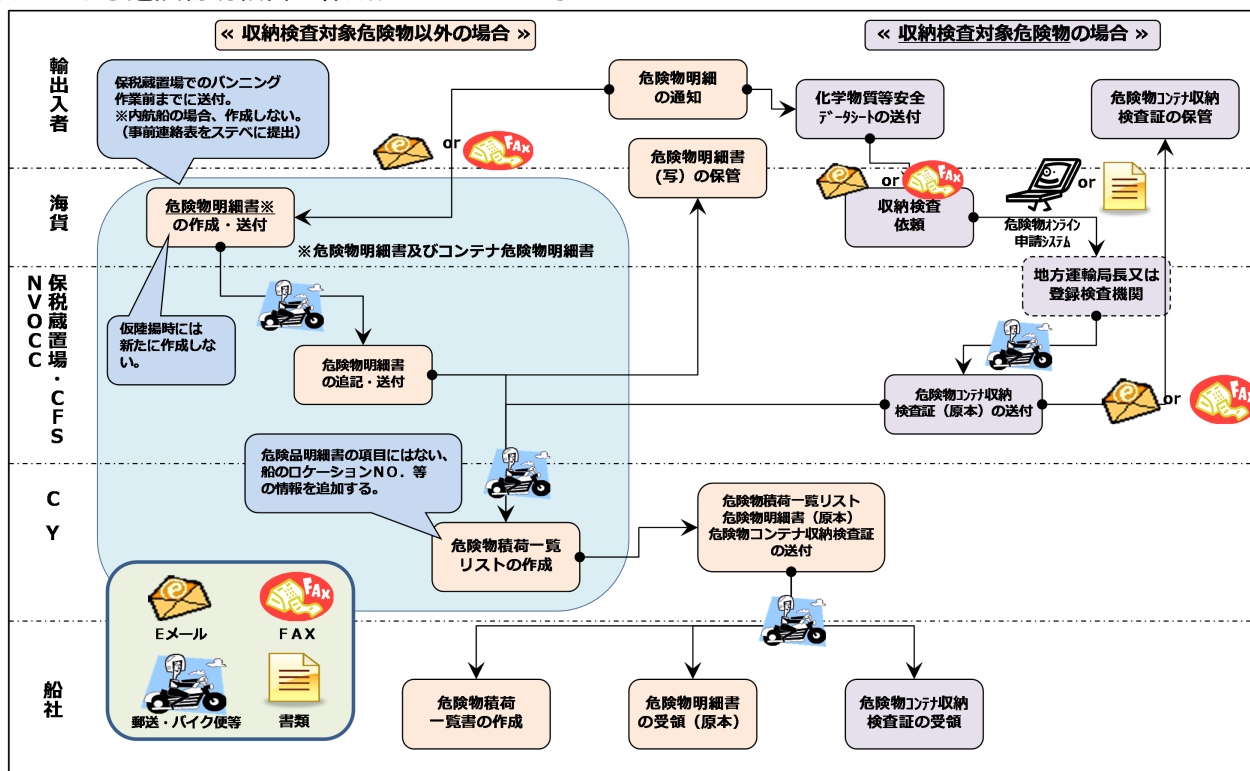
項番	項目	内容
1	主な検討課題	危険物明細書のシステム化を検討
2	検討概要	1. 危険物明細書（通称：赤紙） 危険物の運送を依頼する者（荷送人）とその運送を引き受ける者（運送人：船舶所有者又は船長）の間に締結される運送契約の対象となる危険物の明細を運送人に通知するとともに、荷送人が運送を依頼した危険物が関係規則に適合していることを運送人に対し証明するための書類である。 2. 検討内容 現在、上記「危険物明細書」については、マニュアル（紙）ベースでの運用が行われているが、第6次NACCSにおいてシステム化を図り、業務の効率化等を実現する。
3	検討結果	1. 「危険物明細書」作成のための新規業務を提供する。 2. 前記1で作成される「危険物明細書」情報を利用して「危険物積荷一覧リスト」の作成を可能とする。 3. 「危険物明細書」情報を流用して、「危険物・有害物事前連絡表」（通称：白紙）の作成を可能とする（危険物・有害物事前連絡表の既存様式（blank）への印字）。

Ⅶ 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第17回WG	基本 IV-5-1(6)	危険物明細書のシステム化（２）
----	----	--------	-----------------	-----------------

詳細仕様検討結果

現状における危険物明細書の作成フローについて

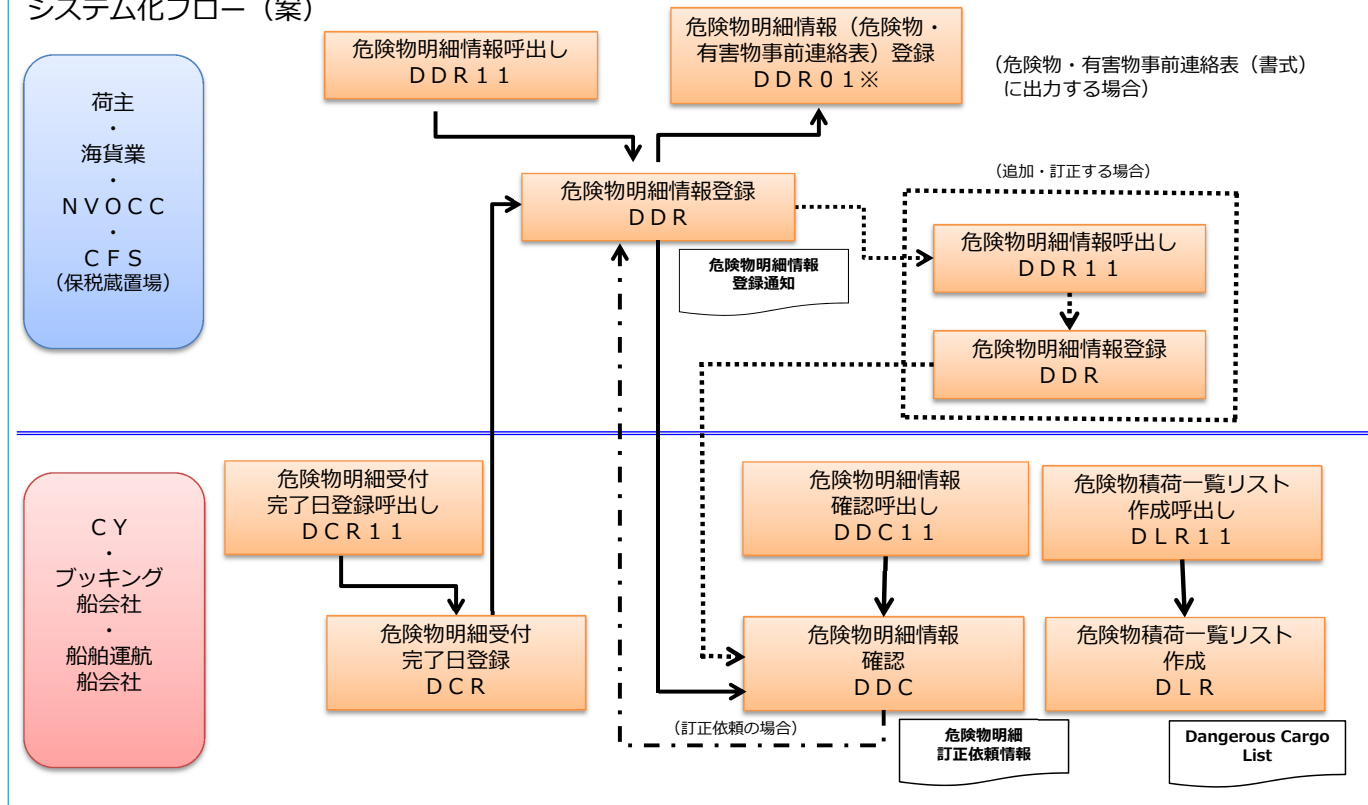


VII 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第17回 WG	基本 IV-5-1(6)	危険物明細書のシステム化（3）
----	----	------------	-----------------	-----------------

詳細仕様検討結果

システム化フロー（案）



VII 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第17回 WG	基本 IV-5-1(6)	危険物明細書のシステム化（４）
----	----	------------	-----------------	-----------------

詳細仕様検討結果

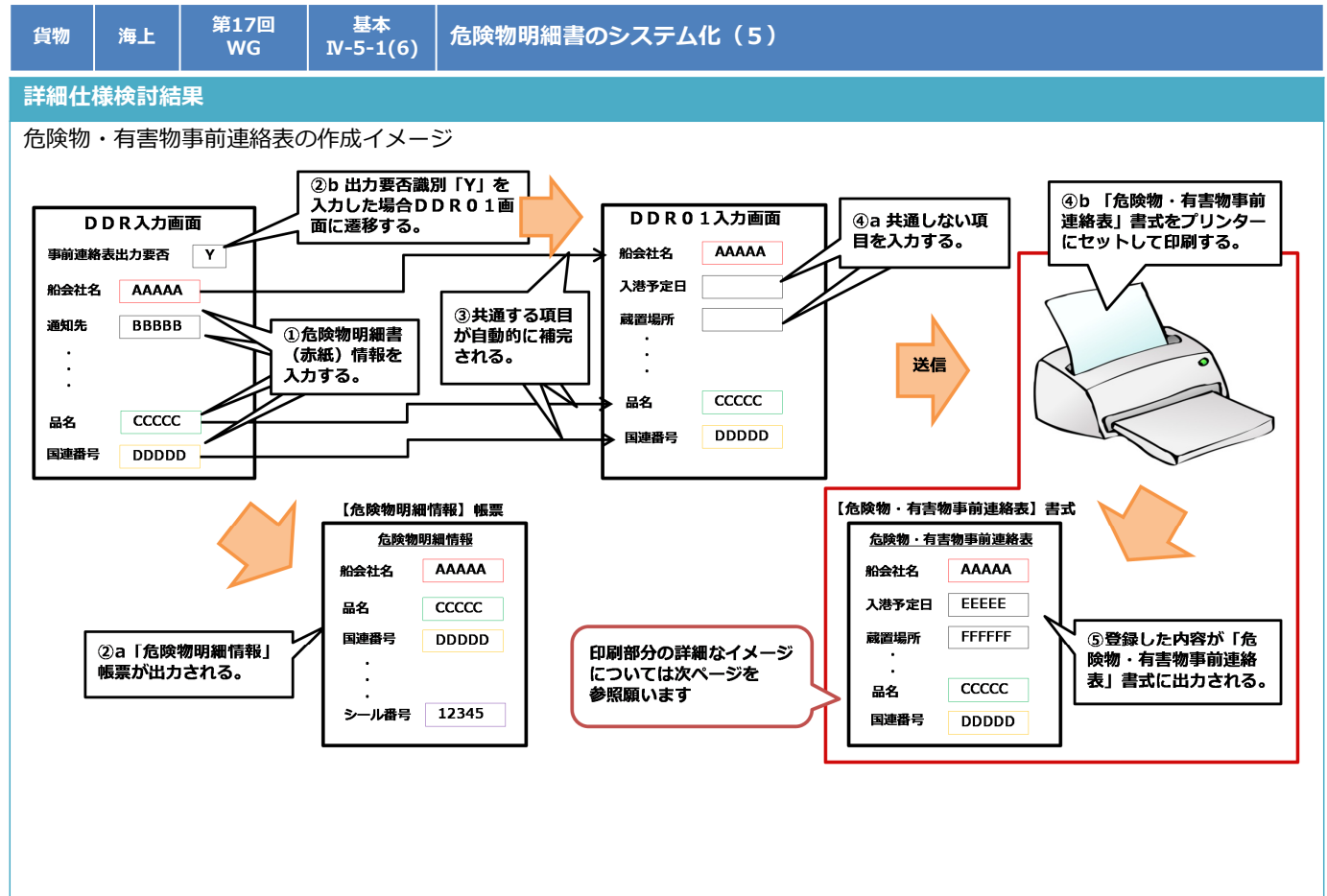
1. 新規業務

業 務コード	業 務 名	業 務 概 要	入力者
D D R	危険物明細情報登録	危険物明細情報の登録・訂正・取消しを行う。	輸出入者、海貨業、 N V O C C、保税蔵置場
D D R 0 1	危険物明細情報（危険物・有害物事前連絡表）登録	入力された内容に基づいて「危険物・有害物事前連絡表」の書式に合わせて印字可能となる情報を出力する。	同上
D D R 1 1	危険物明細情報確認呼出し	新規登録・訂正・削除のために、システムに登録された情報を呼び出す。	同上
D D C	危険物明細情報確認	システムに登録された危険物明細情報を確認または訂正依頼を行う。本業務において確認完了された場合は、D D R業務不可となる。	C Y、船舶代理店、 船会社
D D C 1 1	危険物明細情報確認呼出し	「訂正依頼」・「確認完了」のために、システムに登録された情報を呼び出す。	同上
D C R	危険物明細受付完了日登録	危険物明細情報の登録受付完了日時を設定することにより、登録受付完了日時以降はD D R業務による登録・訂正・削除を実施不可とする。	同上
D C R 1 1	危険物明細受付完了日呼出し	新規登録・訂正・削除のために、システムに登録された情報を呼び出す。	同上
I D R	危険物明細情報照会	システムに登録された危険物明細情報を照会する。	輸出入者、海貨業、 N V O C C、保税蔵置場
D L R	危険物積荷一覧情報登録	「登録完了」した危険物明細情報を対象として危険物積荷一覧情報を登録し、Dangerous Cargo List帳票を入力者に出力する。	N V O C C、C Y、 船舶代理店、船会社
D L R 1 1	危険物積荷一覧情報呼出し	新規登録・訂正・削除のために、システムに登録された情報を呼び出す。	同上

2. 變更業務

業 務コード	業 務 名	変 更 内 容	備 考
I V K	船舶コード照会	危険物明細受信可能表示を出力対象項目に設ける。	当該項目にて、危険物明細書をNACCSで受け付ける船会社か否かを参照する。

Ⅶ 詳細仕様検討結果



Ⅶ 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第14回 WG	基本 IV-6-他	「輸出貨物情報登録（ECR）」業務における帳票出力日時の表示
----	----	---------	-----------	--------------------------------

- ・ ECR業務では複数回に亘って訂正が生じるケースがあるが、帳票出力時に出力順を示す情報がないため最新情報が不明になるため、帳票出力の際に出力した日時を表示するよう変更する。

詳細仕様検討結果

ECR業務において出力される以下の電文について、電文ヘッダの出力共通項目にある「電文受信日時」（NACCSサーバで処理要求を受け付けた年月日、時分）を「yyyy/MM/dd HH:mm」の形式で新たに表示する。

なお、本変更は、端末テンプレートの修正のみであり、電文自体には項目追加等は発生しない。

【対象電文】① 輸出貨物登録情報（SAT005）② 輸出貨物訂正情報（SAT006）③ 輸出貨物取消情報（SAT007）

表示例：輸出貨物登録情報
（SAT005）

輸出貨物登録情報		yyyy/MM/dd HH:mm
搬入予定先	XXXXE - XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	
搬入予定年月日	yyyy/MM/dd	
N-S/I 番号	XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE	
輸出管理番号	XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE	
登録者	XXXXE	
輸出者	XXXXXXXX-X1XE	
輸出者名	XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXXXXXX4XXXXXXXXX5XXXXXXXXX6XXXXXXXXX	
申告予定者	XXXXE	
貨物識別	X	
品名	XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXXXXXX4XXXXXXXXX5XXXXXXXXX6XXXXXXXXX	
個数	12,345,678 - 12,345,678 - XXE	
重量	1,234,567,890 - 1,234,567,890 - XXE	
容積	1,234,567,890 - 1,234,567,890 - XXE	
経由地	XXXXE	
船会社	XXXXE	
積載予定船舶	XXXXXXXXXE - XXXXXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE	
航海番号	XXXXXXXXXE	
入港年月日	yyyy/MM/dd	
積出港	XXXXE	

Ⅶ 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第15回 WG	基本 IV-6-他	コンテナ番号のチェック機能の改善
----	----	---------	-----------	------------------

- 「バンニング情報登録（コンテナ単位）（VAN）」業務等において入力されるコンテナ番号に対するチェック機能の実施範囲を拡大する。

詳細仕様検討結果

- 「バンニング情報登録（コンテナ単位）（VAN）」、「バンニング情報登録（輸出管理番号単位）（VAE）」業務において誤って12桁を入力した場合でも、先頭4桁が英字のコンテナ番号が入力された場合はISOコンテナ番号チェックを実施する。
- ISOコンテナ番号チェック機能を「バンニング・CY搬入情報登録（VAH）」業務にも実装する。

所有者コード 3桁
装置区分識別子 1桁
シリアルナンバー 6桁
チェックデジット 1桁

【現行】
「CONT12345659」のように11桁までは正しいISOコンテナ番号体系となっているが、桁数が12桁の場合はチェックデジットエラーとならず、ダイアログは表示されない。

【次期】
先頭4桁が英字かつ12桁入力の場合には一律コンテナチェックを実施するようISOコンテナ番号チェックの処理を変更する。

Ⅶ 詳細仕様検討結果

共通	海上	第14回 WG	基本 IV-6-他	「貨物情報照会（ICG）」業務の改善（1）
----	----	---------	-----------	-----------------------

- ICG業務による照会時、現行は概要情報（SMR）がデフォルトで展開されるが、全体情報（TTL）を利用する頻度が高いことから、全体情報（TTL）をデフォルトに変更する。

詳細仕様検討結果

ICG業務において指定情報をスペースとした場合、全体情報（TTL）をデフォルトとし、入力画面上も全体情報（TTL）が指定情報の先頭になるよう配置の変更を行う。業務実施時にエラーとなった場合は、一律TTL：全体情報（SAL026）を出力するように変更する。また、自動リンク機能を利用したICG業務についても、指定情報「TTL：全体情報」が展開されるよう変更する。

現 行

「貨物情報照会（ICG）」業務において指定情報をスペースとすると「**SMR：概要情報**」が展開される。

↓

次 期

ICG業務において指定情報をスペースとした場合、「**TTL：全体情報**」を展開するように変更する。

現 行

貨物管理番号*

指定情報

(指定情報) **SMR：概要情報**

TTL：全体情報

CON：貨物状況情報

SHP：荷送受人情報

ENT：搬入予定情報

BND：X X X X X

TRN：搬出入情報

DIT：搬出入申告関連情報

OLT：保税運送関連情報

DCL：搬出入許可情報

PRM：保税運送申告等税関手続情報

VAN：コンテナ貨物情報

DPR：船積情報

RSR：積戻し貨物到着時情報

ARR：船卸情報

DMG：事故情報

HAN：搬入申告情報

FTM：フリータイム情報

RPK：船卸状況情報

ACT：請求情報

AMR：出港前報告情報

次 期

貨物管理番号*

指定情報

(指定情報) **TTL：全体情報**

SMR：概要情報

CON：貨物状況情報

SHP：荷送受人情報

ENT：搬入予定情報

BND：X X X X X

TRN：搬出入情報

DIT：搬出入申告関連情報

OLT：保税運送関連情報

DCL：搬出入許可情報

PRM：保税運送申告等税関手続情報

VAN：コンテナ貨物情報

DPR：船積情報

RSR：積戻し貨物到着時情報

ARR：船卸情報

DMG：事故情報

HAN：搬入申告情報

FTM：フリータイム情報

RPK：船卸状況情報

ACT：請求情報

AMR：出港前報告情報

Ⅶ 詳細仕様検討結果

共通	海上	第14回 WG	基本 Ⅳ-6-他	「貨物情報照会（ICG）」業務の改善（2）
----	----	------------	-------------	-----------------------

詳細仕様検討結果

※ 自動リンク機能の変更

業務リンク機能とは、照会業務画面上の貨物管理番号や申告番号・コンテナ番号等から、他の照会業務を自動起動することを可能とする機能である（業務リンク可能な番号は文字色が紫色で表示されている。）。

右クリック 例：「保税運送申告照会（IOL）」業務画面

①

右クリック

ICG業務を指定

現行では下図のとおり「SMR：概要情報」が展開されるが、次期では「TTL：全体情報」に変更する。

ICG業務画面

②

自動起動

展開

③

ICG業務 SMR：概要情報画面

Ⅶ 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第15回 WG	基本 Ⅳ-6-他	「G01 輸入貨物搬出入データ」等の保税管理資料に影響のある業務の搬出入日 チェックの実施（1）
----	----	------------	-------------	---

- 「G01 輸入貨物搬出入データ」等の「搬入日」及び「搬出日」に影響のある入力業務において、データ入力日以外の「過去日」又は「未来日」を入力した場合にワーニングを出力する等の見直しを実施する。

詳細仕様検討結果

- 「G01 輸入貨物搬出入データ」及び「G02 輸出貨物搬出入データ」の「搬入日」及び「搬出日」に影響のある入力業務において、以下の日付を入力した場合にワーニングメッセージを出力するように変更する。

（対象業務については、次ページを参照。）

- データ入力日 + 7日 ≤ 「搬入日」又は「搬出日」
→ ワーニングメッセージ「入力された年月日は7日以上未来の日付である。」
- 「搬入日」又は「搬出日」 + 7日 ≤ データ入力日
→ ワーニングメッセージ「入力された年月日は7日以上過去の日付である。」

Ⅶ 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第15回WG	基本IV-6-他	「G01 輸入貨物搬出入データ」等の保税管理資料に影響のある業務の搬出入日チェックの実施（2）
----	----	--------	----------	---

詳細仕様検討結果

業務コード	業務名称	項目名称	現行/次期	7日以上過去日の場合	7日以上未来日の場合	現行仕様
B I C B I D B I E B I F C Y A B I A B I B C Y B C Y D C Y E S A I	搬入確認登録（輸出未通関） 搬入確認登録（輸出許可済） システム外搬入確認（輸出許可済） 輸出貨物情報訂正 C Y搬入確認登録 搬入確認登録（保税運送貨物） システム外搬入確認（輸入貨物） システム外C Y搬入確認（コンテナ単位） システム外C Y搬入確認（B/L単位） システム外C Y搬入確認（一括搬入） 輸入貨物情報訂正	搬入年月日	現行	正常	エラー	前年同月日<搬入年月日 ≦システム日
P K K P K I	船卸確認登録（個別） 船卸確認登録（一括）	船卸開始年月日	現行	正常	エラー	前年同月日<船卸開始年月日 ≦システム日
V A N V A E V A H	バンニング情報登録（コンテナ単位） バンニング情報登録（輸出管理番号単位） バンニング・C Y搬入情報登録	搬出年月日	現行	正常	エラー	搬出年月日≦システム日+2日
B O C C Y O B O A B O B	搬出確認登録（輸出許可済） C Y搬出確認登録 搬出確認登録（保税運送貨物） 搬出確認登録（貨物引取り）	搬出年月日	現行	正常	正常	-
C L R	船積情報登録	船積年月日	現行	エラー	正常	①積コンテナ・船積区分が「A：積コンテナリスト提出・船積処理」の場合は、システム日≦船積年月日
			次期	エラー	ワーニング	
			現行	正常	正常	②積コンテナ・船積区分が「C：船積処理」の場合は、前年同月日<船積年月日
			次期	ワーニング	ワーニング	

Ⅶ 詳細仕様検討結果

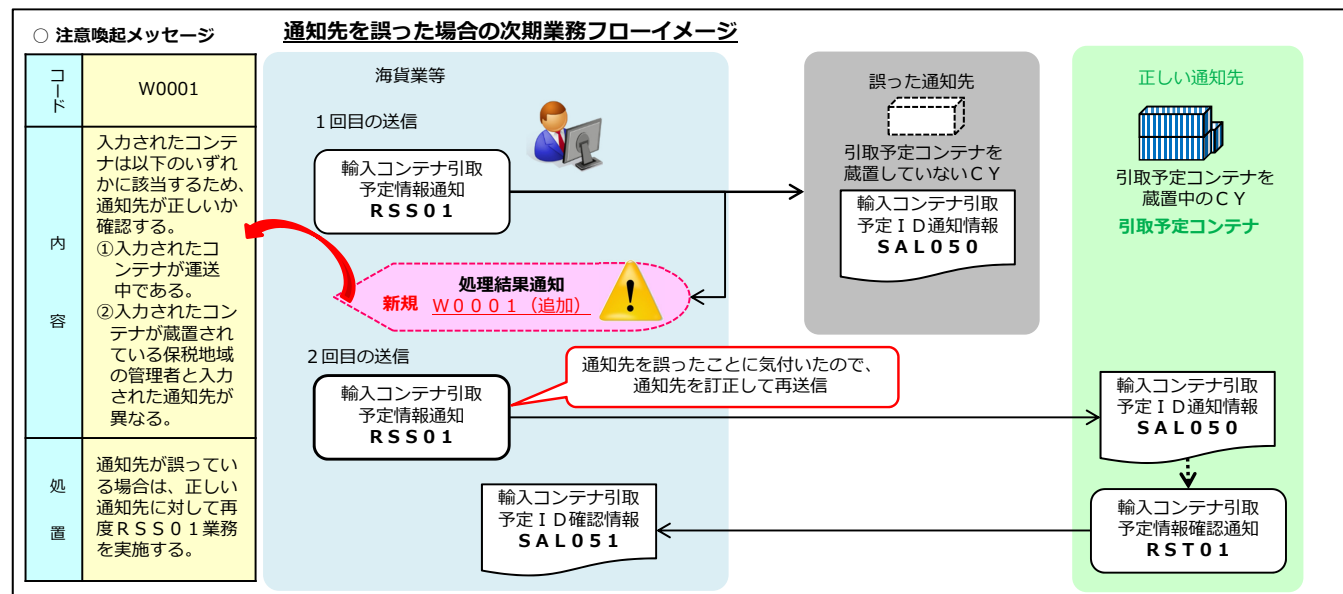
貨物	海上	第14回WG	基本IV-6-他	「輸入コンテナ引取予定情報通知（ID通知）（RSS01）」業務における通知先誤入力への対応
----	----	--------	----------	---

- 通知先を誤入力して送信した際、誤りに気づくのが遅れ引取に支障が出る場合があるため、B/L番号、コンテナ番号等の情報からC Yコードと相違がある場合に、注意喚起メッセージ等を出力する。

詳細仕様検討結果

「輸入コンテナ引取予定情報通知（ID通知）（RSS01）」業務において、通知先に入力された業種がC Yの場合で、以下の条件のいずれかに該当する場合に、注意喚起メッセージを出力するように処理を追加する。

1. 運送中のコンテナが入力された場合
2. 蔵置中のコンテナが入力された場合で、当該保税地域を管理する利用者コードと入力された通知先が異なる場合



Ⅶ 詳細仕様検討結果

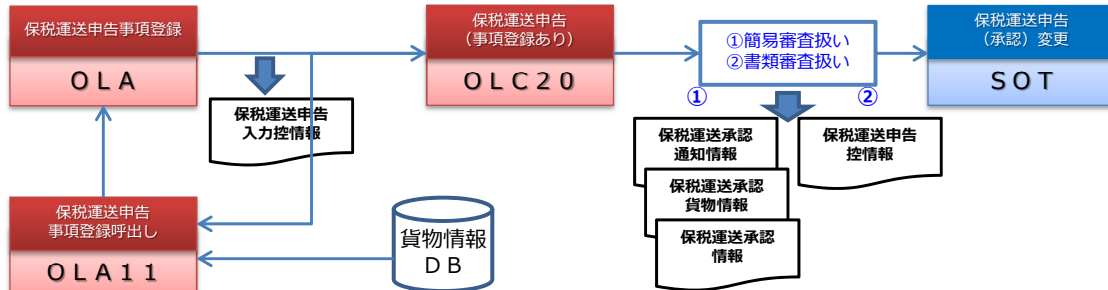
貨物	海上	第8回 WG	基本 IV-5-1-(2)	「保税運送申告（OLC）」業務における事項登録業務等の新設
----	----	--------	---------------	-------------------------------

- ・ 現行「保税運送申告（OLC）」業務には事項登録業務等がないが、利用者要望に基づき新たに事項登録業務を提供する。

詳細仕様検討結果

1. 「保税運送申告（OLC）」業務

次期においては**現行の業務に加え事項登録業務及び呼出し業務を新たに作成**し、申告内容を事前に確認できるようにする。



※利用者：船会社、船舶代理店、CY、保税蔵置場、通関業、海貨業、NVOCC

【業務概要】

- ・ 事項登録業務であるOLA業務を新設し、保税運送申告情報の事前登録・保存を可能とする。
- ・ OLA業務の利用は利用者による選択とし、OLA業務を利用しない従来どおりのフローでの保税運送申告も可能とする。
- ・ 呼び出し業務であるOLA11業務を新設し、OLA業務実施前に、OLA業務でシステムに登録済の保税運送申告情報、又はシステムに登録されている貨物情報の呼び出しを可能とする。
- ・ OLA業務による事項登録後専用の申告業務であるOLC20業務を新設し、事項登録内容を利用した保税運送申告を可能とする。
- ・ OLA業務にて登録した保税運送申告情報は、OLC20業務実施までの間は訂正できる。
- ・ OLC20業務において搬入時申告、搬入時個別運送、搬入時特定保税運送または開庁時申告を選択した場合、当該申告の自動起動前であれば、OLA11業務による保税運送申告情報の呼出しと、OLA業務による訂正を可能とする。
- ・ OLA業務、OLC20業務で登録した内容は、「保税運送申告照会（IOL）」業務において照会可能とする。

Ⅶ 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第11回 WG	基本 IV-6-他	保税運送承認番号の複数件入力
----	----	---------	-----------	----------------

- ・ 「システム外搬入確認（輸入貨物）（BIB）」業務において、複数のポートノートでの同時搬入の場合、保税運送承認番号欄の入力桁数が11桁であり全てのポートノート番号が入力できないため、必要な改善を行う。

詳細仕様検討結果

「システム外搬入確認（輸入貨物）（BIB）」業務の保税運送承認番号欄の入力桁数を30桁に増やすことにより、複数のポートノート番号の入力を可能とする。

保税運送承認番号の桁数増加に伴い、下記のオンライン業務及び管理資料のレイアウト変更等を実施する。

- ・ 輸入貨物情報訂正業務【SAI/SAI11】
- ・ システム外搬入確認取消業務（呼出し）【BIX/BIX11】
- ・ 貨物情報照会業務（入出庫管理情報）【ICG】
- ・ G01 輸入貨物搬出入データ【管理資料】
- ・ G02 輸出貨物搬出入データ【管理資料】

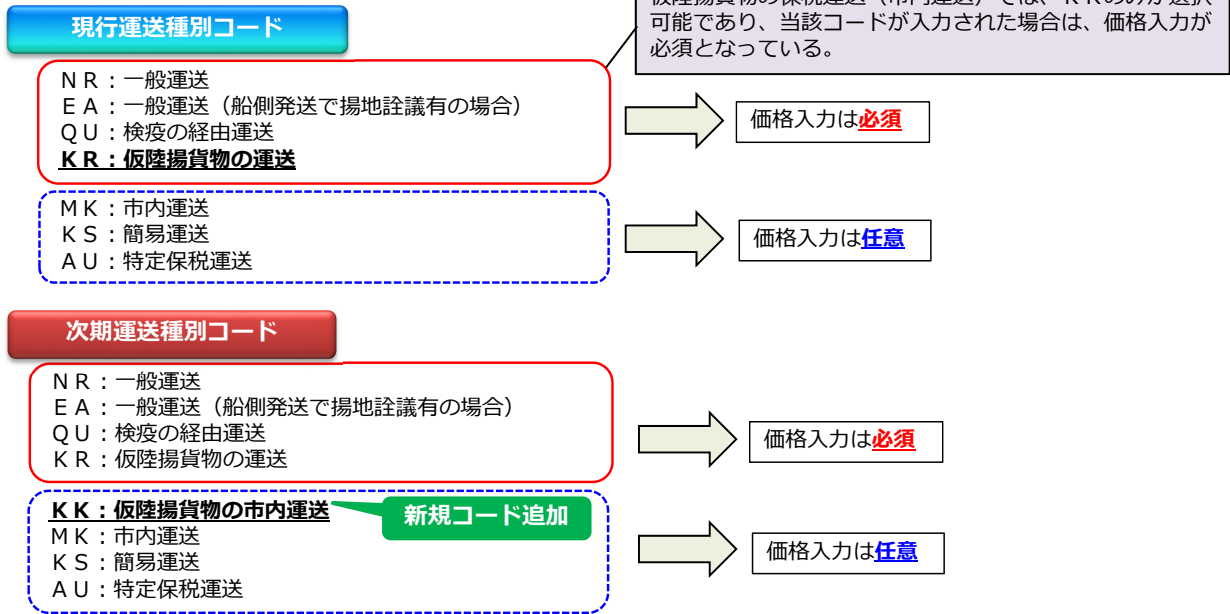
VII 詳細仕様検討結果

共通	海上	第14回WG	基本IV-6-他	仮陸揚貨物の市内運送時の「保税運送（O L C）」業務における価格入力の任意化
----	----	--------	----------	---

- ・ 現在、仮陸揚貨物の保税運送（市内運送）では、価格の入力が必須になっているが、一般の保税運送（市内運送）と同様に、価格の入力を任意項目に変更する。

詳細仕様検討結果

O L C 業務の運送種別コードとして新たに「K K : 仮陸揚貨物の市内運送」を設け、当該運送種別コードの入力がされた場合は、価格入力を任意とするよう変更する。



VII 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第17回WG	基本IV-6-他	管理資料「G 1 1 : 卸コンテナリスト取扱一覧データ」等の出力項目の変更
----	----	--------	----------	--

- ・ 「G 1 1 : 卸コンテナリスト取扱一覧データ」等に「卸／積コンテナリストの提出件数」、開庁時間外貨物積卸届の件数」及び「航海番号」を新たに出力する。

詳細仕様検討結果

現行

「G 1 1 : 卸コンテナリスト取扱一覧データ」及び「G 1 2 : 積コンテナリスト取扱一覧データ」に提出件数及び開庁時間外貨物積卸届の件数は出力されない。

次期

「G 1 1 : 卸コンテナリスト取扱一覧データ」及び「G 1 2 : 積コンテナリスト取扱一覧データ」の共通部に提出件数及び開庁時間外貨物積卸届の件数を新規に出力する。また、「卸コンテナ情報登録（事項登録）（D C L 0 1）」業務等に「航海番号」が追加されることに伴い、「G 1 1」にも同項目を出力する。

CSV電文フォーマット：卸コンテナリスト取扱一覧データ（案）（1/5）

CSV電文フォーマット：卸コンテナリスト取扱一覧データ（案）（5/5）

	A	B	C	D	E	F
1	(出力共通項目)					
2	99999900X	卸コンテナリスト提出件数	99999999	時間外執務要請届件数	99999999	
3	卸コンテナリスト取扱一覧データ	提出日	卸コンテナリスト提出番号	電号	時間外執務要請届	コンテナ管理番号
4	輸入許可日	99999999	99999999XXXXXX1X	XX	X	XXXXXX1XX
5		99999999	99999999XXXXXX1X	XX	X	XXXXXX1XX
6		99999999	99999999XXXXXX1X	XX	X	XXXXXX1XX
7		99999999	99999999XXXXXX1X	XX	X	XXXXXX1XX
8	※欄割分送し近す					
9						
10		99999999	99999999XXXXXX1X	XX	X	XXXXXX1XX
11		99999999	99999999XXXXXX1X	XX	X	XXXXXX1XX
12		99999999	99999999XXXXXX1X	XX	X	XXXXXX1XX
13						
14	注意事項：このイメージ図は、端末より管理資料を表計算ソフトで展開し、罫線及び列幅の変更等を行った場合の例です。					

件数を
出力

	N	O	P	Q	R	S
1						
2						
3						
4	コンテナ本数	船名	船名	船名	船名	航海番号
5	2229	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX1X
6	2229	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX1X
7	2229	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX1X
8						
9						
10	2229	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX1X
11	2229	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX1X
12	2229	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX1X
13						

航海番号欄を追加
(G11のみ)

Ⅶ 詳細仕様検討結果

共通	海上	第11回 第17回	WG	基本 V-3	港湾統計データの配信方法及び収集項目の変更等（１）
----	----	--------------	----	-----------	---------------------------

- ・ 港湾管理者に提供している「港湾統計作成用データ」について、NACCSから直接港湾管理者に提供する形式にする。
- ・ 統計データの精度向上を図るため、収集項目の見直し等を実施する。

詳細仕様検討結果

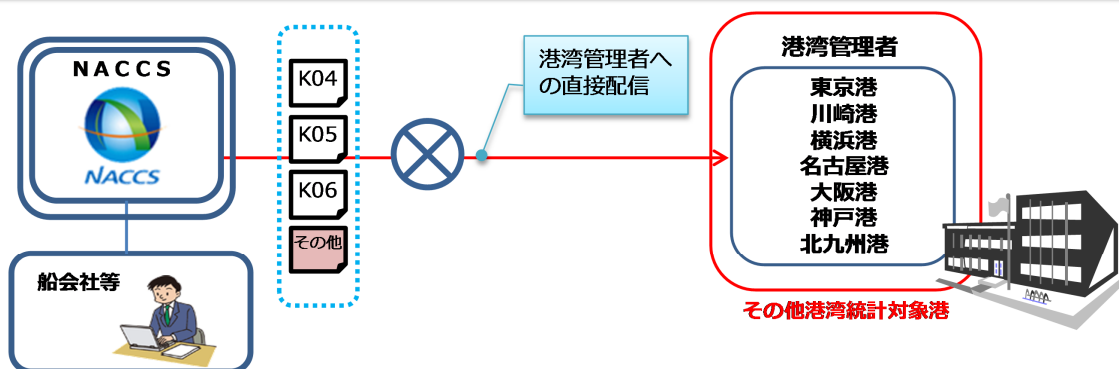
1. 配信方法の変更

<現状>

- ・ 船会社等がNACCSへ登録したデータを基に港湾統計作成用データとして管理資料情報（「K04 輸入貨物データ」「K05 輸出貨物データ」「K06 仮陸揚貨物データ」）を作成している。
- ・ 上記資料は、関係者の同意を得て、「みなと総合研究財団（WAVE）」経由で港湾管理者（7港湾）へ提供している。



- ① 港湾統計用データの提供方法について、港湾管理者に対し直接提供する方法を採用する。
- ② 港湾統計作成用データの収集条件等の見直しを行い、データの精度向上の検討を行う。（次ページの見直しを実施）



Ⅶ 詳細仕様検討結果

共通	海上	第11回 第17回	WG	基本 V-3	港湾統計データの配信方法及び収集項目の変更等（２）
----	----	--------------	----	-----------	---------------------------

詳細仕様検討結果

2. 収集項目の変更等

課 題	要望の概要	検討結果	可否	WG
1. 貨物量の桁ずれ	「輸入貨物情報訂正（SAI）」業務等によって訂正された情報は港湾統計データに反映していない。	SAI業務等の貨物訂正業務を実施した際、当該訂正内容を管理資料に反映する。	○	第11回
2. 品目の不適切な入力及び品種コードの漏れ	代表品目番号及び港湾統計用品目番号に入力漏れが多い。また、品目には品種コードを特定する事ができないような文字列が入力されている。	輸出については、少額申告の場合で代表品目が入力された場合に管理資料に反映する。 輸入については、「出港前報告（AMR）」業務により登録された品目コードを管理資料に反映する。 （ただし、在来貨物、PLコンテナはAMR対象外）	○	第11回
3. 同意書の入手	同意書がなければ配信できない。	現在同意されている利用者については、新たに同意を得ることはしないこととする。新規に利用者となる船会社、船舶代理店からの同意の意思表示は、簡素に行えるよう検討を行う。	○	第11回
4. 港情報の漏れ	NACCSで入力される港情報と、港湾統計に必要な港情報の定義が異なっている。	輸入空コンテナについては「積荷目録情報登録（MFR）」業務により登録された船積港等（任意）を反映する。なお、輸出空コンテナについては、利用者側への影響が大きいため現状通りとする。	○ 一部	第17回
5. 仕出港コードの配信について	仕出港の情報が配信対象となっていないため、トランシップなどの情報を把握することができない。	AMR業務及び「出港前報告訂正（CMR）」業務により登録された仕出港コードを反映する。 （ただし、在来貨物、PLコンテナはAMR対象外）	○	第17回
6. 空コンテナの漏れ	空コンテナについては、登録が必ずしも実施されていない。	空コンテナの仮陸揚処理の追加に伴い、品名・代表品目番号・港湾統計用品目番号を固定値として下記の管理資料に反映する。 ・「K04 港湾統計用輸入貨物データ」 ・「K06 港湾統計用仮陸揚貨物データ」	○	第17回

関係省庁編（海上入出港を除く）

Ⅶ 詳細仕様検討結果

検疫 (人)	航空	第17回 WG	基本 IV-13	「検疫前通報（G I A 0 1）」業務等にかかる改善（1）
-----------	----	------------	-------------	--------------------------------

- 「検疫前通報（G I A 0 1）」業務等にかかる改善を実施する。

詳細仕様検討結果

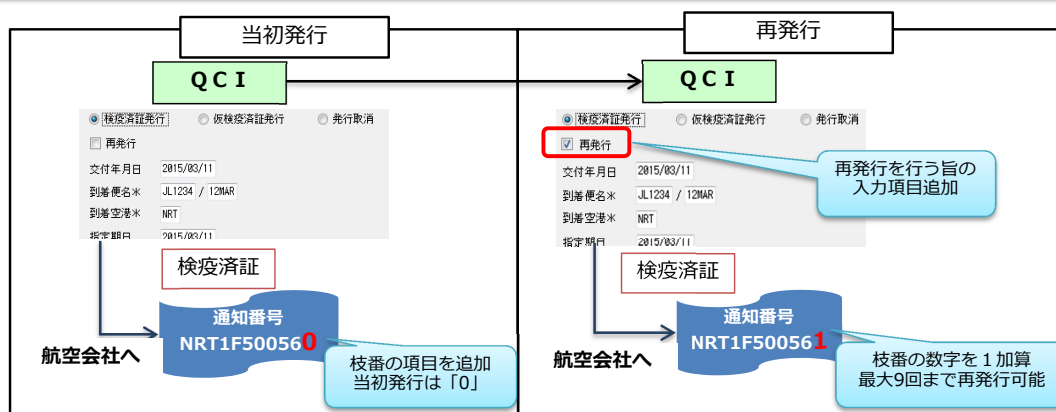
- 「検疫済証発行（Q C I）」業務にて同一の検疫所通知番号で検疫済証等が再発行できるように変更する。

次期

現状、「検疫済証発行（Q C I）」業務による検疫済証又は仮検疫済証の再発行は、取消後、再度、別検疫所通知番号で発行する必要がある。次期では、当初と同一の検疫所通知番号で検疫済証等が再発行できるように変更する。

前提条件

- 再発行であるか否かを判定するため、「検疫済証発行（Q C I）」業務に入力項目を追加する。
- 発行回数を表す枝番項目を追加し、帳票に出力する。（照会業務では参照不可）
- 発行取消後の再発行は現行どおりとし、通知番号を新たに払い出す。



Ⅶ 詳細仕様検討結果

検疫 (人)	航空	第17回 WG	基本 IV-13	「検疫前通報（GIA01）」業務等にかかる改善（2）
-----------	----	------------	-------------	----------------------------

詳細仕様検討結果

2. 「検疫前通報（GIA01）」業務の「記事欄」について、日本語入力を可能とし、桁数も拡大することにより、詳細情報を入力できるようにする。ただし、「入港届（GIR01）」業務の記事欄と「桁数」及び「属性」が異なることになるため、本業務で入力した「記事欄」の内容については、「入港届呼出し（GIR）」業務で呼出しをしないように併せて変更する。

次期イメージ

地理区分

所有者又は運航者 ☐ 航空機登録番号 国籍

航空会社名称

到着便名

共同運航到着便名

出発前寄港 ☐ 寄港出発年月日・時刻

↓

出発空港 ☐ 出発年月日・時刻

↓

到着空港 ☐ 到着年月日・時刻

航空機識別

乗組員人数

上陸旅客数

機長名若しくは代表者

記事欄

感染性のものにかかっていると認められる者の有無 ☐ 人数

航行中の死者の有無 ☐ 人数

検疫区域に到着する予定年月日・時刻

記事欄：
 現行：半角英数字70ケタのため、患者の詳細情報の入力が困難
 次期：① 日本語入力を可能とする。
 ② 日本語70文字、半角英数字140桁まで入力可能とする。

<AIR/IMP> 検疫前通報
NOTIFICATION
(BEFORE ARRIVING)

OWNER OR OPERATOR: XXXXXXXXXX2XXXXXXXXXXXXX DATE: XXXXXXXXXX
 MARKS OF NATIONALITY AND REGISTRATION: XXXXXXXXXX FLIGHT NO: XXXXX/XXXXX
 DEPARTURE FROM: XXXXXXXXXX2XXXXX
 ARRIVAL AT: XXXXXXXXXX2XXXXX

CODE SHARE FLIGHT NO
 XXXXX/XXXX XXXXX/XXXX XXXXX/XXXX XXXXX/XXXX XXXXX/XXXX
 XXXXX/XXXX XXXXX/XXXX XXXXX/XXXX XXXXX/XXXX XXXXX/XXXX

PLACE	NUMBER OF PASSENGERS ON THIS STAGE
XXXXXXXXXXXX2XXXXX XXXXXXXXXX1E XX:XX	DEPARTURE PLACE: EMBARKING THROUGH ON SAME FLIGHT
XXXXXXXXXXXX2XXXXX XXXXXXXXXX1E XX:XX	ARRIVAL PLACE: DISSEMBARKING THROUGH ON SAME FLIGHT
XXXXXXXXXXXX2XXXXX XXXXXXXXXX1E XX:XX	

FOR OFFICIAL USE ONLY
 XXXXXXXXXX1E
 ATA:XX:XX SPOT:XXXXX BUILD:N
 CREW:NNE-NNE-NNE PAX:NNE-NNE-NNE SHIP:XXE
 FLG:XXE SIGN:XXXXX

PRESENCE OF PERSON WHO MAY BE SUFFERING FROM COMMUNICABLE DISEASE:N NNE
 PRESENCE OF DECEASED DURING THE FLIGHT:N NNE
 ESTIMATED DATE AND TIME OF ARRIVAL AT A QUARANTINE DISTRICT:XXXXXXXXX1E XXXX

SIGNATURE: XXXXXXXXXX2XXXXXXXXXXXXX4XXXXXXXXXX5XXXXXXXXXX6XXXXXXXXXX
 (ATTACHED BY AGENT OR PILOT-IN-COMMAND)

REMARK: XXXXXXXXXX2XXXXXXX3XXXXXXX4XXXXXXX5XXXXXXX6XXXXXXX
 XXXXXXXXXX2XXXXXXX3XXXXXXX4XXXXXXX5XXXXXXX6XXXXXXX

記事欄：GIA01業務の変更に合わせて属性、桁数を変更

Ⅶ 詳細仕様検討結果

検疫 (人)	航空	第17回 WG	基本 IV-13	「検疫前通報（GIA01）」業務等にかかる改善（3）
-----------	----	------------	-------------	----------------------------

詳細仕様検討結果

3. 現状、検疫済証及び仮検疫済証の国籍項目は、文字数が7桁（航空機の国籍略称を表示）のため正式な国名が表示されないため、次期では、国籍項目について、7桁から50桁に拡大し正式な国名が表示されるよう変更する。

次期イメージ

様式第三 検疫済証
Quarantine Service
Japanese Government
FREE PRAATIQUE

交付年月日 XXXX年 XX月 XX日
Date of Issue

飛行場名 XXXXXXXXXX2XXXXX
Airport

1. 航空機の登録番号 XXXXXXXXX
Registration Marks of aircraft

2. 国籍 XXXXXXXXXX2XXXXXXX4XXXXXX
Nationality

3. 航空機の型 XXXXXXXXX
Type of aircraft

上記の航空機について、検疫法により検疫を行った結果、異常がないと認め。よって、検疫法第十七条第一項の規定により、この証を交付する。

It has been ascertained that no abnormality exists as a result of quarantine inspection conducted with the above-mentioned aircraft under the provisions of the Quarantine Law. Accordingly, this is issued under the provision of paragraph 1 of Article 17 of the Quarantine Law.

氏名 XXXXXXXXXX2XXXXXXXXXXXXX
Signature 担当検疫官
Quarantine Officer concerned
XXXXXXXXXX2XXXXXXX3XXXXXXX4XXXXXXX5XXXXXXX6XXXXXXX
氏名 XXXXXXXXXX2XXXXXXX3XXXXXXX4XXXXXXX5XXXXXXX6XXXXXXX
(通知番号) XXXXXXXXX1E

様式第三 仮検疫済証
Quarantine Service
Japanese Government
PROVISIONAL PRAATIQUE

交付年月日 XXXX年 XX月 XX日
Date of Issue

飛行場名 XXXXXXXXXX2XXXXX
Airport

1. 航空機の登録番号 XXXXXXXXX
Registration Marks of aircraft

2. 国籍 XXXXXXXXXX2XXXXXXX4XXXXXX
Nationality

3. 航空機の型 XXXXXXXXX
Type of aircraft

検疫法により検疫を行った結果、この航空機が国内に侵入するおそれほとんどないと認め。よって、この証を交付する。月 XX日までに検疫感染症患者の発生その他異常な事実が証明しない限り、この証の効力を生ずるものとする。

As a result of the quarantine inspection conducted with the above-mentioned aircraft under the provisions of the Quarantine Law, it has been ascertained that there is scarcely any danger of invasion of some of quarantinable disease into this country through such aircraft. Accordingly, this is issued under the provision of Article 18 of the Quarantine Law. This certificate shall acquire validity as free pratique, when no abnormality occurs by (day) XX (month) XX.

氏名 XXXXXXXXXX2XXXXXXXXXXXXX
Signature 担当検疫官
Quarantine Officer concerned
XXXXXXXXXX2XXXXXXX3XXXXXXX4XXXXXXX5XXXXXXX6XXXXXXX
氏名 XXXXXXXXXX2XXXXXXX3XXXXXXX4XXXXXXX5XXXXXXX6XXXXXXX
(通知番号) XXXXXXXXX1E

7桁から50桁に拡大

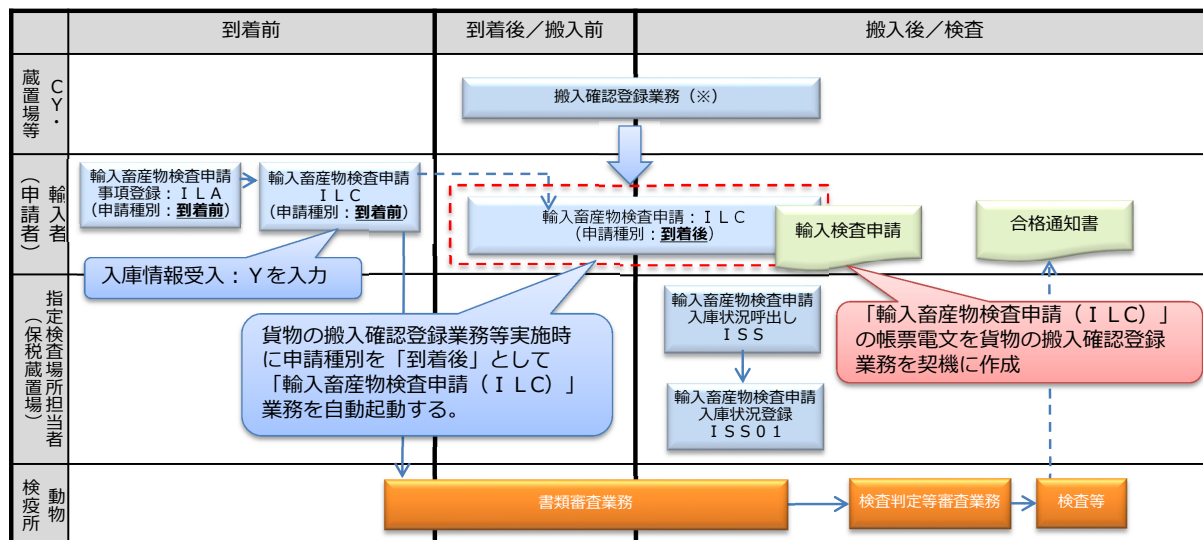
Ⅶ 詳細仕様検討結果

動物 検査	航空 海上	第15回 WG	基本 Ⅳ-13	「輸入畜産物検査申請（I L C）」業務における到着後申請の自動起動化（1）
----------	----------	------------	------------	--

- 「輸入畜産物検査申請（I L C）」業務において貨物到着前申請（入庫情報受入=Y）を行った場合に、貨物の搬入確認登録業務を契機として、貨物到着後申請を自動起動させる機能を追加する。

詳細仕様検討結果

「輸入畜産物検査申請（I L C）」業務において、「申請種別：到着前（B）」かつ「入庫情報受入：あり（Y）」が入力されている場合、貨物の搬入確認登録業務実施時に、「申請種別：到着後（A）」として「輸入畜産物検査申請（I L C）」業務を自動起動する。



※輸入畜産物検査申請の自動起動の契機となる代表的な搬入確認登録業務は以下のとおり。

- ① 海上：「船卸確認登録（一括）（P K I）」業務、「船卸確認登録（個別）（P K K）」業務、「C Y搬入確認登録（C Y A）」業務等
- ② 航空：「貨物確認情報登録（P K G）」業務、「混載貨物確認情報登録（H P K）」業務等

Ⅶ 詳細仕様検討結果

動物 検査	航空 海上	第15回 WG	基本 Ⅳ-13	「輸入畜産物検査申請（I L C）」業務における到着後申請の自動起動化（2）
----------	----------	------------	------------	--

詳細仕様検討結果

【参考】自動起動を利用する場合は、以下の入力を行う。

輸入畜産物検査申請（I L A応答画面（I L C））

輸入畜産物検査申請（I L C）

申請種別を「B：到着前」 入庫情報受入を「Y：あり」

※自動起動させるための特別な種別や入力はない。

輸入畜産物検査申請情報として登録したB/L番号に対して、貨物の搬入確認登録業務が実施された場合には、貨物到着後の申請（申請種別：到着後）として「輸入畜産物検査申請（I L C）」業務が自動起動される。

なお、従来どおり 貨物の搬入確認登録業務実施前に 手動で貨物到着後の申請（申請種別：到着後）として「輸入畜産物検査申請（I L C）」業務を実施することも可能とする。

Ⅶ 詳細仕様検討結果

動物 検疫	航空 海上	第15回 WG	基本 Ⅳ-13	「輸入犬等検査申請事項登録（IQA）」業務等の改善（1）
----------	----------	------------	------------	------------------------------

- 「輸入犬等検査申請事項登録（IQA）」業務等におけるユーザビリティ向上等、業務の改善を実施する。

詳細仕様検討結果

1. 輸出入犬等業務のユーザビリティ向上対応

- 輸入犬等検査申請及び輸出犬等検査申請について、ユーザビリティを考慮した画面表示とし、画面ごとに保存機能を設ける。
- 犬等の事項登録業務等で入力できる「荷受人住所」及び「荷送人住所」の入力欄を4欄から1欄として登録を行う。

○例 輸入犬等検査申請事項登録（IQA）

変更対象
業務一覧

業務コード	業務名	業務コード	業務名
IQA	輸入犬等検査申請事項登録	IQC	輸入犬等検査申請
IQA01	輸入犬等検査申請事項登録（試験研究用）	EQA	輸出犬等検査申請事項登録
IQB	輸入犬等検査申請事項呼出し	EQB	輸出犬等検査申請事項呼出し
IQY	輸入犬等検査申請事項呼出し（届出情報利用）		

※IQB業務による「共通管理番号」呼出しや、IQA業務により共通管理番号を要求した場合は、荷受人住所及び荷送人住所の項目は共通項目として補充しない。

Ⅶ 詳細仕様検討結果

動物 検疫	航空 海上	第15回 WG	基本 Ⅳ-13	「輸入犬等検査申請事項登録（IQA）」業務等の改善（2）
----------	----------	------------	------------	------------------------------

詳細仕様検討結果

2. 輸出入犬等業務の狂犬病予防接種欄、抗体検査機関に係る欄の追加

- 「狂犬病予防接種」に関する6～10欄の項目及び「狂犬病抗体検査情報」に関する「抗体検査2、3」の項目を新規に追加する。

○例 「輸入犬等検査申請事項登録（IQA）」業務

➤ 変更対象業務

業務コード	対象業務
IQA	輸入犬等検査申請事項登録
EQA	輸出犬等検査申請事項登録

➤ 変更対象帳票（項目追加）

変更対象帳票
狂犬病予防法及び家畜伝染病予防法に基づく犬の輸入検査申請情報（CAJ023）
狂犬病予防法に基づく動物の輸入検査申請情報（CAJ024）
犬等の検疫検査結果通知情報（CAJ029）※輸入
狂犬病予防法及び家畜伝染病予防法に基づく犬の輸出検査申請情報（CAJ045）
狂犬病予防法に基づく動物の輸出検査申請情報（CAJ046）
犬等の検疫検査結果通知情報（CAJ048）※輸出

VII 詳細仕様検討結果

植物 防疫	航空 海上	第15回 WG	基本 IV-13	「植物等輸入検査申請事項登録（IPA）」業務等の改善（1）
----------	----------	------------	-------------	-------------------------------

- 「植物等輸入検査申請事項登録（IPA）」業務における卸下（しゃか）場所のコード化 及び 「植物等輸入検査申請（IPC）」業務における検査申請控に申請年月日を出力する機能 を追加する。

詳細仕様検討結果

- 「植物等輸入検査申請事項登録（IPA）」業務等に「卸下場所コード」欄を追加し、入力コードに応じた保税地域略称を表示する。
なお、Web業務では「卸下場所コード」欄及び「検索ボタン」を追加し、「卸下場所コード」を検索できるようにする。

○ 例「植物等輸入検査申請事項登録（IPA）」業務

「植物等輸入検査申請事項呼出し（IPB）」業務で共通管理番号呼出しを行った場合には、「卸下場所コード」欄に保税地域コードを補完する。

「卸下場所コード」欄の追加により、変更対象となる業務は以下のとおり。

業務コード	業務名称
IPA	植物等輸入検査申請事項登録
IPB	植物等輸入検査申請事項呼出し
IPC	植物等輸入検査申請
IIP	植物等輸入検査現況照会
SWA	シングルウィンドウ輸入申告事項登録

VII 詳細仕様検討結果

植物 防疫	航空 海上	第15回 WG	基本 IV-13	「植物等輸入検査申請事項登録（IPA）」業務等の改善（2）
----------	----------	------------	-------------	-------------------------------

詳細仕様検討結果

- 「植物、輸入禁止品等輸入検査申請情報（CHA005）」に電文受信日時（NACCSセンターサーバで処理要求を受け付けた日時）を申請年月日として「yyymmdd」の形式で表示する。

Ⅶ 詳細仕様検討結果

植物防疫	航空海上	第17回WG	基本Ⅳ-13	植物等輸入検査業務における木材検疫要綱「認可証明書」の交付
------	------	--------	--------	-------------------------------

- 木材の輸入検査を行った場合、認可証明書には「下記植物等は、植物防疫法による輸入検査を終了し、輸入認可したことを証明する。」の固定文言を表示しているが、木材検疫要綱に適した「認可証明書」に変更する。

詳細仕様検討結果

木材の輸入検査を行った場合、木材検疫要綱に基づく文言を表示する。（植物輸入認可証明書情報（CAH014））

植物輸入認可証明書

申請番号 16XXXXXXXXXXXX 申請者 38XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX 10XXXXXXXX
 共通管理番号 10XXXXXXXX 22XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX 3 X X 5XXXX
 B/L番号 35XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX 申請年月日 10XXXXXXXX
 植物輸入認可証明書発行年月日 10XXXXXXXX
 植物防疫官 1 0 X X X X X X X X

下記植物等は、植物防疫法による輸入検査を終了し、輸入認可したことを証明する。

積載船(機)名 35XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX 輸送方法の区別 7 X X X X X
 検査年月日 10XXXXXX

荷送人住所 35XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
 35XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
 35XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
 荷送人氏名 70XX
 荷受人住所 15XXXXXXXXXXXX
 35XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
 70XX
 85XX
 荷受人氏名 3 5 X
 認可条件 3 5 X
 3 5 X
 3 5 X
 3 5 X

2X 種類・名称 40XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
 ブランド・品種名 15XXXXXXXXXXXX 数量 12XXXXXXXX 4XX

2X 種類・名称 40XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
 ブランド・品種名 15XXXXXXXXXXXX 数量 12XXXXXXXX 4XX

2X 種類・名称 40XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
 ブランド・品種名 15XXXXXXXXXXXX 数量 12XXXXXXXX 4XX

3 X X

現状は左記の文言が表示されるが、次期では、木材の輸入検査を行った場合、木材検疫要綱に基づき、「下記木材は、輸入認可したことを証明する。（仮）」の文言を表示するように変更する。

（植物防疫所職員が行う、結果登録業務の検査類別（通常検査、隔離、木材検疫要綱等）で選択した内容に応じて適切な文言を表示する。なお、検査類別に応じた出力文言が異なる場合には複数の帳票を出力することとする。）

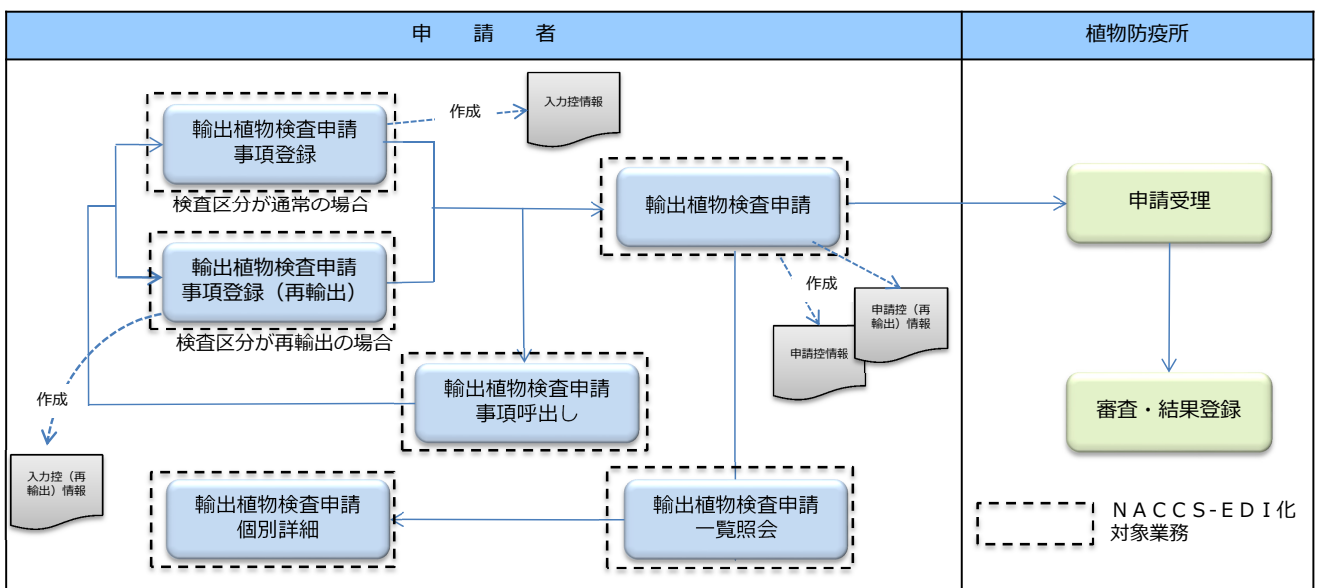
Ⅶ 詳細仕様検討結果

植物防疫	航空海上	第15回WG	基本Ⅳ-13	輸出植物検査申請業務等のNACCS-EDI化
------	------	--------	--------	------------------------

- 輸出植物の検査申請業務についてNACCS-EDI業務も提供し、NACCS端末や自社システムからの業務を実施可能とする。

詳細仕様検討結果

現在、Web業務にて提供している輸出植物の検査申請業務について、NACCS-EDI業務も提供する。対象業務は、下図破線で囲まれている業務とする。



VII 詳細仕様検討結果

食品 検査	航空 海上	第15回 第16回 WG	基本 IV-13	「食品等輸入届出事項登録（I F A）」業務等の改善（1）
----------	----------	-----------------	-------------	-------------------------------

- ・ 「食品等輸入届出事項登録（I F A）」業務等の改善を実施する。

詳細仕様検討結果

「食品等輸入届出事項登録（I F A）」業務等について以下の改善等を実施する。

1. I F A業務等の事項登録業務における「品目名」、「原材料・材質名」、「添加物・成分名」、「製造方法名」の各欄を英名から和名出力に変更する。
2. 事項登録業務等の「原材料・材質コード」「原材料・材質名」「添加物コード」「添加物・成分名」の欄数を15欄から拡張する。
なお、「原材料・材質コード」「原材料・材質名」「添加物・成分コード」「添加物・成分名」が15欄を超えた場合は、超過分は新たに「入力制御紙」を作成し出力する。
3. 事項登録業務等の「原材料・材質名」「製造方法名」の各欄を画面出力項目から画面入力項目に変更する。「原材料・材質コード」、「製造加工方法コード」にバスケットコードを入力した場合に補完入力を可能とする。なお、入力控に出力する際は、画面に入力した内容を出力する。
4. 事項登録業務等における画面入力項目及び画面/帳票出力項目として「商品名・ブランド名」欄を新たに追加する。
5. 事項登録業務等における「試験成績書有無」、「コレラ証明書有無」の各欄を削除する。
6. 事項登録業務等における「継続」欄に「初回」、「継続」、「更新」の区別を入力できるように変更する。

VII 詳細仕様検討結果

食品 検査	航空 海上	第15回 第16回 WG	基本 IV-13	「食品等輸入届出事項登録（I F A）」業務等の改善（2）
----------	----------	-----------------	-------------	-------------------------------

詳細仕様検討結果

「食品等輸入届出事項登録（I F A）」業務等における、前記6項目の改善内容イメージは下記のとおりである。

The screenshot shows the IFA system interface with several annotations explaining improvements:

- ① 品目名、原材料・材質名、添加物・成分名、製造方法名を英名から和名出力に変更
- ② 原材料コード、原材料名、添加物コード、添加物名を拡張。「入力制御紙」を新規作成し、原材料・材質コード、原材料・材質名、添加物コード、添加物・成分名が15欄を超えた場合に出力
- ③ 原材料・材質名、製造方法名を入力項目に変更。原材料・材質コード、製造加工方法コードがバスケットコードの時は入力
- ④ 商品名・ブランド名を追加
- ⑤ 「継続」欄に初回入力、継続、更新の区別を入力するように変更する
- ⑥ 試験成績書有無及びコレラ証明書有無の入力項目を削除し、遺伝子組換えの種類を衛生証明書番号の右に移動する。

VII 詳細仕様検討結果

食品 検査	航空 海上	第15回 第16回 WG	基本 IV-13	「食品等輸入届出事項登録（I F A）」業務等の改善（3）
----------	----------	-----------------	-------------	-------------------------------

詳細仕様検討結果

1. 変更対象業務

項番	業務コード	業 務 名 称
1	I F A	食品等輸入届出事項登録
2	I F B	食品等輸入届出事項呼出し
3	I F C	食品等輸入届出
4	I F D	食品等輸入届出変更事項呼出し
5	I F A 0 1	食品等輸入届出変更事項登録
6	I F E	食品等輸入届出変更
7	I F G / I F G 0 1	事前届出搬入連絡
8	SWA	シングルウィンドウ輸入申告事項登録
9	I I F	食品等輸入届出情報照会
10	R I F	食品等輸入届出控再出力

2. 変更対象帳票

項番	出力情報コード	帳 票 名 称
1	C A G 0 0 1	食品等輸入届出事項登録入力控情報
2	C A G 0 0 4	食品等輸入届出控情報
3	C A G 0 0 6	食品等輸入届出変更事項登録入力控情報
4	C A G 0 0 8	食品等輸入届出変更控情報
5	C A G 0 1 2	食品等輸入届出控再出力情報

VII 詳細仕様検討結果

食品 検査	航空 海上	第16回 WG	基本 IV-13	食品等輸入届出業務等における「添付書類の有無」欄の追加
----------	----------	------------	-------------	-----------------------------

- 「食品等輸入届出（I F C）」業務及び「食品等輸入届出変更（I F E）」業務に添付書類の有無欄を追加する。

詳細仕様検討結果

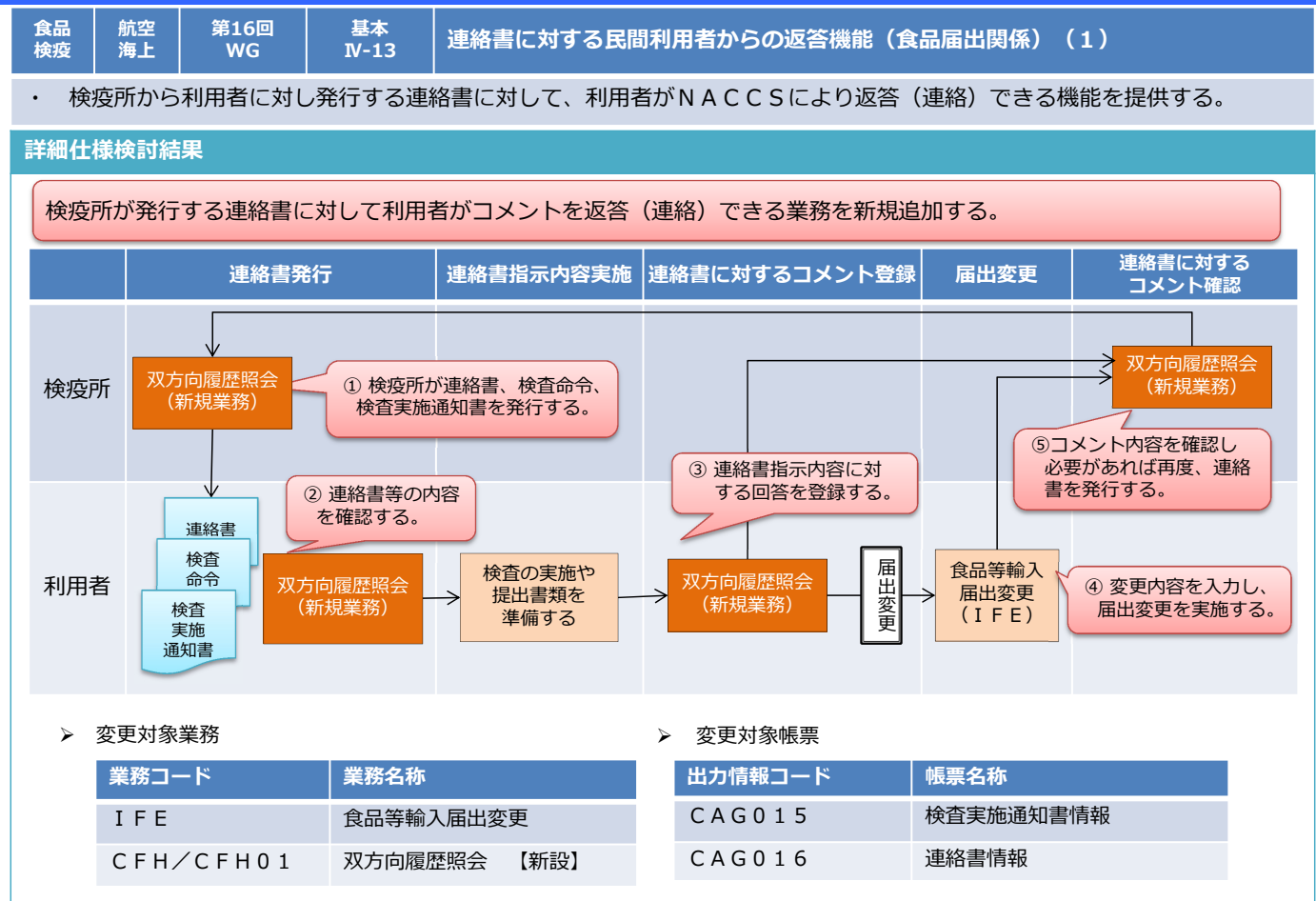
食品等輸入届出業務等において添付ファイルの送付が可能となることから、別途で書面の書類が提出されるか否かを確認できるようにコンボボックスを新たに追加する。

（食品等輸入届出／食品等輸入届出変更画面）

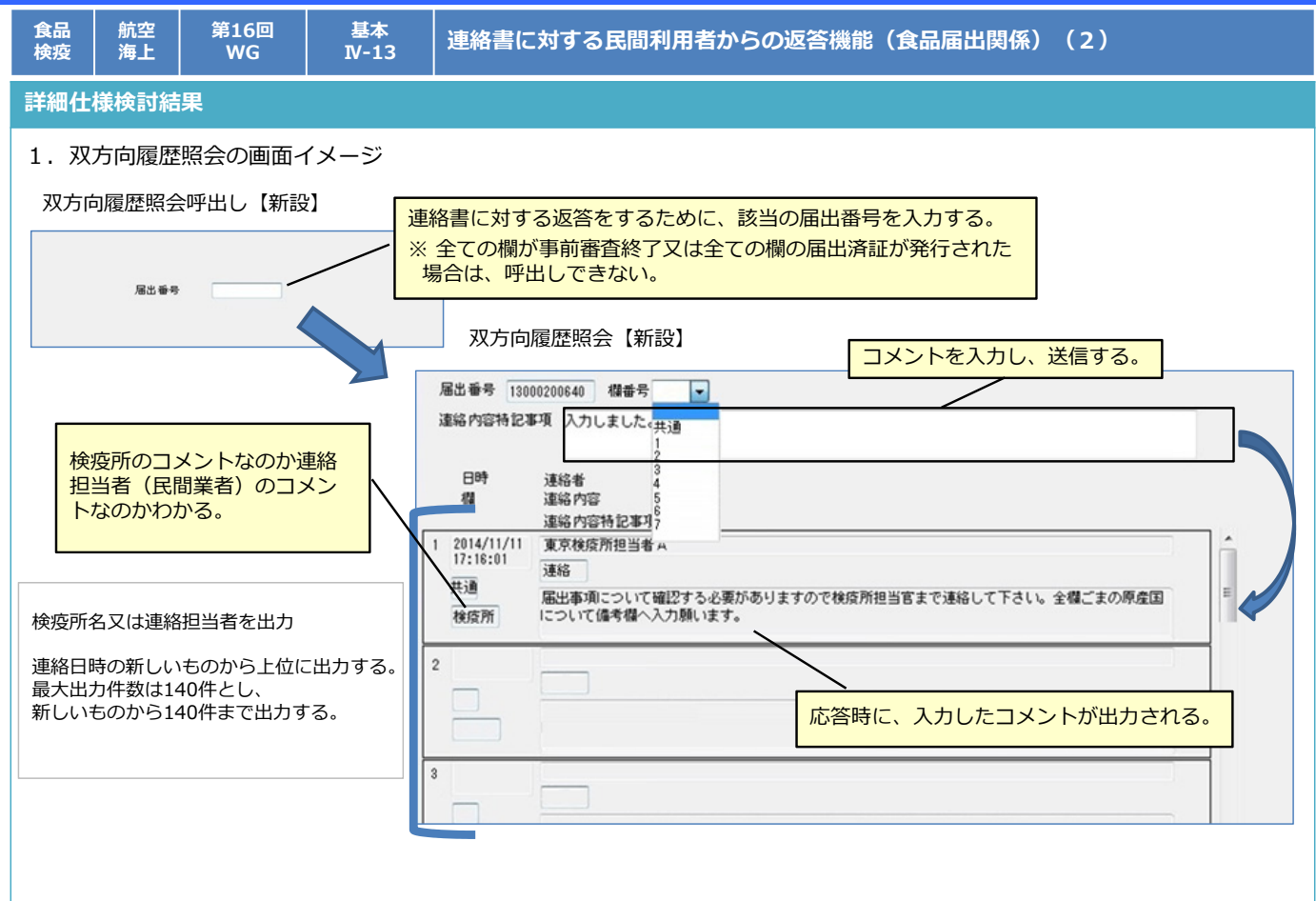
「郵送、F A Xまたは窓口への持ち込みにより添付書類を提出する」の有無を入力するためのコンボボックスを追加する。

「食品等輸入届出変更事項登録（I F A 0 1）」業務からの応答時（食品等輸入届出変更）は、登録されている値をもとに出力する。

Ⅶ 詳細仕様検討結果



Ⅶ 詳細仕様検討結果



Ⅶ 詳細仕様検討結果

食品
検査

航空
海上

第16回
WG

基本
Ⅳ-13

連絡書に対する民間利用者からの返答機能（食品届出関係）（3）

詳細仕様検討結果

2. 「食品等輸入届出変更（I F E）」業務の変更イメージ

届出変更内容を記載する。

Ⅶ 詳細仕様検討結果

食品
検査

航空
海上

第16回
WG

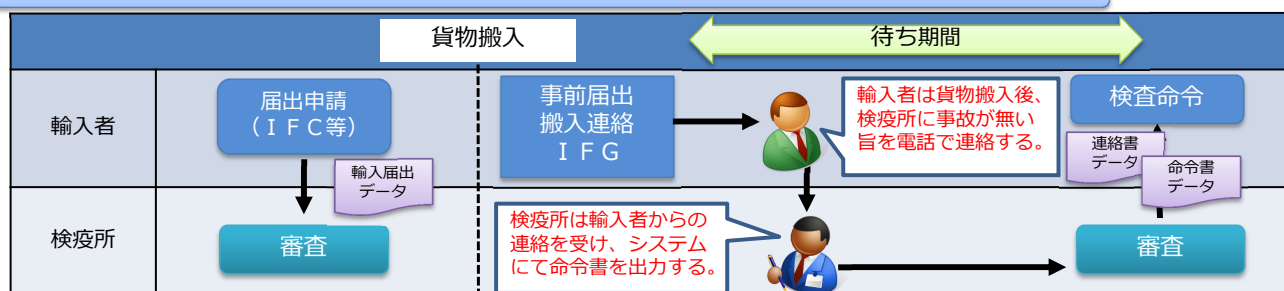
基本
Ⅳ-13

「事前届出搬入連絡（I F G）」業務後の検査命令書の自動発行

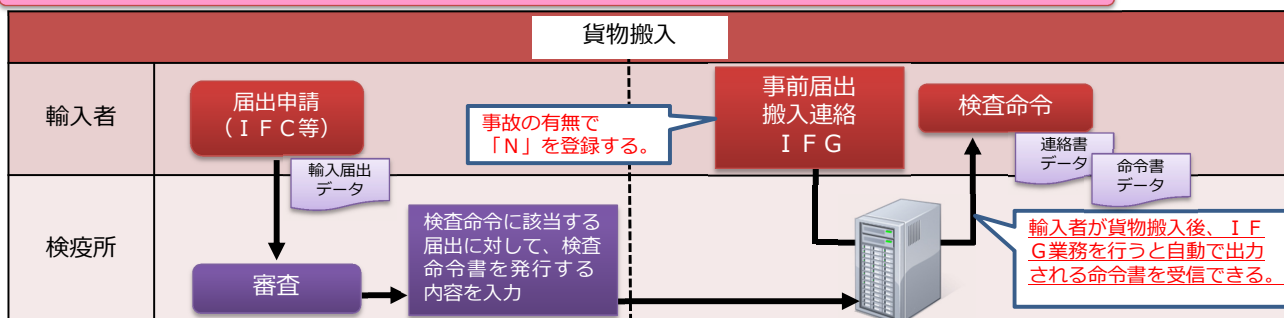
- 事前届出の検査命令について、搬入確定（I F G）後に自動で発行するように変更する。

詳細仕様検討結果

【現行】搬入後に輸入者が検査所に命令書を発行するように連絡をする。



【次期】搬入後に輸入者が I F G 業務を行うことで、自動発行された命令書を受信できる。



Ⅶ 詳細仕様検討結果

医薬医療	航空海上	第16回 第17回 WG	基本 IV-13	医薬品医療機器等輸出入手続き業務に係る改善要望に基づく変更（1）
・ 医薬品医療機器等輸出入手続き業務について改善要望を踏まえて必要な見直しを実施する。				

詳細仕様検討結果

項番	検討項目	変更要望	次期仕様
1	医薬業務における電子メール通知機能の追加	届出等を行った際や、届出等が受理／不受理となった際、電子メールで通知してほしい。 なお、電子メール通知先は複数設定することが可能で、「常に通知する先」と「届出ごとに個別通知する先」を分けて登録したい。	① 届出者が常に通知する先のメールアドレスを登録する業務を新設する。 ② 事項登録業務に個別に通知する先のメールアドレス入力欄を追加する。 ③ 届出系業務や確認系業務において、登録されたメールアドレス宛に、届出された旨や確認完了した旨の電子メールを送信する。
2	委託関係登録業務の新設	輸入報告を代理申請する場合に添付する委任状について、同じ委任状を何度も添付しないでいように改善してほしい。	① 委託先利用者が委託関係を登録する業務を新設する。 ② 官利用者が委託関係の登録内容を確認する業務を新設する。 ③ 委託関係テーブルの登録内容とPOA業務の入力内容の整合性を確認する。
3	利用者情報登録の改善	① 項目「営業所等名称」の桁数が日本語15文字であり不足しているので増やしてほしい。 ② 主たる機能を有する事務所の名称・住所を記載する欄が無いので設けてほしい。 ③ 備考を記載する欄を設けてほしい。	① 項目「営業所等名称」の桁数を日本語30文字にする。 ② 項目「主たる機能を有する事務所又は製造所名称」「主たる機能を有する事務所又は製造所所在地」を新設する。 ③ 項目「備考」を新設する。
4	官側の確認中状況の追加	届出者が官側で確認業務を開始した状況を確認できるようにしてほしい。	確認業務実施前の届出状況に「確認中」の種別を表示させるようにする。
5	一覧照会業務に届出者名の出力	一覧照会で「届出者名」を確認したい。	医薬品医療機器等一覧照会情報に「届出者名」を出力する。

Ⅶ 詳細仕様検討結果

医薬医療	航空海上	第16回 第17回 WG	基本 IV-13	医薬品医療機器等輸出入手続き業務に係る改善要望に基づく変更（2）
------	------	-----------------	-------------	----------------------------------

詳細仕様検討結果

項番	検討項目	変更要望	次期仕様
6	項目・画面構成の見直し	輸入報告事項登録業務については「臨床試験計画書」「試験研究計画書」「訓練計画書」「商品説明書」等の別添様式について、輸入の目的ごとに添付必須となる様式の種類が異なることから、利用者が輸入の目的による必要な入力内容がわかるように画面構成等を見直してほしい。	① 輸入の目的ごとに添付必須となる様式を「種別（画面コード）」で制御する。それに伴い、入力が必要な項目のみとなるように、画面構成を見直す。 ② 何を入力すればよいか分かるように、入力ガイド、エラーメッセージの文言を見直す。
7	代行業者の単独申請	輸入報告を代理申請する場合に、NACCS利用者ではない委託元利用者の代行申請も可能としてほしい。	① 単独の代行申請（委託元利用者が利用者情報登録を行っていない場合の代行申請）を表すフラグ項目を追加する。 ② 単独の代行申請の場合は、通常は委託元利用者コードから補完している項目を、手入力可能とする。
8	体外診断用医薬品の追加	法改正後の輸入報告書様式に合わせて、輸入報告の「品目の別」に「体外診断用医薬品」を追加してほしい。	輸入報告業務の「品目の別」に「体外診断用医薬品」を追加する。
9	通知事項欄の利便性向上	通知事項欄の文字数を増やしてほしい。	998byte（全角499文字）の通知事項欄を1欄設ける。

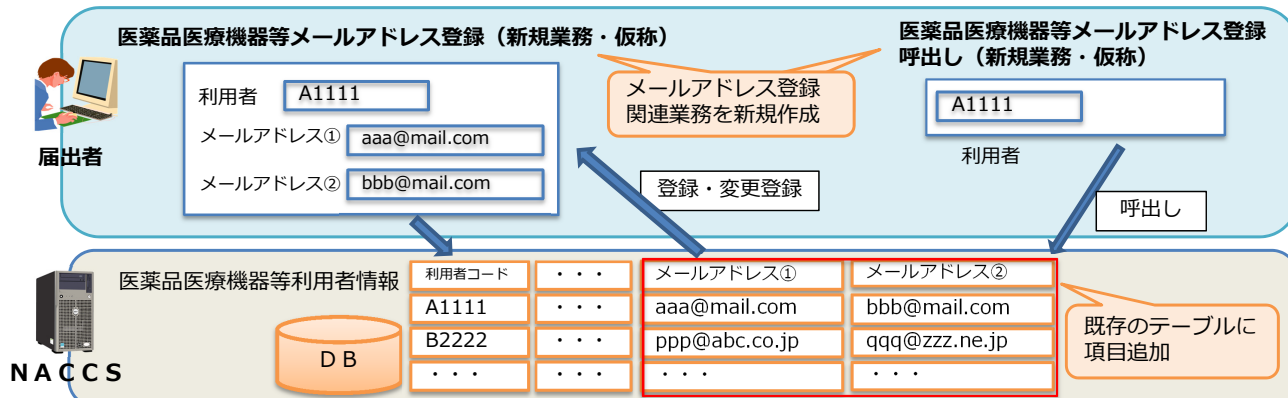
Ⅶ 詳細仕様検討結果

医薬医療	航空海上	第16回 第17回	WG	基本 IV-13	医薬品医療機器等輸入手続き業務に係る改善要望に基づく変更（3）
------	------	--------------	----	-------------	---------------------------------

詳細仕様検討結果

検討項目 1. NACCS 端末を持たない関係者に向けて、届出を行ったことや確認が完了したことを通知するため、電子メールによる通知機能を追加する。

（1）常時通知先メールアドレスの登録・変更イメージ



① メールアドレス登録の対象業務

区分	登録業務
常時通知先	医薬品医療機器等メールアドレス登録（新規・仮称）
個別通知先	医薬品医療機器等輸入届出事項登録（PGA） 医薬品医療機器等輸入変更届出確認（PGM01） 医薬品医療機器等輸出用届出事項登録（PTA） 医薬品医療機器等輸出用変更届出確認（PTM01） 医薬品医療機器等輸入報告事項登録（POA）

② メール送信の対象業務

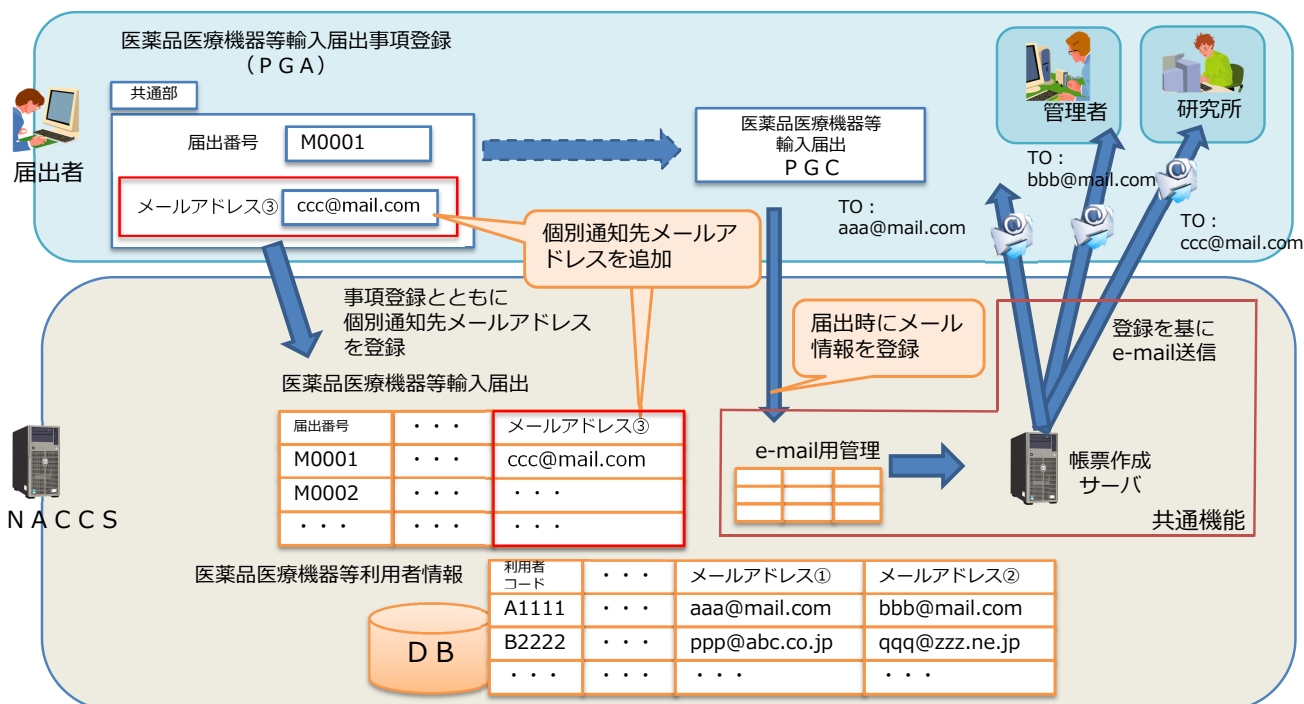
メール送信業務
医薬品医療機器等輸入届出（PGC） 医薬品医療機器等輸入変更届出（PGM02） 医薬品医療機器等輸出用届出（PTC） 医薬品医療機器等輸出用変更届出（PTM02） 医薬品医療機器等輸入報告（POC） 医薬品医療機器等輸入届出確認（PGK01） 医薬品医療機器等輸出用届出確認（PTK01） 医薬品医療機器等輸入報告確認（POK01）

Ⅶ 詳細仕様検討結果

医薬医療	航空海上	第16回 第17回	WG	基本 IV-13	医薬品医療機器等輸入手続き業務に係る改善要望に基づく変更（4）
------	------	--------------	----	-------------	---------------------------------

詳細仕様検討結果

（2）個別通知先メールアドレスの登録とメール送信（輸入届出時の例）

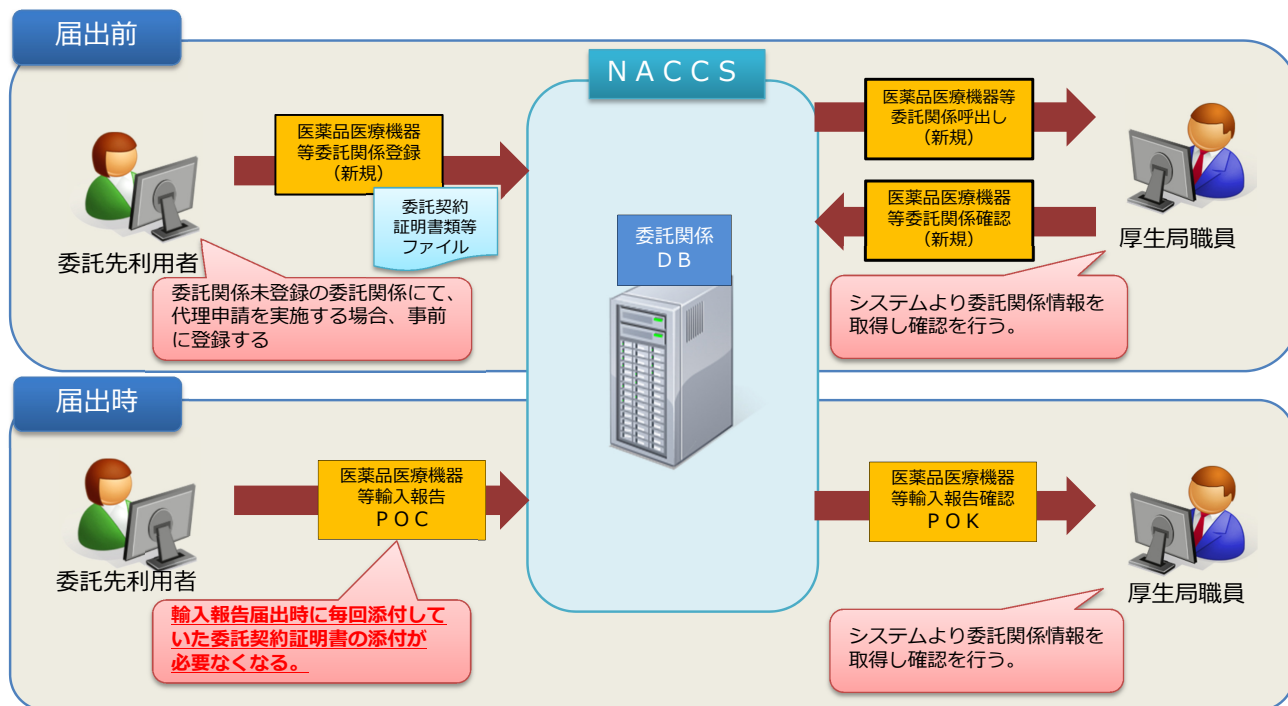


Ⅶ 詳細仕様検討結果

医薬 医療	航空 海上	第16回 第17回	WG	基本 Ⅳ-13	医薬品医療機器等輸入手続き業務に係る改善要望に基づく変更（５）
----------	----------	--------------	----	------------	---------------------------------

詳細仕様検討結果

検討項目 2. 輸入報告業務で委託契約関係を管理する委託先利用者が委託関係を登録する業務を新設する。官利用者は委託関係の登録内容を参照する業務（新設）を利用して委託関係を確認する。

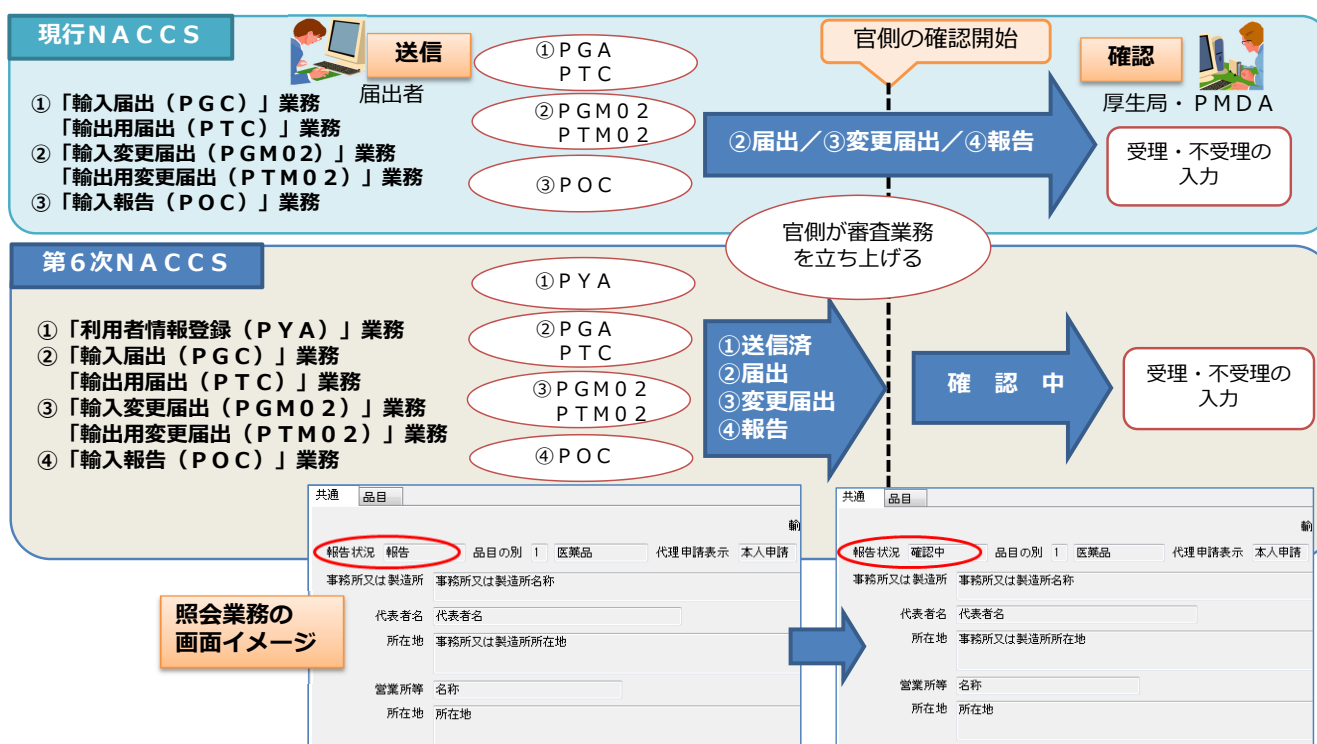


Ⅶ 詳細仕様検討結果

医薬 医療	航空 海上	第16回 第17回	WG	基本 Ⅳ-13	医薬品医療機器等輸入手続き業務に係る改善要望に基づく変更（６）
----------	----------	--------------	----	------------	---------------------------------

詳細仕様検討結果

検討項目 4. 届出者が官側で確認業務を開始したことを確認可能とするため、届出状況に「確認中」の種別を表示させる。



Ⅶ 詳細仕様検討結果

医薬 医療	航空 海上	第16回 第17回 WG	基本 Ⅳ-13	医薬品医療機器等輸出入手続き業務に係る改善要望に基づく変更（7）
----------	----------	-----------------	------------	----------------------------------

詳細仕様検討結果

検討項目 6. 輸入の目的ごとに添付必須となる様式（下表参照）を「種別（画面コード）」で制御する仕様に変更する。
それに併せて、入力が必要な項目のみとなるように、画面構成についても見直しを実施する。

	種別	輸入報告書	臨床試験計画書	試験研究計画書 訓練計画書	商品説明書 （個人・医師用 医薬品）	商品説明書 （個人・医師用 医薬品以外）	再輸入品 ・返送品用
1：治療（企業）用 2：臨床試験（医師）用	R I N	○	○				
3：試験研究・社内見本用（試験研究） 4：社員訓練用	S K K	○		○			
3：試験研究・社内見本用（社内見本） 5：展示品 6：個人用（医薬品以外） 7：医療従事者個人用（医薬品以外） 9：自家消費用	S H A	○				○	
6：個人用（医薬品） 7：医療従事者個人用（医薬品）	S H B	○			○		
8：再輸入品・返送品用	K Y N	○					○
10：治療（企業）用＋試験研究用	C H S	○	○	○			

Ⅶ 詳細仕様検討結果

医薬 医療	航空 海上	第16回 第17回 WG	基本 Ⅳ-13	医薬品医療機器等輸出入手続き業務に係る改善要望に基づく変更（8）
----------	----------	-----------------	------------	----------------------------------

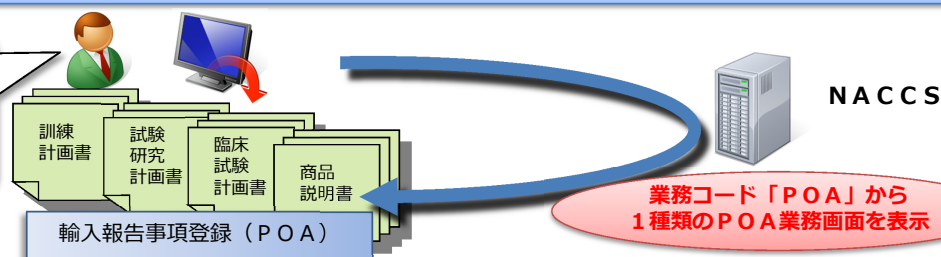
詳細仕様検討結果

検討項目 6（続き）

現 行

「臨床試験計画書」「試験研究計画書」「訓練計画書」「商品説明書」等のすべての別添様式が輸入の目的に係らず、輸入報告事項登録業務画面に表示されている。

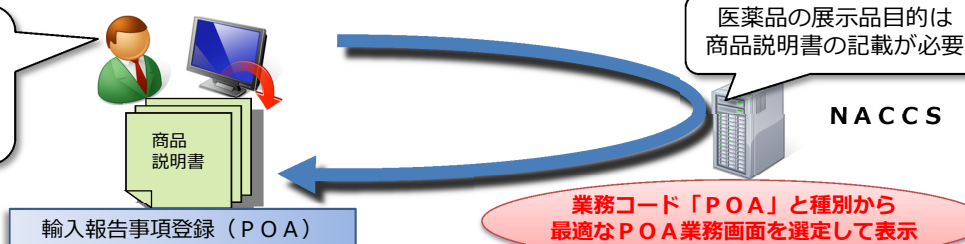
医薬品を展示品の目的で輸入したい場合、必要ない入力項目が表示されるので何を入力すればよいかわからない。



次 期

輸入の目的ごとに添付必須となる様式を「種別（画面コード）」で制御する。共通部分も必要な項目のみになるように画面構成を精査し、入力ガイドも見直す。

医薬品を展示品の目的で輸入したい場合、表示された画面の項目のみ入力すれば良い。



VII 詳細仕様検討結果

医薬医療	航空海上	第16回 第17回	WG	基本 IV-13	医薬品医療機器等輸入手続き業務に係る改善要望に基づく変更（9）
------	------	--------------	----	-------------	---------------------------------

詳細仕様検討結果

検討項番 6・7・8

VIII 問合せ先

本資料に係るご質問等は、お手数ですがE-mailにて以下宛先までお問合わせ下さい。

輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社（NACCSセンター）
企画部 企画第1課

E-mail : jiki-setsumeikai@naccs.jp

memo

This image shows a single sheet of white paper with horizontal blue ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins or other markings on the paper.

